

博士論文 平成 28 (2016) 年度

李承晩政權の対日外交
— 「日本問題」の視点から —

慶應義塾大学大学院法学研究科

尹 錫 貞

目次

序章	1
(1) 問題の所在	1
(2) 日韓関係と日本問題	6
(3) 分析視角	8
(4) 本論文の構成と資料	15
第1章 対日講和条約と李承晩政権	18
第1節 対日講和条約と日本問題	20
(1) 冷戦と対日占領政策の転換	20
(2) 冷戦における日本問題	23
(3) 日本の再軍備に対する地域諸国の懸念とアメリカ	26
第2節 対日講和条約と李承晩政権	28
(1) 署名国参加と対日賠償外交	28
(2) 李承晩政権の連合国外交と対日講和条約	32
(3) 対日講和条約の在り方をめぐる米韓間の対立	35
小結	41
第2章 第1-3次日韓会談と日本問題	43
第1節 日韓国交正常化会談と日韓相互不信の構図	46
(1) 日韓予備会談の開催	46
(2) 第1次日韓会談の決裂	50
第2節 吉田・李承晩会談と日韓会談	53
(1) 吉田・李承晩会談	53
(2) 李承晩訪日後の日韓関係	56
第3節 米韓相互防衛条約と日本	58
(1) 日本の将来に対する李承晩の懸念とアメリカ	58
(2) 李承晩・ダレス会談と日本	61
(3) 第3次日韓会談の決裂と対立の激化-歴史的敵対感情と日本問題の交錯	62

第4節 日本の再軍備と日米韓不可侵協定 67

- (1) 日本の再軍備に対する韓国の懸念 67
- (2) 日米韓不可侵協定構想の浮上 70
- (3) 不可侵協定の交渉開始 74
- (4) 違約状況や協定形式をめぐる論争と交渉の中止 77

小結 82

第3章 日本の共産圏外交と李承晩政権 _____ 83

第1節 第3次日韓会談決裂後の日韓関係とアメリカの対日政策 86

- (1) 日本問題をめぐる米韓の対立構図 86
- (2) 新たな対立要因の浮上－日本の共産圏外交に対する李承晩の不信感 89

第2節 共産圏に対する日本国内の動きと李承晩政権 93

- (1) 鳩山一郎政権及び日本の民間アクターの共産圏外交とアメリカの対応 93
- (2) 鳩山政権に対する韓国の不信感と期待感 95
- (3) 日本のアメリカ離れに対する韓国の懸念と日韓関係の停滞 98
- (4) 日韓間の批判応酬と対立の激化 103

第3節 東アジア冷戦における「日本問題」と李承晩政権の対日外交 106

- (1) 二つの中国と李承晩政権の反日外交 106
- (2) 日ソ国交正常化に対する韓国の懸念と対応 110

小結 113

第4章 日韓会談の再開と岸信介 _____ 115

第1節 日本の親韓派の登場と岸信介 117

- (1) 日韓関係改善に取り組む日本の民間有力者たち－石井光二郎、矢次一夫 117
- (2) 岸信介外相と日韓関係 122
- (3) 柳泰夏と岸・親韓派の人脈関係形成 125

第2節 日韓予備交渉の本格化 129

- (1) 抑留者相互釈放問題と「USメモランダム」 129
- (2) 公式交渉と舞台裏交渉の交錯 133

第3節 岸訪米後の日韓予備交渉 139

- (1) 韓国の追加修正要求と岸の口頭約束 139
 - (2) 岸のリーダーシップ弱体化と日韓予備交渉 144
 - (3) 外務部の指示に対する駐日韓国代表部の抵抗 148
 - (4) 請求権問題に対する韓国の秘密メモ要求と岸の親書 150
- 小結 154

第5章 李承晩政権末期の対日外交—在日朝鮮人の帰国事業と日米安保条約改定

第1節 矢次の訪韓と日韓首脳間の信頼関係形成 158

- (1) 矢次の訪韓をめぐる混線 158
- (2) 第4次日韓会談の開催と日本人漁夫釈放 161
- (3) 矢次の訪韓と韓国の対日新姿勢 164

第2節 在日朝鮮人の帰国事業と日韓関係 168

- (1) 在日朝鮮人の仮釈放と日韓交渉 168
- (2) 日韓会談の膠着と日本の対韓政策の後退 173
- (3) 帰国事業の実施と日韓関係の悪化 177

第3節 日米安保条約改定と李承晩政権 184

- (1) 日米安保条約の改定と朝鮮半島有事における事前協議制度 184
- (2) 李承晩政権の対応—事前協議と対等な日米関係 188

小結 193

結 論

*主要参考文献・資料 202

序章

(1) 問題の所在

太平洋戦争で日本が敗戦し、朝鮮の植民地統治が終わりを告げて間もなく、東アジア冷戦が到来し、日本と韓国は新たな関係構築の課題に直面することになった。1951年9月8日に、サンフランシスコ講和条約（以下、対日講和条約）が署名され、日本は西側陣営の一員として国際社会への復帰を果たした。署名当日には、日米安保条約が締結され、日本は太平洋戦争の敗戦国からアメリカの同盟国として生まれ変わった。韓国は朝鮮半島の分断や朝鮮戦争を通じて国際冷戦の前哨国家となった。アメリカは西側陣営の盟主として日韓の政治、外交、経済的協力を推進した。こうした時代情勢を背景に、1951年10月、懸案問題解決や国交正常化に向けて日韓予備会談が開催された。韓国にとって対日関係は、対米関係に次ぐ重要な外交課題であった。しかし、日韓会談は膠着状態に陥った。特に、韓国の李承晩政権は強烈な反日政策を展開し、日米との対立を深めた。

本論文の目的は、1950年代の日韓関係を李承晩政権の対日外交を軸として分析することである。とりわけ、李承晩政権の対日外交を日本軍国主義の復活や日本と共産主義との提携など、戦後日本を外交面において一国主義的な独自路線へ向かわせないために、いかに対応したのかに焦点を当てる。すなわち本論文は、李承晩政権の対日外交を日本の将来に対する不安とそれに関連する政治・外交上の諸対応の観点で捉えようとする。こうした課程を通じて、植民地統治という両国の特殊文脈で捉えられがちな日韓関係の考察に「日本問題（Japanese Problem）」（後述）という国際政治の視点を提示することも可能となる。

日韓国交正常化会談（以下、日韓会談）研究には、李承晩政権期の日韓関係を1965年の国交正常化の前史として位置づけ、主に植民地統治に対する認識及び請求権問題で対立を深めた時期であったと論じるものが多い。そして、李承晩政権の対日外交について、次の二つの視角を提示する。

第一に、植民地統治を清算するための対日外交である。この視角は、李承晩政権の対日外交には民族解放の論理が反映されていたと論じる。李承晩は植民地統治に対する日本の反省を大前提とし、そうした反省の精神の下で冷戦期の日韓関係を構築しようとし

た。しかし、日本は植民地統治の正当性を強調し、対韓請求権を主張したため、両国は対立を深めたと、この研究は論じている¹。対日講和条約に対する韓国外交や日本の対韓請求権論理、植民地統治に対する日本の認識に関する研究は、上述の研究と補完的な関係にある²。

第二の視角からは、日本の対韓請求権を放棄させるための対日外交という側面が強調

¹ 高崎宗司『検証日韓会談』（岩波書店、1996年）1-6章。太田修『日韓交渉 - 請求権問題の研究』（クレイン、2015年）1-2章。吉澤文寿『戦後日韓関係 - 国交正常化交渉をめぐって』（クレイン、2015年）1-2章。李元徳『韓日過去史処理の原点 - 日本の戦後処理外交と韓日会談』（ソウル：ソウル大学出版部、1996年）1-3章。李承晩政権期の日韓会談のみ焦点を当てた研究は、太田修「第一次日韓会談再考 - 基本条約及び財産請求権問題を中心に」『朝鮮学報』第180号（2001年）。太田修「李承晩政権の対日政策 - 『対日賠償』問題を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第34号（1996年）。朴鎮希『韓日会談 - 第1共和国の対日政策と韓日会談の展開過程』（ソウル：先人、2008年）。久保田発言による第三次日韓会談の決裂後、会談中断期を扱う研究は、李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』 - 会談『空白期』を中心にして」、李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I - 東アジア冷戦編』（法政大学出版局、2011年）。金恩貞「日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程 - 初期対韓政策の変容と連続、1953-1957年」『神戸法学雑誌』第64巻3・4号（2015年）。李承晩政権期の日韓会談に対するアメリカの観点については、李鍾元「韓日会談とアメリカ - 『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号（1994年1月）。

² 対日講和条約に対する韓国外交を論じる研究は、金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」『国際政治』第131号（2002年10月）。鄭城和「サンフランシスコ平和条約と韓国・米国・日本の外交政策の考察」『人文社会研究論叢』第7号、1990年2月。朴鎮希「戦後韓日関係とサンフランシスコ平和条約」『韓国史研究』第131号、2005年。南基正「サンフランシスコ平和条約と韓日関係 - 『寛大な平和』と冷戦の相関性」『東北亜歴史論叢』第22号、2008年12月。劉義相「サンフランシスコ対日講和会議と韓国の参加問題 - 韓国の内在的要因とその影響」『史林』第53巻、2015年。請求権交渉に対する日本側の立場については、金恩貞「日韓国交正常化交渉における日本政府の政策論理の原点 - 『対韓請求権論理』の形成を中心に」『国際政治』第172号（2013年2月）。金恩貞「1950年代初期、日本の対韓請求権交渉案の成立過程 - 『相互放棄プラスアルファ』案の形成を中心に」『アジア研究』第62巻1号（2016年1月）。吉澤文寿「日韓会談における請求権交渉の再検討 - 日本政府における議論を中心として」『歴史学研究』第920号（2014年7月）。太田修「日韓財産請求権『経済協力』構想の再考」『歴史学研究』第937号（2015年10月増刊号）。日韓会談における日本の歴史認識を論じる研究は、高崎宗司『「妄言」の原形 - 日本人の朝鮮観』（木犀社、2014年）11-12章。李元徳「韓日会談に現れた日本の植民地支配認識」『韓国史研究』第131号、2005年12月。張博鎮「韓日会談と日本の韓国観 - 『韓日関係』としての韓日会談とその影響」『日本学』第33集、外村大「研究論文1：日本人は朝鮮植民地支配をいかに考えてきたのか - 忘却、正当化、誤解とその要因」『日本空間』第15巻、2014年。

される。この研究は、李承晩政権の対日外交は植民地統治の清算ではなく、日本の対韓請求権主張に対抗して韓国の対日請求権を保持し、より多額の金額の請求権を獲得するための交渉術であったと論じる。李承晩政権は対日賠償を求めたものの、その内容は植民地統治で朝鮮民族が受けた被害の回復ではなく、日本と韓国の分離による財産権の処理であった。韓国側が久保田発言を問題視したのは、植民地統治を肯定的に解釈する日本の認識を正すためではなく、日本の対韓請求権を支える論理を崩すためであった。実際、会談中断期における韓国の交渉姿勢は、植民地統治に対する日本の認識を是正するのではなく、対韓請求権放棄の一点に向けられた。こうした議論を踏まえて、李承晩政権の反日は、日本の意図通りに会談が妥結されるのを阻止するための「防日」交渉術であったと主張するのである³。

韓国の独立を分離の観点から捉える研究は、この論理を支えている。対日講和条約の2条で日本が韓国の独立を承認したことからも分かるように、韓国の独立は国際政治上においては植民地からの解放ではなく、戦争の結果による分離にすぎなかった⁴。要するに、連合国による戦後処理の枠組みの中で、朝鮮民族の解放論理が働く余地はなかったため、李承晩政権の対日外交は請求権交渉に帰結されたということである。

こうした日韓会談研究が、植民地統治に対する日本の認識や請求権の交渉過程を明らかにし、日韓間の歴史問題の起源を探っている点は評価に値する。しかし、これらの研究は、李承晩政権が着目したのは、日本の対韓請求権が戦後日本の外交路線にとって持つ意味であった点を見逃している。日韓会談研究によれば、日本の対韓請求権に対する李承晩政権の反発は反日ナショナリズムや交渉術の一環とされるが、本論文で明らかにするように、李承晩政権は、戦後日本の外交路線を展望する基準として日本の対韓請求権を捉えていたのである。

その理由としては、請求権交渉の分析に集中するあまり、日本の対外政策に対する李承晩政権の認識や対応には注意を払わない傾向が指摘できる。植民地統治に対する日本

³ 張博珍『植民地関係精算はなぜ成し遂げられなかったのか—韓日会談という逆説』（ソウル：ノンヒョン、2009年）6章。張博珍『未完の清算—韓日会談請求権交渉の細部課程』（ソウル：歴史空間、2014年）1—6章。張博珍「日韓会談における被害補償交渉の過程分析—『賠償』・『請求権』・『経済協力』方式の連続性」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』。

⁴ 李東俊・張博鎮「序論—解放か、分離か」、李東俊・張博珍編著『未完の解放—韓日関係の起源と展開』（ソウル：アヨン出版部、2013年）1章。

の肯定的な解釈を日本軍国主義復活の兆しと批判する韓国の言説を若干記述するのみであり、日本の再軍備そのものに対する韓国の認識や対応はあまり論じられていない。また、李承晩政権は、日本が共産圏と外交、貿易関係の正常化を試みることに對して、日本が共産諸国と提携し、中立主義の立場を取ろうとしていると批判していた。しかし、多くの先行研究は、反共を国是とする韓国の一時的な反発であるとし、特定時期のエピソードのように取り上げるのみである⁵。西側陣營の一員であった日本が共産圏に友好的な姿勢を示すことについて、李承晩政権はいかなる認識を持っていたのか。また、対米自立の動機から対ソ及び対中外交を進める鳩山一郎政権及び日本の民間団体の動きを受けて、李承晩政権はいかに対応したのか。その対応は日韓会談の再開にいかなる影響を及ぼしたのか。

米韓関係の観点から李承晩政権の対日外交を捉える研究は、李承晩の対日外交を主に日本を対ソ封じ込め戦略の拠点と位置づけるアメリカの冷戦戦略との関連で論じている。第一に、アメリカの地域統合戦略と韓国の脱植民地化路線との対立である。アメリカは反共戦略の観点から日本を軍事的、経済的に再建しつつ、日韓の政治的、経済的統合を進めた。しかし、李承晩は日本を潜在的脅威として認識し、国家戦略として「独自の民族経済路線」を迫及したと論じる⁶。

第二に、李承晩の役割認識とアメリカの対日政策との対立である。この研究は、李承晩は自ら韓国の戦略的地位を対ソ封じ込めの戦略的拠点として位置付けたため、日本を対ソ戦略の拠点とするアメリカの東アジア戦略に反対の声を挙げたと論じる。そして、李承晩は日本を批判することによって、韓国の戦略的地位を強調し、アメリカから軍事

⁵ 南日声明、日朝民間貿易を中心に、南北朝鮮間の正当性をめぐる競争と日本外交との関連性を取り扱う研究もある。朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965-封印された外交史』（平凡社、2012年）2章。朴正鎮「日韓会談と日朝関係一九五〇-一九五九年」、李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I』。しかし、日本政府の対ソ、対中国政策や民間の共産圏貿易など、日本の共産圏外交全般に対する李承晩政権の認識と対応については論じていない。

⁶ 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』（東京大学出版会、1996年）3章。申旭熙「『日本問題』から『北朝鮮問題』へー朝鮮戦争を通じた北東アジアにおける脅威トランジション」『韓国政治外交史論叢』第38巻1号、2016年8月。崔喜植「李承晩政府時期の韓日関係ー韓米日冷戦戦略の不協和音と韓日関係の停滞」『世界地域研究論叢』第27集3号、2009年。車相哲「アイゼンハワー、李承晩そして1950年代の韓米関係」『米国史研究』第13集、2001年。南基正「韓国民族主義の展開と日韓関係ー分析的研究のための試論」『日本研究論争』第24号、2006年。

的・政治的・経済的支援を引き出そうとしたと論じる⁷。また、アメリカを媒介とした間接的な関係に日韓両国が満足していたため、直接的な関係を構築しようとする動機が弱かったことを指摘する議論もある⁸。

これらの研究は、米韓関係における日本ファクターを分析し、当該期の日韓対立を日米韓の国家戦略の文脈で理解するための視角を提示している。しかし、対立の構図を明らかにしたものの、対立が激化したプロセスについて十分論じていない。激しい論戦から始まった日韓の対立は、アメリカが両国の武力衝突を懸念し、介入に乗り出すほどに深刻化した。なぜそれほど激化したのか。対立激化はいかなる意味合いを持つのか。要するに、対立を静態的に捉えるがゆえに、対立の動態的な側面を見逃しているのである。

要するに、上述した二つの研究傾向は、韓国が日本軍国主義の復活や、日本と共産陣営の提携可能性を警戒し、反日外交を展開したことを、李承晩政権固有の反日ナショナリズムの表出や交渉術の観点から説明してきた。しかし、1950年代には、アジア太平洋地域でも戦後日本が再び軍国主義の道を歩んだり、共産陣営へ加わるシナリオを懸念する声が上がっていた。そうした懸念の中で、日本との関係構築が求められていた⁹のであり、その点において李承晩政権も例外ではなかったのである⁹。

⁷ 申旭熙『順応と対抗を越えて－李承晩と朴正熙の対米政策』（ソウル：ソウル大学校出版文化院、2010年）47－70頁。朴泰均「反日を通じてもう一つの日本になる－李承晩大統領の対日認識」『日本批評』第3号、2010年。金一榮「李承晩政府における外交政策と国内政治－北進・反日政策と国内政治経済との連携性」『国際政治論叢』第39集3号、1999年。李承晩は、日本を排除した地域安保機構を構想していたが、そこにも同様の役割認識が反映されていた。盧琦雲「李承晩政権の太平洋同盟推進と地域安保構想」『地域と歴史』第11号、1999年。崔榮鎬「李承晩政府の太平洋同盟構想とアジア民族反共連盟結成」『国際政治論叢』第39集、2号、1999年。ジョ・ムヒョン「アジア民族反共連盟（APACL）の創設と挫折－役割理論を通じた韓米葛藤の概念化」『世界政治』第29集2号、2008年。

⁸ 木宮正史『国際政治のなかの韓国現代史』（出川出版会、2012年）36頁。

⁹ 例えば、ニュージーランドのドイッジ（Frederick W. Doidge）外相は、ダレス（John Foster Dulles）特使との会談で、日本の再軍備に対する懸念を示した上で、「ニュージーランドにとって日本は悪夢であり、日本が再浮上する可能性を恐れている」と述べた。Memorandum by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, “Notes on Conversation among Ambassador Dulles, Minister for External Affairs of Australia and New Zealand, and Staffs,” February 17, 1951, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS*), 1951, vol. 6, Part 1, *Asia and the Pacific* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1977), pp. 170-171. 対日講和直後、アメリカは、中国大陸との長い歴史的結びつきや地理的条件、対中禁輸政策に対する日本政財界の不満を踏まえて、日本が中国と結びつく可能性を懸念した。石井修『冷戦と日米関係－パートナーシップの形成』（ジャパ

(2) 日韓関係と日本問題

先行研究では、1950年代の日韓関係を取り巻く安全保障環境を分析するにあたって、冷戦と反共の側面に主な焦点が当ててきた。冷戦対立が先鋭化していく中で、アメリカは対ソ封じ込め戦略の拠点として日本の軍事的、経済的再建を進めたとし、こうした国際政治の文脈で李承晩政権の対日外交を議論してきた。そのため、日本軍国主義の復活や日本と共産陣営の提携可能性を警告する李承晩政権の対日外交は、反日ナショナリズムの表出や交渉術にすぎないとされてきた¹⁰。

ところが、アメリカの東アジア戦略の形成にあたって、冷戦と反共のみならず「日本問題」も重要な要因として作用した。ここでいう日本問題とは、日本軍国主義の復活や日本と共産主義陣営の提携など、戦後日本を外交面において一国主義的な独自路線へ向かわせないために、いかに対応するのか、すなわち日本の将来に対する不安とそれに関連する政治・外交上の諸対応を指す。

実際アメリカは、日本を対ソ封じ込め戦略の拠点として位置付け、日本の軍事的、経済的増強を進めながらも、日本の将来に対して不安感を抱いていた。まず、アメリカは、将来において日本の軍国主義が復活するかもしれないと警戒した。アメリカも、敗戦後の日本では平和主義が広がっていたことは承知していた。しかし、軍事主義の文化や権

ンタイムズ、1989年) 101頁。

¹⁰ 例えば、ある日韓会談研究は次のように議論する。「アメリカの基本目標は日本を復活させ、アジアの同盟国を反共陣営に結束させることであった。日本の外交政策はアメリカのこうした対外政策の目標と意図に順応しながら、自国の政治体制の安定と経済再建に影響を与えない範囲で韓国との関係改善を模索することであった。しかし、この時点で韓国との関係改善は政治的安定と経済再建に役に立たなかった。むしろ、過去に対する過剰な反省と賠償を要求する韓国の対日政策は、敗戦の衝撃と混乱を克服できなかった日本をさらに刺激するものとして考えられた。従って、韓国が過去の精算とそのための賠償請求、関係改善などを対日政策の目的として掲げたことと照らし合わせると、第1-3次会談時期で日韓会談を通じて、両国間の合意が導き出されるのはほぼ不可能な状況であった。」朴鎮希『韓日会談』313-314。また、米韓関係の観点で李承晩政権の対日政策を議論する研究は次のように分析する。「李承晩は日本を中心とするアメリカの対アジア政策に対して批判的な立場であった。日本は太平洋戦争の時期にアメリカと敵対した国家であり、むしろ韓国は冷戦の最先鋒で朝鮮戦争を繰り広げながら、アメリカの冷戦戦略に忠実に従った。その理由で韓国がアメリカのアジア政策の中心になるべきであると考えたのである」朴泰均「反日を通じてもう一つの日本になる」304頁。

威主義的な社会体制などが完全に除去されたわけではなく、太平洋戦争期間中に刻まれた対日不信が残存していた。また、国家主義勢力による政治的転覆の脅威に日本の民主主義は脆弱であると考えていた¹¹。アメリカの観点から見れば、講和後日本が再び軍国主義路線を歩む可能性を排除できず、日本の再軍備に対してアジア太平洋地域諸国でも警戒の声が上がっていた。

日本の将来をめぐるもう一つの不安は、日本と共産主義陣営が結びつく可能性であった。日本は、共産主義陣営に地理的に隣接しているため、国際共産主義による浸透や転覆工作に脆弱であると考えられた。また、文化的、経済的理由で共産中国と結びつくかもしれないと、警戒心を強めていた。また、再び国家主義者が日本を支配した場合には、反米の動機でアメリカとの同盟関係よりもソ連と提携するシナリオも排除できなかった¹²。1950年代の半ばになると、東アジア冷戦が経済、外交攻勢による闘争の様子へ移行するにつれ、こうした不安はさらに深まった¹³。アメリカは、まだ日本が西側陣営の一員に成りきっていないと懸念していた。そうしたアメリカにとって、ソ連、中国との外交、貿易関係の正常化を掲げる鳩山政権の外交方針は、中立主義の表明に聞こえた¹⁴。しかも、ソ連と中国は、対日平和攻勢の一環として貿易拡大及び外交関係の正常化を呼び掛け、日本国内ではそれに呼応する動きが活発になっていた。石井修が述べたように、現実としては日本が西側陣営から離れて中立化することは途方もない想定であったが、そうしたシナリオが実現するかもしれない材料が確かに存在した時期であった¹⁵。

要するに、1950年代は、戦後日本がいかなる外交路線を歩むのか、日本の将来に対

¹¹ Timothy M. Temerson, "Double Containment and the Origin of the U.S.-Japan Security Alliance," The MIT Japan Program.

<<https://dspace.mit.edu/handle/1721.1/17094>> (Accessed on October 3, 2016), p. 76.

¹² NSC 48/1, December 23, 1949, *United States-Vietnam Relations 1945-1967, Vol. 8* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1971), p. 241.

¹³ いわゆる「政治経済戦争」としての冷戦である。石井修 『『政治経済戦争』としての米国対外経済政策』『国際政治』70号 (1982年5月)。

¹⁴ マイケル・シャラー (市川洋一訳) 『「日米関係」とは何だったのかー占領期から冷戦終結後まで』(草思社、2004年) 200頁。

¹⁵ 石井 『冷戦と日米関係』102頁。戦後日米関係の研究では、日本軍国主義の復活や共産主義陣営との提携など、アメリカ主導の国際秩序に反する戦後日本の外交像を「日本の自立化」と称している。冷戦期において、アメリカは、日本の自立化に対する懸念で、日本を日米同盟の枠内で拘束するために、同盟の制度化を図ったと論じる研究は、吉田真吾 『日米同盟の制度化ー発展と進化の歴史課程』(名古屋大学出版会、2012年)。

する期待と不安が入り混じった時期であった¹⁶。そうであれば、李承晩政権の対日外交も、こうした時代情勢の文脈で考察する必要があるのではないか。つまり、李承晩政権の対日外交は、日本の将来をめぐる不安が存在していた国際情勢の下で、日本の意図を解釈し将来像を展望する過程で形成されたのである。

(3) 分析視角

本論文は、李承晩政権の対日外交を日本問題、すなわち戦後国際秩序の下で日本の針路に対する不安という視点から分析する。このアプローチは李承晩政権の対日外交や日韓関係にある程度単純化するため、一定の事実関係は捨像され、説明できない部分も存在する。しかし、そもそも分析視角が対象時期に起こったすべての事実を説明できるわけではない。何よりも、様々な事実関係を単純化することによって、先行研究で見逃されてきた部分をより明確にしつつ、新たな解釈を試みることも可能であろう¹⁷。

先述の問題意識を踏まえて、本論文では、日本軍国主義の復活や日本と共産陣営の提携など、日本の将来に対する不安が取りざたされていた時代の中で、李承晩政権は、強

¹⁶ 石井、同上文獻、101頁。こうした日本の将来に対する不安とは裏腹に、戦後日本外交は、憲法9条を維持したまま日米安保条約を締結し、アメリカ主導の西側陣営の一員になるという吉田路線の道を歩んでいく。吉田路線を源流とする戦後日本外交の実像は大国ではなく、ミドルパワー外交の性格を帯びると論じる研究は、添谷芳秀『日本の「ミドルパワー外交」－戦後日本の選択と構想』(ちくま新書、2005年)。

¹⁷ 分析枠組みの有効性を理解するにあたって、冷戦「概念」に対するハンチントン(Samuel P. Huntington)の議論は参考になる。ハンチントンは、国際政治を分析し、政策を導き出すためには、現実をある程度単純化した地図なり、学説、概念、モデル、パラダイムが必要であるとし、冷戦について、次のように語っている。「40年間というもの、国際関係を専門とする学者や国際関係を念頭において行動する政治家たちは、冷戦という単純化されてはいるが便利な世界情勢の枠組みにもとづいて思考し、行動した。だが、このパラダイムで国際政治に起こっているすべての事柄を説明できるわけはなかった。トマス・クーンの言葉を借りるなら、多くの例外があったし、ときにはこのパラダイムに眩惑されて学者や政治家は中ソの分裂といった大きな展開を正確に読みとることができなかった。それでも、国際政治の単純なモデルとして、冷戦というパラダイムは何よりも的確に重要な現象を説明していた。そして国際問題について考えるときの基本的なスターティング・ポイントとなり、ほぼ全世界に受け入れられるようになって二世代にわたり国際政治についての考え方を形成してきた」。サミュエル・ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突』(集英社、1998年)34頁。

力となった日本は外交面において必ずしも西側陣営に与しない独自路線に向かうと警戒したことに着目する。その上で、植民地統治に対する日本の肯定的な解釈や対韓請求権、共産圏に対する日本の友好的姿勢を踏まえて、韓国は日本の将来に対する不信をさらに深め、日米と対立に陥ったことを明らかにする。以下本論では、次の六つに重点を置いて議論を展開する。

第一に、李承晩政権とアメリカは、対日講和条約の準備に当たって、日本軍国主義の復活や共産主義陣営との提携可能性など、日本の将来に対する不安にいかに対応するのかをめぐって意見対立を深めた。アメリカは、日本を敗戦国ではなく西側陣営内の対等な一員として迎えるべきであるとし、日本が西側陣営内で自国の安全と経済再建を図るよう働きかけた。こうした過程を通じて、日本が西側陣営の責任ある一員として定着し、外交面において極端な道を歩まないと考えた。こうした観点から、アメリカは日本に過剰な政治軍事的制約をかけない寛大な対日講和条約を進めた¹⁸。また、対日不信を抱いているアジア太平洋地域諸国には、日本の将来の侵略可能性に対する安全を保障しながら、日米安保条約の線に沿った日本と政治・経済的協力関係を築くよう促した¹⁹。

¹⁸ ダレス (John F. Dulles) が整理した日本問題と寛大な対日講和条約との関連に関しては、Memorandum by the Consultant to the Secretary (Dulles) to the Secretary of State, "Broad Aspects of the Japanese Problem," June 7, 1950, *FRUS 1950, Vol. 6, East Asia and The Pacific* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1977), pp. 1208-1210. 日米同盟に着目して「日本問題」を日本がソ連ブロックへ加わる危険を念頭において「日本に対する防衛」と「日本の防衛」をいかに保障するのか、すなわち日本をアジア太平洋地域における安全保障の枠組みの中にどのように位置づけるのかという問題と定義する研究もある。アメリカが地域の安定勢力として存在することが戦後アジア太平洋安全保障枠組みの中核であり、こうした観点から見れば日米同盟は冷戦の産物であったのではなく、日本問題を解決するための手段であったという議論である。細谷雄一「イギリス外交と日米同盟の起源、一九四五—五〇—戦後アジア太平洋の安全保障枠組みの形成過程」『国際政治』第 117 号 (1998 年 3 月)。こうした議論を踏まえて、本論文で焦点を当てるのは、日米同盟ではなく日本とその周辺諸国である韓国との関係である。また、細谷は「日本に対する防衛」という軍事的概念を用いているが、本論文では、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対する安全を保障すると同時に、日米安保の線に沿った日本と政治・経済的結び付きを強化するというプロセスを通じて将来の日本の脅威が再現する可能性を防ぐという観点から議論を進める。

¹⁹ こうした対日戦略は、冷戦と反共論理に基づく対日政策路線と表裏の関係であった。日本が西側陣営の責任ある一員として定着せず、極端な対外政策を迫ることになると、日本を対ソ拠点として位置づけ、軍事的、経済的増強を進めることが不可能となり、アメリカの冷戦戦略が機能不全に陥るからであった。こうしたアメリカの対日戦略について、

一方、李承晩政権は、アメリカが地域の安定勢力として存在し、性急に日本を軍事的、経済的に再建することは控えるべきであると考えた。日本の民主主義が盤石であるか否か不確実である中で、日本が経済的、軍事的に再建されたら、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、そのパワーをもって外交面において再び攻撃的な方向へ向かうと考えたからであった。こうした対日認識に基づいて、李承晩政権は、日本を政治軍事的に制約し、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約を主張した。こうして韓国は、法律的議論の域を超えて対日講和条約の在り方をめぐってアメリカと意見対立を深めた。そして寛大な対日講和条約の実現が迫るにつれ、日本による侵略の可能性に対する安全保障をアメリカに求めた。

第二に、李承晩政権は日韓会談の政治的解決を試みたものの、植民地統治に対する日本の肯定的な解釈や対韓請求権を踏まえて、将来において、日本が再び軍国主義の道を歩み、韓国に対して攻撃的意図を剥き出すと認識し、日本の増強に反対した。韓国は、こうした対日不信の下で、日本の将来の侵略可能性に対する安全をアメリカに求めた。アメリカは、日本がアジアの支配的な勢力として再浮上することを座視しない方針を明らかにしつつ、韓国が日米安保条約の線に沿った日本と協力関係を構築するよう促した。

日本軍需産業の再開や旧日本軍人の自衛隊参加などを受けて、李承晩政権の対日警戒心はさらに深まった。韓国は日本が再軍備を完遂したら、国家主義的路線を歩むと警戒し、日本の再軍備を進めるアメリカの対日政策を批判した。そして、日本の将来の侵略

日米安保条約は共産主義陣営への対抗のみならず、日本の脅威の再現を抑制する「二重の封じ込め」の機能を果たしたと議論されてきた。Temerson, “Double Containment and the Origin of the U.S.-Japan Security Alliance.”, 佐々木卓也「アメリカの外交的伝統・理念と同盟」久保文明編著『アメリカにとって同盟とはなにか』（日本国際問題研究所、2013年）44頁。吉田も「二重の封じ込め」の機能に着目して日米同盟の制度化の議論を進めている。吉田『日米同盟の制度化』20-22頁。しかし、アメリカの対ソ対抗政策の概念である封じ込めをそのまま日米同盟関係に適用することには慎重さが求められる。ソ連の国力増強や国際的影響力の拡大に対する対抗意識とは違って、本論文で強調するように、アメリカは日本の将来に対する不安を抱きながらも、日本の国力向上を許容しつつ、日本を孤立させるのではなく西側諸国との結び付きを強化するよう積極的に関与し、戦後日本に対する最悪のシナリオが実現化しないように、働きかけたからである。この点を踏まえると、アメリカの対日政策は日本を封じ込めるのではなく、リベラルな覇権秩序を取り込むことであったと言えよう。G. John Ikenberry, “Institutions, Strategic Restraint, and the Persistence of American Postwar Order,” *International Security*, Vol. 23, No. 3 (Winter, 1998-1999).

可能性に対する安全保障を制度化するために、アメリカが保障する日韓間の不可侵協定を提案した。日本は韓国との不可侵協定が漁業紛争解決の糸口になると考え、韓国の提案を受け入れた。

第三に、李承晩政権は、日本が共産圏と関係改善を図ろうとすることを目のあたりにして、強力となった日本は西側陣営から離れて中立主義の路線を歩んでいくと警戒した。アメリカは、西側陣営内で日本の安全と経済成長が保障されないと日本が共産圏へ接近するかもしれないと考えた。逆に李承晩政権は、日本の共産圏外交を受けて、日本は、むしろ経済力、軍事力が強まるにつれ、共産圏へ接近する可能性が大きくなると考え、アメリカと意見対立を深めた。韓国は、強力となった日本は、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、そのパワーをもってより自立的に行動するようになり、アメリカとの提携から離れていくと展望し、共産圏に対する日本の友好的姿勢をその現れと考えたのである。こうした論理に基づいて、韓国は、日本の国力増強に反対しつつ、日本が共産主義陣営と結びつくのを防ぐためには、日本国内で親共産主義勢力を取り締まり、もし日本が共産主義陣営に接近するのであれば、ムチを与えるべきであると主張した。

李承晩政権を警戒させたのは、鳩山政権の共産圏外交や日本民間団体の共産圏貿易が対米自立の性格を帯びていることであった²⁰。韓国は、当時の日本はアメリカの同盟国であり、基本的に共産圏外交は対米関係の制約の下で行われていることを理解していた。しかし、日本がソ連と国交を正常化し、中朝との貿易を拡大するにつれ、将来の日本は中立主義の路線を歩んでいくと予想するに至った。戦後日本の外交路線に対する最悪のシナリオの下で、韓国は、日本の国力増強に反対し、経済、安保構想から日本を排除する外交活動を展開した²¹。

²⁰ 日本国内で対中外交が「自主外交」と呼ばれたことから分かるように、日本の親中派は、アメリカからより自立的になろうとする動機をもっていた。Sadako Ogata, "Japanese Attitude toward China," *Asian Survey*, Vol. 5, No. 8 (August, 1965), p. 397.

²¹ 本論文で取り扱う李承晩政権の対日認識を理解するにあたって、国際政治理論のネオ・リアリズムの視角は参考になる。ネオ・リアリストは、国家間の相互不信と対立の主な原因として相手国の意図に対する不確実性を指摘する。現在、友好関係を築いていたとしても国力が増強するに従い、相手国がそのパワーをもって攻撃的な意図を抱くようになる可能性がある。また、相手国の新しい政権が、以前政権の協調路線とは異なり、敵対政策を展開することもあり得る。要するに、パワーの配分及び国内政治の変動の中で、相手国の善意と協力姿勢が持続されるとは断定できないため、国家は最悪のシナリオに備えなければならず、相互不信と対立が持続するのである。Dale C. Copeland, "The Constructivist Challenge to Structural Realism," *International Security*, Vol. 25, No. 2 (Fall 2000), pp.

第四に、日韓間の相互不信の悪循環の末、悲観的な予測が自己充足化した。対日不信を強めた韓国は、李承晩ライン（以下、李ラインと略す²²）を侵犯する日本漁船の拿捕に踏み切った。しかし、韓国にとって自己防衛的な措置は、日本にとって国民安全の侵害にほかならなかった。日本では、李承晩に対する不信感が高まり、実力行使で李ライン問題を解決すべきとの声が広がった。こうした日本の反応は、韓国の対日不信を一層強め、韓国は李ラインを日本の将来の侵略可能性に対する安全の手段として位置づけるようになった。相互不信の悪循環の末、両国はお互いをまるで潜在的な敵であるかのように、取り扱っていたのである。アメリカは、同盟国間の対立激化を懸念し、介入に乗り出した。このような争いの中で、対立が日韓政府の意図を越えてエスカレートしたため、両国関係のさらなる悪化を招いた。

第五に、岸や日本の親韓派は、舞台裏接触で、韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重しつつ、西側陣営の一員として日韓間の反共協力へ意欲を示した。岸や親韓派は、政府間の公式交渉が行き詰まる中で、韓国の対日請求権に誠意をもって対処する旨を明らかにしつつ、植民地統治に対する謝罪の旨を示した。さらに、西側陣営への帰属意識を強調し、日韓間の反共協力へ意欲を示した。岸や親韓派の対韓友好姿勢を受けて、将来において日本が韓国に対して攻撃的意図を剥き出しにし、中立主義の道を歩むのではないかと警戒した韓国の対日不信が緩和され始めた。

第六に、李承晩政権は、岸の対韓友好政策や反共姿勢を高く評価し、岸が首相に在る間に日韓会談を妥結する方針を立てるが、在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題や日米安保条約改定が浮上し、対立が深まった²³。韓国は、岸の対韓友好政策や反共姿勢を高く評価し、対日友好政策を進めた。そして、岸が政権を握っている間に、日韓会談を妥結する方針

199-200.

²² 李承晩ラインは、一般に韓国では「平和線」と呼ばれているが、本論文では、韓国政府が用いる用語と漁業問題に関する日米の間で使用される用語を、両方ともに「李ライン」と表記することにする。ただし、脚注における韓国外交文書、資料集の文書題目は原本の表記によっては、李承晩ライン及び平和線と表記する場合もある。

²³ ちなみに、北朝鮮帰国事業は、韓国では「北送事業」と呼ばれる。李承晩政権は北朝鮮を傀儡政権と見なし、すべての在日朝鮮人は韓国人であると主張していたため、彼らが北朝鮮へ移駐することを「帰国」として認めなかった。北送はこうした当時韓国の立場が反映された用語である。本論文では、韓国政府が使う用語と日米の間で使用される用語を、両方ともに帰国事業と表記するが、脚注における文書集の題目は原本の表記によっては、北送と表記する。

を固めた。しかし、在日朝鮮人の帰国問題が浮上し、再び日韓関係は対立に陥った。日本が政府方針として在日朝鮮人の北朝鮮帰国を許可すると、韓国は日本の国内冷戦において岸が敗北したと判断した。韓国は、岸に対する信頼を捨てず、日韓会談の枠組みで帰国問題を処理しようとするが、日朝間の帰国協定が締結され、失敗に終わった。

李承晩政権とアメリカは、日米安保条約改定の事前協議制度をめぐって意見対立を深めた。事前協議をめぐる米韓の意見の違いは、事前協議制度の域を超えて日米安保条約の改定そのものに関わるものであった。アメリカは、日本を中立主義の方向へ向かわせず、在日米軍基地を安定的に利用するためには、同盟関係における不平等性を是正する必要があると考え、日米安保条約の改定に取り組んだ。こうした観点からアメリカは、韓国に対して、日本が自らの意思で、アメリカとの同盟関係を選択したと、日米安保条約改定の戦略的意味合いを強調し、朝鮮半島有事に関しては、吉田・アチソン交換公文の効力が延長され、国連メンバーとしての日本は、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動を支持すると主張した²⁴。しかし、李承晩政権は、日本に左派政権が成立すれば、事前協議に拒否権を行使すると考え、在日米軍の円滑な作戦展開のためには、旧安保条約のように、同盟における日本の主権を制約しなければならないと主張した。岸政権は対米協調路線を続けるが、近い将来において、日本で政権が交代し、新政権下の日本が軍事的に強化されると、アメリカの冷戦戦略に反する行動を取るようになり、日米同盟そのものが不安定化すると予想したからであった。

以上の本論文の考察に関して、若干の補足が必要であると思われる。第一に、歴史問題との関連性である。日韓関係には、植民地統治という両国の特殊文脈が存在し、過去の日本に対する恨みの感情が李承晩政権の対日外交に反映されていたことは周知の通りである。本論文は、こうした歴史問題の重要性を軽視しているわけではない。本論文が強調するのは、日本の将来に対する不安が存在していた時代情勢の中で、李承晩政権は、植民地統治や請求権問題に対する日本の姿勢を踏まえて、戦後日本が再び軍国主義の路線を歩むと警戒心を強め、自己防衛的措置として反日政策を展開したということである。つまり、歴史問題による日韓間の対立は日本問題の例外ではなく、むしろ一側面

²⁴ 吉田・アチソン交換公文とは、朝鮮戦争の際に、日本は国連軍に対して施設と役務を提供していた。吉田・アチソン交換公文は、吉田茂首相とアチソン（Dean G. Acheson）国務長官の間で、すでに行われていた国連軍に対する日本の支援を追認した公文を指す。吉田・アチソン交換公文の全文は、神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第1巻（日本国際問題研究所、1976年）444-446頁。

であったというのが本論文の議論である。

第二に、李承晩という個人変数の位置づけである。李承晩は、韓国外交政策のすべてを自分の統制下に置いていた。そのため、多くの先行研究では、多かれ少なかれ、李承晩政権の反日外交は、独立運動家経歴の持ち主である李承晩個人の強烈な反日認識の表れであると捉えてきた²⁵。しかし、本論文が主張するのは、当時の韓国外交を牛耳った李承晩の対日認識形成には、時代的文脈がその背景として存在していたことである。実際に、アメリカ政策担当者と李承晩は、日本の将来をめぐって同じ懸念を共有していた。李承晩と同じくアメリカも、日本の民主化が失敗し、日本の軍国主義が復活する可能性を警戒していた。また、日本が経済的、政治的動機で共産主義陣営と結び付き、中立主義の立場を取るかもしれないと懸念していた。つまり、李承晩の対日不信は、彼の特殊な対日認識ではなく、日本の将来に対する不安が存在していた時代情勢の一環であり、アメリカと李承晩の間にあった意見の違いは、将来において戦後日本を西側陣営に敵対的な方向へ向かわせないために、「何をするのか」ということであった。アメリカは戦後日本を西側陣営の対等な一員として待遇し、日本が西側陣営内で自国の安全と経済再建を図るよう働きかけたのに対し、李承晩政権は、戦後日本の民主化・非軍事化が定着するまで、日本を軍事、経済的に増強することは控え、政治軍事的に制約すべきであると主張したのである。こうした観点に基づいて、本論文では、対日政策をめぐるアメリカの政策担当者と李承晩の対立は、覇権国の国際戦略と新生独立国の脱植民地路線の衝突というよりも、日本の将来とその対応をめぐる甲論乙駁であり、戦後日本をめぐる国際秩序作りの一環であったことを明らかにする。

以上のことは、李承晩の政治顧問であったオリバー（Robert T. Oliver）も的確に主張している。オリバーは、李承晩は対韓請求権を主張する日本外務省の立場、中国や北朝鮮との通商、外交関係を結ぼうとする日本の持続的な試みを懸念したと回顧する。その上で、一般に日本から受けた虐待や韓国の苦難の歴史のために、李承晩が反日であったと言われてきたが、実は彼は現在の傾向と将来の可能性を懸念していたと振り返って

²⁵ 植民地時期から太平洋戦争までにおける李承晩の対日認識に関しては、朴榮濬「李承晩の国際秩序認識と日本観—植民地時期における亡国と建国の問題」『韓国政治外交史論叢』第31巻1号、2009年。Syngman Rhee, *Japan Inside out: The Challenge of Today* (New York: Flenning H. Revell Company, 1941). 金暎浩「李承晩の国際政治観に関する研究—『日本内幕記』を中心に」『韓国政治外交史論叢』第38巻1号、2016年。

いる²⁶。

(4) 本論文の構成と資料

各章で取り扱う内容は以下のとおりである。第1章は、対日講和条約の準備段階から条約が締結された1950年から51年までの時期を対象とする。アメリカは戦後日本を外交面において再び独自路線に向かわせないためには、日本を西側陣営の対等な一員として受け入れるべきであると考え、寛大な対日講和条約を推進した。他方で、韓国は日本の将来に対する不安を念頭において、日本の政治・軍事的な主権を抑制し、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する懲罰的な対日講和条約を主張したため、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにする。

第2章は、日韓国交正常化会談の開始から第3次日韓会談が決裂し、会談の空白期が続く1951年から55年までの時期を対象とする。李承晩政権は日韓会談の政治的解決を試みたものの、日本の対韓請求権を踏まえて、日本が攻撃的な対外政策をとると認識するに至り、将来の日本の侵略可能性に対する安全保障をアメリカに求めたことを明らかにする。次に、韓国は、第3次日韓会談の決裂を受けて、久保田発言を日本の攻撃的意図の表れであると認識し、李ラインを日本の将来の侵略可能性に対する安全の手段として位置付けたと論じる。そして、こうした韓国の自己防衛の措置が日本の対韓不信感をさらに刺激することによって、両国の対立が武力使用を威嚇するほどに悪化し、悲観的な予測が自己充足化していく過程を描く。その上で、日本の再軍備に対する韓国の認識と対応を分析し、日本の軍事的再浮上を警戒した韓国は、アメリカが保障する日韓不可侵協定を提案したことを明らかにする。

第3章は、鳩山政権の成立直前から日ソ国交正常化の成立に当たる1954年末から56年までの時期を対象とする。李承晩政権は、日本がソ連や中国と外交・貿易関係を築こうとすることを踏まえて、当面の日本は対米強調路線を続けると考えながらも、将来の日本はアメリカから離れて中立主義の路線を歩むと警戒したと論じる。そして、共産圏外交をめぐる日韓関係が悪化していく中で、李ライン問題を契機に、対立が両国政府の意図を越えてエスカレートしていく過程を論じる。

²⁶ Robert T. Oliver, *Syngman Rhee and American Involvement in Korea, 1942-1960: A Personal Narrative* (Seoul: Panmun Book Company, 1978), p. 462.

第4章は、岸信介政権が成立し、日韓会談再開のための予備交渉が妥結する1956年から57年までの時期を対象とする。まず、日本国内で日韓関係の改善努力に取り組む民間人グループが登場し、柳泰夏駐日韓国代表部参事官との意思疎通ルートが形成される課程を分析する。その上で、岸や日本の親韓派が舞台裏接触を通じて植民地統治に対する反省の意を示し、韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重する旨を明らかにしつつ、西側陣営の一員として韓国との反共協力を主張したことを明らかにする。そして、岸の影響力が弱化し、政権の安定性が脅かされるにつれ、韓国が現実的な判断として日韓会談再開の合意に至る過程を描く。

第5章では、矢次一夫の訪韓から4・19革命で李承晩政権が崩壊する1958年から60年までの時期を対象とする。李承晩は岸の対韓友好姿勢や反共意識を高く評価し、共産党や社会党の批判に直面している岸政権の国内基盤を強化するために、対日友好政策を進めたことを明らかにした上で、岸が首相に在任中に日韓会談を妥結する方針を立てたことを明らかにする。北朝鮮帰国事業が表面化すると、韓国は岸に対する信頼感から、日韓会談の枠組みで問題を処理することを目指す。その試みは、日朝間の帰国協定が締結されることで失敗に終わる。さらに、日米安保条約改定の事前協議制度をめぐる米韓の意見対立を分析し、日本に左派政権が成立する可能性が存在する中で、事前協議によって朝鮮半島有事における在日米軍の戦闘作戦行動が制約を受けると懸念した韓国は、旧安保条約のように同盟における日本の主権を抑制するよう求めたことを明らかにする。

本論文は、李承晩政権に対する日本やアメリカの対応も考察しながら、主に李承晩政権の対日外交を分析対象とする。そのために、資料は日米韓の外交文書を主に利用した。今回主に利用する韓国外交文書の多くは、李承晩大統領の在任期文書（The Syngman Rhee Presidential Papers）である²⁷。特に、李承晩と駐日韓国代表部間の交換公文には、1953年から57年までの時期において、駐日韓国代表部の情勢分析及び李承晩の指示事項が記録されている。李承晩政権の対日政策に関する先行研究では、韓国政府が2005年に公開した日韓会談関連文書を主に利用され、外交当局者レベルの交渉過程に主な焦点が当てられてきた。もちろん、本論文も日韓会談関連文書を利用するが、それ

²⁷ 李承晩大統領の在任期文書は、延世大学の李承晩研究院に所蔵されている。文書の目録及び管理番号に関しては、延世大学校現代韓国学研究所編『李承晩大統領在任期文書目録 I・II（1948-1960）』（ソウル：延世大学校現代韓国学研究所、2012年）。

と同時に李承晩の大統領在任期の文書も分析することによって、韓国第一共和国の対日政策の最終決定過程まで視野を広げて研究の深化を目指す。また、テーマによって、李承晩と駐米韓国大使館の交換公文を分析し、米韓関係における日本ファクターについて、考察を加える。

また、日本の外交文書については、現代資料出版の『日韓国交正常化問題資料』を主に利用した。外部省内準備や省庁間折衝、代表者間対話、アメリカの仲介など、日本政府の対韓政策決定過程や対米外交を理解するうえで、重要な文書が整理されている。アメリカの外交文書については、国務省の *Foreign Relations of the United States* や韓国の国史編纂委員会が編纂した『韓日会談関係米国務部文書』を主に利用した²⁸。また、国務省在外公館文書 RG84 の文書も必要に応じて引用した²⁹。

²⁸ 『韓日会談関係米国務部文書』は、国務省の文書の原本をそのまま掲載し、韓国語で文書の題目を付けて整理したものである。

²⁹ RG84 文書の中で、次の二つを主に利用する。Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952 シリーズの 320 Japan-Korea 及び Japan; U.S Embassy, Tokyo, General Records, 1936-1963 シリーズの 320 Japan-Korea である。ちなみに、RG84 文書は、韓国国立中央図書館に所蔵されている海外収集記録物を利用した。収集記録物の目録及びすべての文書は、次のホームページを通じて閲覧が可能である。<<http://www.dibrary.net/archives/search.do>> (最終アクセス 2017 年 1 月 5 日) 以下、特に断りのない限り、RG84 文書はホームページの掲載文書である。

第1章 対日講和条約と李承晩政権

1951年9月8日に、サンフランシスコで対日講和条約が署名された。ソ連、ポーランド、チェコスロバキアの共産陣営諸国は署名式に欠席し、共産中国は招聘されなかった。冷戦対立が先鋭化していく中で、敗戦国の日本は西側陣営の一員として国際社会に復帰したのである。

先行研究では、対日講和条約と日韓関係の関連性を論じるにあたって、多かれ少なかれ、対日講和条約に対する韓国の外交とアメリカの冷戦戦略という異なる分類軸から考察している。対日講和条約の準備期間において、韓国は、植民地統治の過去を清算するために、条約参加や対日賠償、漁業問題、領土問題に取り組んだ。しかし、冷戦論理を重視したアメリカは、日本を対ソ戦略の拠点として再建するために、寛大な対日講和条約を進め、韓国の要求が認められなかったと、韓国とアメリカの対応をそれぞれ別の視角から論じるのである¹。

しかし、対日講和条約に関する李承晩政権の対日政策は、上述の観点では説明できない部分がある。以下本章で明らかにするように、李承晩政権は、日本による植民地支配の清算という過去への視点のみならず、戦後の国際政治の中における日本の将来像に強い関心を持ち、対応を模索していたのである。李承晩は、アメリカが地域の安定勢力として日本に関与し続けなければならないと主張していた。また、李承晩は、対日講和条約の枠組みで日本の再軍備を制限するよう促した。そうした発想は、韓国の反日ナショナリズムの現れというよりは、日本の将来に対する不安の表出であった。

実は、アメリカも、講和後の日本が再び軍国主義の道を歩んだり、共産主義陣営へ接

¹ 鄭城和「サンフランシスコ平和条約と韓国・米国・日本の外交政策の考察」『人文社会研究論叢』第7号、1990年2月。金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」『国際政治』第131号、(2002年10月)。朴鎮希「戦後韓日関係とサンフランシスコ平和条約」『韓国史研究』第131号、2005年。ただし、一部の研究では、対日講和条約で領有権や在外財産問題に関して敗戦国日本の意見が相当認められた要因として冷戦要因ではなく、占領期間から続いた日本の緻密な対米外交を強調する研究もある。例えば、南基正「サンフランシスコ平和条約と韓日関係－『寛大な平和』と冷戦の相関性』『東北亜歴史論叢』第22号、2008年12月。また、韓国が対日講和条約に署名国として参加できなかった理由として李承晩の過剰な対日賠償要求やお粗末な対イギリス外交、外交インフラの不足、国内での関心不足など、韓国内部要因を指摘する研究もある。劉義相「サンフランシスコ対日講和会議と韓国の参加問題－韓国の内在的要因とその影響」『史林』第53巻、2015年。

近する可能性を懸念していた。日本の将来に懸念を深めたアメリカは、戦後日本を外交面において西側陣営に敵対的な方向へ向かわせないためには、日本を敗戦国ではなく、西側陣営内の対等な一員として受け入れ、日本が西側陣営内で自国の安全と経済再建を図るよう働きかけた。こうして過程を通じて、日本が西側陣営の一員として定着し、将来における日本脅威の再現を防ぐことができると考えた。こうした観点から、アメリカは日本の主権に過度の制限をかけない寛大な対日講和条約を進めた。また、対日不信を抱いているアジア太平洋地域諸国には、日本の将来の侵略可能性に対するに安全を保障しつつ、日本と政治、経済的協力関係を築くよう促した。当時の李承晩政権の外交政策もこうした時代情勢の文脈で捉え直す必要があるのではないか。

上述の問題意識を踏まえて、本章では、李承晩政権は、日本軍国主義の復活や日本と共産主義陣営との提携可能性など、日本の将来に対する不安が取りざたされる中で、性急に日本を軍事的、経済的に再建すれば、その日本は一国主義的な独自路線を歩むと考えたことに着目する。その上で、韓国は、日本を政治軍事的に制約し、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約が必要であると主張し、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにする。

すなわち、アメリカも韓国も、一方では、日本が一国主義的な独自路線を歩むかもしれないと懸念していた。ところが、米韓両国は、対日講和条約の在り方をめぐり対立した。本章は、この米韓間の意見対立は、日本の将来に対する不安に対していかに対応するかをめぐる相違であり、対日政策における前提の違いに起因するものであったと論じる。こうした過程を通じて、対日講和条約をめぐる米韓関係に「日本問題」という国際政治の視点を取り入れることも可能となる。

第1節では、アメリカによる寛大な対日講和の背景に「日本問題」があったことを論じる。アメリカは日本を対ソ戦略の拠点として位置づけ、日本の経済的、軍事的再建に取り組みながらも、日本軍国主義の復活や日本と共産陣営の提携など、日本の将来に対する不安を抱いた。その上で、アメリカは日本を西側陣営に敵対的な方向へ向かわせないために、日本を西側陣営の対等な一員として受け入れ、政治、経済的結び付きを強化すべきであると考え、寛大な対日講和条約を進めた。そして、対日不信を抱いたアジア太平洋諸国には、日本の将来の侵略可能性に対する安全を保障しながら、日本と政治的、経済的協力関係を築くよう働きかけたことを明らかにする。

第2節では、李承晩政権が、日本軍国主義の復活や日本と共産主義陣営との提携可能

性を念頭において、日本を政治軍事的に制約し、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約を主張し、アメリカと意見対立に陥る過程を考察する。李承晩は、アメリカを共産主義の脅威や日本の再浮上を抑える地域の安定勢力として位置づけたが、そのアメリカが性急に日本を軍事的、経済的に再建していると懸念した。その理由は、日本が軍事的、経済的に再建されれば、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろ、そのパワーをもって外交面において、再び独自の道を歩むと考えたからであった。こうした議論に基づき、李承晩は、寛大な対日講和条約の実現が迫るにつれ、日本の将来の侵略可能性に対する安全保障を求めたことを明らかにする。

李承晩が対日講和条約のモデルとして 1918 年のベルサイユ条約を想定していたと指摘する研究もある。この研究では、李承晩は、過去日本の行動に対する報復の精神でベルサイユ条約のような厳しい対日講和条約を主張したと論じる²。しかし、本章は、李承晩は、過去日本の行動に対する報復の精神ではなく、日本軍国主義の復活や共産主義陣営との提携可能性など、講和後日本の将来に対する不安から日本を政治軍事的に制約する厳しい対日講和条約を主張したことを明らかにする。こうした過程から、寛大な対日講和条約をめぐる米韓の意見対立は、戦後日本をめぐる国際秩序作りの一環であったことが浮かび上がる。

上述の議論と共に、本章では、李承晩大統領文書の分析から新たな事実関係を明らかにする。それは、対日講和条約の準備段階で、すでに理論上の可能性として日本の対韓請求権問題が浮上していたことである。その事実、後の日韓会談で大きな争点となる請求権問題の起源とも言える。そして、一時的にアメリカから署名国参加を認められていた時期の韓国外交、すなわち韓国の連合国外交を分析する³。

第 1 節 対日講和条約と日本問題

(1) 冷戦と対日占領政策の転換

² 鄭城和「サンフランシスコ平和条約と韓国・米国・日本の外交政策の考察」3-4 頁。

³ 1951 年 3 月 23 日付の対日講和条約案の賠償関連条項を分析し、連合国として韓国が享受する賠償上の権利を分析する研究は、張博鎮『未完の清算－韓日会談請求権交渉の細部課程』（ソウル：歴史空間、2014 年）253-261 頁。しかし、この研究は、当時の韓国外交に関してはさほど議論していない。

日本の敗戦後、アメリカは、対日占領政策の主な目標として日本の非軍事化・民主化を掲げた。1945年8月22日に作成された「降伏後、アメリカの初期対日関連政策」では、対日占領政策の主な目標として次の二点を挙げている。(1) 日本が再びアメリカや世界の平和と安全への脅威にならないようすること、(2) 他国の権利を尊重し、国連の原則と理想を反映したアメリカの目標を支持する平和的かつ責任のある日本政府を作ることである⁴。

こうした対日占領計画の目的は、戦後日本を平和で民主的な社会に改めることであった。日本の非軍事化の下で、日本軍の武装解除と復員、軍事関係施設や軍需工場の破壊または接收、軍事機構と機密警察の廃止、戦犯容疑者の逮捕、軍国主義者らの公職通報などが実行された。政治制度の面においては、議会民主主義が導入され、少数の国家権力者や軍国主義者が国家権力を悪用することを防止する制度的基盤が築かれた。憲法9条には戦争放棄や戦力不保持、交戦権の否認が盛り込まれ、日本は軍事力を保有せず、国策の手段として戦争を放棄したことを内外へ公表した⁵。

上述した対日占領政策は、戦勝国間の協調を軸とする戦後秩序構想の中で位置付けられていた。いわゆる「ヤルタ体制」において、戦後日本は戦勝国の監視を受けるべき存在であった。1947年8月に国務省が作成した対日講和条約案では、講和後日本の非軍事化・民主化を監視することが規定された。条約案の5条は、国務省が作成した「非武装及び非軍事化条約案」を踏まえたものであった。その非軍事化条約案では、イギリス、中国、ソ連、アメリカの共同作業として世界の平和と安全に必要な限り、日本を完全に非武装及び非軍事化するとし、占領終了後にも日本の戦争潜在力と民主化プロセスを監視することが規定された⁶。

⁴ “United States Initial Post Defeat Policy Relating to Japan (SWNCC-150/3),” 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで第20巻英文資料』(東洋経済新聞社、1982年) 63-67頁。

⁵ 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』(講談社、2005年) 195-196頁。朴喆熙『自民党政権と戦後体制の変容』(ソウル:ソウル大学出版文化院、2011年) 61-63頁。

⁶ Memorandum by the Chief of the Division of Northeast Asian Affairs (Borton) to the Counselor of the Department (Bohlen), “Draft Treaty of Peace for Japan,” August 6, 1947, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS*), 1947, vol. 6, *Far East* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1972), p. 478. 「非武装化及び非軍事化条約案」の全文は、“Draft Treaty of Disarmament and Demilitarization,” 大蔵省財政史室編『昭和財政史』 221-222頁。

ところが、アメリカとソ連との相互不信が深まるにつれ、ヤルタ体制構想は形骸化していく。1947年3月のトルーマン宣言、6月のマーシャル計画など、東西分裂は決定的なものとなった。アメリカは、ソ連と共産主義に対抗するために、グローバルレベルでの安全保障戦略の樹立に取り組むようになった。

冷戦の到来を受けて、アメリカの対日占領政策にも変化が起きた。その中心的な役割をしたのが、ケナン（George F. Kennan）の率いる政策立案室である。ケナンは、1947年8月の対日講和条約案について、現実的なアプローチが欠如していると評した⁷。ケナンの政策立案室は、日本が政治経済的に不安定な状況になれば共産主義の浸透を招くとし、日本の経済復興を占領政策の主要目標とすることを提言した⁸。こうした提言の根底には、ソ連に対する強い不信感があった。ケナンによれば、これからアメリカにとってソ連はパートナーではなく、ライバルなのであった⁹。

ケナンの提言は、アメリカが日本を冷戦戦略の観点で捉え直すことを意味していた。戦勝国間の対立が、敗戦国日本の地位に変化をもたらしたのである。ケナンにとって日本は、ソ連と協力して監視する対象ではなく、共産主義の脅威に対抗するためにアジアの戦略的拠点となるべき存在であった¹⁰。ケナンの対日戦略は、アメリカ国家安全保障会議（NSC）報告書13/2「アメリカの対日政策に関する勧告」として採択され、アメリカ対日政策の柱となった。

アメリカの地域統合戦略は、日本の地位変化を物語っていた。対日占領政策の初期において、アメリカは、日本の経済力は日本の軍事力の基盤となるため、弱体化されるべきであり、日本の経済的苦難は、誤った行動をした日本が負うべき応分の負担であると考えていた¹¹。ところが、アメリカは、アジア冷戦戦略の一環として日本の工業力と他

⁷ Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan) to the Under Secretary of State (Lovett), August 12, 1947, *FRUS, 1947, vol. 6*, pp. 486-487.

⁸ Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), “Results of Planning Staff Study of Questions Involved in the Japanese Settlement,” October 14, 1947, *FRUS, 1947, vol. 6*, pp. 541-542.

⁹ X (George F. Kennan) “The Source of Soviet Conduct,” *Foreign Affairs*, vol. 25, no. 4 (July 1947), pp. 580-581.

¹⁰ Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan) to the Secretary of State and the Secretary of State (Lovett), “PPS/23: Review of Current Trends in U.S Foreign Policy,” February 24, 1948, *FRUS, 1948, vol. 1, Part.2, General: The United Nations* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976), pp. 525-526.

¹¹ 『昭和財政史』66頁。

のアジア諸国の原料と市場を結びつけて、対ソ戦略の拠点として日本経済の迅速な再建を図るようになった。こうした地域統合構想に基づいて、日本の工業力を上位とする垂直的な産業分業体制の構築が進められた¹²。

(2) 冷戦における日本問題

このように、アメリカは、冷戦が到来するにつれ、敗戦国日本を対ソ封じ込めの戦略的拠点として位置づけ、政治的、経済的再建を進めた。ところが、アメリカが対日政策を推進するにあたって、冷戦要因のみならず、日本問題も一つの重要な要因として作用した。

アメリカは、日本を対ソ封じ込めの拠点として位置づけ、日本の政治経済的再建を進めながらも、戦後日本外交の方向性に対して、内心不安を抱いていた。NSC48 が述べたように、アメリカの占領政策によって、日本は民主主義国家として大事な一步を踏み出したが、伝統的な社会体制や反民主主義的傾向は相変わらず強く残っていると考えられた。日本は共産主義陣営と地理的に隣接しており、国際共産主義による浸透や転覆工作にさらされ、経済的理由で共産主義陣営と結びつくかもしれない。国家主義者が日本を支配した場合、政治的、経済的な理由でアメリカとの同盟関係よりもソ連と提携するシナリオも排除できなかつた¹³。

占領期の日本では、敗戦という激烈な国民的体験から非軍事化・民主化の機運が高まっていた。またアメリカも、多くの日本国民は親米的な傾向を持っていると判断していた。しかし、軍事主義の文化や権威主義的な社会体制などが完全に除去されたわけではなく、太平洋戦争の時期に刻まれた対日不信が強く残存していた。また、極端な左右の勢力による政治的転覆の脅威に日本の民主主義は脆弱であると考えられた。アメリカの観点から見れば、戦後日本が再び軍国主義の道を歩んだり、共産主義陣営へ接近するなど、外交面において独自の道を歩む可能性を完全に排除できなかつたのである。

ダレス (John F. Dulles) 国務長官顧問は、日本を再建するにあたって、直面しうる問題を挙げた。ダレスは、アメリカの対日政策の長期的目標について、次の五点を挙げ

¹² 李鐘元「戦後アメリカの極東政策と韓国の脱植民地化」、大江志乃夫 [ほか] 編『岩波講座 近代日本と植民地 8—アジアの冷戦と脱植民地化』(岩波書店、1993年) 5—6頁。

¹³ NSC 48/1, December 23, 1949, *United States-Vietnam Relations 1945-1967, Vol. 8* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1971), pp. 225-272.

た。(1) 日本人が平和志向的になること、(2) 西側陣営の一員となること、(3) アメリカに友好的になること、(4) 他国の慈悲に依存することなく、自らの力で社会的厚生と自尊心を発展させること、(5) アジア太平洋地域諸国を相手に自由主義的な生活様式の利点 (the advantage of free way of life) を発信し、共産主義への対抗に寄与することである¹⁴。

しかし、ダレスの観点から日本はいくつかの不安要因を抱いているかのように見えた。日本は共産主義が支配する地域と隣接し、歴史的にも経済的にも深い関係にあった。また、全体主義体制や権威主義的要因が残存しており、平和主義の現状にも関わらず、軍国主義復活の可能性は排除できないと考えていた¹⁵。

続いてダレスは、様々な問題意識を述べている。軍事戦略の観点から共産主義の軍事的脅威に対する日本の安全をいかに保障するのか。日本経済が共産主義陣営に依存することなく、アメリカの援助のみで繁栄を取り戻すことができるのか。全体主義に反する現在の日本政府組織をいかに発展させ、維持するのか。日本の民主化は日本の憲法で十分保障されるのか。それとも日本の民主化を監視する組織を設けるべきであるのか。日本の権威主義傾向と共産主義は、お互いに似ており、それを弱めることが日本全体主義の復活を防ぐ道であるが、そのために何ができるのか、などである。ダレスは、こうした諸問題への対処について、次のように語っている¹⁶。

いかなる文言を入れても対日条約では、我々が望むような結果を手に入れることはできない。もし、内容的にも時期的にも賢明であれば、よい結果に寄与するはずであろう。しかし、他の側面で重要な努力を並行しなければ、条約のみでは不十分である。その努力とは、西側諸国の対等なメンバーになろうとする日本の望みに答えることであろう。これは共産主義世界に内在しているクレムリンへの服従とは相反する概念である。

ダレスは、日本の西側陣営に敵対的な方向へ向かわせないためには、これから日本を

¹⁴ Memorandum by the Consultant to the Secretary (Dulles) to the Secretary of State, "Broad Aspects of the Japanese Problem," June 7, 1950, *FRUS, 1950, Vol. 6, East Asia and The Pacific* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976), pp. 1208-1210.

¹⁵ Ibid.

¹⁶ Ibid.

西側陣営の対等な一員として待遇すべきであると提言したのである。ダレスは、イギリス外交当局者との会談で、対日講和条約で日本を国際社会の一員として受け入れ、政治的、経済的、軍事的制約を加えない旨を明らかにし、日本が西側陣営に留まるようあらゆる側面で尽力すると述べた¹⁷。寛大な対日講和条約構想には、冷戦と反共のみならず、日本の西側志向性を持続させるという戦略観が反映されていたのであった。

アメリカの地域統合構想にも、同様の戦略観が働いた。アメリカが東アジア冷戦戦略の一環として日本の工業力と他のアジア諸国の原料と市場を結びつけて、日本経済の迅速な再建を企図したことは先述した通りである。それと同時に、地域統合構想には、日本の西側志向性を持続させるために、日本と西側諸国との結び付きを強化するという戦略観が反映されていた。アチソン（Dean G. Acheson）国務長官は、各国の大使館宛の電報で、日本は西側陣営と友好関係を持続するか、それともアジアの共産主義陣営に付くか、どちらか一方であり、日本を西側陣営に繋ぎ止める唯一の方法は、日本が、太平洋地域諸国と共に経済、社会的発展を成し遂げることでありと述べた¹⁸。

国務省が作成した「対日講和と安保協定に関するアメリカの政策に対する国務省の立場」では、講和後の日本に関する安保問題が議論されている。この文書では、対日講和における安保問題の根源は、講和後のアメリカと友好国の安全を保障することであるとし、日本がソ連共産主義を拒否し、西側志向性を維持することが対日政策の根本的な目的であるとされている¹⁹。

続いてこの文書は、日本に関わる安保問題について、二つの側面を指摘した。一つ目は日本の将来の侵略可能性に対する安全である。太平洋戦争を経験した周辺諸国は、将

¹⁷ Memorandum of Conversations, by Colonel Santon Babcock of Department of Defense, "Japanese Peace Treaty," *FRUS 1950, Vol. 6*, p. 1307.

¹⁸ The Secretary of State to Certain Diplomatic Offices, May 8, 1949, *FRUS, 1949, Vol. 7, part 2, The Far East and Australasia* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1974), p. 737. アメリカが日本と東南アジアの経済的相互依存関係の再構築を進めたことにも同様の論理が働いた。日本に東南アジアを輸出市場として提供することで対ソ戦略の拠点として日本の経済的再建を図ると同時に、共産中国に対する日本の経済依存を減らし、日本が経済的理由で共産主義陣営へ接近するのを防ごうとした。Michael Schaller, "Securing the Great Crescent: Occupied Japan and the Origins of Containment in South Asia," *The Journal of American History*, Vol. 68, No. 2 (September 1982), p. 407

¹⁹ Memorandum by the Special Assistant to the Secretary (Howard) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Butterworth), "Japanese Peace and Security Settlement," *FRUS 1950, Vol. 6*, pp. 1140-1142.

来において、日本が再浮上して侵略的政策をとるのではないかと懸念している。二つ目はソ連共産主義の侵略に対する安全である。前者は対日講和条約で対応していくが、後者は別途の協定が必要であり、両者は相互補完的であると、この文書は言う。こうした分析の上で、対日講和条約やその安保問題の根本的な問題は、アメリカとアジア友好諸国の安全を確保することであり、それは日本と安定的な政治関係を築き、日本が西側志向性を保ち続ける過程を通じて成し遂げられると述べた²⁰。アメリカは、日本との社会、経済的統合を強めることが将来における日本脅威の再現を防ぐ方法であると考えたのである。

(3) 日本の再軍備に対する地域諸国の懸念とアメリカ

しかし、アメリカによる寛大な対日講和条約構想は周辺諸国の反対に直面した。特に、アメリカが、対日講和条約の枠内で日本の再軍備を制限しないことについて、地域諸国から懸念の声が寄せられた。1950年10月23日、ニュージーランドのドイッジ (Frederick W. Doidge) 外相は、ダレスとの会談で、日本の再軍備に強い懸念を示した。ドイッジによれば、対日講和条約で日本の再軍備を許容してしまえば、日本が第一次世界大戦後のドイツと同じ道を歩む可能性があり、適切な安全措置を設けるべきであるということであった²¹。オーストラリアのスペンダー外相も、日本の再軍備に何の制約を設けない点を問題視し、アメリカが「日本の侵略」から守ってくれる「確たる」保障を求めた²²。

1951年2月17日に開催されたダレス・ドイッジ会談で、再び日本の再軍備に関して議論が行われた。ドイッジは、ニュージーランドにとって日本は悪夢であり、日本の再浮上を恐れているとし、日本の再軍備を抑制しないことへ懸念を示した。短期的には在日米軍の駐屯が日本の再浮上に対する保障であるかもしれないが、ニュージーランドは長期にわたって日本と付き合いなければならず、ダレスの対応は長期的な視野に欠けると批判した。同席していたオーストラリアのスペンダーも、相変わらずオーストラ

²⁰ Ibid.

²¹ Memorandum of Conversation, by Colonel Stanton Babcock of the Department of Defense, "Japanese Peace Treaty," October 19, 1950, *FRUS, 1950, Vol. 6*, p. 1323.

²² マイケル・シャラー (市川洋一訳) 『「日米関係」とは何だったのか』 (草思社、2004年) 59-60頁。

リア国民は日本のことを恐れており、日本との厳しい平和 (rigid peace) を望んでいるとし、日本の再軍備に対する懸念を露わにした²³。

両外相の厳しい対日認識に直面する中で、ダレスは自分の見解を明らかにした。長期的な観点から見て、我々に求められるのは、日本が攻撃的な対外政策を望まないようにすることである。そのためには日本を対等な一員として受け入れ、主権行使に制約を設けない条約が適切である。ダレスによれば、いずれ日本はすべての防衛責任を負うようになるが、日本の軍事力を自国主義ではなく、集団安全保障の目的に沿う方向に向かわせるべきであり、これはアメリカを含めて周辺諸国が日本といかなる関係を築くのかにかかっているということであった²⁴。ダレスは、日本を対等な一員として待遇することが将来における日本脅威の再現を防ぐ方法であると主張したのである。

しかし、ダレスも、周辺諸国により確たる形で日本に対する安全を保障する必要を感じていた。アメリカは対日講和とは別途、これらの国々が侵略された場合に、アメリカが援助するという安全保障条約を検討した。こうして、対日講和条約の直前に米豪・ニュージーランド安全保障条約が締結された。これは将来の日本からの脅威に対する周辺国への安全措置の意味を持っていた²⁵。アメリカがオーストラリア及びニュージーランドとの安全保障条約の締結を宣言すると、ドイツは、同条約は日本の軍国主義の復活に対する確たる措置であると高く評価した²⁶。

3月23日、アメリカ政府が対日講和条約の関係諸国に公式に提示する初の条約案が作成された。7条では、日本が主権国家として国連憲章に基づき、個別のかつ集団的自衛権の権利を保有しているとし、安全保障における日本の権利が規定された。さらに、ノートでは、7条について、それ自体で完結するものではなく、これから日本が他国に対して攻撃的脅威になるような軍備を持つことなく、自国の安全に貢献し、国連憲章の

²³ Memorandum by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, "Notes on Conversation among Ambassador Dulles, Ministers for External Affairs of Australia and New Zealand, and States," February 17, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part. 1, Asia and the Pacific* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1977), pp. 170-171.

²⁴ *Ibid.*

²⁵ 外岡秀俊・三浦俊・本田優『日米同盟半世紀—安保と密約』(朝日新聞社、2001年) 73頁。

²⁶ ロジャー・ディングマン「対日講和と小国の立場—ニュージーランドとフィリピンの場合」、渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』(東京大学出版会、1986年) 274頁。

原則に基づいて平和と安全を促進する役割を果たすことで補完されると述べられた²⁷。日本の軍事的主権を抑制することではなく、日本の個別的かつ集団的自衛権の権利を尊重しながら、日本の再軍備問題を集団安全保障の枠組みに位置づけたのである。

第2節 対日講和条約と李承晩政権

(1) 署名国参加と対日賠償外交

植民地統治から解放され、日本との多くの懸案問題を抱えていた韓国は、対日講和条約に対して多大な関心を寄せていた。とりわけ、李承晩は対米外交を重要視した。1950年11月30日、李承晩は、林炳稷外交部長官にアメリカ、フランス、イギリスを相手に水面下で韓国の対日講和条約参加を説得するよう指示した上で、アメリカ政府は韓国の参加に賛成するようであるが、ダレスを説得しないと、何も成し遂げられないと強調した²⁸。

韓国が正式に対日条約へ参加要請をしたのは1951年1月のことである。韓国は対日講和条約に署名国参加を果たし、連合国の地位を確保しようとした。1月4日に、張勉駐米韓国大使は、國務省宛の覚書において、第二次世界大戦の時期に、大韓民国臨時政府が対日戦争に参加しており、韓国は日本の植民地統治で苦難を強いられたとした上で、韓国の署名国参加に協力してくれるよう要請した²⁹。

1月17日、張勉とラスク（Dean Rusk）國務長官の会談で、韓国の条約参加問題が議論された。張勉は、韓国は署名国として参加する権利があると主張した。続いて署名国参加が認められなかった場合には、日本と別途の平和条約を結ぶとし、韓国は日本の植民地統治に対する賠償として残余請求権を持っていると主張した³⁰。

²⁷ 3月23日の対日講和条約案の全文は、Provisional United States Draft of Japanese Peace Treaty, “Provisional Draft of a Japanese Peace Treaty,” March 23, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part 1*, pp. 944-950.

²⁸ (Top Secret) Instructions to the Foreign Minister from the President, November 30, 1950, The Syngman Rhee Presidential Papers (以下 Rhee Papers) , Official Correspondences, PDF 零南 B-021-071.

²⁹ 朴鎮希『韓日会談』70-71頁。

³⁰ Memorandum of Conversation, by the Officer on Charge of Korean Affairs (Emmons), “Various Problem Relation to Korea,” January 17, 1951, *FRUS, 1951, vol. 7, part 1*,

張勉の主張は、韓国が連合国の地位をもって日本に賠償を要求する方針であったことを物語っている。そこで、韓国の対日賠償政策を在韓日本人財産との関連で説明する必要があると思われる。南朝鮮に残された日本財産は、1945年12月6日の在韓米軍政令33号によって、国公有財産・私有財産を問わず、米軍政庁に帰属された。在韓米軍政令33号により没収された在韓日本人財産は、1948年9月11日の「大韓民国政府及びアメリカ政府間の財政及び財産に関する最初協定」（以下米韓協定）の5条に基づき、韓国政府に移譲された。要するに、張勉が残余請求権を主張したのは、韓国が在韓日本人財産の取得のみならず、日本に対して追加賠償を要求する方針であることを示唆していた。

しかし、アメリカにとって韓国の対日追加賠償要求は悩ましいことであった。ラスクが、「韓国に支払われる日本の賠償はアメリカ人の税金から流れてくる」と反発したことからも分かるように、アメリカの対日援助負担を減らすために、対日賠償要求には消極的な姿勢を取っていた³¹。何よりも、日本を対ソ封じ込めの拠点として位置づけたアメリカは、日本経済の迅速な再建のために、賠償を要求しない方針を固めていたからであった。

韓国政府は、署名国参加を公式に要請する前から、アメリカの立場との相違を察知し、自国の主張を発信していた。1950年11月28日のメモでは、韓国外交官が非公式外交の場で発信すべきメッセージが、次のように整理されている。国際社会で韓国の対日賠償に関して関心が高まっているが、その背景には、韓国が日本経済に大きな負担になりうる額の賠償を要求するという懸念がある。そうした懸念が韓国の署名国参加を妨げる要因となっているようであると、このメモは言う。こうした分析の上で、メモでは、韓国政府の方針について、日本に多額の賠償を要求する考えはなく、日本の出方を見極めながら、対応すると述べられている。この方針には、対日追加賠償の主張を堅持しつつも、その金額や規模をめぐって日本と交渉する旨を示すことによって、韓国の対日賠償に対する国際社会の懸念を払拭する狙いがあったと思われる。メモでは、韓国が日本に復讐するため、多額の賠償を要求するという懸念が広がっているが、韓国政府は共産主義の脅威に直面して日本との和解を望むと強調されていた³²。

Korea and China (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1983), p. 97.

³¹ Ibid.

³² (Top Secret) Memorandum conveying informations to some of their friends in order to unofficially make their vies known abroad about Japanese Peace Treaty, November 28,

注目すべきなのは、講和条約の準備段階で、すでに日本の対韓請求権が影を落としていた点である。メモによれば、多くのアメリカ政策当局者が、非公式的であるが、日本の対韓請求権金額は韓国のそれを上回るという意見を表明していたという。正確な調査を踏まえて表明したのではないが、そこには韓国の対日賠償要求に抵抗する狙いがあることは確実であると、このメモは言う。こうした分析の上で、メモは講和条約への参加が確定できるまで賠償に関して具体的に言及しないことを提言した³³。

メモでは、アメリカの政策当局者による日本の対韓請求権主張に関して、出処を示す直接の言及はない。しかし、正確な調査を踏まえておらず、非公式意見という文言から見て、アメリカ側が韓国の政策当局者との個人的接触で発した意見であったと推測できる。また、米韓協定の当事者であるアメリカが、すでに処理された在韓日本人財産の所有権が日本側に残っていると主張したとは考えにくい。韓国の対日追加賠償を懸念していたアメリカは、非公式の接触で、日本が在韓日本人財産に対する所有権を主張し、返還を求める可能性を取り上げ、韓国が対日追加賠償要求を引き下げるよう説得していたと思われる。

韓国の対日追加賠償に懸念を示したが、アメリカは韓国の署名国参加には同意していた。1951年1月26日、ダレスは、張勉との会談で、韓国の署名国参加に同意を示し、今後協議する旨を明らかにした³⁴。アメリカは、朝鮮戦争が激化していく中で、冷戦の最前線に置かれている韓国の国際的威信を高めるために、韓国の署名国参加には前向きな姿勢を見せていたのである³⁵。

アメリカの考えは、韓国の署名国参加を認めながらも、対日追加賠償要求には制限をかけることであった。1951年4月23日、吉田茂首相が、韓国の対日賠償要求に懸念を示したのに対し、ダレスは、韓国政府の署名国参加を認める方針を明らかにしながら、賠償権利は日本降伏当時の連合国に制限すると述べた³⁶。

1950, Rhee Papers, Official Correspondences, PDF 零南 B-021-073.

³³ Ibid.

³⁴ Memorandum of Conversation, by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, January 26, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part. 1*, p. 817.

³⁵ 李元徳『韓日過去史処理の原点』30頁。

³⁶ Memorandum of Conversation, by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, “Japanese Peace Treaty,” April 23, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part. 1*, p. 1007. 会談当日の午後、日本は在日朝鮮人が連合国民の地位を獲得しないことを条件に、韓国の署名国参加に同意する旨を伝えた。Unsigned Japanese Government Memorandum,

3月27日、アメリカは3月23日付の対日講和条約案を日本に手渡した。この条約案は、アメリカが韓国の署名国参加を認めていた時期に作成された。韓国が連合国として対日講和条約に参加した場合に、この条約案の適用を受けることになるのであった。

14条では、連合国内の日本人財産に対する処理について、次のように規定された。連合国は、日本が賠償を支払う能力が欠如していることを認める。日本政府は、連合国が、1941年12月7日から1945年9月2日の時点で、連合国内や日本の放棄した地域、国連の信託統治下の地域で敵国財産として日本人財産を没収する権利を持つことを認める。一方、連合国内や日本が放棄した地域、国連の信託統治下の地域で1945年9月2日以前に没収されなかった財産、また宗教や文化、教育活動のような非政治団体の財産などは没収の例外対象にすると、規定されていた³⁷。

14条によれば、署名国参加は韓国にとって逆効果をもたらすはずであった。上述の例外措置を厳格に解釈した場合、在韓日本人財産のほとんどが没収対象から除外されるからであった。韓国は、他の連合国とは異なって植民地として戦前日本の一部であったため、戦時中に朝鮮半島内の日本人財産は敵国財産として没収されなかった。また、35年間の植民地期間に鑑みれば、宗教や教育など非政治的団体の財産も相当な規模であるはずであった³⁸。韓国は、対日追加賠償はおろか、在韓日本人財産の所有権さえ脅かされる状況に陥ったのである。

4月27日、卞榮泰外務部長官は、条約案に対する韓国政府の意見書をダレスに伝えるよう梁裕燦駐米韓国大使に指示した。意見書では、対日講和条約案の14条の例外対象について、次の三点を挙げて反駁していた。第一に、米韓協定により韓国政府に移譲された在韓日本人財産が、すでに韓国国内法によって処理されたことである。意見書では、在韓日本人財産は帰属財産処理法によって処分されたとし、14条の例外措置が適用できないと主張した。第二に、現実的な問題として在韓日本人財産の没収を執行できなかったことである。韓国は、日本が放棄した領土や信託統治下にあった地域に当たるが、一般的にその地域で、45年9月2日以前に日本人の財産を敵国財産として没収することは、不可能であったと主張した。第三に、在韓日本人財産は政治性を帯びていることである。意見書によれば、植民地朝鮮における日本人の活動は日本帝国主義活動の

“Supplementary Statement to the Conversation of Friday Morning”, April 23, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part 1*, p. 1011.

³⁷ *FRUS, 1951, vol. 6, part 1*, p.948.

³⁸ 張博珍『未完の清算』254-258頁。

一環であったため、すべてが政治的性格を帯びるということであった³⁹。

以上の経過から分かるように、対日賠償政策の観点から見れば、韓国の署名国参加はむしろ逆効果をもたらしたと言っても過言ではない。ところが、条約案をめぐる米韓のやりとりは、韓国外交にとって重要な意味合いを持っていた。韓国は、対日講和条約を主導するアメリカを相手に連合国外交を展開し始めたのである。

(2) 李承晩政権の連合国外交と対日講和条約

連合国外交を展開する韓国は、対日賠償のみならず、他の懸案についても、自国の主張を発信していた。4月27日に作成された「コメント及び提案のための草稿」は、3月23日付の条約案に対する韓国政府の立場が整理されている文書である。先述したダレス宛の意見書の叩き台と思われるこの文書は、条約案の項目ごとに韓国政府の主張が記述されている⁴⁰。

同文書の序文では、対日講和条約における韓国の地位について、次のように述べている。大韓民国臨時政府が、第二次世界大戦の時期において、対日宣戦布告をし、日本とは満州や大陸中国で軍事的敵対関係にあった点から考えれば、韓国は連合国の条件を十分に満たしている。それは、条約案の作成にあたって、韓国が事前協議に関わってきた事実からも裏付けられると、この文書は言う⁴¹。

在日朝鮮人の連合国民の地位付与や対馬の返還、国際司法裁判所の加入などが挙げられている中で、同文書では、日韓の漁業協定に対する韓国の立場も整理されている。韓国は、日韓の漁業問題について、マッカーサーラインを維持する必要性を訴えた。45年9月以来、日本と韓国の漁業水域は、連合国最高司令部によって設定された「マッカーサーライン」によって区別されてきたが、対日講和条約後にもその効力を維持するよう働きかけたのである。同文書では、多数の国家が日本と漁業協定を結んでいないため、それをめぐって紛争が多発する恐れがあるとし、対日講和条約では、漁業ラインの現状維持を基本原則とする必要があると述べられた。そして、3月23日付の条約案の10条

³⁹ 「対日講和条約仮案に対する韓国政府の意見書送付に関する件」、April 27, 1951, Rhee Papers, Correspondences-Out, PDF 零南 B-203-003.

⁴⁰ Rough draft for comment & suggestion, Correspondences-Out, PDF 零南 B-203-009.

⁴¹ Ibid.

によれば、戦前に、日本と結んだ条約や協約を維持することを希望する場合には、その効力が維持されるとされているが、日本の植民地であった韓国は、そもそも戦前の日本と協定を結ぶことができなかつたため、マッカーサーラインを韓国と戦前日本との協定として認定すべきであると、この文書は言う⁴²。

こうした韓国の主張には、賠償問題のケースと同様の論理が見られる。韓国は、連合国地位は認められたが、太平洋戦争中には植民地統治の状態にあったことに理解を求め、連合国と同様の待遇を受けるよう働きかけたのである。同文書は、植民地統治を受けていた韓国の特殊な事情を念頭に入れ、他の連合国と対等な待遇を与えるべきであると主張した⁴³。韓国は、連合国の地位をもって既得権利を保護し、対日交渉力を高めようとしたのである。

しかし、韓国の主張には、対日交渉の観点からは説明できない部分がある。例えば、日本に関わる安保問題である。同文書は、条約案7条のノートについて、地域安全と平和を維持するにあたって、韓国の重要性を考慮することを主張した。文書によれば、地政学の観点から韓国の安全は地域平和において重要な位置を占めるからであった。続いて、連合国間の協力下で、韓国の安全にとって脅威である日本の再軍備を防止し、地域の安全を維持するための制度的枠組みを設けることを提案した。さらに、日韓間の軍備競争は両国の経済に深刻な問題をもたらし、国連憲章の目的にも相反すると述べられている⁴⁴。要する、韓国は、日本の再軍備を脅威と見なし、対日講和条約の枠組みでそれを抑制することを主張したのである。

こうした韓国の主張には、植民地統治に起因する反日ナショナリズムが反映されていた。しかし、安保問題に対する韓国の主張は、日本をめぐる戦後秩序構築の観点から考案されたものでもあった。建国して間もない時期から李承晩は、アメリカが国際安全保障に対して、より攻勢的な姿勢を取るよう促した。李承晩によれば、アメリカが共産主義の勢力拡大に譲歩し続ければ、反共諸国はソ連の勢力拡大を容認せざるをえなくなり、アメリカは共産主義の勢力圏に包囲される状況に陥るということであった⁴⁵。李承晩は、アメリカが東アジア冷戦へ積極的に関与するよう促し、アメリカの対韓コミットメント

⁴² Ibid.

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Ibid.

⁴⁵ 「日本再武装説に対して」（1949年2月16日）、李承晩『大統領李承晩博士談話集』（ソウル：公報処、1952年）142-143頁。

をより確実なものにしようとしたのである⁴⁶。

そこで注目すべきなのは、李承晩は、共産主義の脅威のみならず、日本との関連でアメリカの積極的な関与を求めた点である。李承晩は、次のように語っている⁴⁷。

もし、アメリカが日本を放棄すれば、アメリカに対抗する日ソ同盟の可能性に対し、いかなる保障があるのか。また、そうした危険はないのか。再び日本が悲痛な思いで世界征服を企画することはしなくても、遠くない過去で日本軍国主義者らはアメリカの敵国と提携し、アメリカを征服しようとしたことは記憶に新しいことである。(中略)日本からアメリカ軍隊を撤退させるのは、アメリカは日本人の脳裏から軍国主義が消えたと主張しているにも関わらず、日本を自由にさせ、過去の野望を追求するようにすることである。

李承晩は、アメリカが地域安定勢力として日本に関与しなければ、軍国主義の復活や共産主義陣営との提携など、日本は、外交面においてアメリカに敵対的な方向へ向かうと考えていたのである。

李承晩の警戒心は、裏を返せば戦後日本の外交路線に対する関心の高さを物語っている。李承晩は、戦後日本が韓国を取り巻く東アジア安保環境に大きな影響を与える存在であると考え、アメリカが共産主義の脅威や日本の再浮上を抑える地域安定勢力の役割を果たすよう促したのである。李承晩によれば、アメリカが日本を放棄すれば、韓国は共産主義と日本軍国主義の間で板挟みになるということであった⁴⁸。

こうした李承晩の観点から見れば、日本を対ソ戦略の拠点として位置づけ、日本の軍事的、経済的再建を図るアメリカの対日政策は、むしろ日本を誤った道へ向かわせるかのように見えた。日本は、軍国主義を清算し、平和的かつ民主的国家として生まれ変わったのか。もし、そうではなかったら、軍事的、経済的に再建された日本は、将来においてアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろ、そのパワーをもって再び諸外国に攻撃的な政策を進めると考えたからであった。マッカーサーによれば、「日本は12歳の少年のようなもの」であるが、李承晩はその少年が大人になって攻撃的意図を

⁴⁶ 朴明林『韓国戦争の勃発と起源Ⅱ－起源と原因』(ソウル：ナナム出版、1996年) 606頁。

⁴⁷ 李承晩『大統領李承晩博士談話集』143頁。

⁴⁸ 同上文献。

剥き出すかもしれないと警戒したのである⁴⁹。

つまり、李承晩は、アメリカが地域の安定勢力として存在しつつ、そのアメリカが性急に日本を軍事的、経済的に再建することは控えるべきであると考えたのであった。そうなければ、むしろ日本を攻撃的な方向へ向かわせると懸念していたからであった。対日講和条約に対する李承晩の構想も同様の文脈で置かれていた。李承晩は、対日講和条約に対する韓国政府の方針について、次のように述べている⁵⁰。

我々は、日本の帝国主義的侵略主義の完全放棄と、今後の民主主義的再建に関してしかるべき厳重な監視を怠らないでしょう。政府は日本帝国主義によるあらゆる害悪から回復し、また隣接国家としての正常な外交関係を保護するために対日講和会議で連合国の一員として参加することを連合国に要請し、大韓民国が対日賠償に対して正当な権利を保有し、また、以後の発展に関して国際的義務を負わせることを主張いたします。

李承晩は、対日講和条約の枠組みで日本の非軍事化・民主化プロセスを監視する、いわゆる厳しい対日講和条約を望んでいたのである。

李承晩の主張は、彼が対日講和条約のモデルとして 1918 年のベルサイユ条約を想定していたことを示唆する。李承晩は、日本軍国主義の復活や共産主義陣営との提携可能性など、講和後日本に対する不安で、日本を政治軍事的に抑制する厳しい対日講和条約を主張したのであった。

(3) 対日講和条約の在り方をめぐる米韓間の対立

対日講和条約の草案をめぐって関係諸国と協議を重ねる中で、韓国の署名国参加は反対に直面するようになった。イギリスは、第二次世界大戦において、韓国は日本植民地の一部であったと主張し、韓国の署名国参加に同意しなかった。また、ソ連が外交的に承認しない韓国が署名国となれば、ソ連に対日講和条約を妨害する都合を与える恐れがあると主張した⁵¹。結局、アメリカは、イギリスの説得を受け入れて韓国を署名国リス

⁴⁹ 姜鸞郷『駐日韓国代表部』（ソウル：東亜 PR 研究所出版部、1966 年）73-74 頁。

⁵⁰ 「大統領施政方針演説」『国会速記録』第 1 回 78 号、1948 年 9 月、5 頁。

⁵¹ 鄭城和「サンフランシスコ平和条約と韓国・米国・日本の外交政策の考察」148、156 頁。

トから外し、条約下で韓国の権利を規定することで対応することにした⁵²。

7月9日に、ダレスは、梁裕燦との会談で、韓国を署名国から除外する旨を伝えた。ダレスは、対日講和の署名国は第二次世界大戦で日本と交戦状態にあり、1942年1月の連合国宣言に署名した諸国であるとし、韓国はその基準に当たらないと述べた。署名国除外の通知を受けた梁裕燦は驚きを隠せなかった。梁裕燦は、第二次世界大戦の前から大韓民国臨時政府が日本と交戦状態にあったと反駁し、再考を求めたが、ダレスは立場を変えなかった⁵³。

両者の議論は署名国参加から漁業問題へ進んだ。梁裕燦は、対日講和条約で韓国近海における日本漁船の活動を制限する条項を挿入すべきであると主張した。相次ぐ日本漁船の侵犯のため、漁業問題はすでに日韓対立の原因となっており、日本漁業活動の制限が韓国経済にとって緊要であると述べた。ダレスは、交渉が膠着する恐れがあったとした上で、条約で日本と二国間及び多国間交渉を規定する条項を挿入するとし、韓国の主張を断った⁵⁴。

一見、日韓間の漁業問題であるかのように見えるが、梁裕燦はさらに進んだ要求を提示した。アメリカの文書では、次のように記録されている⁵⁵。

さらに梁大使が、漁業問題との関連で取り上げたのは、日本の再武装が容認されたら、漁業問題や地域安保問題を含めた他の国際問題に関して、今後日本を効果的に統制する保障が効かない点であった。

⁵² Memorandum by the Deputy to the Consultant (Allison) to the Consultant to the Secretary (Dulles), "Talk with Sir Oliver Franks Regarding Japanese Peace Treaty," May 16, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part 1*, p. 1045.

⁵³ Memorandum of Conversation, by the Officer in Charge of Korean Affairs in the Office of Northeast Asian Affairs (Emmons), "Japanese Peace Treaty," July 9, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, part 1*, pp. 1182-1183. 署名国から除外された韓国は、対日講和条約の条項で規定された内容の効力を受けることとなった。とりわけ、対日賠償問題は請求権問題にその性格が変わり、講和条約の4条(a)項の適用を受けることとなった。同条項では、米韓協定により没収されて韓国政府に移譲された在韓日本人財産は、日韓二国間の交渉でその最終的な処分を取り決めるとされていた。韓国政府は、4条(a)項のみでは、在韓日本人財産の取得が十分保証されないと考え、対米外交を進めた。その結果、日本政府が米韓協定による在韓日本人財産処理の効力を承認することを内容とする4条(b)項が追加された。李元徳『韓日過去史処理の原点』39-42頁。

⁵⁴ *Ibid.*

⁵⁵ *Ibid.*

梁裕燦は、日本が漁業問題を始めとする国際問題の解決にあたって、武力を使用できないよう対日講和条約で規定しなければならないと主張したのである。言い換えれば、対日講和条約の枠組みで日本の軍事的主権に制約をかけるべきであるということであった。

ダレスはすかさず反対の姿勢を明らかにした。ダレスによれば、ベルサイユ条約のように、主権を拘束する条約 (*restrictive treaty*) は、必然的に対象国の挑戦を引き起こし、国家的反対にさらされるということであった。米軍を日本に駐屯させるなど、ダレスも講和後の日本に何等かの統制をかける必要性そのものを否定したわけではなかった。しかし、これから日本を軍事的に増強しながら、そこに内在する危険性を管理していく中で、韓国の安保利益も考慮されるとし、対日講和条約の枠組みで日本の再軍備を抑制する考えはないと力説した⁵⁶。

続いてダレスは、日本をめぐる米ソの勢力圏争いを強調した。ダレスは、ソ連が日本を西側陣営から離脱させようとしているため、日本との穏当かつ実効性のある講和条約がより望ましいと強調した⁵⁷。日本を共産主義陣営へ向かわせないためにも、日本を西側陣営の対等な主権国家として待遇すべきであると、ダレスは主張したのである。

7月19日、ダレスと梁裕燦の間で再び対日講和条約が議論された。領土問題や漁業問題をめぐって両者間の意見の相違を明らかであった。何よりも、対日講和条約の在り方をめぐっても論争が続いた。ダレスは、韓国が求める厳しい条約は日本を国際社会の一員として受け入れようとするアメリカの方針と衝突すると、強く批判した。続いて、太平洋戦争で多大な犠牲を払ったアメリカが自由主義的かつ非制限的な条約 (*a liberal and non-restrictive treaty*) を主張するのは、未来の平和のための構造的基盤を作るためであると力説した⁵⁸。講和条約の枠組みで日本を政治軍事的に抑制することではなく、西側陣営の同等な一員として迎え、協力的な関係を築いていくことが将来の日本の侵略を繰り返すことを防ぐ方法であると、ダレスは主張したのであった。

ダレスの主張に対し、梁裕燦は寛大な対日講和条約に対する懸念を示した。韓国は日

⁵⁶ Ibid.

⁵⁷ Ibid.

⁵⁸ Memorandum of Conversation, by the Officer in Charge of Korean Affairs in the Office of Northeast Asian Affairs (Emmons), "Japanese Peace Treaty," *FRUS, 1951, vol. 6, part 1*, pp. 1202-1206.

本と友好関係を築こうとするが、対日講和条約が締結されたら、韓国は再浮上する日本経済力の意のままにされる恐れがあり、それは将来の韓国の安全保障にとって深刻な問題になる。梁裕燦によれば、アメリカが日本を強力に統制しないと、韓国は日本の圧倒的なパワーに振り回され、対日交渉において苦しい立場に陥るということであつた。対するダレスは、脆弱な日本経済の現状を強調し、日本が共産主義陣営に取り込まれないように、これから日本経済の平和的再建に尽力すると主張した⁵⁹。

梁裕燦は、講和後の日本の動向について、懸念を示した。韓国の参加しない寛大な講和条約が将来において大きな困難をもたらす恐れがある。アメリカは韓国の国益に理解を示しているが、韓国が参加しないまま、寛大な対日講和条約が提携されたら、アメリカが油断する間に、日本からの圧力に強いられることになる。占領期にも、日本の漁船はマッカーサーラインを侵犯し続けてきた。こうした議論の上で、梁裕燦は、アメリカの対日占領が終了し、アメリカの統制から離れる日本に対して不信感を抱いていると述べた⁶⁰。

講和後の日本に対する懸念を示した梁裕燦は、一つの提案を行った。梁裕燦は、韓国人は講和後日本の動向に注目しているが、もしアメリカが将来において韓国の安全を保障するのであれば、韓国の対日認識にも変化が起こると述べた。そうした保障なしでは、国力上の優位に立っている日本と外交関係を構築するにあたって、韓国は不利な立場に陥ると述べた⁶¹。梁裕燦は、日本の再軍備を抑制しない寛大な対日講和条約の締結を受けて、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対して韓国の安全を保障するよう求めたのである。

梁裕燦の提案には、韓国の対日不信を強調することによって、来たる日韓会談において、アメリカの支持を引き出すという交渉術の側面もあつたことは否定できない。しかし、卞榮泰の以下のような主張からも分かるように、署名国から除外された韓国が、講和後日本の動向に懸念を抱いていたことも事実であつた⁶²。

今回の講和条約は自由諸国の大多数によって受諾されたが、韓国が関わる限り、我々の安全

⁵⁹ Ibid.

⁶⁰ Ibid.

⁶¹ Ibid.

⁶² 「外務長官、対日安全保障を要求」（1951年9月10日）、国史編纂委員会編『資料大韓民国史』22巻（ソウル：国史編纂委員会、2006年）627頁。

が保障されたとは考えにくい。我々が合意する特殊な措置によって、我々の安全が保障されるまで日本を警戒せざるを得ないであろう。

対日講和会議は、9月4日にサンフランシスコのオペラハウスの開会式で幕を開けた。アメリカのトルーマン（Harry S. Truman）大統領は、開会式の演説で、「この条約は復讐の精神に出るのではなく、われわれの戦争目的すなわち征服や復讐ではなく、われわれの子孫が平和に生きられる世界を作り出そうとする精神を反映するものである」と語った。また、条約の意義について、「日本と講和する一つの目的は、日本の安全を保護し、かつ、日本が他国の安全の脅威にならないようにすること」であると強調した⁶³。

対日講和条約の署名の後、ダレスは、条約の基本精神について、次のように力説した。対日講和条約の主な目的は、戦争状態を終結させ、同時に戦争の再発を防ぐことであり、そのためには、条約内容が敗者に対して差別的かつ屈辱的なものになってはいけない。敗者に対する懲罰的な態度は敗者を復讐に駆り立てるのみである。第一次大戦後のドイツの場合とは異なり、対日講和条約においては日本を戦勝国と対決に向かわせないように尽力する。こうした主張の上で、ダレスは、共産主義という新たな脅威に直面して日本を旧敵国から太平洋地域の集団安全保障体制の一員として迎える旨を明らかにした⁶⁴。

続いて、ダレスは日本と西側諸国との信頼醸成の必要性を唱えた。周辺諸国は将来の日本の脅威を恐れているが、日本国内の国民感情には変化が起こっており、日米安保条約の銚に沿った日本とその他諸国との協力関係こそが日本の侵略を繰り返されることを防ぐ最大の盾である。また、日本は周辺諸国の信頼を得るために、努力する必要がある。日本は過剰な賠償責任から離れて自由世界の中で経済的繁栄を手に入れる機会を与えられると、ダレスは主張した⁶⁵。

李承晩は、9月3日の記者会見で、対日講和条約やアメリカの対日政策に対する自分の意見を披瀝した。長年の間、対日闘争を繰り返してきた韓国が、対日講和条約の署名国から除外されたことに納得が行かない。韓国は日本の植民地統治から多大な苦痛を受け

⁶³ 外岡秀俊・三浦俊・本田優『日米同盟半世紀』78－79頁。

⁶⁴ ダレスがフォーリン・アフェアーズで機構した論文の一部である。論文の全文は、ジョン・フォスター・ダレス「太平洋の安全保障と日米関係」、梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読む―「フォーリン・アフェアーズ」の目』(中央公論者、1993年)65－84頁。

⁶⁵ 同上文献。

ており、それを容赦し忘れるために努力するが、講和後における日本の再建には危険要因を孕んでいると、李承晩は主張した。李承晩によれば、日本が極東の工業国になれば、アジア諸国は再び日本のパワーに振り回される恐れがあり、敗戦後、日本の民主化がどれくらい進んだのか、まだ不確実であるにも関わらず、日本の再軍備が許容されたということであった。こうした主張を踏まえて、李承晩は、連合国の対日政策は新生日本の歩む道筋が明らかになるまで漸進的に行うべきであり、今後の動向に注意を払わなければならないと述べた⁶⁶。

このように、対日講和条約をめぐる米韓間の意見対立は、単なる法律的議論の域を超えて、対日講和の寛大さそのものに関わっていた。そこで注目すべきなのは、将来において日本が再び軍国主義の道を歩んだり、共産主義陣営に接近するという韓国の懸念は、アメリカのそれと本質的な違いはなかった点である。つまり、韓国とアメリカは日本の将来に対する不安を共有していた。

それでは、韓国とアメリカが対日講和条約の在り方をめぐって異なる見解を持った理由は何であろうか。ドイツが日本の軍勢力を制限することを主張したのに対し、ダレスは「合理的な人物も異なる前提により、事実に対する異なる理解を示す場合がある」とし、一定の理解を示したことがある⁶⁷。つまり、米韓間の異なる見解の原因は、日本の将来に対する不安に対して、いかに対応するか、その政策における前提の違いに起因するものであった。アメリカは、日本を他の西側諸国と対等な主権国家として扱い、その日本が西側陣営内で安全と経済再建を図るようになれば、日本が責任ある一員として定着すると考え、日本に軍事・経済的主権に制限をかけない寛大な講和条約を進めた。その一方で、韓国は性急に日本が増強されたら、日本がそのパワーをもってアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、そのパワーをもって極端な対外政策を迫ると警戒したため、日本に政治軍事的に制約をかけ、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約を訴えたのである。

李承晩の政治顧問であるオリバー (Robert T. Oliver) は、講和後日本に対する韓国の懸念をアメリカ社会へ発信していた。オリバーは、自分の著書で、対日講和条約で日本の再軍備が許容され、アメリカが対日軍事支援を行うと指摘した上で、講和後日本の

⁶⁶ 「李承晩大統領、対日態度を宣命」(1951年9月3日)、国史編纂委員会編『資料大韓民国史』22巻、562-563頁。

⁶⁷ *FRUS, 1951, vol. 6, part. 1, p. 170.*

外交路線に対する最悪のシナリオを提示した。オリバーによれば、日本が軍事的な制限を受けない中で、共産主義が日本を統制し、多大な影響力を及ぼすことになれば、韓国は共産主義に包囲されて絶望的な状況に陥るが、逆に、共産主義への対応が日本の軍国主義の再浮上をもたらすのであれば、韓国は主権を失った 1905 年と類似した状況に直面するということであった⁶⁸。言うまでもなく、オリバーの議論は、寛大な対日講和条約が日本を再び攻撃的な方向へ向かわせるという李承晩の考えを反映していた。

小結

1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコで対日講和条約が署名され、敗戦国の日本は西側陣営の一員として国際社会への復帰を果たした。アメリカは日本軍国主義の復活や共産主義陣営との提携可能性を念頭において、日本を対等な主権国家として迎え、周辺諸国との結び付きを強化するよう働きかけた。こうした発想に基づいて、アメリカは、日本に軍事経済的制約を設けない寛大な対日講和条約を進めた。

一方、李承晩政権は、対日講和条約に署名国参加を果たし、対日賠償追加賠償を確保するために、対米外交を進めていた。しかし、韓国の対日賠償政策は、アメリカの反対に直面した。また、日本の対韓請求権が影を落す中で、韓国は水面下の外交戦を繰り広げていた。

署名国参加が認められ、連合国外交を展開する韓国は、対日講和条約の懸案について、自国の主張を発信していた。韓国は、漁業問題や賠償問題において、植民地統治の状況であったことに理解を求め、連合国と同様の待遇を受けるよう働きかけた。韓国は、連合国の地位をもって漁業問題や賠償問題において、来たる日本との交渉に有利な立場を確保しようとしたのである。

対日交渉力の確保のみならず、韓国が重きを置いたのは、対日講和条約の枠組みで日本の再軍備を抑制することであった。こうした韓国の主張には、日本の将来に対する警戒心が反映されていた。まだ日本が民主主義国家として再建されたか否か不確実である中で、早急に日本が軍事的、経済的に増強されたら、その日本はアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろ、そのパワーをもって諸外国に攻撃的な政策を進めると

⁶⁸ Robert T. Oliver, *Verdict in Korea* (State College, PA: Bald Eagle Press, 1952), p. 173.

警戒したのである。こうした対日認識に基づいて、李承晩政権は、日本に政治軍事的な制約をかけ、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約を訴え、アメリカとの意見対立を深めた。署名国から外された韓国は、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対する韓国の安全を保障するよう促した。

このように、対日講和条約をめぐる米韓間の意見対立は、単なる法律的議論の域を超えて、対日講和の寛大さそのものに関わっていた。その対立は、日本軍国主義の復活や日本と共産主義陣営との提携など、日本の将来に対する不安を念頭において、戦後日本を再び一国主義的な独自路線に向かわせないために、いかに対応するか、その政策における前提の違いから起因するものであった。

第2章 第1-3次日韓会談と日本問題

1951年10月20日に、懸案問題の解決や国交正常化に向けて日韓予備会談が開催された。予備会談の三か月後である1952年2月、日韓は正式会談を開始した。しかし、請求権問題をめぐって激しい論戦が繰り広げられ、会談は決裂に至った。打開の努力の末、会談は再開されたが、1953年10月の第3次日韓会談で、日本の植民地統治を肯定的に評価し、日本の対韓請求権の正当性を主張する久保田発言を契機に、交渉は再び決裂した。会談の決裂後、日本と韓国は批判合戦を繰り広げた。対立はアメリカが武力衝突を懸念するほど深刻化し、日韓会談は4年間の中断期を迎えるようになった。

日韓会談の研究は、当該期における日韓対立の原因として植民地統治に対する認識の相違や日本の対韓請求権を強調している。久保田発言からも分かるように、日本は植民地統治を肯定的に解釈していたが、韓国は植民地統治に対する日本の反省を求めている¹。また、日本が対韓請求権を主張する限り、韓国は会談決裂も辞さない方針であった²。こうした議論を踏まえて、日韓会談の中断期を取り扱う研究は、久保田発言の撤回や請求権をめぐる日米韓の交渉過程に主な焦点を当てている³。

しかし、これらの研究は、李承晩政権が着目したのは、日本の対韓請求権が戦後日本の外交路線にとって持つ意味であった点を見逃している。日韓会談研究によれば、日本

¹ 高崎宗司『検証日韓会談』（岩波書店、1996年）1-3章。李元徳『韓日過去史処理の原点-日本の戦後処理外交と韓日会談』（ソウル：ソウル大学出版部、1996年）1-3章。太田修『日韓交渉-請求権問題の研究』（クレイン、2015年）80-125頁。吉澤文寿『戦後日韓関係-国交正常化交渉をめぐって』（クレイン、2015年）1章。朴鎮希『韓日会談-第1共和国の対日政策と韓日会談の展開過程』（ソウル：先人、2008年）3章。太田修「第一次日韓会談再考-基本条約及び財産請求権問題を中心に」『朝鮮学報』第180号（2001年）。李承晩政権期の日韓会談に対するアメリカの全般的な観点については、以下を参考すること。李鍾元「韓日会談とアメリカ『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号（1994年1月）。

² 張博珍『植民地関係精算はなぜ成し遂げられなかったのか-韓日会談という逆説』（ソウル：ノンヒョン、2009年）242-306頁。張博珍『未完の清算-韓日会談請求権交渉の細部課程』（ソウル：歴史空間、2014年）4-6章。

³ 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』-会談『空白期』を中心にして」、李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化I-東アジア冷戦編』（法政大学出版局、2011年）。金恩貞「日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程-初期対韓政策の変容と連続、1953-1957年」『神戸法学雑誌』第64巻3・4号（2015年）。

の対韓請求権に対する韓国の反発は、反日ナショナリズムや交渉術の一環とされるが、本章で明らかにするように、韓国は、戦後日本の外交路線を展望する基準として日本の対韓請求権を捉えていた。しかし、従来の日韓会談研究は、請求権の交渉過程そのものに集中するあまり、日本の対外政策に対する韓国の認識と対応には注意を払ってこなかった。植民地統治に対する日本の肯定的解釈を日本軍国主義復活の兆しと批判する韓国の言説を取り上げるのみであり、日本再軍備に対する韓国の認識と対応はあまり論じられていない。

米韓関係の観点から李承晩政権の対日政策を論じる研究は、韓国は日本脅威論を掲げ、脱植民地化路線を打ち出したと論じる⁴。また、李承晩は韓国の役割を対ソ戦略の拠点と位置付けたため、アメリカと対立に陥ったと論じる⁵。しかし、これらの研究は、日米韓関係の文脈で対立の構図は捉えているが、対立が激化したプロセスについて十分明らかにしていない。

何よりも、先行研究では、李承晩政権が日本軍国主義の復活可能性を警戒したことを、反日ナショナリズムの表出や交渉術の観点から説明してきた。しかし、前章でみたように、1950年代には、太平洋戦争を経験したアジア太平洋地域諸国でも日本の再軍備を契機に日本軍国主義の復活可能性に対する懸念が広がっており、その点において李承晩政権も例外ではなかった。

上述の問題意識を踏まえて、本稿では、李承晩政権は、日本の植民地統治に対する肯定的解釈や対韓請求権の主張を踏まえて、将来において日本がアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、軍国主義の道を歩み、韓国に対して攻撃的意図を剥き出すと認識した点に着目する。その上で、李ライン強化という韓国にとっての自己防衛措置が日本

⁴ 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』（東京大学出版会、1996年）3章。申旭熙『日本問題』から『北朝鮮問題』へー朝鮮戦争を通じた北東アジアにおける脅威トランジション』『韓国政治外交史論叢』第38巻1号、2016年8月。崔喜植「李承晩政府時代の韓日関係ー韓米日冷戦戦略の不協和音と韓日関係の停滞」『世界地域研究論叢』第27集3号、2009年。車相哲「アイゼンハワー、李承晩そして1950年代の韓米関係」『米国史研究』第13集、2001年。南基正「韓国民族主義の展開と日韓関係ー分析的研究のための試論」『日本研究論争』第24号、2006年。

⁵ 申旭熙『順応と対抗を越えてー李承晩と朴正熙の対米政策』（ソウル：ソウル大学校出版文化院、2010年）47ー70頁。朴泰均「反日を通じてもう一つの日本になるー李承晩大統領の対日認識」『日本批評』第3号、2010年。金一榮「李承晩政府における外交政策と国内政治ー北進・反日政策と国内政治経済との連携性」『国際政治論叢』第39集3号、1999年。

を刺激し、悲観的な予測が自己充足化していく過程を描く。そして、李承晩政権は日本が再軍備を完遂したら、日本が国家主義の路線を歩むと警戒し、アメリカが保障する日韓間の不可侵協定を提案し、会談再開を模索したことを明らかにする。

第1節では、日韓予備会談から第1次会談が決裂に至るまでの課程を論じる。李承晩政権は、対日講和条約の批准を前に、日韓懸案問題の政治的解決を試みたが、請求権問題をめぐって日韓会談が膠着していくにつれ、日本の意図に対して警戒し、アメリカの対日政策に対する批判を強めた。一方、日本は李承晩に対する不信感を強め、会談進行に対して懐疑的になった。

第2節では、第1次会談決裂後の日韓関係を分析する。李承晩の訪日前後の日韓関係を分析し、韓国が対韓請求権を主張する日本の意図に対して警戒心を抱きながらも、反共協力のために日韓会談の再開に取り組んだことを明らかにする。

第3節では、米韓相互防衛条約の締結過程における日本ファクターを分析する。日本軍国主義の復活可能性を警戒した李承晩は、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対する韓国の安全を保障するよう求めた。それに対し、アメリカは、日本軍国主義の復活を座視しない方針を明らかにしながらも、韓国が日本との協力関係を構築するよう促した。その上で、久保田発言で日韓会談が決裂した後、日韓間の悲観的予測が自己充足していく様子を明らかにする。韓国は、久保田発言を日本の攻撃的意図の表れであると認識し、李ラインを日本の将来の侵略可能性に対する安全の手段として位置付けた。そして、韓国の自己防衛的な措置が日本の対韓不信を刺激し、両国関係が相互不信の悪循環に陥っていく過程を描く⁶。

⁶日韓国交正常化が難航した理由に対する吉田茂首相の回顧は、悲観的予測の自己充足化の一側面を示している。「これには韓国側の態度に少なからず関係がある。李承晩初代大統領の反日政策は、日本国民に不快の念を抱かしめ、そのため韓国に対する国民感情には、今日なお浅からぬ傷痕が残っていると思われる。(中略)李承晩時代のように、日本の韓国統治が朝鮮国民に苦痛だけを与えたというのは事実と反すること甚だしい。むしろ、日本が韓国の経済成長と民生向上とに致した寄与は、公正にこれを評価すべきであろう」。吉田茂『世界と日本』(中央公論社、1992年)148頁。吉田の言葉から分かるように、植民地時代に対する日本の肯定的な評価は単に解釈の問題であり、そこに韓国に対する攻撃的な意図はなかった。つまり、韓国は、日本の実体ではなく、自らの悲観的な予測に基づいて日本の意図を図り、対抗政策を打ち出した。さらに、それに反発する日本の姿を前に、韓国は自らの予測に確信を深めたのである。反面、吉田の回想は、当時の韓国が対日関係の改善の必要性を認識しつつも、日本の歴史認識と請求権の主張に対して脅威認識を抱いたことを日本側は認識せず、韓国の対日行動を単に反日主義の表れと捉えていたことを示してい

第4節では、日本の再軍備と日米韓の不可侵協定を軸として日韓会談の中断期を分析する。李承晩政権は日本が再軍備を完遂したら、一国主義的な独自路線を歩むと警戒し、アメリカが保障する日韓間の不可侵協定を提案しつつ、日韓会談再開を模索したことを明らかにする。

第1節 日韓国交正常化会談と日韓相互不信の構図

(1) 日韓予備会談の開催

1951年末頃からアメリカは日韓間の直接交渉を斡旋した。韓国が対日講和条約の署名国から除外されたため、日韓の間では別途の取り決めが必要であった。特に在日朝鮮人の法的地位問題は、連合軍司令部及び日本政府にとって緊急の課題であった。アメリカは、何よりも、冷戦戦略の一環として日韓の政治、経済関係の強化が不可欠であると考え、両国の直接交渉に向けて働きかけた⁷。

9月15日、李承晩は、ムチオ（John J. Muccio）駐韓米大使との会談において、日本との予備交渉準備に臨む旨を明らかにした。ムチオが、日韓間の懸案問題を議論するために、日本との会談を開催することを提案したのに対し、李承晩は、日本との予備会談を開催するよう、駐日韓国代表部に指示を出したと述べた⁸。前日である9月14日も、李承晩は、日韓間の友好的な関係は対日講和条約ではなく、直接交渉によって構築されるとし、対日交渉に取り組む旨を明らかにした⁹。

韓国は、対日講和条約の締結が迫るにつれ、日本との直接交渉に積極的に取り組んでいた。ムチオが報告したように、韓国は対日講和条約後には日本が政治的に有利になると考え、日本が占領統治を受けて外交権を持っていない時期に、諸懸案を解決する道を

る。要するに、当該機の日韓対立や相互不信は悲観的予測が自己充足化した結果であったといえよう。

⁷ 李鐘元「韓日会談とアメリカ」164-165頁。

⁸ Memorandum of Conversation, "Korean-Japanese Problem," September 15, 1951, RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea.

⁹ Telegram from AmEmbassy Pusan Korea to Sec State WASH DC, September 18, 1951, RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea.

選択したのであった¹⁰。また、韓国は、冷戦の前哨基地という国際的地位をもって対日交渉を有利に進めようとした。李承晩は、朝鮮戦争で韓国の国際的地位が上昇している現時点で、公明正大な日韓関係を築きくべきであるとし、日本が独立したら、統制が効かなくなる恐れがあると主張した¹¹。

日韓予備会談の韓国首席代表として梁裕燦駐米韓国大使が任命された。梁裕燦の首席代表任命は意外な人選として受け止められた。梁裕燦は、李承晩の独立運動に協力した経歴の持ち主であった。外交官僚でもないがゆえに、国際法や条約に関する知識に乏しかった。しかし、李承晩は、梁裕燦の反日意識と英語能力を高く評価して首席代表に選任した¹²。李承晩は、日本が占領中であるため、連合国総司令部との意思疎通が重要であると判断していた。梁裕燦の選任は、李承晩政権のアメリカ重視姿勢と反日意識を象徴していた。

しかし、梁裕燦の選任には、上述の議論のみでは説明できない部分がある。予備会談の前日である10月19日、梁裕燦は、ムチオとの会談で、李承晩がものごとを大局的にとらえる自分の能力を評価し、首席代表に任命したと主張した。ムチオは慎重さを保ちつつも、梁裕燦の説明に同意した。ムチオによれば、梁裕燦は、日韓懸案問題の詳細や技術的困難さには無頓着であるが、彼に比べれば、他の韓国閣僚はけんか腰であり、韓国の反日姿勢から距離を置いて歩み寄ることができないということであった。こうした分析の上で、ムチオは、李承晩が梁裕燦を首席代表に任命したのは、韓国が対日交渉の妥結を模索していることを示唆すると論じた¹³。つまり、李承晩が法理論に拘らず、日韓懸案問題を政治的に解決することを目指したのである。

梁裕燦と吉田茂首相の会談は、梁裕燦選任の二面性がにじみ出る場であった。予備会談の期間中である10月31日に、吉田を表敬訪問した梁裕燦は、自分の独立運動経歴を明らかにしながら、日本側が懸案問題解決に積極的な姿勢を見せるよう促した。吉田

¹⁰ 大田「第一次日韓会談再考」72頁。

¹¹ 『東亜日報』1974年5月30日。

¹² 李元徳「韓日過去史処理の原点」44頁。こうした議論を踏まえて、梁裕燦は「前独立運動家」型の交渉代表に分類されている。全香淑「韓日会談交渉代表たちの役割に関する研究」国民大学校地域大学院修士学位論文、2008年、10-21頁。

¹³ Telegram from AmEmbassy Pusan to SCAP Tokyo Japan, October 20, 1951, RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea. 続いて、ムチオは会談妥結のために日本への譲歩が避けられない場合、李承晩にとって梁裕燦はその責任の一部を転嫁できる存在であると論じた。

が梁裕燦の英語能力を称賛しながら経歴を聞くと、梁裕燦はアメリカで外国人を相手に独立運動をしていくうちに、英語が堪能になったと答えた。こうした梁裕燦の言動は、李承晩政権の反日主義を象徴する場面であった¹⁴。

しかし、梁裕燦は反日主義を打ち出しながらも、一方では懸案問題を妥結するための糸口を探っていた。例えば、漁業問題において、韓国側は柔軟な姿勢を見せていた。韓国交渉団は、公にはマッカーサーラインの維持を主張しながらも、私的の場ではその主張は交渉手段にすぎないと述べた。また、吉田が日韓漁業交渉のモデルとして日米加漁業条約を提案したのに対し、梁裕燦は吉田の意見をマッカーサーラインの維持という従来の立場から後退できる機会として捉えた¹⁵。

しかし、予備会談は当初から植民地統治への評価をめぐってぎくしゃくした。梁裕燦は、冒頭声明において、植民地統治による韓国主権の剥奪や経済的従属状態を厳しく批判した。日本側は抗議を強め、会議の目的を再検討するために休会する旨を伝えた。連合軍総司令部のシーボルト (William J. Sebald) 外交局長は、日本が会談から引き下がるのであれば、韓国のみならず、国交交渉を開始するはずのアジア諸国の信頼を失うとし、日本が予備会談を継続するよう説得した¹⁶。韓国の認識とは異なり、日本側は植民地統治を非難すべき対象として認識していなかったのである。

予備会談の議題をめぐっても日韓は意見対立を深めた。韓国は議題を拡大して予備会談で解決しようとした半面、日本は在日朝鮮人問題以外には、対日講和条約が批准されて主権を回復するまで議論を先送りしようとした。韓国の主張通りに議題を拡大する代わりに、正式会談の開催は、日本の主張通り、対日講和条約が批准される前の1952年2月に開催することに合意した¹⁷。しかし、日本の消極的な姿勢を踏まえて、韓国では

¹⁴ 全香淑「韓日会談交渉代表たちの役割に関する研究」17頁。

¹⁵ “Estimate of Japanese Position in February Negotiations with Korea,” January 14, 1952, RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea.

¹⁶ 梁裕燦の冒頭声明の全文は、“Opening Statement by Ambassador You Chan Yang,” October 20, 1951, 浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第1期(1945年－1953年)、第1巻(会談経緯・対米折衝・講和会議)』(現代史料出版、2010年)56－58頁。以下『資料第1期第1巻』と略す。

¹⁷ 李元徳、『韓日過去史処理の原点』45－46頁。正式会談では、在日朝鮮人の法的地位問題以外に「基本関係の樹立」、「財産請求権の解決」、「通商港海条約の締結」、「漁業協定の締結」、「海底電線の分割」、「その他」を議題にすることに合意した。

会談進行に対する懐疑論が広がっていた¹⁸。

このように、日韓予備会談は懸案問題の解決はおろか、両国関係の前途により多くの障害を作り出した。日本は、予備会談における韓国の姿勢を踏まえて、韓国は莫大な要求を突き付けるはずであると見込み、対抗策を模索し始めた。

外交局のサリヴァン（William H. Sullivan）が作成したメモ「韓国との2月交渉に臨む日本の立場に対する評価」では、日本側の対抗策について、次のように述べられている。日本は、韓国が植民地経済に対する非現実的な計算に基づいて、対日賠償や在韓日本人財産の所有権を主張すると見込んでいる。日本は、韓国の要求案に対抗するために、膨大な要求を打ち出す考えであり、それは、在韓日本人財産に対するアメリカ軍政の措置は、没収ではなく管理責任の移転にすぎないため、最終的な所有権は日本側にあると主張することであると、このメモは言う。つまり、日本が対韓請求権を主張すると指摘したのである。こうした分析の上で、同メモは、日本の意図について、対韓請求権主張が韓国の賠償要求に対する交渉手段として非常に有効であると考えており、韓国との激しい応酬も甘受する心構えであると述べた。こうした議論の上で、サリヴァンは、請求権問題をめぐるアメリカのディレンマを警告した。サリヴァンによれば、韓国は日本の主張に反発するはずであり、日韓のどちら側の法律論が優位を占めるのかはともかく、アメリカは対日講和条約4条の張本人として双方から批判を浴びるということであった¹⁹。

周知のように、日本側が対韓請求権を正式に主張したのは、第1次日韓会談の時期である。この文書は、その前からアメリカは、日本が対韓請求権を主張することを認知していたことを示している。サリヴァンがいかなる経路でこの情報を手に入れたのかを示す直接の資料はない。しかし、対韓請求権に対する日本側の意図が正確に記録されている点から見れば、外務省から情報を入手したことが推測できる。

続いてサリヴァンは、日本漁業界の強硬な姿勢を指摘し、漁業交渉の難航を予想した。梁裕燦の表敬訪問で、吉田が日韓漁業交渉のモデルとして日米加漁業条約を挙げたこと

¹⁸ 「外務部及び政界、韓日予備会談に対して悲観的な展望」（1951年10月30日）、国史編纂委員会編『資料大韓民国史』23巻（ソウル：国史編纂委員会、2006年）247-248頁。

¹⁹ “Estimate of Japanese Position in February Negotiations with Korea,” January 14, 1952, RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea.

が知られ、日本漁業界が反発している。植民地時代から韓国の領海で日本漁船が漁業活動をしてきた前例を踏まえて、日本漁業界は日米加漁業条約が日韓漁業協定のモデルにならないと主張しており、韓国が漁業制限をかけても日本漁業界は応じないつもりである。こうした分析に基づき、サリヴァンは、日本漁業界の主張は非合理的であるが、日本漁業界の強硬姿勢が日本政府の交渉姿勢に影響を与える恐れがあると分析した²⁰。

(2) 第1次日韓会談の決裂

日本側が対抗策を練っている中で、韓国は予備会談に見られた日本の消極的な姿勢に不満を強めていた。日韓予備会談開始の二か月後、李承晩は、在外の韓国外交代表部への書簡で、日本が韓国との友好関係を樹立する意欲を見せていないと批判した。続いて李承晩は、日本に対して韓国が求めているのは、「わが国土に軍隊を派遣するという申し出ではなく過去の誤りに対する悔恨および現在と将来にわたってわれわれを公正に取り扱うという新しい決意の具体的かつ建設的な証拠である」と力説した²¹。

李承晩は、朝鮮戦争で日本が軍事的に関与することについて、反発を強めていた。朝鮮戦争で日本の部隊が派兵される可能性が浮上したのに対し、李承晩は北朝鮮と休戦して日本の部隊を撃退すると主張した²²。注目すべきなのは、李承晩の過剰な反応には、反日ナショナリズムのみならず、戦後日本の外交路線に対する不信感が反映されていた点である。李承晩は、日本部隊の派兵と関連して、次の三つの疑問を取り上げた²³。

- a. 日本人と彼らの指導者たちは、選ばれた民族として世界制覇を試みた彼らの野心を肯定的な方向へ、そして究極的に捨てたのか。
- b. アメリカを敗北させようとする考えを放棄したのか。
- c. 彼らは、自分の以前政策を転換し、現在アメリカとの持続的かつ忠実な友好を求めているのか。

李承晩は、日本がアメリカの冷戦戦略に忠実になるか否か、疑いの目を向けていたた

²⁰ Ibid.

²¹ 李庭植(小此木政夫・古田博司訳)『戦後日韓関係史』(中央公論社、1989年)54-55頁。

²² 同上文献、50頁。

²³ 申旭熙『『日本問題』から『北朝鮮問題』へ』165頁。

め、日本の軍事的関与に敏感に反応したのである。

対日不信感を強めた韓国政府は、単独行動に踏み切った。第1次日韓会談の一週間前の1952年1月18日、朝鮮半島沿岸50ないし60マイルの水域に対する韓国の主権を主張した。マッカーサーラインが対日講和条約の発効によって効力を失うにつれ、韓国は日本との漁業問題に関する協定も持たず、その成立の目処も立たないと判断し、単独行動で水域を確保したのである。韓国は李ライン設定の理由として漁業資源の保護を挙げつつ、今後の交渉の如何によって修正可能な海上境界線であることを示唆したものの、韓国による一連の措置は、日本の消極的な姿勢に対する報復策の性格も帯びていた²⁴。

以上の経緯を経て開催された第1次日韓会談は、相互不信と批判に満ちていた。日本側は私有財産の没収は国際法の違反であるとし、在韓日本人財産の返還を要求した。その金額や範囲は韓国の国家資産の8割にのぼっていた。しかも、朝鮮戦争による日本人の財産被害に対する補償も要求し、韓国側のさらなる反発を引き起こした。漁業分科会では、漁業線をめぐって両者の主張を繰り返すのみであった²⁵。

会談が難航していく中で、首席代表間にも激論が交わされた。梁裕燦は、日本が対韓請求権を主張し、しかも朝鮮戦争による日本人の被害補償も求めているが、その主張を受け入れたら、韓国は経済的補償が期待できなくなると述べた。また、請求権問題において、日本側が法理論に拘ったら、他の懸案も交渉が難しくなるとし、日本が対韓請求権を撤回するよう促した。こうした主張の上で、梁裕燦は、外交官僚ではない自分が首席代表に選任されたのは、大局的な観点から懸案問題を処理するためであると力説し、日本側の譲歩を求めた。しかし、松本は、法律の見解を変えない旨を強調し、日本の対韓請求権の撤回を会談持続の前提条件とする韓国の立場を問題視した²⁶。

首席代表間の会談には、ますます緊張感が漂いつつあった。4月17日に、松本が対韓請求権を放棄しない方針を固守すると、梁裕燦は日本が法理論を撤回しない場合には、韓国内で日本製品を排斥し、国連軍が日本から物資を購入することに反対する動きが起こると警告した。梁裕燦が対日制裁カードをちらつかせたのに対し、松本は講和条約後

²⁴ 李廷植『戦後日韓関係史』55-56頁。

²⁵ 金東祚（林健彦訳）『韓日の和解—日韓交渉14年の記録』（サイマル出版会、1994年）50-51頁

²⁶ 「松本・梁非公式会談」（1952年4月1日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第1期（1945年—1953年）、第3巻（本会議・基本関係・代表間対話）』（現代史料出版、2010年）112-114頁。以下『資料第1期第3巻』と略す。

には、駐日韓国代表部の地位が失われると言い返した²⁷。議論は平行線を辿り、結局 4 月 25 日に会談は決裂に至った。

会談の決裂後、日本では日韓会談に対する懐疑論が広がりつつあった。西村熊雄条約局長は、フィン (R. B. Finn) 参事官との会談で、日韓の請求権問題は非常に複雑であるため、数か月では妥結できないとし、会談進行に対して否定的な見解を示した。また、日本の対韓請求権主張は韓国の膨大な請求権主張に対抗するための交渉手段であり、韓国自ら請求権を放棄するよう働きかける旨を明らかにした²⁸。

懸案問題の複雑さもさることながら、西村が問題視したのは、李承晩の反日姿勢であった。西村は、日本の植民地支配が不法かつ無効であるという李承晩の考えが両国問題の解決を妨げているとし、李承晩政権が続く限り、日韓の友好関係樹立は至難であると力説した²⁹。

注目すべきなのは、韓国は、日本の対韓請求権が日本の対外政策にとって持つ意味に着目していた点である。韓国にとって日本の対韓請求権主張は、過去の日韓合併に代わる新しい侵略の試みと解釈された³⁰。梁裕燾は、アチソン (Dean G. Acheson) 国務長官との会談で、韓国の国家私案の 8 割にのぼる日本の請求権主張を受け入れた場合には、事実上、韓国の主権は崩壊するとし、日本の交渉姿勢を批判した³¹。ムチオが述べたように、韓国は、日本の対韓請求権を踏まえて、対日講和条約が発効する前から、すでに日本が再び帝国主義的な姿勢を見せていると警戒したのである³²。

日韓関係が悪化するにつれ、アメリカの対日政策に対する韓国の懸念も一層深まった。

²⁷ 「松本・梁両全権会要録」(1952年4月17日)『資料第1期第3巻』121-125頁。

²⁸ Memorandum of Conversation, by the Second Secretary of the Mission in Japan (Finn), "Diplomatic Problems Faced by Japan; Administrative Agreement," April 23, 1952, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS), 1952-1954, vol. 14, part 2, *China and Japan* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1985), pp.1251-1252.

²⁹ Ibid.

³⁰ 「第6次、1951.11.8」大韓国外務部外交文書登録番号77『韓日会談予備会談(1951.10.20-12.4)本会議会議録、第1-10次、1951』189頁。

³¹ Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, "Korean-Japanese Negotiations for a Treaty of Friendship," April 29, 1952, no. 565, *FRUS*, 1952-1954, vol. 14, part 2, pp.1259-1260.

³² Telegram from AmEmbassy Pusan to SCAP Tokyo Japan, March 30, 1952, RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea.

韓国は、日本の対韓請求権を踏まえて、日本が軍事的、経済的に強まったら、韓国に対して攻撃的意図を剥き出すと警戒し、アメリカの対日政策に反対した。卞榮泰外務部長官は、アチソンとの会談で、日韓関係の悪化を受け、日本を軍事的、経済的に増強するアメリカの対日政策に不安を抱いていると述べた³³。

会談決裂の余波は漁業問題に及んでいた。8月15日、韓国は李ライン侵犯漁船の最初の拿捕を行い、侵犯漁船及び漁民の刑事処罰を規定した逮捕侵犯例の公布などの強硬措置を相次いで実行した。これは明らかに対韓請求権を突き付け、会談の打ち切りを宣言した日本側への報復措置であった³⁴。日本政府が漁船保護の対策として海上保安庁の巡視船を派遣する方針を立てると、韓国海軍はそれを非難する談話を発表し、釜山では日本を糾弾する国民大会が開かれた³⁵。

状況の悪化を懸念したクラーク (Mark W. Clark) 国連軍司令官は防衛水域として「クラークライン」を設定した。アメリカは、朝鮮戦争中、韓国海岸への共産国家特攻部隊の侵入を防ぐとの理由から日本漁船の接近に自制を求めたが、そこには日韓の衝突を防止する狙いもあった。マーフィー (Robert D. Murphy) 駐日米大使は、とりあえず、両国の対立状況を統制することができたとし、日本が防衛水域を問題視するのを控えさせつつ、防衛水域の設定が李ラインの承認として解釈されるのを極力避けるよう提案した³⁶。

第2節 吉田・李承晩会談と日韓会談

(1) 吉田・李承晩会談

日韓関係が悪化の一路を辿る中で、アイゼンハワー政権は両国関係の調整に取り組んだ。クラーク国連軍司令官が日韓関係の改善のために、吉田との会談を目的に李承晩大

³³ Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, "Various Topics Relating to Korea," October 17, 1952, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2, Korea* (Washington D.C.: U.S Government printing Office, 1985), p.561.

³⁴ 李鐘元「韓日会談とアメリカ」170頁。

³⁵ 森田芳夫「日韓関係」、吉澤清次郎監修『日本外交史 28—講和後の外交 (I) 対列国関係 (上)』(鹿島平和研究所、1973年) 52頁。

³⁶ The Ambassador in Japan (Murphy) to the Department of State, October 23, 1952, no. 607, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1345.

統領の訪日を仲介したのもその一環であった³⁷。

吉田は、マーフィーとの会談において、李承晩の訪日を受け入れ、日韓の懸案問題を議論するための非公式の会談を持ちたいと述べた³⁸。日本政府が李承晩の訪日を受け入れた背景には、韓国との漁業問題があった。日本では、韓国との漁業問題が国内問題化しつつあった³⁹。

李承晩が、クラークの訪日要請に応じたのは、1952年12月20日のことである。ところが、李承晩は日本の政策担当者との接触には、慎重な姿勢を示した。李承晩は、クラーク宛の書簡の中で、訪日の目的について、日本の政策当局者と接触するためではなく、あくまで私的な訪問であると答えた⁴⁰。李承晩は、主権を回復した日本を訪問することについて、その政治的意味合いを考慮していたのである。日本の新聞で李承晩が吉田と会談し、日韓問題を解決するために訪日すると報道されたら、李承晩は不愉快さを隠さず、訪日の取り消しを検討した⁴¹。

しかし、李承晩が、訪日の政治的意味を否定したわけではなかった。1953年1月5日、日本到着直後の李承晩は、クラークの招聘による個人的な訪問としつつも、日韓会談の再開を希望すると述べ、日韓関係の改善が訪日の目的の一つであることを示唆した。李承晩は、自分は日本の友達ではないが、日韓は過去を容赦し、共産主義の脅威に対抗するためにも結束を図るべきであり、日本が韓国と協力する意思があれば、いつでも対話に応じると述べた⁴²。クラークの回顧によれば、李承晩の東京到着声明文について、漁業問題に対話の余地を残すよう提言すると、李承晩はその意見を受け入れて声明文を修正したという⁴³。

訪日二日目の1月6日、李承晩と吉田との非公式首脳会談が行われた。日本の主権が回復されてから日韓両首脳が初めて対面する場で、李承晩は自分の対日観を率直に語っ

³⁷ 李鐘元「韓日会談とアメリカ」171頁。

³⁸ Telegram to SecState, Amembassy Pusan, December 30, 1952, RG84, Japan; U.S Embassy, Tokyo, General Records, 1936-1963, 320 Japan-Korea.

³⁹ Telegram to SecState, Amembassy Pusan, December 9, 1952, RG84, Japan; U.S Embassy, Tokyo, General Records, 1936-1963, 320 Japan-Korea.

⁴⁰ Mark Clark, *From the Danube to the Yalu*, (New York: C. E. Tuttle, 1954), p.159.

⁴¹ 金溶植『夜明けの約束—金溶植外交 33年』(ソウル:キムヨン社、1993年)152頁。

⁴² 「東京到着後声明」(1953年1月5日)、公報処『大統領李承晩博士談話集』(ソウル:公報処、1952年)158頁。

⁴³ Clark, *From the Danube to the Yalu*, pp.161-162.

た。李承晩は、日韓両国は近隣国であり、好き嫌いに関わりなく親善を図るべきであると主張した⁴⁴。

首脳会談では、日本の植民地統治問題についても取り上げられた。吉田は、植民地支配の責任は軍国主義者らにあると述べた。金溶植の回顧によれば、吉田は過去の過ちは軍国主義者のせいであり、今後そのようなことは起こらないと力強く断言したという⁴⁵。李承晩は、日本の交渉姿勢に触れつつ、韓国の対日認識について、次のように述べている⁴⁶。

貴下は、すべての責任は軍国主義者たちにあり、これからは韓国を軍事的に侵略する意思がないことを示せたはずでした。そのような声明は、日本が韓国支配を目論むのではないかと懸念している韓国人の疑念を解消するのに役に立つはずでした。その代わりに、韓国の財産の80ないし85パーセントが日本のものであると主張し、疑念を晴らすどころか、むしろ、煽っているのです。

李承晩の発言には、次の二つの意図が盛り込まれていた。第一に、アメリカ側に日本の対韓請求権問題を理解させることである。吉田・李承晩会談では、クラーク、マーフィーも同席していただけに、李承晩の発言は、アメリカが日本に対韓請求権を放棄させるよう働きかける側面があった。第二に、李承晩は、韓国の対日不信を率直に話したことである。李承晩は、日本の対韓請求権を踏まえて、日本が攻撃的な意図を抱いているのではないかと不信感を表明したのであった。帰国後、李承晩は、クラーク宛の書簡で、吉田との会談は日本側が韓国の主張を聴く機会となったとし、「それが彼らにとって考える材料になったはずである」と述べた⁴⁷。

このように、李承晩が日本との関係改善に積極的な姿勢を見せ始めたのは、冷戦の前哨基地として韓国の戦略的な立場を考慮したからであった。また、朝鮮戦争中ということもあり、今後の国交交渉において、日本側から譲歩を得られると見込んだ筋がある。アメリカの文書によれば、李承晩は吉田との首脳会談において、共産主義の脅威にさら

⁴⁴ 中央日報編『残したい話 2—景武臺四季』（ソウル：中央日報社、1973年）278—279頁。

⁴⁵ 金溶植『夜明けの約束』161頁。

⁴⁶ 中央日報『残したい話（2）』279頁。

⁴⁷ Clark, *From the Danube to the Yalu*, p. 164.

されている韓国の立場を改めて強調し、日本の寛大な姿勢を求めている⁴⁸。

(2) 李承晩訪日後の日韓関係

李承晩の訪日の後、韓国側は日韓会談の再開に向けて積極的な姿勢を示した。李承晩は、ブリッグス (Ellis O. Briggs) 駐韓米大使に対し、基礎的な段階が整ったら国交交渉を再開したいと述べた。駐韓米大使館は、李承晩の対日姿勢が訪日を経て好意的になったと評価している⁴⁹。

では、吉田は李承晩をいかに評価し、日韓関係の展望についていかなる考えを持っていたのか。マーフィーは、1月21日の吉田との会談で、李承晩の訪日によって生まれた友好的な雰囲気を持続するためにも、国交正常化会談を再開するよう説得した。しかし、マーフィーの提案に対する吉田の応答は、韓国に対する不信で満ちていた⁵⁰。

吉田は李承晩の態度を肯定的に評価しつつも、韓国は信頼できないと繰り返し、過去に受けた失望について言及した。吉田に言わせれば、李承晩は自らを友好的だと称しているものの、李ラインのような具体的な懸案に関して、韓国側が適当な姿勢をとるかは疑わしいという。彼は、これまでのように、これからも韓国は頑な姿勢をとるはずであると予想していた。

マーフィーは、現段階においては日本側が友好的な態度をとるのが適当であるとした上で、日本側から国交正常化会談の再開を提案するよう提言し、吉田の同意を得た⁵¹。

こうした経緯を経て、4月15日に第2次日韓会談が開催された。韓国の張基栄代表は、久保田寛一郎首席代表との非公式会談で、日韓反共協力の必要性を訴え、会談の早期妥結に意欲を示した。日韓が提携すれば、東アジア冷戦に肯定的な影響を与え、共産

⁴⁸ The Ambassador in Japan (Murphy) to the Department of State, January 7, 1953, no. 624, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1375.

⁴⁹ 「李承晩大統領、会談で吉田首相の反応は鈍かったと言及」(1953年1月8日)、国史編纂委員会編『韓日会談関係米國務部文書1(1952-1955) - 駐韓・駐日アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2007年) 40頁。以下から日本語の表記に従って、資料集の題目は『國務省文書1』と略す。

⁵⁰ マーフィー駐日米大使と吉田首相、韓日問題協議(1953年1月21日)『國務省文書1』57頁。

⁵¹ 同上文献。

中国の対日、対韓政策に変化をもたらすはずであり、請求権や船舶問題において、日本が譲歩すればアメリカから見返りがあるので、韓国の復興作業で日韓が協力することが自由世界の利益になると主張した。こうした主張の上で、張基栄は北朝鮮との対立、冷戦対立の長期化に備えて日韓両国は友好関係を築くべきであると力説した⁵²。

張基栄の論理には、反共協力を強調することによって、日本の譲歩を引き出す狙いがあった。しかし、韓国が長期的な冷戦戦略の観点から日本との関係を改善しようとしたことも事実である。久保田は、張基栄の主張から得た印象について、韓国はアメリカとの防衛条約を締結し、次に日本との関係を改善し、それを北朝鮮に対する対抗軸とする観点から日韓会談の早期妥結を望んでいると述べた⁵³。

では、韓国の積極姿勢に対して日本は、いかに対応したのか。久保田は、会談の休会を提案した。久保田が作成した「日韓会談無期休会案」によれば、請求権の相互放棄は国内補償問題を引き起こす可能性があるため、大蔵省が難色を示しており、日本が譲歩を重ねて条約を締結しても日本にとって不利な条約が国会を通過するか否か見通しがつかないからであった。こうした議論の上で、久保田は会談が休会すれば、漁業問題、在日韓国人の送還、駐韓大使館の設置など、懸案問題処理が遅れ、韓国復興特需の利益も獲得しにくくなるが、それでも休会が望ましいと提言した⁵⁴。

久保田の休会提案には、李承晩に対する不信感も強く働いた。久保田は、李承晩は休戦反対や反共捕虜の無断釈放など、国連との対立を深めて孤立状態に陥っており、政権の基盤が脅かされているとし、李承晩以後の韓国政治家が李承晩以上に反日的ではあるとは考えられず、知日派が台頭する可能性もあると論じた。こうした主張の上で、李承晩政権が続く場合には、時間を稼ぎながら、必要に応じては決裂も辞さないとし、逆に李承晩政権が弱体化すれば、交渉を無期限に休会し、韓国情勢を見極めることを提案し

⁵² 「張基栄代表との非公式会談に関する件」（1953年6月17日）『資料第1期第3巻』249頁。

⁵³ 「張基栄代表との非公式会談に関する件」（1953年6月18日）『資料第1期第3巻』251頁。

⁵⁴ 「日韓会談無期休会案（私案）」（1953年6月21日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第1期（1945年－1953年）、第2巻（外務省省内準備・省庁間折衝）』（現代史料出版、2010年）284－286頁。以下『資料第1期第2巻』と略す。

た⁵⁵。久保田の休会提案は外務省の正式な方針として採択された。日本は朝鮮戦争の休戦とジュネーブ会議の情勢を見極めるとの理由で休会を正式に要請し、7月23日に、第2次日韓会談は休会に至った。

第3節 米韓相互防衛条約と日本

(1) 日本の将来に対する李承晩の懸念とアメリカ

朝鮮戦争の休戦を公約として掲げたアイゼンハワー政権が発足し、朝鮮戦争は休戦に向かって動き出した。こうした国際情勢は、北進統一を掲げた韓国にとって受け入れ難いものであったが、李承晩は休戦過程に協調する代わりに、アメリカとの相互防衛条約を要求するに至った。休戦と相互防衛条約をめぐる米韓間の交渉が始まり、その事前準備のために、1953年6月25日、ロバートソン（Walter S. Robertson）極東担当国務次官補が訪韓した。

7月3日、李承晩とロバートソンとの会談で、日本問題が議論された。李承晩は、主権を回復した日本が韓国に対する攻撃的意図を示しているとした上で、アメリカが日本の再浮上に対して韓国の安全を保障しないのであれば、韓国は日本の従属国の地位に転落すると主張した⁵⁶。李承晩は米韓相互防衛条約を共産主義の脅威だけではなく、日本の将来の侵略可能性に対する安全保障として位置付けたのである。李承晩によれば、韓国にとって必要なのは、今日における共産主義の脅威、明日における日本の脅威に対する安全保障なのであった⁵⁷。

ロバートソンの訪韓後、李承晩は、日本に関する自分の主張を積極的に発信していた。7月11日、李承晩は、アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領宛の書簡の中で、アメリカは韓国を戦略的パワーセンターとして扱うべきであり、アジア安全保障システムの根幹は韓国の独立と増強にあると訴えかけた。李承晩の地域構想と役割認識の根底には、日本に対する不信感があったことは言うまでもない。同様の書簡で李承晩は、

⁵⁵ 同上文書。

⁵⁶ Conversation between the President and Mr. Robertson, July 3, 1953, The Syngman Rhee Presidential Papers（以下 Rhee Papers）, Armistice Negotiation/Mutual Defense Pact, PDF 雫南 B-380-028.

⁵⁷ Editorial Note, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2*, p.1192.

敗戦国の日本を新たなパワーとして増強するのは、日本帝国主義の復活をもたらす恐れがあると主張した⁵⁸。また、李承晩は、7月25日のダレス（John F. Dulles）国務長官宛の書簡において、韓国は「日本の帝国主義的戦略観の再登場」を懸念しており、米韓間の条約がそれに対応できなければ、韓国の安全は保障されないとし、日本に対する安全保障の必要性を再度提起した⁵⁹。

このような李承晩の対米外交には、対日不信感を強調することによって、アメリカが日本に圧力を掛けるようしかける狙いがあったことは否定できない。また、韓国の戦略的な重要性を強調することによって、アメリカからより多くの軍事的・経済的支援を引き出すという交渉術の側面もあった。しかし、それ以上に李承晩は、将来において日本が韓国に対して攻撃的な政策を展開する可能性について、強く警戒した。例えば、李承晩は日本に対する安全保障をより具体的なものにするよう働きかけた。7月24日に、李承晩は、ダレス宛の書簡において、以前にダレスが「休戦合意が崩れ、韓国がいわれのない攻撃にさらされるのであれば、アメリカは即刻かつ自動的な軍事対応をとる」と言及したことを取り上げ、同じ原則が日本または他の外部勢力による攻撃にも拡大適用されるよう迫った⁶⁰。

では、アメリカは、日本に関する韓国の対米外交について、いかなる観点を持っていたのか。ロバートソンは、ダレスの訪韓に備えて「日韓関係に焦点を当てた極東の情勢」というメモランダムを作成した。この文書は、アメリカの対日政策とアジアにおける日本の位置に対して李承晩の理解を得る目的で作成され、日本の現状及び将来像を踏まえて長期的な観点から米韓のとるべき戦略的対応を整理したものであった⁶¹。

まず、この文書は韓国の立場について論じている。李承晩からの7月11日、7月25日の書簡からも分かるように、韓国は自国に対する「日本の帝国主義的戦略観の再登場」を懸念しており、アメリカが韓国を戦略的パワーとして位置付けるよう主張している。

⁵⁸ The President of the Republic of Korea (Rhee) to President Eisenhower, July 11, 1953, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2*, p. 1369.

⁵⁹ The President of the Republic of Korea (Rhee) to the Secretary of State, July 25, 1953, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2*, p. 1438.

⁶⁰ The President of the Republic of Korea (Rhee) to the Secretary of State, July 26, 1953, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2*, p. 144.

⁶¹ Memorandum by the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, "The Situation in the Far East with Particular Reference to Japan and Korea," July 30, 1953, no. 665, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, pp. 1464-1467.

そして、李承晩はアメリカに対して (1)日本の再軍備計画と均衡を保ちつつ、韓国の陸、海、空軍を強化すること、(2)アメリカの対韓援助の一環として韓国に日本製品を流入することを避けること、(3)日本の侵略に対してアメリカが韓国の安全を保障することを求めていると、この文書は言う。ロバートソンは、こうした韓国の認識と対応には、植民地解放後、日韓間の深い緊張関係が反映されていると論じた⁶²。

続いて、アメリカの立場を次のように分析する。植民地統治を経験した韓国の厳しい対日認識には一定の理解を示しつつも、アメリカと韓国は世界の現状と未来を見据えなければならぬと指摘した。注目すべきなのは、日本の将来に対する最悪のシナリオを提示し、米韓の対応を論じた点である。共産日本は自由韓国の多大な脅威となり、極東におけるアメリカの政治的、軍事的立場を深刻に脅かす。また、権威主義的かつ超国家主義的な日本は、韓国と西側陣営の脅威になる。ロバートソンは、こうした最悪のシナリオを述べた上で、日本が西側陣営の責任ある一員となるための居場所を提供しなければならず、そのためには、日本が西側陣営のアジア諸国と政治的、経済的、文化的な関係を構築するのが重要であると強調した⁶³。主権を回復した日本を極端な道へ向かわせないためには、日本を西側陣営の一員として受け入れ、その日本と結びつきを深めるべきであると、ロバートソンは主張したのであった。

ロバートソンは、アメリカの対韓コミットメントも論じている。アメリカは韓国及び西側陣営諸国の政治的安定、経済発展、軍事的安全に悪影響を与えようとする試みに対して確たる対応をとるべきであるとした上で、米韓相互防衛条約はいかなる地域からの攻撃に対しても韓国の安全を保障するとし、駐日、駐韓米軍はそうしたコミットメントの証しであると述べた⁶⁴。

日本の将来に対する最悪のシナリオを議論したロバートソンであったが、同時に日本の現状について現実的な分析をしていた。日本の軍国主義が復活する兆しは見当たらず、むしろ日本は軍事的に無力であり、自衛のための防衛力整備さえ国内の反対に直面して再軍備の進捗状況は低迷している。さらに、日本経済は根本的に脆弱であり、海外援助に依存しているのが現状であると論じた⁶⁵。

上述の議論を踏まえて、ロバートソンは、日韓関係に対するアメリカの立場について、

⁶² Ibid.

⁶³ Ibid.

⁶⁴ Ibid.

⁶⁵ Ibid.

次のように述べている⁶⁶。

アメリカは韓国と日本が友好的関係を築くために、あらゆる努力をすべきであると考えている。アメリカが日韓間のいかなる紛争に直接介入することはしないが、日韓両国が現在の緊張関係を改善するよう我々の考えを伝えるであろう。同時に、我々は将来において日本が韓国の経済、政治、軍事に対して攻撃的かつ抑圧的な手段を再開することを座視しないと保障することができる。同様に、健全かつ中道的な日本人たちが韓国及び自由陣営に彼らの善意を示しうる機会を、韓国が与えることを望む。

つまり、アメリカは、将来における日本軍国主義の復活可能性を警戒する韓国に安全を保障しつつ、韓国が現在の日本を西側陣営の一員として受け入れて建設的な関係を築くよう促すべきであると、ロバートソンは提案したのであった。続いて、ロバートソンは日本の再軍備に関して、韓国を説得する必要があると指摘した。同文書で、ロバートソンはアメリカの対日軍事支援が日本軍国主義の復活をもたらすのではなく、日本の再軍備は防衛的であり、その機能は日本の治安維持に限定されている点を李承晩に説明するよう提案した⁶⁷。

(2) 李承晩・ダレス会談と日本

ダレスは、米韓相互防衛条約の締結作業を締めくぐるために、韓国を訪問した。8月5日、ダレスと李承晩との間で会談が行われた。朝鮮戦争休戦後の政治会談や朝鮮半島統一問題などをめぐって厳しい論戦を繰り広げる中で、李承晩は日韓関係を取り上げた。まず、李承晩は「韓国人はソ連より日本のことを恐れている」と強調し、日本を軍事的、経済的に増強するアメリカの対日政策について憂慮の念を示した。そして、韓国は日本が自国に対して攻撃的意図を持っているのではないかと警戒している点を取り上げ、アメリカが韓国を保護する旨を明らかにするよう求めた⁶⁸。

⁶⁶ Ibid.

⁶⁷ Ibid.

⁶⁸ Memorandum of Conversation, by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Young), "First Meeting between President Rhee and Secretary Dulles," August 5, 1953, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2*, pp. 1472-1473.

李承晩の厳しい対日認識に直面する中で、ダレスは次のような行動をとった。まず、ダレスは、将来における日本軍国主義の可能性に対して韓国の安全を保障する方針を示した。ダレスは、米韓相互防衛条約は、ソ連のみならず、日本に対しても韓国を保護すると強調した上で、まだ日本は軍事的に脆弱な状態であり、アメリカは日本がアジアの支配的な勢力として再浮上することを座視しないと訴えた。このように日本の将来の侵略可能性に対する安全を保障しながらも、ダレスが何よりも強く強調したのは、共産主義の脅威がアジア太平洋地域に及んでおり、地域安全保障にとって日韓の友好的な関係が緊要である点であった。アメリカは日本をアジアの支配的なパワーとして増強するのではなく、その証しとしてアメリカは日本と同盟を結んで日本に基地を駐屯しており、韓国とも同盟を結ぶ。ダレスは、こうした理由の下で韓国は日本のことを恐れず、協力的関係を築くべきであるとし、粘り強く李承晩を説得した⁶⁹。こうした説得の根底には、「日米安保条約の線に沿った日本とその他諸国との協力関係こそが日本の侵略を繰り返すことを防ぐ最大の砦である」というダレスの対日戦略観が反映されていたことは言うまでもない⁷⁰。しかし、日本の増強するアメリカの対日政策に対する李承晩の懸念は払拭されないままであった。

(3) 第3次日韓会談の決裂と対立の激化－歴史的敵対感情と日本問題の交錯

朝鮮戦争が休戦に至り、1953年8月27日、クラークラインが廃止された。クラークラインの廃止を受けて韓国の公海付近で日本漁船の操業が活性化した。韓国政府は撤去命令を出すともに、海軍による日本漁船の拿捕措置を強化しはじめた。日本政府は李ラインと漁業問題の協議のために国交交渉の再開を要請し、10月6日、第3次日韓会談が開催されることになった。

日韓会談が開かれたものの、両国は敵愾心をぶつけ合うばかりであった。会談の席で、請求権の法的正当性を議論する際に、久保田が、日本の植民地支配が韓国に一定の利益をもたらした旨を発言した途端、韓国側の「積もり積もった憤りがこみ上げた」のであ

⁶⁹ Ibid.

⁷⁰ ジョン・フォスター・ダレス「太平洋の安全保障と日米関係」、梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読む－「フォーリン・アフェアーズ」の目』(中央公論社、1993年) 79頁。

る⁷¹。その後、久保田発言の是非をめぐる激論が交わされた。韓国側は、日本の朝鮮支配に肯定的な面があったとする発言は植民地支配を正当化するものであるとし、日本側の姿勢を非建設的であると非難した⁷²。久保田発言は日本の対韓請求権主張の論理と繋がっており、その主張を受け入れたら、韓国にとって「独立は形だけのものになる」からであった⁷³。これに対し、久保田は、日本こそ熱意をもって会談に臨んでいるとした上、むしろ李ラインを宣言し、漁船拿捕を繰り返している韓国の方が、非建設的であると応酬した⁷⁴。互いに一步も譲らない非難合戦の末、21日に会談は決裂に至った。

会談の決裂を受け、日韓両国の緊張の度合いが高まった。駐日韓国代表部は、久保田発言について、日本の対韓請求権の論理が埋め込まれており、それは韓国にとって「日本への、韓国国民と財産の従属」を意味するものであると厳しく批判した⁷⁵。李承晩は久保田発言のような日本の主張は韓国に対する悪意の証しであると強調した⁷⁶。韓国の強硬な対応は、日本側の反発を引き起こした。岡崎は、会談決裂の同日の記者会見で、「当たり前のことを当たり前にいっただけのものだ」とし、久保田発言を擁護した⁷⁷。

会談の決裂を受け、日本政府内では李ライン問題に対して強硬な対応を求める意見が出ていた。吉田は、官邸会議において、対韓報復措置の検討を指示した。他方、外務省は強硬措置を思い止まるよう吉田を説得してほしいとアリソン（John M. Allison）駐日米大使に要請した。外務省高官によれば、官邸会議において、吉田は側近たちの助言を振りきって、11月3日までに次の四つの項目に従って、具体的な計画を作成するよう命じたという。(1) 韓国公使の国外追放、駐日韓国代表部の閉鎖、(2) 海上保安庁の警備隊による漁業船の武力保護、(3) 日本人抑留者と同数の在日韓国人の抑留、(4) 追加措置。そこで、外務省高官は、これらの措置が採られれば、状況は極めて悪化すると

⁷¹ いわゆる「久保田発言」である。「久保田発言で韓日協商決裂」（1953年10月21日）『国務省文書1』151頁。

⁷² 「第4次、1953.10.21」大韓民国外務部外交文書登録番号95『第3次韓日会談（1953.10.6-21）本会議会会議及び1-3次韓日会談決裂経緯、1953.10-12』、1300頁。

⁷³ 「第1次、1953.10.6」、同上文書綴じ、1253頁。

⁷⁴ 「第4次、1953.10.21」、同上文書綴じ、1301頁。

⁷⁵ 「駐日韓国代表部、韓日会談決裂に関する日本外務省声明に対する反駁声明発表」（1953年10月23日）『国務省文書1』159頁。

⁷⁶ 「李承晩大統領、日本の対韓要求は悪意の記しであると強調」（1953年10月21日）『国務省文書1』153頁。

⁷⁷ 高崎宗司『検証日韓会談』56頁。

して吉田に自制を求めるよう、駐日米大使館に懇願したのである⁷⁸。

アメリカの説得により対韓報復措置は撤回されたものの、日本国内の不満は収まらなかった。日本国内では保安庁関係者、旧軍人を中心に、実力を行使して李ライン問題を解決すべきとの声が上がリ、その論調は一般世論にも広がっていた。例えば、改進黨の中曾根康弘議員は、衆議院本会議で、李ライン問題に対する日本政府の対応を促し、韓国との海戦に備えるよう問いただした⁷⁹。

こうした日本国内の動きは、韓国の警戒心を一層強めた。韓国政府は、李ライン問題に関して日本国内で実力行使の議論が取り沙汰されていることについて、日本の武力による韓国支配の意図の表れであると激しく批判した⁸⁰。李ライン周辺では、韓国海軍による日本漁船の拿捕、抑留措置が一層強化された⁸¹。

注目すべきは、久保田発言により対日不信がますます強まる中で、韓国が李ライン強化に向けて海軍力を展開し、李ラインの既成事実化を図った点である。日韓関係が急激に悪化する中、ブリックスは李承晩との次のようなやりとりを記録している⁸²。

李大統領は日本を信頼できないと改めて強調し、李ライン問題に関しては漁業問題と安全保障は不可分の関係にあると語った。日本の侵犯を防止し、最終的には韓国への侵略を防ぐためにも李ラインが必要であるという。(中略) 韓国の安全は米韓、日米同盟の枠組みで守るべきであるが、それとは別問題として認識しているのかと問い詰めたものの、李承晩は返答しなかった。

李承晩は、日本内における実力行使論の高揚を受けて、日本は韓国に対して攻撃的意図を抱いていると確信し、李ラインを日本の将来の侵略可能性に対する安全の手段として位置付けたのであった。李承晩は、11月24日付のブリックス宛の書簡において、ア

⁷⁸ 「吉田首相、日本人漁夫拿捕問題に対する強硬対応策を構想」(1953年10月30日)『国務省文書1』211頁。

⁷⁹ 南基正「韓日会談時期の韓日両国の国際社会認識—漁業及び平和線をめぐる国際法論争を中心に」『世界政治』第29集2号、2008年、155頁。

⁸⁰ 「日本代表の態度問題で3次韓日会談決裂」(1953年10月29日)『国務省文書1』196頁。

⁸¹ 李ライン侵犯を理由に、拿捕された日本漁船及び乗組員は、52年の10隻、132人から53年には47隻、585人に急激に増加した。森田「日韓関係」56頁。

⁸² 「李承晩大統領と韓日問題協議」(1953年11月18日)『国務省文書1』273頁。

アメリカは日本の攻撃的な意図を感知していないとしつつ、漁業線について「漁業資源保護の問題というよりも、日本の侵略からの韓国保護の問題である」とし、李ラインを対日安保境界線とする方針を明らかにした。李承晩によれば、日本は軍事的に韓国を侵略する意思を明らかにしており、これは韓国の安全にとって脅威なのであった⁸³。

アメリカは、韓国が李ラインを対日安保境界線として位置づけたことを深刻に受け止めた。ダレスは李承晩宛の書簡で、次のように述べている⁸⁴。

貴方は、漁業資源枯渇に対する懸念に付け加えて、漁業ラインが安全保障上の目的も遂行するとおっしゃってきました。私は、貴方の懸念に深い理解を示しながら、日本が対日講和条約の 5 条 (a) (ii) に対する自らのコミットメントを遵守すると確信しております。それでも、アメリカ政府は、韓国領海から 3 マイルという国際的に認定される地域において、保全や安保を助力するよう備えます。もちろん、我々が結んだ相互防衛条約は、韓国の安保に対するアメリカの関心を示す確かな証拠でしょう。貴方もご理解されているように、貴方の安保問題は我々との協力の下で十分解決されると、確信をもって申し上げます。

ダレスは、日本に対する韓国の安全を保障しながらも、韓国の漁業や安保問題は日米との協力の上で解決されると力説したのである。こうした説得の上で、ダレスは、アメリカが漁業問題を仲介する旨を明きらし、韓国が日本との交渉を再開することを提案した⁸⁵。

⁸³ 「既存の対日方針を再確認した李承晩の手紙」(1953年11月26日)『国務省文書1』306頁。12月12日、韓国は漁業資源保護法を宣布し、李ラインの国内法制化を図った。同法案には、管轄水域や海軍による搜索活動、侵犯漁船に対する処分などが規定された。李ライン宣布の際に、韓国側がそれを対日交渉力の手段として捉えて日本との交渉の余地を残していたのは先述した通りであるが、李ラインを国内法制化することによって、事実上、交渉の余地をなくしたのであった。それから韓国は久保田発言や日本の対韓請求権の撤回のみならず、日本による李ラインの受容も日韓会談再開の前提条件として掲げることとなる。

⁸⁴ 「米国務長官が李承晩大統領へ送った新書の内容」(1953年12月4日)『国務省文書1』330頁。

⁸⁵ 同上文書。ダレスが指摘した対日講和条約の五条 (a) (II) 項の全文は次の通りである。「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土安全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと」。細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集－1945－97』(東京大学出版会、1997年)113頁。

とりわけアメリカを困惑させたのは、漁船拿捕をはじめとする韓国海軍の単独行動であった。韓国軍の動きは、国連軍が持つ韓国軍指揮統帥権への挑戦にほかならなかった。アメリカの統合参謀長会議が国務省に渡した日韓漁業紛争に関する覚書では、日韓の漁業紛争と漁船拿捕は、韓国軍に対する国連軍の指揮統帥権を侵害する行為であると規定し、経済支援、韓国海軍支援の撤回など、あらゆる手段を講じて日韓漁業問題の妥結を促すことが提言されている。統合参謀長会議は、韓国の単独行動が続けば李承晩がより極端な行動をとる可能性があり、在韓米軍の安全を脅かす状況まで悪化すると警告した⁸⁶。国務省の説得で、統合参謀長会議の提案は実行されなかったものの、その後、アメリカが韓国の兵力水準を決定する際に、韓国による単独行動の可能性を念頭に入れざるを得なくなった⁸⁷。日本との漁業紛争に使用され得る海軍力の場合、その影響は特に顕著であった。梁裕燾が空・海軍の増強計画に対する支援を要請した際に、ダレスは「増強された海軍力が日本に向けられる」可能性を指摘し、強く牽制した⁸⁸。

日韓間の漁業紛争は日米関係にも悪影響を与えつつあった。アリソンは、国務省宛ての電報で、アメリカが日本の利益に無関心であり、日本漁船を保護しないという理由で、日本国内でアメリカに対する不満が広がっていると伝えた。こうした議論の上で、アリソンは、漁船拿捕が中断されず、会談が再開されなければ、吉田政府が再び対抗策を講じる可能性があるとし、その場合、アメリカは両国の間で板挟みになると警告した⁸⁹。岡崎が、アメリカの支援で武装した日本のフリゲートと韓国のフリゲート艦が敵対する場合に、アメリカはいかに対応するのかと問いただしたのに対し、アリソンは戸惑いを隠せなかった⁹⁰。

⁸⁶ The Secretary of Defense (Wilson) to the Secretary of State, October 30, 1953, no. 711, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, pp. 1546-1548. 朝鮮戦争の勃発直後、韓国政府は国連軍による円滑な指揮統制及び作戦遂行のために、韓国の陸海空軍の作戦統帥権を国連軍指揮官に移譲した。

⁸⁷ The Secretary of State to the Secretary of Defense (Wilson), November 19, 1953, no. 717, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1554.

⁸⁸ 李鐘元『東アジア冷戦と韓米日関係』80頁から再引用。李鐘元が引用した文書は、Memorandum of Conversation, “Buildup of Korean Air and Naval Forces,” December 2, 1953, RG59, Lot File 55D388, box 6, NA.

⁸⁹ 「駐日米大使の韓日会談膠着に対する分析」(1953年11月18日)『国務省文書1』278-279頁。

⁹⁰ John M. Allison, *Ambassador from the Prairie or Allison Wonderland* (Boston: Houghton Mifflin, 1973), p.259

実際の武力衝突は抑えられていたが、李ライン周辺では日韓が緊張を孕んだまま対峙し続けた。奥村勝蔵外務次官は、アリソンとの会談で、海上保安庁が武装中で李ラインを巡視中であるとし、韓国側を刺激しないよう厳格な指示体制下に置かれているが、いざという場合には、相互報復の状況が起こる恐れがあると述べた⁹¹。韓国の対日強硬策が日本側の反発を引き起こし、そうした日本の反応が韓国の対日不信を刺激する。こうした相互不信の悪循環の末、お互いをまるで潜在的な敵であるかのように、対応していたのである。

第4節 日本の再軍備と日米韓不可侵協定

(1) 日本の再軍備に対する韓国の懸念

先述した通りに、李承晩政権は、日韓関係が悪化していく中で、日本が軍事的、経済的に強まったら、韓国の安全にとって潜在的な脅威になると認識していた。本節では、こうした韓国の認識形成に影響を与えた他の要因をいくつか取り上げる。特に、日本の再軍備に対する李承晩政権の認識について、分析する。

まず、日本軍需産業の再開に対する韓国の認識である。韓国は、日本軍需産業の再開とその製造能力について注意を払っていた。1954年1月21日、金溶植が作成した政治レポートでは、日本軍需産業の再開について論じている。アメリカは、朝鮮戦争の勃発を受けて、日本が武器を製造することを許可するに至った。これにより、日本は経済を立て直すと同時に、武器製造産業を再開することができた。対日講和条約の後、日本は自国防衛のために、武器を製造する必要がある、それはアメリカの支援の下で促進されていると、この文書は論じる⁹²。駐日韓国代表部は、上述の現状分析の上で、日本の武器製造能力について高い評価を下していた。例えば、1月28日、金溶植が作成した政治レポートでは、日本は太平洋戦争以前と比べて衰えない武器製造能力を持つようになると予想し、経済的状況が許されると、必要に応じては武器の自給自足が可能になると

⁹¹ 「韓日関係に対する日本外務省高位官僚の言及」（1954年1月31日）『国務省文書1』427頁。

⁹² Correspondence; Political report from Yong Shik Kim to Office of the President, January 21, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雲南 B-301-119.

結論付けた⁹³。

続いては、旧日本軍人の自衛隊参加である。例えば、旧日本軍人の自衛隊参加について、駐日韓国代表部は警鐘を鳴らした。駐日韓国代表部は、新設される日本の国防会議に、旧日本軍出身の多くが参加する点を指摘し、日本再軍備の動向に注意を払う必要性を提起した⁹⁴。駐日韓国代表部が注目したのは、旧日本軍人の自衛隊参加がもたらす日本社会への影響であった。6月24日、金溶植は、李承晩宛の書簡において、日本の保安隊が自衛隊に改組され、旧日本軍人の出身者が自衛隊の要職に付いているとした上で、将来において日本の文民統制が脅かされる可能性を警告した⁹⁵。

駐日韓国代表部が注目したのは、こうした日本の再軍備をアメリカが後押ししている点であった。例えば、1954年3月9日に署名された日米相互防衛援助協定（以下MSA協定）である。金溶植は、日米のMSA協定の味合いについて、次の二つを提示した。

(1) 日本は陸、海、空軍を維持する旨を公式的に約束し、大規模の軍需産業力がその軍事力を支えていること、(2) 日本はMSA協定に署名することによって、共産中国との貿易関係を結ばないと公言したことである。こうした議論の上で、金溶植は、MSA協定を通じて、日本は経済支援を獲得し、再軍備に取り組むようになったとし、アジア諸国は日本の軍事的再浮上を注意深く観察していると論じた⁹⁶。

韓国は、アメリカ主導の下で再建された日本の防衛力が日本防衛を越えて地域安全保障に利用されると展望した。3月18日に作成された金溶植の政治レポートでは、地域

⁹³ Correspondence; Political report from Yong Shik Kim to Office of the President, January 28, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-110.

⁹⁴ Correspondence from Yong Shik Kim to President, March 4, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-067.しかし、国防会議へ旧日本軍人出身者の参加を可能とする条項は、実際の法案提出の際には、日本国内政治状況によって削除された。吉田内閣が退陣し、日本民主党の内閣が国防会議創設の法案を出すことになったが、保守合同が進む中で、与党民主党は自由党に譲歩の姿勢を示す必要があった。自由党は旧日本軍人が防衛機構の中枢に復権することに反対であったため、国防会議の法案において民間議院の参加条項が削除され、旧日本軍人が参加する余地が閉じられることとなった。中島信吾『戦後日本の防衛政策－「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、2006年）55－64頁。

⁹⁵ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, June 24, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-302-020.

⁹⁶ Correspondence from Yong Shik Kim to President, March 11, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-060.

安全保障における日本再軍備の意味合いを MSA 協定との関連で論じている。対日講和条約の 5 条では、「(a) 国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、(b) いかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力の行使を慎む」とされていた。また、日米安全保障条約の序文では、「アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のための漸進的に自らの責任を追うことを期待する」とされた。このように、安保条約ではアメリカは日本が防衛力を持つことを認め、その防衛力が攻撃的手段として利用されてはいけないと規定されていた。しかし、MSA 協定では、「日本国政府は……自国の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人力、資源、施設及び一般的経済条件の許す限り 自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的な措置を執り、」とされている。駐日韓国代表部の分析によれば、日本がアメリカの承認の下で、西側陣営の集団防衛システムに参加するということであった⁹⁷。

金溶植は、アメリカの支援や国際情勢の変動を受けて、日本自ら再軍備に積極的に取り組むと展望した。7 月 8 日、金溶植は、李承晩宛の書簡で、アイゼンハワー政権の安全保障政策において、日本の戦略的重要性が高まるにつれ、日本はアメリカから多くの援助を受け取ると期待し、再軍備に一層積極的になっていると報告した。こうした議論の上で、金溶植は、巨大産業や資本の集中が行われ、財閥が復活しつつある日本経済の現状と関連して日本再軍備に対する最悪のシナリオを展望した。金溶植によれば、一旦、日本の再軍備が発展を極めると、国家主義的傾向が芽生える恐れがあるということであった⁹⁸。

言うまでもなく、李承晩は、日本の再軍備の進捗を受けて、アメリカの対日政策に懸

⁹⁷ Correspondence; Political report from Yong Shik Kim to Office of the President, March 18, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-058. 金溶植は、対日講和条約で 5 条 (a)、(b) と表記しているが、実際の表記は、5 条 (a) の (i) 項と (ii) 項である。また、日米相互防衛援助協定の 4 条と述べてはいるが、実際に取り上げた文言は 8 条の一部である。対日講和条約や日米安全保障条約、MSA 協定の日本語翻は、次の文献を参考した。細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集 1945-97』113 頁、135 頁、278 頁。

⁹⁸ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, July 8, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-303-112.

念を深めていた。李承晩は、ハル（John E. Hull）極東軍司令官やブリックス（Ellis O. Briggs）駐韓米大使との会談で、日本を軍事的に増強するアメリカの対日政策に反対する旨を明らかにし、アメリカが日本を増強すれば、アジア人の支持を得ることはできないと述べた。李承晩によれば、隣国同士の親善のためには、まず日本自ら変化の姿勢を示すべきであるということであった⁹⁹。

こうした李承晩の対日不信に対し、ダレスは再び説得を試みた。ダレスは、ブリックス宛の電報の中で、李承晩への伝達事項として日本は軍事の面で無力な存在であり、自国防衛の核心的な部分をアメリカに依存していること、陸上自衛隊の増強計画は一定の制約の下で行われていること、アメリカは韓国に対する日本の政治的・軍事的・経済的支配を容認しないことを挙げ、李承晩に西側陣営の安全のために日韓関係の早期改善を促すよう指示した¹⁰⁰。

（2）日米韓不可侵協定構想の浮上

駐日韓国代表部と景武台の交換公文では、日韓関係に関する数多くの外交活動が記録されている。こうした外交活動は、日韓関係について意見を交換し、対日交渉を有利に進めるための基盤作りの目的で行われた。その主な接触対象者は外信記者や駐日外交官、アメリカの政策担当者であった。

9月14日に行われた金溶植とハルの会談もそうした外交活動の一環であった。金溶植は、日本の交渉姿勢を批判した上で、日韓会談を再開するためには、まず日本が久保田発言を撤回し、対韓請求権を放棄しなければならないと強調した。対するハルは、吉田政権は国内政治上、対韓請求権の放棄を公に表明することはできないが、日本は対日講和条約を順守する旨を明らかにしており、それは対韓請求権の放棄の意味を孕んでいるとし、韓国が柔軟な姿勢を見せるよう説得した¹⁰¹。

⁹⁹ Response from President to Yong Shik Kim, March 10, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-064.

¹⁰⁰ 「ダレス国務長官、李承晩大統領に韓日問題に対するアメリカの見解を伝達」（1954年3月15日）、国史編纂委員会編『韓日会談関係米国務部文書2（1952-1955）-駐韓・駐日アメリカ大使館文書綴じ』（ソウル：国史編纂委員会、2007年）268-270頁。以下から日本語表記に従い、『国務省文書2』と略す。

¹⁰¹ Political Report; correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, September 16, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-303-019.

日韓会談の議論に引き続き、両者は日本の再軍備に関して意見を交換した。金溶植は、韓国は、歴史的経験から日本の軍事的再浮上を非常に警戒しているとし、それに対する保障が必要であると主張した¹⁰²。金溶植の主張には、先述したように、日本軍需産業の再開や旧日本軍人の自衛隊参加など、日本の再軍備に対する否定的な見解が反映されていた。

金溶植の主張を聞いたハルは、戦後日本における極端主義勢力の存在を指摘した。日本の極左主義者はソ連、中国のような共産主義陣営との友好関係を望んでいる。また、膨張主義者も残存しており、日本政府がこれらの両極端の主義に対してうまく対処できるのか、不安が残っている。ハルは、アメリカは日本が極端主義勢力に振り回されず、民主主義国家の道を歩むことを望んでいると述べた¹⁰³。当時ワシントンの当局者は、日本における左右の極端主義者の動きに細心の注意を払っており、ハルの発言もそれと軌を一にしていた¹⁰⁴。戦後日本が極端主義に振り回され、外交面において極端な道を選択することは、米韓にとって避けるべきシナリオであると、ハルは述べたのであった。

日本の国内情勢を話した後、ハルは興味深い提案をした。ハルは、韓国が望むのであれば、日米韓の間で韓国の独立を保障する協定を結ぶことができるのではないかとし、日米韓の三者協定 (tripartite pact) を提案した¹⁰⁵。

約一ヶ月が経ってから、金溶植とハルの間で日米韓の三者協定が再び議論された。日本の再軍備に対してアメリカが韓国の安全を保障するよう求める金溶植に対し、ハルは韓国の主権を保障する目的で日米韓の間で協定を結ぶことを提案した¹⁰⁶。

そこで注目すべきなのは、ハルが集団防衛同盟の枠組みで三国協定を提案した点である。ハルによれば、日本や台湾も含めた NATO の太平洋版を創設し、メンバー諸国の軍事力を統合司令部の指揮下で置くことによって、メンバー諸国の間で侵略的国家を監視することができるということであった¹⁰⁷。

1954 年に入ってから、アメリカの軍部を中心に非共産圏の極東地域を一つの戦略的

¹⁰² Ibid.

¹⁰³ Ibid.

¹⁰⁴ 石井『冷戦と日米関係』104－106頁。

¹⁰⁵ Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-303-019.

¹⁰⁶ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, October 14, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-304-145.

¹⁰⁷ Ibid.

実態とみなして包括的な安全保障体制を構築する構想が検討されていた。長期的な目標としてアメリカ及び西側主要国が支援する地域安全保障体制が構築され、その中で日本が中心的な役割を担い、日本の軍事力は、日本防衛のみならず、極東の集団防衛に貢献することが想定されていた¹⁰⁸。こうした組みの中で、日本は軍事力をもって集団防衛に貢献すると同時に、その軍事的の行使をめぐってメンバー諸国との協議を行うことになり、日本の軍事的役割に対するメンバー諸国の懸念も緩和される。つまり、ハルは日本の再軍備を地域安全保障の枠組みに結び付けることによって、韓国が日本の将来の侵略可能性に対する安全を確保するよう提案したのであった。

しかし、金溶植はハルの提案に激しく反対した。ハルの考えは朝鮮半島有事において、自衛隊の役割拡大をもたらすからであった。もし、NATOの形式がこの地域の安全保障に適用されるのであれば、共産主義の侵略に対して日本の軍事力が利用されることになり、韓国が共産主義の侵略を受けた際に、自衛隊が支援に駆けつけることになる。金溶植は1905年の日露戦争を想起させながら、韓国の安全保障において、日本が軍事的に直接関与することは受け入れられないと主張した。金溶植の反対に直面すると、ハルは他国の同意なしで軍を派兵することはできないようにする特別条項を設けるよう提案したが、金溶植の同意を得ることはできなかった。金溶植によれば、日本の再軍備がますます進んでいる中で、韓国にとって緊要なのはアメリカ一国による明確な保障なのであった¹⁰⁹。金溶植は、日本との軍事的統合によって日本の将来の侵略可能性に対する安全を確保する考えを明確に拒否したのである。

李承晩は、ハルの三者協定構想について、好意的な反応を見せた。日米韓の三者協定が日韓会談における韓国の立場を強化すると判断したからであった。李承晩は、9月21日の金溶植宛の書簡において、日米韓間の三者協定に興味を示し、それが締結されるのであれば、日韓会談に対してアメリカが公平な立場をとることになると述べた¹¹⁰。

李承晩が、三国協定に肯定的な反応を示したのは、日韓会談における交渉力の確保のみならず、日本の再軍備に対して韓国の安全を保障する制度的措置として考えたからで

¹⁰⁸ 阪田泰代「米国のアジア太平洋集団安全保障構想と米韓同盟－『地域同盟』として米韓同盟の起源、一九五三－一九五四」、鐸木朋之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治－冷戦の展開と変容』（慶應義塾大学出版会、2005年）309－310頁。

¹⁰⁹ Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-304-145.

¹¹⁰ Political Reports; Correspondence from President to Yong Shik Kim, September 21, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-303-014.

あった。10月20日、李承晩は、金容殖宛の書簡において、ハルトとの対話に触れ、三者協定の構想に再び興味を示した上で、参加国の中で一国が侵略を起こした際に、他の二国が戦争も含めてそれを阻止する措置をとることを保障する明確な文言が書かれるべきであると指示した¹¹¹。この指示を受けた金容殖は、協定の性格は「三国間不可侵」協定（'tripartite non-aggression' pact）になるとし、草案を準備してアメリカ側に当たると、李承晩に報告した¹¹²。

11月30日、金容殖はハルトとの会談で、三国間不可侵協定の構想を持ちかけた。金容殖は、韓国は日本を潜在的な侵略者と見做しており、韓国人は、今日の日本が以前と変わっていないと考えているため、アメリカが日本に対する韓国の安全を十分に保障する必要があるとし、不可侵協定を提案した。また、ハルは、日韓の懸案問題を解決した上で、不可侵協定の交渉を進めることを提案すると、金容殖は、アメリカの保障があれば、韓国人は今日の日本は過去の日本とは違うと分かるようになり、日韓間の懸案が円滑に解決されるとし、不可侵協定を先に進める必要性を訴えた¹¹³。

金容殖は、三国間不可侵協定構想を韓国の安全保障における日本の軍事的関与を防ぐ措置として位置付けた。ハルは、日本が韓国領土に日本の自衛隊が進入することはないと約束した。対する金容殖は、不可侵協定に同様の文言が盛り込まれたら、韓国の対日警戒心を解消するにあたって、役に立つと述べた¹¹⁴。

金容殖の報告を受けた李承晩は、三国間不可侵協定の交渉を進める方針を固めた。李承晩は、12月10日付の金容殖宛の書簡において、韓国人は日本が攻撃的意図を捨てていないと考えているため、日韓会談が膠着すると主張し、「協定が締結されれば、対日不信や日本の侵略に対する警戒心が晴らされ、交渉も容易に進む」と述べた¹¹⁵。

米韓の政策当局者レベルで三国間不可侵協定が非公式的に議論される中で、韓国は、その構想を最高首脳レベルで提案するに至った。12月19日、李承晩はアイゼンハワー

¹¹¹ Correspondence from Mr. President to Yong Shik Kim, October 20, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-304-137.

¹¹² Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, October 29, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-304-112.

¹¹³ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, December 3, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-304-057.

¹¹⁴ Ibid.

¹¹⁵ Correspondence from Mr. President to Yong Shik Kim, December 10, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-304-045.

宛の書簡の中で、日本の対韓請求権の主張に対して不満を示しながら、日米韓不可侵協定の構想を開陳した。李承晩によれば、その内容は、三国の中で一国が侵略国になると、他の二国が対抗することであり、そのような協定が締結されれば、韓国は日本と商業協定や社会文化交流の交渉も始めるということであった¹¹⁶。アイゼンハワーはこの構想について、検討に値すると応えた¹¹⁷。

(3) 不可侵協定の交渉開始

一方、日本では吉田が退陣し、1954年12月に、鳩山一郎政権が成立した。鳩山政権は、日韓国交正常化に積極的な姿勢を示した。日本の新政権の対韓積極姿勢を契機に、国交会談の再開をめぐる金溶植と谷正之外務次官が交渉に入ることとなった。

金溶植と谷の会談をきっかけに、不可侵協定が、日韓の外交当局間でも議論されることとなった。1955年1月29日に、金溶植は、日本が主権を回復して軍事的、経済的に再建されていく中で、韓国人は過去の日本の行動から対日不信を抱いており、将来において日本は侵略を繰り返さない旨を表明すべきであると主張した。金溶植の主張を聞いた谷は、日韓関係を独仏関係に例えながら、不可侵協定の構想に同意を示した¹¹⁸。

不可侵協定構想に同意した後、金溶植と谷はアメリカの参加をめぐる議論を進めた。金溶植は、谷との二回目の会談で、アメリカが日韓両国ともに同等な立場で協定に参加しなければならないと主張した。アメリカの参加なしでは、協定の効力が弱いと考えたからであった。金溶植の意見に対して、谷はアメリカの反対がないことを条件に同意する旨を明らかにした¹¹⁹。

不可侵協定の提案を受けた谷は、草案作りに取り組んだ。谷は、アリソンとの会談で、不可侵協定について、日韓両国が不可侵を共同宣言し、対日講和条約と国連憲章へコミ

¹¹⁶ The President of the Republic of Korea (Rhee) to the President Eisenhower, December 29, 1954, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2, Korea*, pp. 1939-1940.

¹¹⁷ Letter from President Eisenhower to President Rhee, January 31, 1955, no. 8, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 2, Korea* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1993), p. 12.

¹¹⁸ Report from Yong Shik Kim to President, "Detailed Report on My Finding", February 4, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-116.

¹¹⁹ Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-116.

ットメントする内容で草案を検討していると伝えた¹²⁰。2月4日、谷が作成した草案が金溶植に渡された¹²¹。その草案は次の通りである¹²²。

1. 三国は、自国が関係するいかなる国際紛争を、平和的な手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、かつ、三国の国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを受諾する。
2. 三国は極東地域における生活水準の向上並びに経済発展及び社会福利の促進がこの地域における平和及び安定を確保するために不可欠な要素であることを認めて、経済、社会及び文化の分野において、協力を持続する意志を宣言する。

一方で、金溶植は谷の草案より拘束力の強い案を検討していた。2月17日に、金溶植はアリソンとの会談で、協定は単なる宣言ではなく条約の形で進めなければならないと主張した。また、韓国は侵略の範囲を経済分野まで広げ、違反状況に対するアメリカのコミットメントを具体的に記述することを主張した¹²³。こうした考えを踏まえて、金溶植は、次のような草案を作成した¹²⁴。

1. 締約国は、自国が関係するいかなる国際紛争を、平和的な手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、かつ、三国の国際関係において、武力による威

¹²⁰ 「金溶植駐日公使、アメリカが保障する韓日間の不可侵条約締結を提議」（1955年2月2日）、『国務省文書2』491-492頁。

¹²¹ 「谷大使・金公使会談（第三回）〔三国共同宣言（不可侵協定）案、米国仲介、請求権他〕」（1955年2月4日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期（1953年-1961年）、第1巻（代表間対話）』（現代史料出版、2012年）19頁。以下『資料第2期第1巻』と略す。

¹²² 「日本国、アメリカ合衆国及び大韓民国の共同宣言（英文）」（1955年2月8日）『資料第2期第1巻』21頁。第1条は、対日講和条約の5条（a）（i）項と（ii）を組み合わせた文言である。

¹²³ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, February 18, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-102.

¹²⁴ “Tripartite Non-Aggression Pact,” February 18, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-092.

嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立又は経済的安定に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを受諾する。

2. 第1条に対して締約国の中の一国が目に見えざる違反（*flagrant violation*）があった場合、第三者はその違反にさらされた国を即時に援助する義務を約束することに同意する。

第1条に経済的安定という文言が追加されたことや、違約条項を第2条に挿入したことは注目に値する。日本の草案とは違って金溶植の草案では、侵略行為の範囲が経済まで及んでおり、違約状況におけるアメリカのコミットメントが具体的に記述されている。金溶植は草案の目的として次の三点を挙げた。(1) 日本の軍事的再浮上を監視すること、(2) 日本の極右勢力に、韓国に対する彼らの膨張主義は容認できないと警告すること、(3) アメリカ国民に日本の侵略に対して韓国の領土安全を保障する義務があると理解させることである¹²⁵。

不可侵協定を議題として取り扱うことに同意した後、いかなる形で不可侵を保障するのかをめぐって、韓国内で検討が行われた。2月24日、李承晩は金溶植宛の書簡で、草案に関する自分の意見を表明した。まず、谷の草案の1条については、原則的に同意を示しながらも、第2条における「経済、社会及び文化の分野において協力を持続する意志を宣言する」という文言に対し、警戒心を示した。文化、社会協力の下で、日本が韓国の至る所へ侵入する恐れがあると考えたからであった。李承晩は、不可侵協定が締結されたら、日本との友好関係も協定に規定されるであろうが、日本との交流に韓国社会が無防備になってはならず、適切な時期に文言を修正するよう指示した。続いて金溶植の草案について、第1条の「経済的安定に対するものも、また国際連合の目的と両立しない」という文言の有効性に疑問を呈した。共産主義諸国が拒否権を行使する国連に

¹²⁵ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, February 18, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雲南 B-305-096. 金溶植は、草案の第1条は、米韓相互防衛条約の第1条から引用したと述べている。しかし、米韓相互防衛条約の第1条では、「いかなる国の領土保全、政治的独立、経済的安定に対するものも」という文言はない。神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第1巻（日本国際問題研究所、1976年）464-465頁。これまでの経緯を見て追加文言は谷の草案から由来したと思われる。金溶植はまず米韓相互防衛条約の第1を草案の基にして草案を準備する間に、谷の草案における「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」という文言を確認し、そこに経済的安定という文言を付けくわえ、草案を仕上げたと思われる。

縛られる状況は、韓国にとって非常に危険であると考えたからであった¹²⁶。

2月28日に、李承晩の指示を受けた金溶植は、谷の草案に対して次の二つの修正案を提示した。まず、第1条において、領土保存、政治的独立に加えて「経済的安定」を挿入し、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるもの」を削除することを提案した。第2条に関しては「経済、社会及び文化の分野において、協力を持続する」との文言を「相互の経済、社会及び文化の分野における健全な発展を尊重する」に修正することを求めた¹²⁷。日本の外務省は、金溶植の提案について、「韓国は日本の経済的支配に対する危惧が強い模様」であるとし、文言修正の検討を進めた¹²⁸。

金溶植の修正案に対し、日本側の応答が提示されたのは、3月9日のことである。谷は、第1条において、「経済的安定」の文言の追加を受容しつつ、国連関連の記述を再挿入することを提案した。第2条に関しては、韓国案が提案した「尊重する」の代わりに、相互の経済、社会及び文化分野における健全な発展に「寄与するために三国間における友好的な協力を促進する」という文言を提案した¹²⁹。経済主権に対する韓国の懸念に配慮しつつも、韓国との経済交流の基盤を規定しようとした日本側の意図が見える。

(4) 違約条項や協定形式をめぐる論争と交渉の中止

このように、不可侵協定をめぐる交渉が進み、相手国の経済、社会に対する相互尊重の文言の挿入に同意するなど、いくつかの焦点において合意点を見つけ出した。しかし、協定の形式とアメリカによる保障をめぐる立場の相違は縮まらなかった。日本は宣言の形式で対応し、違約条項を明記しないことを主張しているが、韓国の観点から見れば、それは十分な拘束力を持たないかのように見えた。

¹²⁶ Correspondence from President to Yong Shik Kim, February 24, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-305-094.

¹²⁷ 「谷大使・金公使会談（第五回）〔日米韓三国共同宣言の修正案〕」（1955年2月28日）『資料第2期第1巻』25-26頁。

¹²⁸ 「日米韓三国共同宣言に関する件（第一七三号）」、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期（1953年-1961年）、第2巻（米国仲介・台湾等仲介）』（現代史料出版、2012年）124頁。

¹²⁹ 「日韓会談の経緯（その二）（昭和二十九年十二月-三十年十月）〔一九五四年一二一五年一〇月、鳩山内閣と谷・金会談、中川・柳会談〕」（1955年10月15日）『資料第2期第1巻』71頁。

日本側の主張の背景には、国内政治上の事情があったようである。杉原荒太自由党参議院は、駐日韓国代表部の柳素夏参事官との非公式接触で、不可侵協定をめぐる日本国内の事情を伝えた。杉原は、日本の民主党では日本の憲法が同様の条項を持っており、構想そのものが幼稚であるとの理由で、日韓間の不可侵協定に反対する意見が多いと述べた。杉原によれば、反対論に直面した谷は、李ラインの名分は漁業資源の保護であるが、事実上、日本の侵略に対する防御線として政治的な意味合いを持っているため、韓国と不可侵協定が漁業問題解決の糸口となると主張し、説得を試みた。杉原は、こうした内部事情を説明した上で、条約は国会の承認が必要になるため、共同宣言の形で対応するのが、日本政府の考えであると述べた。さらに、アメリカによる保障に関しては、日本が主権を回復したにも関わらず、アメリカから監視を受けていると、国内で厳しい批判を引き起こす恐れがあるとし、アメリカの参加を明確に表記することに反対する旨を明らかにした¹³⁰。

では、アメリカは日韓の不可侵協定について、いかなる立場であったのか。アリソンは、金溶植との会談において、国務省の立場として共同宣言の形式を提案し、まず日韓の間で合意案ができるのであれば、アメリカはそれを追認すると述べた¹³¹。アメリカが共同宣言の形式を提案した理由は、国会での承認問題であった。駐日米大使館のラム (Richard H. Lamb) 二等書記官は、柳素夏と昼食を共にしながら、アメリカの立場は共同宣言の形式であるとし、その理由について、正式条約はアメリカ上院の 3 分の 2 の同意が必要になるためであると説明した¹³²。

手続き上の問題もさることながら、そもそもアメリカは、日韓の不可侵協定の必要性について、懐疑的であった。国務省は、駐日米大使館宛の電報において、日韓の不可侵協定について、次の五点を挙げた。(1) アメリカは不信状態を孕んでいる不可侵協定を好まない。日本はすでに対日講和条約で同様の義務を負っており、この地域における相互防衛条約がより効果的であること、(2) すでに米韓相互防衛条約で同様の義務を負っているため、不可侵協定が締結されてもアメリカは公式的な保障はしないこと、(3)

¹³⁰ Report from Tai Ha Yiu, "with Sugihara and Fujita", March 2, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-321-078.

¹³¹ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, February 25, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-086.

¹³² Report from Tai Ha Yiu, "Lunch with Lamb," February 24, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-321-137.

谷の提案した対日講和条約に基づくアプローチが適切であること、(4) 日韓間の友好親善、共通の目標を訴える協定が望ましいこと、(5) もし、アメリカが参加するのであれば、宣言や外交当局者間の文書形式を念頭に入れて、国連憲章、対日講和条約、米韓相互防衛条約、日米安保条約の文脈でアメリカとの関連性を表記することである¹³³。後述するが、アメリカの消極的な姿勢は李承晩の不满を引き起こし、不可侵協定の交渉中止の原因となる。

興味深いのは、鳩山政権の対中政策が、不可侵協定に対するアメリカの消極的姿勢に影響を与えた点である。ラムは、柳素夏と昼食を共にしながら、国務省側はもし日本が西側陣営隣国と不可侵協定を結んだら、その構想を中国との関係に適用するのではないかと懸念しており、現在の日本国内情勢から見て、そうした可能性を完全に排除できないと述べた¹³⁴。鳩山は吉田外交を向米一辺倒であると批判し、中国に関しては首相就任後のラジオ放送において、「中共も国府もそれぞれ立派な独立国だ」という趣旨の発言を行った。鳩山のこの発言は日本の新内閣が共産中国に急接近するのではないかという観測を引き起こしていた¹³⁵。非公式的接触であるだけに、ラムの発言に国務省の正式意見が反映されていたか否かは確実ではないが、アメリカの対日政策当局者の一部が、上述した日本の現状を受けて、不可侵協定の悪用可能性に対して懸念したのは事実であろう。

こうした事情にも関わらず、日韓両者は、妥協の可能性を見出しつつあった。2月28日、金容植は協定において違約条項を設けることを強く主張した。韓国の観点から見れば、協定の性格上、一国が攻撃された場合に第三者が即刻支援する旨を必ず明記すべきであった。谷は違反条項を設けることは過剰な対応であると述べた。アメリカが協定に参加することによって、効力は十分保障される。また、違反条約が盛り込まれると日本国会の同意を得ることが技術的に難しくなると考えたからであった。しかし、金容植の粘り強い説得に直面した谷は、違約に関する記述は合意議事録の形で対応することを提

¹³³ 「アメリカ、韓国がアメリカの保障を求めた韓日不可侵条約の必要性を否認」（1955年2月4日）『国務省文書2』493-494頁。

¹³⁴ Report from Tai Ha Yiu, "Lunch with Lamb," February 16, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 粵南 B-321-145.

¹³⁵ 陳肇斌『戦後日本の中国政策—一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』（東京大学出版会、2000年）146頁。

案し、妥協案を提示した¹³⁶。金溶植は、違約条項が宣言には表記されないが、日本が韓国の考えを受け入れたことを意味するとし、谷の提案を評価した¹³⁷。

谷と金溶植は、協定の形式をめぐっても妥協点を見つけ出しつつあった。谷は、アメリカも条約形式には同意しないと、韓国が宣言形式を受け入れるよう迫った。金容殖は、谷の主張に納得したようであった。金溶植は、李承晩宛の書簡の中で、国際法の理論によれば、宣言が条約と同様の効果を持っており、宣言形式はアメリカ上院の承認が必要ではないからアメリカ側も対応しやすくなるとし、宣言の形式を受け入れるよう提言した¹³⁸。

しかし、李承晩は、外交当局者間の妥協案に同意しなかった。特に、李承晩は協定の形式を問題視した。3月9日、李承晩は、金溶植宛の書簡において、違約条項の挿入が難しい場合に、合意議事録で代替することには同意する旨を明らかにした。しかし、協定の形式を宣言の形にすることには反対するとし、日本側に条約の形式を受け入れさせるよう指示した。李承晩は、共同宣言では、拘束力が弱いと考えたからであった¹³⁹。

条約形式に拘る李承晩に対し、金溶植は説得を試みた。3月18日、金溶植は、草案の文言をめぐって若干の交渉は必要であるが、合意形成の可能性が高いとした上で、韓国の領土主権は韓国自らの軍事力で守るべきであるが、国際的な義務で日本を縛ることも重要であるとし、不可侵協定の重要性を強調した。そこには相互不信の悪循環に陥った日韓関係に武力使用の制限や主権の相互尊重の原則を立てようとする金溶植の真剣さが伝わってくる。金溶植は、日米に条約形式を受け入れさせるために、交渉を継続すると述べたが、彼の本音は宣言形式で合意することであったことは明らかであった¹⁴⁰。

金溶植の説得にも関わらず、李承晩の考えは変わらなかった。むしろ、李承晩は、日米韓不可侵協定の必要性について、懐疑的となりつつあった。李承晩は、3月31日の金溶植宛の書簡において、韓国の安全を守る唯一な手段は、自前の軍事力を保有するこ

¹³⁶ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, March 4, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-069.

¹³⁷ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, March 4, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-070.

¹³⁸ Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-069.

¹³⁹ Correspondence from President to Yong Shik Kim, March 9, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-066.

¹⁴⁰ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, March 18, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-046.

とであると強調し、日本の交渉姿勢を批判した。李承晩によれば、日本は不可侵協定を懸案妥結のための段取りとして見なしているということであった¹⁴¹。李承晩は、請求権問題や漁業問題が妥結されていない中で、日本が不可侵協定を梃子にして韓国に協力的姿勢を求め、日韓会談で譲歩を迫ると考え、日米韓不可侵協定に消極的になったのである。

不可侵協定に対する李承晩の懐疑的な姿勢には、アメリカ要因も強く働いた。それは、次の二つに分けられる。一つ目は、アメリカの消極姿勢に対する不満である。3月24日に、李承晩は、金溶植宛の書簡で、アメリカが、日米韓不可侵協定への参加を望まないのであれば、韓国が請い求める必要はないとし、アメリカの姿勢を激しく批判した¹⁴²。二つ目は、日本を対ソ封じ込め戦略の拠点として位置付けたアメリカの冷戦戦略に対する不信感である。李承晩は、3月31日付の金溶植宛の書簡で、アメリカが協定を重要視しておらず、もし協定に参加しても日韓の間で公平な立場を維持するとは思われないと述べた。李承晩によれば、国務省や国防省には、日本寄りのアメリカ人が多く存在しているため、アメリカは韓国より日本を重視しているからであった。こうした議論の上で、李承晩は、韓国が自由な立場を維持するよう指示した¹⁴³。

金溶植と谷の会談は3月26日を最後に中止した。詳しくは後述するが、李承晩政権内部では、鳩山政権の共産圏外交を踏まえて、対日交渉に対する懐疑論が支配的になった。日韓が対共産圏政策をめぐる対立するにつれ、外交当局者間の交渉もその影響を受け、不可侵協定の交渉も頓挫した¹⁴⁴。

¹⁴¹ Correspondence from President to Yong Shik Kim, March 31, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-029.

¹⁴² Correspondence from President to Yong Shik Kim, March 24, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-038.

¹⁴³ Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-029.

¹⁴⁴ 日韓間で、再び不可侵協定が議論されたのは、1956年4月のことである。重光葵外相は、金溶植との会談で、日韓の友好雰囲気を醸成するために、日韓会談を再開する前に、日米韓で不可侵を保障する共同声明を行うことを提案した。しかし、李承晩は、日本側の交渉術やアメリカの姿勢など、本論との同様の理由で、不可侵協定の必要性に疑問を呈し、議題から外すよう指示した。Correspondence from President to Yong Shik Kim, April 19, 1956, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-310-074. それ以後、李承晩政権期の日韓関係において、不可侵協定は交渉議題として挙げられなかった。

小結

日本の主権回復を契機に、李承晩政権は日本との新たな関係構築の課題に直面するようになった。しかし、アメリカの斡旋により、日韓の予備会談が開催されたが、交渉は容易でなかった。韓国は、日韓会談の政治的解決を試みたものの、国家資産の8割にのぼる日本の対韓請求権主張を目のあたりにして、将来において日本がアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、韓国に対して攻撃的意図を剥き出す可能性が非常に高いと認識するに至った。一方、日本は、請求権に対する韓国の強硬姿勢や李ラインの宣布を踏まえて、李承晩に対する不信を強めた。結局、第1次日韓会談は決裂となった。

警戒心を強めた李承晩は、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対する韓国の安全を保障するよう求めた。これに対して、アメリカは、日本の軍国主義の復活を座視しない方針を明らかにしながらも、韓国が日本を地域安全保障の一員として受け入れ、協力関係を構築するよう促した。

打開の努力の末、日韓会談は再開されたが、第3次日韓会談で久保田発言をめぐって対立を深め、再び決裂に至った。韓国は、久保田発言を日本の攻撃的意図の表れであると考え、李ラインの強化に踏み切った。しかし、韓国の自己防衛的な措置は、李承晩に対する日本の不信感を煽り、日本国内では実力行使で李ライン問題を解決すべきとの声が上がった。こうした日本国内の動きは、韓国の対日不信感をさらに刺激し、李承晩は、李ラインを日本の将来の侵略可能性に対する安全の手段として位置づけた。相互不信の悪循環の末、日韓はお互いを潜在的な敵であるかのように取り扱った。

日本軍需産業の再開や旧日本軍人の自衛隊参加、日本再軍備に対するアメリカの支援などを踏まえて、李承晩政権の対日警戒心はさらに深まった。韓国は日本が再軍備を完遂したら、戦前のような国家主義の路線を歩むと警戒した。日本の将来に対する不安を強めた韓国は、アメリカが保障する日韓間の不可侵協定を提案した。日本は韓国との不可侵協定が漁業紛争解決の糸口になると考え、韓国の提案を受け入れた。不可侵協定をめぐる日韓間の交渉が進み、相手国の経済、社会に対する相互尊重の文言や違約条項に同意するなど、いくつかの焦点において合意点を見つけ出していた。しかし、李承晩は、日本側の交渉術やアメリカの姿勢に対する不満で不可侵協定交渉の中止を命じた。

第3章 日本の共産圏外交と李承晩政権

吉田茂が首相を退任し、1954年12月10日、鳩山政権が成立した。吉田外交を向米一辺倒と批判してきた鳩山一郎首相は、「自主外交」のスローガンの下で、ソ連、中国との外交、貿易関係を進める方針を明らかにした。また、日本の民間団体は共産圏との貿易拡大に向けて積極的に活動しつつあった。本章の目的は、こうした日本の共産圏外交に対する李承晩政権の認識と対応を考察することである¹。

従来の日韓会談研究では、本章が着目する日本の共産圏外交に対する李承晩政権の認識と反応は、単独の研究課題としては取り扱われなかった。多くは、日本の共産圏外交に対する、反共を国是とする韓国の一時的な反発という記述に止まっている²。本章が対象とする日韓会談の空白期の研究では、久保田発言の撤回及び対韓請求権問題をめぐる外交交渉に主な焦点が当てられてきた。そのため、日本の共産圏外交に対する韓国の認識と対応は、特定時期のエピソードとして取り上げられているのみである³。南一声明、日朝民間貿易を中心に、南北朝鮮間の正統性をめぐる競争と日本外交との関連性を取り扱う研究もあるが、この研究は、日本政府の対ソ、対中国政策や民間の共産圏貿易など、日本の共産圏外交全般に対する韓国の認識と対応については論じていない⁴。

¹ 本稿で言う日本の共産圏外交とは、考察の対象時期において、ソ連、中国、北朝鮮に対する日本政府及び日本の民間アクターの外交活動を総括した表現である。いうまでもなく、当時の日ソ、日中、日朝の政府間関係及び民間交流には、それぞれの歴史と特殊性が存在しているが、李承晩政権の対日外交では、それらが共産圏外交として一括して捉えられることが多い。あくまで特定時期における韓国の対日認識と対応を考察するための表現であることを言及しておく。

² 李元徳『韓日過去史処理の原点－日本の戦後処理外交と韓日会談』（ソウル：ソウル大学出版部、1996年）81－89頁。太田修『日韓交渉－請求権問題の研究』（クレイン、2015年）120－125。吉澤文寿『戦後日韓関係－国交正常化交渉をめぐって』（クレイン、2015年）70－71頁。朴鎮希『韓日会談－第1共和国の対日政策と韓日会談の展開過程』（ソウル：先人、2008年）212－239頁。

³ 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』－会談『空白期』を中心に」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化I－東アジア冷戦編』（法政大学出版局、2011年）。金恩貞「日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程－初期対韓政策の返答と連続、1953－1957年」『神戸法学雑誌』第64巻3・4号（2015年）。

⁴ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945－1965－封印された外交史』（平凡社、2012年）2章。朴正鎮「日韓会談と日朝関係一九五〇－一九五九年」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美『歴史

李承晩政権期の日韓関係を地域的観点から捉える研究には、アメリカは日本を対ソ拠点として位置付け、日本と西側諸国を経済的、軍事的に結び付けようとしたのに対し、李承晩大統領は日本脅威論や脱植民地化路線を掲げ、自ら韓国の役割を対ソ戦略の拠点と位置付けたため、アメリカと対立に陥ったと論じる⁵。また、中国と正統性を競い合っていた中華民国が、地域安保機構に日本を参加させて西側陣営の方に取り込もうとしたのに対し、反日路線を掲げた韓国は日本を排除しようとしたと論じる研究もある⁶。こうして、韓国が西側陣営における日本の戦略的重要性を認めなかったため、アメリカ及び中華民国と意見対立を深めたことはすでにいくつかの先行研究で論じられてきた。しかし、これらの研究も、日本の共産圏外交に対する李承晩政権の認識と対応が、その重要な背景であったことについてほとんど検討していない。

何よりも、先行研究は、李承晩政権が日本の共産圏外交に対して反発し、日本の中立主義の可能性を警告したことを、韓国特有の強烈な反共意識の表出の観点から説明した。しかし、アメリカも、アジアにいて戦略的な重要性を持つ日本が共産圏へ接近し、中立主義路線を歩むシナリオを警戒していた。

1950年代に半ばに入ると、東西の陣営対決は、軍事的対決から非軍事的な手段を通じて政治的影響力の拡大を争う段階へ移行しつつあった。東アジア冷戦が経済、外交攻勢による闘争の様子を帯びていく中で、戦後日本の外交路線の方向性をめぐって不確実性が高まりつつあった。アメリカは、まだ日本が西側陣営の一員に成りきっていないと認識し、日本が共産圏へ接近するシナリオを警戒していた。そうしたアメリカにとって、ソ連、中国との外交、貿易関係の正常化を進める鳩山政権の方針は、中立主義の表明の

としての日韓国交正常化 I 』。

⁵ 申旭熙 『『日本問題』から『北朝鮮問題』へー朝鮮戦争を通じた北東アジアにおける脅威トランジション』『韓国政治外交史論叢』第38巻1号、2016年8月。崔喜植 「李承晩政府時代の韓日関係ー韓米日冷戦戦略の不協和音と韓日関係の停滞」『世界地域研究論叢』第27集3号、2009年。車相哲 「アイゼンハワー、李承晩そして1950年代の韓米関係」『米国史研究』第13集、2001年。南基正 「韓国民族主義の展開と日韓関係ー分析的研究のための試論」『日本研究論争』第24号、2006年。申旭熙 『順応と対抗を越えてー李承晩と朴正熙の対米政策』(ソウル:ソウル大学校出版文化院、2010年)、47-70頁。朴泰均 「反日を通じてもう一つの日本になるー李承晩大統領の対日認識」『日本批評』第3号、2010年。

⁶ 王恩美 「アジア民族反共連盟の主導権をめぐる韓国と中華民国の葛藤と対立 (1953-1956)」『亜細亜研究』第56巻3号、2013年。

ように聞こえた⁷。しかも、ソ連と中国は、対日平和攻勢の一環として貿易拡大及び外交関係の正常化を呼び掛け、日本国内ではそれに呼応する動きが活発になっていた⁸。

当時の日本は、西側陣営の一員としてアメリカと同盟関係を結んでいた。そうした日本が共産圏と外交、貿易関係の正常化を試みることについて、李承晩政権はいかなる認識を持っていたのか。また、対米自立の動機から対ソ及び対中外交を進める鳩山政権及び日本の民間団体の動きを受けて、李承晩政権はいかに対応したのか。その認識と対応は、反共国家としての一時的なものであったのか。それとも、長期的な観点から東アジア冷戦における戦後日本の外交路線の方向性に対する不信感を表していたのか。

こうした問題意識を踏まえて、本稿では、李承晩政権は、日本が共産圏と関係改善を図ろうとすることを目のあたりにして、強力となった日本は西側陣営から離れて中立主義路線を歩んでいくと警戒し、反日政策を展開したことを明らかにする。その上で、対立が日韓政府の意図を越えてエスカレートし、両国関係がさらに悪化する過程を描く。

第1節では、日本が共産主義陣営へ接近する可能性をめぐって相反する見解を持っていたため、アメリカと李承晩政権が対立を深めていく過程を論じる。アメリカは、西側陣営内で日本の経済成長が保障されないと日本が共産圏へ接近するかもしれないと考え、日本の経済的増強を進めた。その過程を通じて強力となった日本は、西側陣営の一員として対ソ戦略の拠点の役割を果たすと考えた。一方、李承晩政権は、共産圏に対する日本の友好的な姿勢を受けて、日本は、むしろ、経済力、軍事力が強まるにつれ、共産主義陣営へ接近する可能性が高いと考えた。韓国は、強力となった日本は、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、そのパワーをもってより自立的に行動するようになり、アメリカとの提携から離れていくと懸念した。こうした認識に基づいて、韓国は、日本の国力増強を問題視しつつ、日本を共産主義陣営へ向かわせないためには、日本国内の共産主義勢力を取締りつつ、実際日本が共産主義陣営に接近するのであれば、ムチを与えるべきであると主張したことを明らかにする。

第2節では、鳩山政権の共産圏外交や日本民間団体の共産圏貿易に対する李承晩政権

⁷ マイケル・シャラー（市川洋一訳）『「日米関係」とは何だったのかー占領期から冷戦終結まで』（草思社、2004年）200頁。

⁸ 中ソ共同宣言の全文は、次のホームページを参考にすること。「中ソ共同宣言（中華人民共和国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との共同宣言）」（1954年10月12日）、データベース『世界と日本』。<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>>（最終アクセス2017年1月5日）。

の認識と対応を分析する。韓国は、鳩山政権の共産圏外交や日本の民間団体の共産圏貿易を受けて、当面の日本はアメリカの同盟国であり続けると考えながらも、将来においては西側陣営から離れて共産圏に接近すると認識したことを明らかにする。その上で、対共産圏外交をめぐる日韓の対立が李ライン問題にまで及び、対立が両国政府の意図を越えて悪化していく様子を描く。

第3節では、中華民国に対する韓国の反日外交や日ソ国交正常化に対する韓国の対応から、李承晩政権は日本が西側陣営から離れて中立主義路線を歩むと認識するに至ったことを明らかにする。その上で、韓国が、日本の国力増強に反対し、経済、安保構想から日本を排除する外交活動を展開した過程を考察する。

第1節 第3次日韓会談決裂後の日韓関係とアメリカの対日政策

(1) 日本問題をめぐる米韓の対立構図

1953年頃から米ソ冷戦の性格が変わり始めた。3月、スターリンの死によるソ連指導部の交代は、ソ連の対外政策に変化をもたらした。フルシチョフは、資本主義社会と社会主義間の戦争は不可避であるというレニン、スターリンの見方に修正を加えた。フルシチョフは、米ソ核戦力の均衡状態では、東西両陣営の対決は軍事的対決ではなく、平和的な方式で行われると考え、両陣営間の平和共存を打ち出した。フルシチョフの平和共存論理は東アジアにも適用された。1954年10月12日に、ソ連と中国は、対日共同宣言で、日本との平和共存を打ち出し、貿易、文化交流の拡大や国交正常化を働きかけた⁹。

アメリカは、米ソ核戦力の均衡状態を受けて、両陣営間の全面戦争を政策の選択肢から排除しつつあった。アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領は、官民会議において、アメリカとソ連の軍事的対決は世界の破滅をもたらすのみであるとし、非軍事的な手段で共産主義に対抗する姿勢を明らかにした。ダレス (John F. Dulles) 国務長官も、ソ連が好戦的な姿勢から経済援助による政府破壊工作へ政策を転じたとの認識を示した。東西陣営の線引きが終わるにつれ、米ソ冷戦は軍事的緊張から政治的かつ経

⁹ 申旭熙『順応と対抗を越えて』48頁。

済的影響力が競われる「政治経済戦争」へ移行していたのである¹⁰。

冷戦が政治経済戦争へ変貌していく中で、アメリカの観点から見れば、日本は立場を明確に決めていないかのように見えた。例えば、1954年8月10日、自由党の池田勇人幹事長は、党内会合で、アメリカがインドネシア情勢で巻き返しに失敗しており、日本は東西どちらの陣営につくか明白にすべきではないと主張し、アメリカの警戒心を引き起こした。ダレスにとって、池田発言は、日本が冷戦における自己の役割に使命感を持っていないことを示す証として受け止められた¹¹。

まだ日本が西側陣営の一員に成りきっていないと判断したアメリカは、日本の政治経済的安定を重視するようになった。反米感情は日本社会に広く浸透しており、西側陣営内で日本が経済を再建し、政治的安定を維持することができなければ、日本は共産圏へ接近すると考えたのである。こうした観点から、アメリカは、日本を西側陣営に繋ぎ止めるためには、西側陣営の貿易体制に組み込み必要性があると考えた¹²。アイゼンハワーは、6月22日に行われた全国編集者協会での演説で、日本を西太平洋防衛の要であると強調し、その日本に貿易の機会を与えなければ、日本は共産主義へ向かっていくと警告した¹³。

対韓援助物資の対日調達問題も、そうした戦略的脈絡と軌を一にしていた。アメリカは、日本を対韓復興援助作業に参加させることによって、日本にドル収入源を与え、日本国内での対中貿易への関心を抑えようとした。いわゆる「援助ドルの二重使用」である。朝鮮戦争休戦後の不況に苦しんでいた日本政府や財界は、朝鮮戦争の復興特需に

¹⁰ 石井修『「政治経済戦争」としての米国の対外経済政策』『国際政治』第70号（1982年5月）103-104頁。

¹¹ 石井修『冷戦と日米関係—パートナーシップの形成』（ジャパンタイムズ、1989年）138-140頁。

¹² Aron Forsberg, "Eisenhower and Japanese Economic Recovery: The Politics of Integration with the Western Trading Bloc, 1952-1955," *The Journal of American-East Asian Relations*, Vol. 5, No. 1 (Spring 1996), pp. 58-59. 同様の観点から、アメリカは日本防衛力増強の要求を棚上げした。日本政治、経済の安定が保たれていない中で、日本の防衛力増強を求めれば、日本人の反感を買い、対米不満が増幅され、日本内の親米保守勢力の基盤を危うくすると考えたからであった。中島信吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、2006年）126頁。

¹³ "Remarks at the National Editorial Association Dinner," June 22, 1954, *Public Papers of the Presidents of the United States: Dwight D. Eisenhower* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1960), p. 587.

大きな期待感を示した¹⁴。

そうしたアメリカにとって、歴史問題を問題視し、対韓復興援助作業における日本の関与を拒否し続ける李承晩政権の反日姿勢は大きな障害に他ならなかった。金溶植駐日韓国代表部公使は、外信記者との会談で、周辺諸国との懸案問題妥結よりも日本の軍事的増強に尽力するアメリカの対日政策を批判し、韓国の復興資金は日本経済ではなく、韓国のために使われるべきであると主張した¹⁵。アリソン（John M. Allison）駐日米大使は、国務省宛の電報において、強い日本が西側陣営の安全にとって緊要であり、アメリカは日本を経済的、軍事的に増強する方針であると、李承晩に忠告すべきであると提案した¹⁶。アメリカは、1954年7月に予定されている米韓首脳会談を日韓関係改善に向けての対韓圧力の場として位置付けた¹⁷。

韓国政府は対日強硬姿勢を貫く方針であった。3月4日、金溶植は、李承晩大統領宛の書簡において、日本の外交攻勢は将来における経済的攻勢の兆しであるとし、日本の経済的膨張に注意すべき時期であると述べた。日本商品が韓国の復興事業に利用されるようになったら、日本を鼓舞する結果となるため、日本製品の流入を阻止しなければならない。日本は久保田発言を撤回せず、公の場で謝罪する姿勢も見せていないため、会談が再開される可能性は低い。こうした議論の上で、金溶植は、日本に断固とした態度が示すことが、韓国にとってより有利な結果をもたらすと主張した¹⁸。

駐日韓国代表部は、日韓会談における対米外交の重要性を強調した。金溶植は、5月13日付けの李承晩宛の書簡において、李ラインに対する日本の姿勢を勘案すれば、会談が再開されても懸案問題の早期妥結は考えられないとし、アメリカを説得する必要があると主張した。会談再開の場合に、日本は漁業活動の自主抑制などを提案すると予想されるが、韓国は、日本による李ラインの認定を会談再開の前提条件としているため、

¹⁴ 李鐘元『東アジア冷戦と韓米日関係』171-173頁

¹⁵ Correspondence from Yong Shik Kim to President, February 4, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-101.

¹⁶ 「韓日会談の再開のための日本側の動向と展望」（1954年7月18日）、国史編纂委員会編『韓日会談関係米国務部文書1（1952-1955）-駐韓・駐日アメリカ大使館文書閉じ』（ソウル：国史編纂委員会、2007年）495頁。以下から日本語表記に従って、『国務省文書1』と略す。

¹⁷ 李鐘元『東アジア冷戦と韓米日関係』192頁。

¹⁸ Correspondence from Yong Shik Kim to President, March 4, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-067.

アメリカが韓国を支持し、日本に圧力をかけない限り、妥結の可能性は低いと論じた。こうした議論の上で、金溶植は、漁業問題においてアメリカは韓国の立場を支持しないが、日本を全面的支持するわけでもない指摘し、懸案妥結への第一歩は、アメリカを説得することであると主張した。5月12日、金溶植は、アリソンとの会談で、日本が久保田発言を公式に撤回し、李ラインを認定しない限り、会談再開の提案に応じない旨を明らかにした¹⁹。

1954年7月の米韓首脳会談は、対日政策に対する米韓間の異なる見解がぶつかり合う場であった。ダレスは、「極東における我々の作業仮説」は、日本が西側陣営の責任のある一員となることによって、東西間の均衡を保つことであると強調した。ダレスによれば、そうしないと、「太平洋の均衡は西側陣営にとって不利な方向に向かう」からであった。また、決裂状態の日韓国交交渉に関して、「ある程度、両者とも間違っている」とし、会談の再開を促した²⁰。

日本の戦略的重要性を訴えるダレスに対して、李承晩は厳しい対日認識を隠さなかった。李承晩は、逆にダレスに対し、日本の対韓請求権主張と久保田発言を取り挙げ、「まだ日本は、韓国が以前と同様に自らの所有物だと主張している」と反駁した。そして、マッカーサーラインから現在に至るまで漁業問題の経緯を説明した上で、韓国が日本と平和に過ごすために李ラインが必要であると主張した²¹。李承晩が日韓関係改善の提案を拒否し続けると、怒りを抑えられなかったアイゼンハワーが憤然と席をけって去るなど、対日政策をめぐる米韓間の見解の相違は歴然と表れた²²。結局、ダレスは、日韓会談再開の仲介作業の中止を決定した。

(2) 新たな対立要因の浮上－日本の共産圏外交に対する李承晩の不信感

¹⁹ Correspondence from Yong Shik Kim to President, May 6, 1954, in Ibid., PDF 粵南 B-302-085.

²⁰ United States Summary of the Third Meeting of United States-Republic of Korea Talks, July 29, 1954, no. 781, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS*) , 1952-1954, vol. 14, part 2, *China and Japan* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1985), pp. 1687-1688.

²¹ Ibid.

²² 金東祚『回想 80年 金東祚元外務長官回顧録－冷戦時代の我が外交』(ソウル:文化日報、2000年) 89頁。

李承晩の訪米から一カ月が経った時点で、韓国政府内では、対日関係が優先課題として浮上した。李承晩は、訪米後にも、アメリカの対日政策に変更が生じなかったことへ危機感を抱いていた。1954年8月21日、李承晩はオリバー（Robert T. Oliver）教授への書簡で、「今は、至急に日本問題（Japanese question）に集中する時期である」と述べた。李承晩によれば、アメリカは日本を西側陣営に踏み止まらせるために、日本の国力増強を進めているが、それは韓国だけではなく、アメリカにとっても深刻な状況をもたらすとのことであった²³。李承晩は、駐米韓国大使館にも同じ内容の書簡を転送し、日本の増強計画の危険性を知らせるための広報戦に一層力を入れるよう指示した²⁴。

久保田発言によって日韓会談が決裂した後、駐米韓国大使館はアメリカ民間人や政策担当者を対象に日本の交渉姿勢を批判する広報活動を繰り返し広げていた。一見、そうした反日外交の延長線上のように見えるものの、李承晩が日本問題へ集中するよう訴えた理由は、アメリカの対日政策に潜む新たな危険要因に気付いたからであった。李承晩は、次のように語っている²⁵。

アメリカが日本を経済、軍事的に強化しないと日本がソ連側と協力することを防ぐことができないと、一部の人は言っている。このように、日本の国力増強が反共闘争と関連しているが、こうした論理は非常に重要な可能性を見逃している。日本がアジアの支配勢力として回復したら、それ以後日本がずっと共産圏と距離を置いて離れていると、誰が確信をもって言えるのであろうか。

こうして李承晩は、アメリカの対日政策の論理と真っ向から対立する論理を提示した。李承晩は、むしろ日本は経済力、軍事力が増強されるにつれ、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、そのパワーをもってより自立的に行動し、共産圏へ接近すると主張したのである。

²³ A letter regarding Japanese question, August 21, 1954, Rhee Papers, The Korean Pacific Press, PDF 零南 B-174-094.

²⁴ A letter regarding Japanese question, August 21, 1954, Rhee Papers, Ambassador You Chang Yang-Out, PDF 零南 B-206-123.

²⁵ 李承晩が、オリバーとの協議の下で、日本問題に関して作成した記事である。Robert T. Oliver, *Syngman Rhee and American Involvement in Korea, 1942-1960: A Personal Narrative* (Seoul: Panmun Book Company, 1978), p. 461.

このような李承晩の主張は、アメリカの対日政策が日本を強大化させることに対して抵抗する論理を提示する狙いがあったことは否定できない。しかし、同時に、アメリカの対日政策が、むしろ日本を共産圏へ向かわせる可能性について、李承晩が強く警戒していたことも事実であった。9月8日、李承晩は、梁裕燦駐米韓国大使宛の書簡において、アメリカの対日戦略は大きな間違いであるとし、「日本は強くなったら、アメリカから背を向けるからである」と述べている²⁶。

李承晩の主張の背景には、共産圏貿易に対する日本の関心があった。駐日韓国代表部は、日本国内で共産圏貿易を要求する声が上がっていると、李承晩に報告していた。金溶植は、6月24日付の李承晩宛の書簡で、日本経済の沈滞を受けて、日本内で対中貿易に対する関心が高まっていると伝えた。続いて、最近発行された通商白書によれば、日本は輸出不振に悩んでおり、朝鮮戦争特需の減少傾向や賠償負担、対米債務など、日本経済の展望も決して明るくない中で、日本経済界は中国との貿易関係を開くよう働きかけていると報告した²⁷。

8月19日、金溶植は、李承晩宛の書簡で、池田発言と日中関係について、次のように報告した。自由党の池田が日中貿易の必要性を訴え、今後日本は中国に関してより柔軟な姿勢を取らなければならないと主張した。池田の発言はアメリカを不愉快にさせ、井口貞夫駐米日本大使が釈明に取り組んでいる。吉田茂首相はアメリカが日本の対中接近を警戒していることをよく理解している。一方、関西経済界は中国との貿易関係を望んでおり、日本国内で共産圏との貿易を求める声が上がっている。こうした分析の上で、金溶植は、日本はどちらの方がより利益になるのか、比較し、熟考していると論じた²⁸。

要するに、李承晩は、共産圏貿易を求める日本民間の動きや共産圏に対する日本政府の曖昧な姿勢を受けて、強力となった日本がアメリカの利益に反して共産圏に接近するのではないかと警戒し、日本の国力増強を問題視したのであった。李承晩は、韓国がアメリカの対日政策を批判したら、「アメリカは、日本を軍事的、経済的に増強しないと、

²⁶ A letter regarding Japanese Question, September 8, 1954, Rhee Papers, Ambassador You Chang Yang-Out, PDF 零南 B-206-091.

²⁷ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, "White Paper on Japan's Trade," June 24, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-302-017.

²⁸ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, August 19, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-303-061.

日本がソ連側に付くと答えるのみであった」と指摘しつつ、次のように述べている²⁹。

日本の不明確な反共姿勢が、アジア諸国にさらなる疑いと憎しみをもたらしている。日本が明確な姿勢をとり、邪悪な共産主義勢力に対抗する諸国と提携したら、世界平和と西側陣営の最大の利益に叶うに違いない。もう一度、脆弱な日本がソ連に向かうとの命題に話しを戻して見よう。善意のあるアメリカ人が、強い日本はソ連側に付かないと確信する根拠は何であろうか。

李承晩は、日本を共産主義陣営へ向かわせないためには、日本を増強することよりも、日本国内の共産主義勢力を取締りつつ、実際に日本が共産主義陣営に接近するのであれば、アメリカがムチを与えるべきであると考えていた。1953年8月6日に開かれた李承晩とダレスの会談において、日本が経済的利益を得るために、アジア共産主義の影響下に組み込まれるシナリオについて、議論が交わされた。ダレスは、日本は天然資源が乏しく製造能力で生きていくしかないが、そのプロセスがアメリカと西側陣営の支援の下で行わなければ、必然的に日本は共産主義の方へ向かうと主張した。ダレスの意見に対し、李承晩は、日本が共産圏へ接近するのを防ぐためには、日本政府に共産党を非合法化することを求め、日本がソ連、中国と関わったら、対日支援を中止すると警告する必要があると主張した³⁰。

しかし、韓国は、すぐに日本が共産圏へ接近すると考えたわけではなかった。韓国は、共産圏に対する日本の姿勢を警戒しながらも、他方では、日韓の懸案問題を解決する道を探っていた。10月5日、オリバーは、李承晩宛の書簡において、日韓問題解決の原則として次の五点を挙げた。(1) 日本は、韓国の財産、領土に対するすべての要求を撤回し、それを公言すること、(2) 援助計画の下で、日本に対する経済的独立を維持する方向で韓国経済の発展を図ること、(4) 漁業問題は、韓国の権利保護を原則として妥結を図ること、(3) 日韓に同類、同量の武器を提供し、日本によるあらゆる支配に対して韓国の安全を保障することによって、日韓間の軍事力均衡を保つこと、(5) これらの条

²⁹ Speech of the peace in the pacific: Japan & Korea & the United Sates, Rhee Papers, Syngman Rhee's speeches/Visit to the US, PDF 雫南 B-153-002.

³⁰ United States Minutes of the Second Meeting Between president Rhee and the Secretary of State, "Economic Assistance to the Republic of Korea," August 6, 1953, No. 671, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, pp. 1473-1476.

件が整ったら、日韓は外交関係を回復することができる。オリバーは、上述の条件が満たされれば、一定の制約の下で日本を SEATO へ参加させる問題について議論し、韓国復興問題も解決できると付けくわえた。李承晩は、オリバーの提案に対して承認を与え、その実現を図るべく国務省へ働きかけを行った³¹。

李承晩政権内で日本問題の検討が行われる中で、日本は対韓関係に対していかなる立場を採っていたのか。12月に作成された外務省の内部文書からも分かるように、日本は消極姿勢を強めていた。「対韓関係当面の対処方針（案）」と題する文書では、日韓交渉の現状について、妥結は日本国内で在韓財産に対する補償問題を浮き彫りにする恐れがあると指摘し、対処方針として韓国政府の非理性的な反日言動に一々応じず、韓国内の対日世論、国際情勢が好転し、日本にとって有利な時期が来るのを待つことが提言された³²。日韓関係の停滞に懸念を示すダレスに対し、吉田は、「時間が解決する。待つべきです」と答えた³³。

第2節 共産圏に対する日本国内の動きと李承晩政権

(1) 鳩山一郎政権及び日本の民間アクターの共産圏外交とアメリカの対応

1954年12月、首相に就任した鳩山一郎は、従来から吉田外交を向米一辺倒と批判し、「自主外交」のスローガンの下で、「中共とソ連と国交を正常化することは、世界平和に通じる道である」との持論を有していた³⁴。

鳩山政権の自主外交スローガンは、日本が共産圏に急接近するとの印象を諸外国に与えた。とりわけ、アメリカには、鳩山政権の自主外交方針は、中立主義の表明のように聞こえた³⁵。ダレスは、1955年1月10日付けの駐日米大使館宛の電報において、アメ

³¹ Oliver, *Syngman Rhee and American Involvement in Korea, 1942-1960*, pp. 468-470.

³² 「対韓関係当面の対処方針（案）」（1954年12月20日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期（1953年－1961年）、第3巻（外務省省内準備・省庁間折衝 本会議）』（現代史料出版、2012年）16－17頁。

³³ United States Summary Minutes Meeting, November 9, 1954, no. 827, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1783.

³⁴ 池田慎太郎『日米同盟の政治史－アリソン駐日大使と「1955年体制」の成立』（国際書院、2004年）185頁。

³⁵ シャラー『「日米関係」とは何だったのか』200頁。

リカもソ連と外交関係を築いているという現状からすれば、日ソの外交関係樹立には反対しないが、「現段階で、日本が共産中国を承認することに反対する」方針を示した³⁶。

アメリカの疑念に直面にすると、鳩山政権の自主外交論も後退の兆しを見せた。当初、鳩山は、中ソ両国との国交回復を唱えたが、国交正常化の対象はソ連に絞られることとなったのである。鳩山は、所信演説において、緊密な日米協調の必要性を強く強調した上で、ソ連との外交関係と中国との貿易拡大を進めていくとし、ソ連、中国とはそれぞれ異なる度合いで関係を改善していく姿勢を明らかにした。その背後には、アメリカからの牽制があった³⁷。しかし、鳩山政権に対するアメリカの不信が、完全に払拭されたわけではなかった。アリソンは、國務省宛の電報の中で、日本が対米偏重を是正し、自主外交の一環として共産圏との関係改善を模索する傾向は一層強まると警告した³⁸。

一方、日本と共産圏の政治的関係が制約を受ける中で、民間は活発な動きを見せていた。代表的な例として、日本国際貿易促進協会の対中民間貿易が挙げられる。同協会は、経済の赤十字社を自負し、日本の経済外交の一環として国交のない地域との貿易拡大を訴えた。1955年1月に、訪中した村田省蔵会長が中国の周恩来首相と会談を行い、中国通商使節団の来日と見本市展覧会の相互開催に合意を見るなど、活動の成果を上げていた³⁹。村田が訪中成果を鳩山に直接報告したことからも分かるよう、同協会は、対共産圏貿易団体として存在感を増していた⁴⁰。

中国使節団が来日し、国会議員連盟と日本国際貿易促進協会と貿易協定の交渉に入ると、アメリカは、日中民間貿易が政治的性格を帯びることを警戒した。中国は民間貿易に政府を巻き込んでいくべく、代表団全員が官民両方の身分を携えていた⁴¹。さらに、アメリカは、第三次日中民間貿易協定に貿易代表部の相互設置の規定が含まれると、それが日本による中国政府の承認に繋がることを懸念したのである⁴²。アメリカの反対を

³⁶ Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, January 10, 1955, no. 4, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 1, Japan*, (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1991), pp. 5-6.

³⁷ 池田慎太郎『日米同盟の政治史』185頁。

³⁸ 泉川泰博「日ソ国交回復交渉をめぐる日本の自主外交模索とアメリカの対日戦略」『国際政治』第144号（2006年、2月）133頁。

³⁹ 井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）96-109頁。

⁴⁰ 『朝日新聞』（1955年2月3日）。

⁴¹ 池田『日米同盟の政治史』187頁。

⁴² シャラー『「日米関係」とは何だったのか』148-149頁。

受け、結局、日本政府は貿易代表部の設置を認めず、一般貿易関係者の長期駐在と同様の地位を与えるにとどまった。しかし、第三次日中民間貿易協定は、決済方法の改善、見本市の相互開催が基本文書に規定されるなど、日中間のこれまでの民間協定と比べて画期的な成果として評価された⁴³。

中ソと日本との関係が動き出す中で、北朝鮮も日朝関係の改善に取り組んだ。2月25日、南日外相は「相異なる社会制度をもつすべての国家が平和的に共存できるという原則から出発して、わが国と友好関係をもとうとするいっさいの国家と正常な関係を樹立する用意をもっている」ことを強調しつつ、日本政府に対して「貿易、文化関係およびその他の朝日関係の樹立、発展に関する諸問題を具体的に討議する用意をもっている」との声明を発表し、日朝関係の進展を呼び掲げた⁴⁴。

以後、日朝間の貿易関係を主張する動きが民間を中心に芽生えつつあった。注目すべきは、日中貿易の延長線上で日朝貿易が論議されていた点である。例えば、村田が率いる日本国際貿易促進協会は、中国通商使節団の訪日を前にして、日本経済界の対中貿易への関心が高まる中で、その雰囲気に対北朝鮮貿易にまで持ち込もうと試みていた。同協会は「朝鮮部会」を設立し、日本政府に対し「中国通商使節団の日本訪問をきっかけとして、日朝貿易に関する協力・斡旋を依頼する」こと、そして「貿易連絡交渉は朝鮮貿易商社と朝鮮部会が一元的にする」方針を明らかにした⁴⁵。正式的な外交関係は樹立されなかったものの、日本と北朝鮮をはじめとする共産主義諸国との交流は進行しつつあったのである。

(2) 鳩山政権に対する韓国の不信感と期待感

駐日韓国代表部は、鳩山の首相就任直後から新政権の外交政策の動向に注目していた。対韓政策と共に、駐日韓国代表部が注目したのは、鳩山政権がソ連、中国との外交関係を正常化して貿易を拡大するとの旨を明らかにした点であった。韓国は共産圏との関係改善を図る鳩山政権の意図に疑いの目を向けていた。こうした認識の根拠には、金溶植の以下のような分析からも分かるように、鳩山政権に見られる対米自主の欲求に対する

⁴³ 井上『日中国交正常化の政治史』112-123頁。

⁴⁴ 小此木政夫編著『北朝鮮ハンドブック』（講談社、1997年）407-408頁

⁴⁵ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1963-封印された外交史』（平凡社、2012年）185頁

懸念があった⁴⁶。

鳩山と与党の政治家たちは、だいたい戦前の人物が多く、彼らの演説には、日本をよりナショナルスティックで、外交政策においては、独立的な方向へ向かわせようとする日本社会の雰囲気は反映されています。(中略)以前、私をご報告申し上げたように、新内閣は共産圏との関係樹立に興味を示しており、これに対し、アメリカは影響力を一層強く行使するに違いありません。

駐日韓国代表部は、吉田時代の終焉は、日本の国内政治や外交面において、新たな転換期をもたらすと予想していた。金溶植は、李承晩宛の書簡で、「アメリカとの緊密な関係が、吉田がマッカーサーの時代から7年間権力を維持できた主な要因」であったと指摘しつつ、次のように語っている⁴⁷。

新しく創党された民主党のメンバーリストを見る限り、だいたいは戦前からの政治家出身でございます。総裁と副総裁は、それぞれ鳩山と重光が予想されます。前者は占領軍によって粛清され、後者は戦犯として投獄されました。反吉田派の支持を受けている民主党は、衆議院で120席を確保できました。戦前の人物として鳩山と重光は公然と日本の即時的な再軍備と自主的な外交（これは、従来以上にアメリカへの依存を減らすことを意味する）を主唱しております。

韓国は、吉田時代の日本は政治的、経済的にアメリカに依存する道を歩んできたが、鳩山をはじめとする日本の保守政治家たちはこうした現状の修正を試みると認識し、共産圏外交をその一環であると考えていたのである。

しかし現実的な見通しとしては、韓国は、鳩山政権下の日本がすぐにアメリカから離れて共産圏に接近するとは考えず、対米協調路線は維持されると予想していた。鳩山政権は外交の自主性を主張しているものの、日本はアメリカとの協調なしでは、政治的、経済的に存続しにくいという厳しい現実には直面していると考えていたからであった。日

⁴⁶ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, January 14, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-140.

⁴⁷ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, November 26, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-304-082.

本政府は「反共が共産圏との外交関係樹立を断る理由にはならない」という立場を取っており、中国との貿易拡大が日本国内で高い支持を得ていることには警戒しつつも、当分の間、慎重さを保って動向を見極めることが韓国の立場であったと言える⁴⁸。

事実、鳩山は、対米関係以外の分野において、外交的膠着状態を打破しようとしており、対韓関係もその例外ではなかった。鳩山は、1954年12月の韓国メディアとの書面会見において、友好と善隣の精神の下で対韓関係の改善を望むと述べ、韓国はそれを高く評価した⁴⁹。李承晩は、鳩山のメッセージについて、以前の吉田政権には見られなかったことであるとし、韓国政府の立場として日本との懸案問題を解決する意思を表明すること、メッセージが鳩山政権の意図を反映しているか否かについてより深く探ること、適切な時期に日本がソ連、中国と関係改善を図ることについて反対の旨を表明することを金溶植に指示した⁵⁰。韓国は、日本の新政権の共産圏外交に対する警戒心を持ちつつも、鳩山の対韓友好メッセージを契機に、対日関係の改善に向けて動き出したのである。

1955年1月の金溶植による鳩山への表敬訪問は、日本の新政権に対する韓国側の警戒心と期待感が表明される場となった。まず金溶植は、日本の新しい政権が誕生してから、日本の対韓姿勢が変わりつつあるという印象を受けたとし、鳩山のメッセージを高く評価した。これに対し、鳩山は誠意をもって懸案問題を解決していくと述べた⁵¹。

一般的に友好的な雰囲気での話しが進んでいく中で、請求権問題、漁業問題などの懸案問題が取り上げられた痕跡はない。そこで注目すべきなのは、金溶植が韓国の反共姿勢を強調した点である。金溶植によれば、韓国は西側陣営の安全のために反共闘争に取り組んでおり、反共精神の下で日本との関係を改善したいということであった。金溶植が、そうした主張をした理由は、ソ連や中国との関係改善を試みる鳩山に対し、韓国は共産圏に対するいかなる友好姿勢も容認しない方針であることを明らかにするためであった⁵²。いずれにせよ、鳩山政権の友好姿勢と李承晩政権の期待感が呼応する形で、日韓

⁴⁸ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, December 24, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-304-006.

⁴⁹ 金東祚（林建彦訳）『韓日の和解—日韓交渉14年間の記録』（サイマル出版会、1993年）108頁。

⁵⁰ Correspondence from President to Yong Shik Kim, January 3, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-155.

⁵¹ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, January 28, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-120.

⁵² Ibid.

会談の再開に向けて谷正之外務次官・金溶植会談が始まることとなった。

(3) 日本のアメリカ離れに対する韓国の懸念と日韓関係の停滞

その後、谷・金溶植の会談では、久保田発言や請求権問題、不可侵協定など両国の懸案問題について議論が交わされた。いくつかの争点においては、建設的な対話が行われた⁵³。

一方で韓国は日本の共産圏外交に対する警戒心を緩めなかった。金溶植は、1955年2月28日に開かれた谷との会談において、「共産主義と激しい戦いを繰り広げている」韓国の現状を強調し、日本がソ連との関係改善を模索することについて、「日韓関係の発展を阻害する」行為であると警告した⁵⁴。韓国は日本がより明確な反共姿勢を見せるよう促した。

韓国は、鳩山政権の共産圏外交が対米自立の性格を帯びることを警戒していた。金溶植によれば、アメリカは、日本が共産側に深く関わらないよう圧力をかけつつ、共産圏との外交正常化への要求を抑えるために、経済援助をますます増大しているが、「一つ確かなのは、日本は自主的な外交政策を模索しており、アメリカの影響力から離れようとしてきた」ということであった。3月4日、金溶植は、李承晩宛の書簡の中で、次のように報告している⁵⁵。

以前の吉田外交は、アメリカとの緊密な関係を特徴としていました。しかし、現在の日本政府が望む立場は、イギリスとインド路線の間のどこかにあります。日本は、国際社会で自国の発言力を強化することに尽力しており、上述のアプローチを通して、他の陣営へのバーゲニングポジションを高めようとしています。

韓国が、鳩山政権の共産圏外交をアメリカ離れの動きとして警戒していたのは前節で触れたが、その度合いが一層強くなったのは注目に値する。駐日韓国代表部と李承晩と

⁵³ 本稿の第3章で先述した通り、谷・金溶植会談では日韓不可侵協定に関して多くの議論が交わされた。

⁵⁴ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, March 4, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-069.

⁵⁵ Ibid.

のやりとりを見ると、その理由として次の二つが挙げられる。第一に、日本に対するアメリカの影響力である。日本が中国との貿易拡大を図り、アメリカとの関係がぎくしゃくするのは、吉田政権の時代では見られなかったことであり、韓国はそれを「アメリカの対日影響力がますます落ちていく」ことを示す証しとして捉えていた⁵⁶。第二に、共産圏の対日平和攻勢に対する警戒心も働いた。韓国は、日本に対するソ連の国交交渉提案を共産圏の平和攻勢として捉え、日ソの国交樹立を西側陣営の結束を揺るがすものと考えた。また、ソ連の平和攻勢に乗じて、北朝鮮も同様のアプローチを取る可能性があった⁵⁷。

韓国は、鳩山政権の共産圏外交を警戒しながらも、対日交渉を続けていた。3月9日、鳩山は、アメリカ軍政により在韓日本人財産はすでに処分され、日本は対日講和条約でその効力を認めたとし、日本の対韓請求権を放棄する旨を仄めかした⁵⁸。自由党の杉原荒太参議院によれば、鳩山は、日韓漁業問題に関して緻密に調査した上で、上述の発言をしたという。杉原は、駐日韓国代表部の柳素夏参事官との非公式接触で、鳩山は、九州や関西の財界、漁業界に日韓漁業問題の解決を約束しており、自分が鳩山と合った際に、漁業問題を解決するためには、日本が他の懸案で韓国の要求を受け入れる必要があると提案したと述べた⁵⁹。李承晩政権は、こうした鳩山の韓国に対する前向きな姿勢を踏まえて、鳩山政権の共産圏外交を警戒しながらも、対日交渉を続けたのである。

杉原は、日本の共産圏外交に関して、韓国の理解を求めた。領土問題や戦争捕虜釈放、国連加入のためにも、日本はソ連と国交を正常化しなければならない。中国とは貿易関係以外に外交関係は結ばない方針である⁶⁰。日朝間のバーター貿易が取り沙汰されるが、あくまで民間貿易団体と共産主義者たちの動きであり、通産省に許可しないよう当たっている⁶¹。

⁵⁶ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, February 18, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-097.

⁵⁷ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, February 25, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-086.

⁵⁸ 金東祚『韓日の和解』109頁。

⁵⁹ Report from Tai Ha Yiu, “with Sugihara and Fujita on the evening of March 11,” March 14, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-321-066.

⁶⁰ Report from Tai Ha Yiu, “a talk with Sugihara,” February 4, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-321-162.

⁶¹ Report from Tai Ha Yiu, “conversation with Sugihara”, February 18, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-321-141.

さらに、北朝鮮の南日が日朝関係の進展を呼びかけているが、日本はソ連とは国交を正常化するが、北朝鮮との外交、貿易関係は一切結ばないと、杉原は主張した⁶²。

ところが、3月末になってから、鳩山の真意を疑わせるような発言が相次いだ。3月24日に、鳩山は衆議院で対韓請求権を放棄すると述べた覚えがないとし、前言を翻した⁶³。しかも、南日声明について、「すべての国家民族と可能なかぎり友好関係を増進したい」と答弁し、北朝鮮の提案に応じる姿勢を示した⁶⁴。南日声明に対する鳩山の発言に、韓国は大きな衝撃を受けた。韓国にとって、鳩山の発言は、日本政府が北朝鮮を政府として認定したこととして理解された。

鳩山政権の共産圏外交の範囲が北朝鮮にまで及ぶと、鳩山政権に対する韓国の期待感は一気に崩れた。その後、韓国では、日本の共産圏外交に対する懸念の声が噴出した。在韓米大使館の前では、日本の共産圏接触を糾弾し、アメリカの対日政策の再考を促すデモが起り、乱闘が生じる事態となった⁶⁵。6月18日、丁一権陸軍参謀総長は、マックラーキン（Robert J. McClurkin）北東アジア課長との会談において、日本の共産圏貿易を批判し、日本がソ連、中国、北朝鮮との関係を結ばないように、アメリカが影響力を行使すべきと主張した。そして、現在日本は自立政策の方向に向かっており、西側陣営に危険をもたらすと警告した。マックラーキンは、アメリカも日本の最近の傾向に注意を払っていると応えた⁶⁶。

韓国の懸念対象は、日本政府に止まらなかった。韓国は、共産圏との貿易拡大を推進する日本の民間アクターの動きにも注意を払っていた。駐日韓国代表部は、日中民間貿易が政治的関係にまで発展する可能性を警戒した。例えば、日中間の第三次民間貿易協定である。金溶植は、第三次日中民間貿易協定を受けて「政治的観点から今度の貿易交渉は重要な意味がある」と受け止めていた。第三次民間貿易協定は政府協定として認定されなかったが、中国代表団の来日が共産中国の漸進的な承認への礎となると懸念して

⁶² Report from Tai Ha Yiu, “with Sugihara and Fujita,” March 2, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-321-078.

⁶³ 金東祚著『韓日の和解』109頁。

⁶⁴ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965』116頁

⁶⁵ Telegram From the Department of State to the Embassy in Korea, June 13, 1955, no. 58, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 2, Korea*, (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1993), p. 113.

⁶⁶ Memorandum of a Conversation, Department of State, “Security of the Republic of Korea,” June 18, 1955, no. 59, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 2*, p.115.

いたからであった。また、中国代表団が日本の経済状況を視察して財界人と交流する機会を得ており、共産圏の平和攻勢を一層鼓舞させる恐れもあった⁶⁷。

日中民間貿易の主役を担った日本国際貿易協会が、北朝鮮との貿易を模索すると、韓国の警戒心は深刻の度を増した。日本国際貿易促進協会は、第三次日中貿易協定を契機に、北朝鮮へ貿易使節団を派遣する方針を明らかにした。韓国は、日中民間貿易の政治的効果を警戒しただけに、日朝民間貿易も同様の効果をもたらすのではないかと判断したと思われる。金溶植は、日本国際貿易促進協会の動きについて、「日中貿易協定と類似したものを北朝鮮とも結ぼうとしている」と指摘し、アメリカの影響力を利用して阻止することを提言した⁶⁸。

6月1日、柳泰夏と駐日米大使館のラム (Richard H. Lamb) 二等書記官との会談で、日本の共産圏外交が取り上げられた。ラムは、日本の対中、対ソ政策に関しては、アメリカの影響力にも限界があるとしつつも、日朝関係に関しては如何なる交渉も反対する旨を明らかにした。対する柳泰夏は、村田は鳩山に対して影響力を持っている人物であり、彼の活動は日本政府が共産圏と外交関係を結ぶための最初の一手なのではないかとし、日朝民間貿易に対する不信感を表した⁶⁹。

駐日米大使館は、北朝鮮との貿易協定を試みる日本財界有力人の動きが、彼らの中国、ソ連との活動と類似性を持っている点に注意を払っていた。しかし、日本内で対北朝鮮貿易を唱える民間人は少数にすぎず、多数の財界人、政治家は対韓関係を害してまで北朝鮮との関係を改善する考えはないと判断していた⁷⁰。アメリカも日朝接近に対して憂慮の念を抱いていたが、それは、日本が韓国の頭越しで北朝鮮との関係を改善する可能性を警戒したというよりも、日朝関係に対する日本政府の発言や民間の行き過ぎた行動が、日韓関係にもたらす悪影響を懸念したものと見えよう。

⁶⁷ Political Report from Minister Yong Shik Kim to Office of the President, February 25, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-084.

⁶⁸ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, March 31, 1955, Rhee Papers, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-027.

⁶⁹ A report from Tai Ha Yiu, "Meeting with Lamb," June 1, 1955, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-322-139.

⁷⁰ 「日本メディア、鳩山首相の『二つの朝鮮』政策に関する内容報道」(1955年6月9日)、国史編纂委員会編『韓日会談関係米国務部文書2(1952-1955) - 駐韓・駐日アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2007年) 562頁。以下からは日本語表記に従って『国務省文書2』と略す。

いずれにせよ、韓国の反発を受けて、日朝関係に対する鳩山の言動も変化の兆しを見せることとなった。鳩山は、北朝鮮との民間交流を抑えつつ、韓国との国交正常化を優先する姿勢を示すようになった。

しかしながら、韓国は日本の共産圏外交に対する強硬姿勢を崩さなかった。鳩山政権が依然として対中、対ソ関係改善を図っていることに対し、韓国の不信感は強まるのみであった。7月1日、柳泰夏は、中川融アジア局長との会談で、鳩山政権の中ソ接近と北朝鮮問題に関する発言のため、韓国の対日認識が日増しに悪化していると主張した。中川が、韓国との国交樹立に悪影響を与える限り北朝鮮との交渉は行わない方針を強調し、会談の再開を求めたのに対し、柳泰夏は、鳩山への不信感を示すのみであった⁷¹。日韓国交会談が再開されなかった背景には、請求権交渉の膠着だけではなく、鳩山政権の共産圏外交に対する韓国の不信感と強硬姿勢があったのである。

李承晩自身は、日本が徐々にアメリカとの提携から離れていくのではないかとの不安を募らせていた。李承晩は、金溶植に宛てた書簡で、アメリカは多額の援助を与えることによって、日本を西側陣営に繋ぎ止めようとしているが、日本はソ連、中国、北朝鮮の方へ傾斜しつつあるとし、日本を西側陣営の一員として見なすことについて疑問を示した。そして、日本の共産圏外交が反共を国是とする韓国の外交的孤立をもたらすと指摘し、日本が相変わらず攻撃的意図を持っていると述べた。こうした韓国の不信は、日韓会談にも影響を及ぼした。李承晩は、日本が逆請求権を放棄して韓国の様々な要求を受け入れても、共産圏諸国と交渉を続けている限り日本は信頼できないと述べた⁷²。

日本の共産圏外交に対する韓国の不信感は、日韓の経済関係にも及んでいた。李承晩が韓国の復興事業における日本の関与に反対し続けたことには、単に経済自立という新生独立国家のナショナリズムのみならず、依存の相手である日本が、「容共」姿勢を採っていると見られたことも彼の考えには強く作用していた。「アメリカ人たちは日本が信頼できる同盟国になる時期が来ると信じているのでしょうか。すでに日本は、ソ連、中国、北朝鮮と関係を結ぶ姿勢を見せているのではありませんか」という李承晩

71 「柳参事官と会談の件〔韓国内の日本政府不信、対北朝鮮貿易、抑留者相互釈放問題、沈没漁船補償問題、韓国米買付他〕」（1955年7月1日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期（1953年—1961年）、第1巻（代表問対話）』（現代史料出版、2012年）38頁。以下『資料第2期第1巻』と略す。

72 Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, July 26, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-307-105.

の問いかけからも分かるように、経済的に相互依存するには、東西対立の中での日本の態度が疑わしく思われたのである⁷³。

(4) 日韓間の批判応酬と対立の激化

対共産圏政策をめぐり激しさを増していた日韓対立は、李ライン問題に波及した。発端は、日本政府高官の強硬な発言であった。8月25日、砂田重政防衛庁長官は、横須賀の海上自衛隊の基地で、李ライン問題のひとつの原因は日本の軍事力の弱化であり、「力には力で対抗すべき」と述べた⁷⁴。砂田の発言の意図は定かではないが、閣僚の過激な発言に、韓国から非難が相次いだ。李承晩は、アメリカ人の新聞記者とのインタビューにおいて砂田の発言を取り上げ、日本が韓国に軍事的脅威を与えていると応酬した⁷⁵。

非難の応酬の中で、李ラインをめぐる緊張は一層高まった。11月17日、韓国の連合参謀本部が李ラインを侵犯する日本漁船に対する発砲警告の声明を出した。声明において連合参謀本部は、日本がアメリカの支援を受けつつも共産中国、ソ連、北朝鮮との関係を深めていることに深い遺憾の意を表明し、そのような動きは韓国への再侵入を企んでいることを示すものであると主張した。その上で、韓国の水域を保護し、西側陣営を守るために、日本漁船と警備船が李ラインを侵犯する場合には、発砲し、必要に応じて沈没させるとの方針を明らかにした⁷⁶。

韓国軍による発砲声明の背景には、日本と共産圏との交流に対する不信、そして、砂田の強硬発言に対する反発があった。韓国の孫元一国防長官は、レムニツァー (Lyman

⁷³ Letter From President Rhee to the Assistant Secretary of State for Eastern Affairs (Robertson), August 1, 1955, no. 68, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 2*, p. 131.

⁷⁴ 「日本の防衛庁長官、李承晩ライン問題は日本の軍事力弱化に起因すると主張」(1955年9月1日)『国務省文書2』612頁。

⁷⁵ 「李大統領に関するモニター紙報道記事(情報三三七九号)」(1955年10月7日)、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期(1953年-1961年)、第2巻(米国仲介・台湾等仲介)』(現代史料出版、2012年)144頁。以下『資料第2期第2巻』と略す。

⁷⁶ “A blunt warning that the Peace Line will be enforced, by gunfire if necessary, was issued today following a Joint Chiefs of Staff Conference,” November 17, 1955, 大韓民国外務部外交文書登録番号460『中共及び日本漁船の平和線侵犯、1955-1959』、1503-1504頁。

L. Lemnitzer) 極東軍兼国連軍司令官に宛てた書簡で、李ラインは日本の態度が変化するまで、日韓の衝突を防止するための唯一の方法であると主張し、11月17日の声明に対する韓国軍部の立場を説明した。孫元一は日本と共産圏諸国との接触拡大について、日本が共産主義陣営との提携を望んでいることを示す明白な証拠であるとした上で、砂田の発言がそれを裏付けると述べた。孫元一の言葉を借りれば、日本の対共産圏接触と砂田発言を受けて、韓国軍は「相変わらず、日本は侵略的であり、軍事力と状況が許せば韓国を再支配しようとする」と確信した⁷⁷。

つまり、韓国軍部は李ラインを「容共」日本に対する安全の手段として位置付けたのであった。アメリカは、こうした韓国軍の反日反共政策を座視しなかった。「アメリカが支援した武器でアメリカの同盟国が攻撃を受ける事態が起こらない」ように、韓国軍部に対するアメリカの働きかけが始まった⁷⁸。日本内で対韓経済断交や海上警備隊による報復や李ラインの強行突破を求める声が上がる中、李亨根連合参謀本部議長が、李ライン守護のために空軍力も行使する旨を表明するなど、危機感は日増しに高まった⁷⁹。

好戦的な声明に、日本は衝撃を受けていた。韓国軍部の声明を深刻に受け止めた日本外務省は、韓国の意図把握と情報収集に取り組んだ。門脇季光外務次官は、金溶植との会談において、日本政府の立場について、次の三点を取り上げた。(1) 韓国の連合参謀本部による声明は国際規範に反し、国際平和に対する脅威であるため、日本政府は深刻に憂慮していること、(2) 同声明が韓国政府の確立した政策であり、そのまま実行するのであれば、その結果発生する事態のすべて責任は韓国側にあること、(3) 日本政府は同声明が韓国政府の公式的な立場であるのか、実際に実行するのかについて、説明を求めることである。門脇は、「公海で武装もしない船に砲撃するのは如何なるものか」と厳しく批判したのに対し、金溶植は、李ラインを固執すると応酬するなど、会談では緊張感が漂った⁸⁰。

12月1日、李承晩は、金溶植宛の書簡で、日本政府が軍事力で漁船を保護すると宣

⁷⁷ 「孫元一国防長官、平和線に対する歴史的起源と必要性力説」(1955年12月12日)『国務省文書2』672-673頁。

⁷⁸ 「韓国連合参謀本部の発砲警告声明に対するアメリカの非公式的抗議の伝達指示」(1955年11月21日)『国務省文書2』629頁。

⁷⁹ 「韓国連合参謀本部議長の李亨根将軍、李承晩ライン守護のために空軍力使用も考慮」(1955年11月30日)『国務省文書2』639-640頁。

⁸⁰ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, November 24, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-308-044.

言したため、合同参謀本部は、李ラインを守護するために、警告声明を出したと述べた。続いて、日本が経済や漁業利益のため、ソ連、中国、北朝鮮に接近していると指摘した上で、韓国が西側陣営の防衛のために闘争を繰り広げている間に、日本は韓国の敵国と提携を試みているとし、日本の共産圏外交を批判した⁸¹。

危機の最中で、日韓の外交当局者間で水面下の接触が行われた。12月7日、柳泰夏は中川との極秘会談において、今回の事態をめぐる韓国内の動向について重要な情報を提供した。柳泰夏は、発砲声明について、韓国の連合参謀本部が砂田長官の武力対応発言に対抗するために発したものであるとし、公にはできないものの、李承晩は声明を事前に知らされなかったと伝えた。さらに、空軍力使用の表明については、日本の漁船団が李ラインを強行突破するとの記事が出たことに対応するものであると説明した。このように、柳泰夏は、砲撃声明および武力対応の発言は軍部が「売言葉に買言葉」で発したものであり、韓国政府の本意ではない旨を説明しつつ、日本の武装艦船で漁船を保護しない限り、韓国側も砲撃の措置を取る考えはないとし、日本側も対応を自制するよう説得した⁸²。

一方、韓国軍に対するアメリカの説得工作も功を奏していた。駐韓米大使館は、強硬派の主張が目につくものの、多数の韓国軍幹部は軍事的冒険がアメリカの政策と相反するものであることを承知しており、米軍が韓国軍の協力を得ることに成功していると本省に報告した⁸³。日本政府もアメリカを通じて事態に関する情報を聴取し、韓国軍の動向をある程度把握していた。井口は、重光葵外務大臣宛の電文で、アメリカは発砲声明で事態が本質的に悪化したとは考えず、従前の態度が継続していると判断していると伝えた。また、声明そのものが李承晩の決裁を得たものであるか疑わしく、韓国海軍には出動する意向はなく、装備も整ってないと付け加えている⁸⁴。

以上の経過から今回の危機は、予期せぬ側面が多かったと見て取れる。柳泰夏の情報や井口の電報は、韓国軍の声明は李承晩の統制を離れた韓国軍部による単独行動であり、李承晩は、それを追認したことを強く示唆している。また、韓国軍の声明に対する日本

⁸¹ Correspondence from Mr. President to Yong Shik Kim, December 1, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-308-039.

⁸² 「柳参事官との会談の件〔韓国の砲撃声明、日本漁船の武装出魚他〕」（1955年12月7日）『資料第2期第1巻』75-76頁。

⁸³ 『国務省文書2』640頁。

⁸⁴ 「日韓問題の件（第一六四三号）」（1955年12月12日）『資料第2期第2巻』155-156頁。

政府の対応から判断すると、砂田発言も日本政府の本意を表すものではなく、個人の突出した発言であった⁸⁵。つまり、軍部同士の激しい非難応酬が通常の紛争を両国政府の意図を越えたレベルにまで悪化させたのである。

第3節 東アジア冷戦における「日本問題」と李承晩政権の対日外交

(1) 二つの中国と李承晩政権の反日外交

日本の共産圏外交に対する李承晩政権の不信感は、アメリカだけではなく他の西側陣営の諸外国との関係にも影響を及ぼした。その代表的な例が、中華民国との関係である。

それまで韓国と中華民国は、反共を媒介とした提携関係であったにも関わらず、対日政策に関しては一致点を見出せなかった。韓国が歴史問題を取り挙げて日本を批判し、地域安保構想から日本を排除しようとしてきた反面、中華民国は対日賠償を放棄して平和条約を早期に締結し、地域安保構想への日本の参加を呼び掛けるなど、対日友好路線を採っていた。金溶植の言葉を借りると、「蔣総統にとっては失われた大陸が問題であったが、李大統領にとっては日本軍国主義の復活が問題であった」のである⁸⁶。対日路線の相違は、日本の再軍備に対する認識の差をもたらした。金溶植は、李承晩宛の書簡で、中華民国は日本の軍事的増強を歓迎しているとし、日本再軍備問題の重要性を過少評価していると述べた⁸⁷。

韓国と中華民国は、東アジア冷戦情勢の中で、反共を媒介とした提携関係であり、国家が分断され、共産政権と正統性を競い合う立場を共有していた。そうした両者にとって、日本の共産圏外交も共通の課題として浮上した。

1954年8月25日、金溶植と董頭光駐日中華民国大使の間で、日本をめぐる二つの争点に関して議論が行われた。まず董頭光は、日本の再軍備が周辺諸国に脅威にはならないと主張した。日本経済の現状からすれば、日本が他国の脅威になるほどの軍備を持つのは至難であると考えたからであった。日本の貿易収支が悪化しており、経済的にも

⁸⁵ 12月6日、日本政府は内閣方針として日韓問題はアメリカの協力を得ながら平和的に解決することを決定し、鳩山は10日の参議院予算委員会で、同方針を表明した。

⁸⁶ 金溶植『希望と挑戦—金溶植外交回顧録』（ソウル：東亜日報社、1987年）206頁。

⁸⁷ Correspondence from Yong Shik Kim to President, March 18, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-053.

様々な困難に直面している中で、日本の防衛予算はさほど膨大にならず、従って再軍備も制限されるはずである。董顕光によれば、今後 50 年以内に日本が軍事的に再浮上することは不可能であり、アメリカが日本に軍を駐屯している限り、日本の再軍備はゆっくりと進むということであった。それに対し、金溶植は、日本経済は低迷しているが、再軍備が進む限り、日本が攻撃性を剥き出す危険性が増すと反駁し、韓国の歴史的経験から日本の軍事力が集団安保体制で利用されることに反対する旨を明らかにした⁸⁸。

両者は、共産圏外交に関しても意見の相違を見せた。董顕光は、実際に日中間で貿易関係が結ばれる可能性は極めて低いとし、日本が対中貿易に関心を示すのは、アメリカからより多くの援助を引き出すための交渉術にすぎないと論じた。金溶植は、董顕光の議論に納得しながらも、警戒心を緩めなかった。関西経済界の一部は、日中貿易関係の開始を支持するなど、日本国内で日中貿易の必要性を主張する動きが存在するからであった⁸⁹。

金溶植・董顕光会談の報告を受けた李承晩は、中華民国の対日政策に対する不満をこぼした。8月31日、李承晩は、金溶植宛の書簡で、対日関係において、中華民国が韓国側を支持しないのであれば、中華民国を韓国の同盟国と見なすことはできないと述べた⁹⁰。

このように、韓国と中華民国は、日本の再軍備のみならず、共産圏外交に関しても認識の相違を見せていた。しかし、後者に関して、変化の兆しが表れた。中国は対日平和攻勢の一環として日本人引き上げや戦争捕虜問題を取り上げて、日本に対する友好姿勢を示していた。その結果、中国赤十字代表団の来日が決まるなど、日中間の交流が始まりつつあった。駐日韓国代表部は、こうした日中間の動きが日華関係に及ぼす影響に注目していた。金溶植は、李承晩宛の政治レポートで、中国の対日平和攻勢が強まるにつれ、日本と中華民国との間でさらなる論争が起きると論じた上で、吉田政権は共産中国を承認しないと思われるが、日本政府の対応を見極める必要があると主張した⁹¹。

⁸⁸ Correspondence from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, August 26, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-303-060.

⁸⁹ Ibid.

⁹⁰ Response from President to Yong Shik Kim, August 31, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南-303-048.

⁹¹ Correspondence from Yong Shik Kim to Office of President, "Political Report", October 29, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南-304-120.

10月29日、董頭光は、金溶植との会談で、中国赤十字代表団の来日に対して、懸念を示した。董頭光は、日本の軍事的に再浮上について、日本における共産主義の影響力拡大ほどの脅威ではないと述べるなど、認識の相違は残っていた⁹²。しかし、日本に対する共産中国の平和攻勢が積極性を増す中で、韓国と中華民国は、日本の共産圏外交に対する警戒心を共有しつつあったのである。

金溶植、董頭光の関係は、日本と中国との関係に関して情報協力を行う水準まで発展した。12月3日、金溶植は中国赤十字団の日本活動記録を李承晩に渡した。金溶植によれば、その報告書は董頭光から入手したものであり、董頭光はこの情報が韓国にも役に立つと考えて渡したという。報告書では、中国赤十字代表団が来日期間中に接触した民間人や国会議員のリストが整理されていた。また、対日平和攻勢の一環として社会党や日本財界人と共に日中貿易を議論し、共同メッセージを発信したことなどが記録されていた。金溶植は、報告書を読んだ観想について、中国は今回の訪日を巧みに利用したと論じた⁹³。

こうした両者間の協力関係は鳩山政権の成立後にも続いた。董頭光は、鳩山政権が中国と関係改善を図ろうとすることについて、重光に憂慮を表明し、説明を求めたことを金溶植に伝えている⁹⁴。金溶植は、鳩山政権が中国との関係改善に取り組み、日中民間交流が拡大することを背景に、中華民国が対日友好路線から対日強硬路線に転換するのではないかと期待感を抱いた⁹⁵。

しかし、韓国の期待とは裏腹に、日本に対する中華民国の友好路線に決定的な変化は起こらなかったようである。1956年1月26日、李承晩と王東原駐韓中華民国大使との会談が行われ、対日関係が中心的に議論された。李承晩は、同会談の中で、日本の対韓請求権主張のみならず、日本の共産圏外交も問題点として指摘した。そして、ソ連、中

⁹² Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, October 29, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-304-109. ちなみに、金溶植は、日本における共産主義の影響力拡大よりも日本の軍事的再浮上が至急な問題であると判断していた。

⁹³ Correspondence from Yong Shik Kim to Mr. President, December 3, 1954, in Ibid., PDF 零南 B-304-064. 報告書は“A Record of the Activities of Li Teh-Chuan and Her Retuine in Japan,” Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-304-065.

⁹⁴ Correspondence from Minister Yong Shik Kim, January, 21, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-305-127.

⁹⁵ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to the President, December 22, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-308-009.

国、北朝鮮と交渉を続けている日本を西側陣営の一員として見做すことへの疑問を示し、中華民国も韓国と同じく対日強硬姿勢をとるよう促した。王東原が韓国との同盟関係締結の可能性を持ちかけたことに対し、李承晩は中華民国の対日友好姿勢を問題視し、そうした姿勢を修正しない限り、同盟は結べないと応えた⁹⁶。

李承晩の説得に対して王東原が主張したのは、中国と中華民国の間で日本の立場が不確実であるため、対日友好政策を採らざるを得ないということであった。韓国は中華民国の対日路線に不満を抱いているが、中華民国が日本に強硬策を取ったら、日本は中国との関係を深めるかもしれないと主張し、韓国の理解を求めた⁹⁷。日華平和条約が締結されてはいたが、中華民国の観点から見れば、日本は中国と中華民国の間で未だに明確な立場をとっていないように見えた。中国が対日平和攻勢をしかけて民間交流が拡大される中で、中華民国は日本が中国を承認する可能性を懸念し、日本との友好関係を維持することによって、西側陣営の方に取り込もうとしたのである⁹⁸。

中華民国を対象とする韓国の反日外交の目的には、日韓会談の懸案に関する支持を確保することによって、対日交渉力を高めることもあった。しかし、同時に、「二つの中国問題」に対する日本の意図への警戒感も強かった。韓国は、対日平和攻勢をしかける中国と貿易及び民間交流を積み上げていく日本に不信感を強めていた。韓国は、日中間の交流拡大を、両者が政府間の直接対話以外の形での接触を通じて、国交正常化の土台を作ろうとする動きであると考えた。駐日韓国代表部の3月17日付「共産中国と日本との関係に関するレポート」は、日本の意図について、アメリカと中華民国との関係による制約を受けながらも、中国との実質的關係を積み上げていくことであるとし、対中民間交流について、日本政府及び外務省が非公式的にその後ろ建てとなっている可能性を指摘している⁹⁹。

⁹⁶ Summary Record of Conversation between His Excellency President Rhee and Ambassador Wang of China, January 28, 1957, Rhee Papers, The Ministry of Foreign Affairs, PDF 零南 B-073-097.

⁹⁷ Ibid.

⁹⁸ 王恩美「アジア民族反共連盟の主導件をめぐる韓国と中華民国の葛藤と対立（1953—1956）」192頁

⁹⁹ Correspondence from Minister Yong Shik Kim to Office of the President, “Report on Japan’s Relations with Red China,” March 17, 1956, 大韓国外務部外交文書登録番号 99『第4次韓・日会談予備交渉、1956—58. (V.1 景武臺と駐日代表部間の交換公文、1956—1957)』1485—1487頁。

(2) 日ソ国交正常化に対する韓国の懸念と対応

1956年3月、ダレスはSEATO会議の帰途、日本と韓国を訪問した。3月19日、鳩山とダレスの会談が行われた。日米関係における様々な懸案が取り上げられる中で、両者の間では日韓関係も議論された。鳩山が、対韓関係の改善の意思を明らかにし、両国間の問題解決のためのアメリカの建設的な関与を求めると、ダレスは日韓問題の性格は一時的であると答えた。ダレスによれば、現在の困難な状況は、主に李承晩の極端な対日認識が原因であり、韓国で新しい政権が樹立されれば問題は解決されるということであった。それに対し、鳩山は、忍耐強く努力を続けているが、漁業問題を中心に国内で不満が高まり、問題がますます感情的になっているとし、日韓関係の難しさを披歴した¹⁰⁰。この会談は、日米の政策当局者は、李承晩個人の非合理的かつ感情的な対日認識が日韓会談の再開と妥結を妨げていると考えていたことを物語っている。

ダレスにとって、訪日直前の李承晩との会談は、李承晩の対日認識を再度実感する場であった。両者は、日本問題に対する意見の相違をぶつけ合うばかりであった。李承晩は、強力となった日本は、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろアメリカから自立的に行動し、共産圏へ接近するとの自らの考えを捨てなかった。李承晩は、オリバー宛ての書簡の中で、ダレスが「我々が日本を再建させないと、日本を失い、日本はソ連側に迎合するであろう」とし、アメリカの対日政策に理解を求めたことに対し、「日本がアメリカに反してソ連側に迎合すれば、誰がそれを止めさせるのか」と言い返したら、ダレスは何も答えなかったと回顧した¹⁰¹。

日ソ関係に目を向けると、4月29日に日ソ漁業交渉が始まり、5月14日に発表された日ソ共同声明には、7月31日まで国交交渉を開催することが謳われた。日ソが国交樹立に向かって行く中で、韓国は、日ソ関係が改善すると日中間の交流拡大にも道が開かれると考えた。さらに、日中間の交流拡大は、北朝鮮による日本への働きかけを促進しかねなかった。金溶植が指摘した通り、日本国内では中国の大連港を通した北朝鮮との間接貿易が議論されていたからであった¹⁰²。

¹⁰⁰ Memorandum of a Conversation, "General Discussion," March 19, 1956, no. 71, *FRUS, 1955-1957, Vol. 23, Part 1*, pp.165-166.

¹⁰¹ 申旭熙『順応と抵抗を越えて』58-59頁。

¹⁰² Correspondence No. 25 from Minister Yong Shik Kim to the President, July 27, 1956,

日ソ国交回復をめぐる日本の国内情勢も、韓国の不安感を募らせた要因であった。吉田は重光に書簡を寄せ、ソ連との性急な交渉妥結は日本に対する西側諸国の信頼に悪影響を与えると主張した。吉田派は鳩山政権がアメリカに対して曖昧な姿勢を取ることに批判の声を挙げていた。しかし、このような抵抗にも関わらず、鳩山はソ連との交渉を推し進めていた。こうした情勢は、韓国の観点では日本国内で対米協調路線を主張する政治勢力が徐々に影響力を失っていくかのように見えた¹⁰³。

鳩山のソ連訪問によって日ソ国交回復が時間の問題になるにつれ、韓国の警戒心はさらに強まった。駐日韓国代表部は、鳩山の意図について、日本を東西の架橋役として位置付け、ソ連の同意を得て国連に介入することによって、国際的な地位を高めようとしていると考えていた。こうした警戒心は、日本の対米離脱を目的とする共産圏の平和攻勢への警戒心と軌を一にしていた。駐日韓国代表部は、日ソ交渉をめぐる共産圏の反応について、中国は日ソ国交回復を日中関係拡大の機会として捉えていると分析していた。駐日韓国代表部は、日ソ国交回復以後の展望として、(1) 駐日ソ連大使館が日本内の共産主義運動を鼓舞させる恐れ、(2) 日ソ間の国交回復による日米関係の悪化、(3) 日本が事実上中国を承認する可能性、(4) 国連介入による日本の国際的地位の向上、を挙げた¹⁰⁴。

10月19日、日ソ共同宣言が発表され、日本とソ連は暫定協定として戦争状態の終結や大使の交換、日本の国連加盟に対する支持などについて合意した。駐日韓国代表部から見て、日本外交は大きな岐路に立たされているかのように考えられた。金溶植が作成した「日本外交の未来展望」と題する文書は、日ソ共同声明について「戦後日本外交の転換点である」と意義付けた¹⁰⁵。

続いて、同文書は、戦後日本の外交について、吉田政権は対米協調を基本軸として共産圏への接近を慎んできたとし、アメリカの再軍備要求に消極的な姿勢を保ちつつ、経済再建に集中したと指摘した。その上で、鳩山政権下での日本外交について、日本は東南アジア及び第三世界への経済的進出を図りつつ、輸出拡大のためにソ連との経済的結

Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-311-046.

¹⁰³ Ibid.

¹⁰⁴ Correspondence No. 60 from Yong Shik Kim to the President, October 4, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-312-040.

¹⁰⁵ Document, “Future Outlook on Japan’s Diplomacy,” November 21, 1956, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-313-067.

び付きを強化しており、これを再軍備に向けての最初の段階であると考えていると論じた。このように、日本の経済進出、再軍備に対する不信感に満ちた分析を行った上で、同文書は日本外交の将来像について次のような展望を述べている¹⁰⁶。

日本はこれらの目標を慎重に進めつつ、表面的には対米協調を維持しながらも、新たな友好関係に突入したばかりのソ連との対立を避けようとするであろう。この意味で、将来的には日本の中立的な立場はより明らかとなり、こうした状況は日韓問題の解決をより難しくするであろう。

こうして韓国は、将来において、日本がアメリカとの提携から離れて中立主義の路線を歩いていく危険性を認識した。12月10日、李承晩は、シカゴ・トリビューンとのインタビューの中で、アメリカが日本の国力増強を進めることについて、「日本が再度、豊かで強くとなった時期、ソ連と中国側に合流し、アメリカの政策に密かに或いは公然と抵抗したら、誰が日本を止めさせるのか」とし、「なぜ、アメリカは、日本と共産主義諸国との関係改善を許容したのか。なぜ、アメリカと同盟国の費用で共産国家に友好的な国家を増強させるのか」と批判した¹⁰⁷。

韓国は、日本の中立化という戦後日本の外交路線に対する最悪のシナリオの下で、反日外交に取り組んでいた。11月14日、中華民国の葉公超外交部長は、堀内謙介駐中華民国日本大使との会談で、李承晩は日本の国連加入を阻止しようとしていると伝えた。葉公超によれば、李承晩の行動は日本に対する深刻な疑惑に基づいており、彼は日ソ国交後、日本は必ず中立主義の方向に向かっていくと確信しているのであった¹⁰⁸。

しかし、こうした韓国の反日外交は、成果を挙げることはなかった。日本の中立化シナリオに備えて、日本の国力増強に反対し、経済、安保構想から日本を排除し続ける李承晩政権の対日政策は、駐韓米大使館が論じたように、アメリカには李承晩の感情的な

¹⁰⁶ Ibid.

¹⁰⁷ Telegram from Embassy, Seoul to the Department of State, Washington, December 17, 1956, “President Rhee’s Interview with Chicago Tribune Correspondent December 10: Views of United States Aid; Disaffection in North Korea,” 国史編纂委員会編『1950年代韓国経済関連アメリカ文書』（ソウル：国史編纂委員会、2011年）457頁。

¹⁰⁸ 「日華韓三国関係に関する葉外交部長の内話に関する件（合秘一二二六号）」（1956年11月14日）『資料第2期第2巻』233-234頁。

アプローチとしか映らず、日韓協力の利益を認知している日本人に困難をもたらしていた¹⁰⁹。外務省では、近い将来において李承晩は日韓関係を妥結する意思がないとし、日韓会談に対する懐疑論が広がりつつあった¹¹⁰。葉公超は、堀内謙介との会談で、中華民国は反共協力の側面で韓国と友好関係を保つべきではあるが、日本とも親密な関係を保つ立場であり、それを韓国側によく認識させると述べた¹¹¹。

小結

本章の考察を要約すると次の通りである。第一に、アメリカと李承晩政権は、日本が共産主義陣営へ接近する可能性に対して相反する見解を持っていたため、意見対立を繰り返した。アメリカは、日本が共産圏へ接近することを防ぐために、西側陣営内での日本の経済再建を働きかけた。それに対し、韓国は、共産圏に対する日本の友好的な姿勢を受けて、アメリカの支援により強力となった日本は、アメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろより自立的に行動し、アメリカから離れていくと考え、日本の国力増強に疑問を呈した。韓国は、日本を共産主義陣営へ向かわせないためには、日本が共産党を非合法化し、実際日本が共産主義陣営に接近する場合には、アメリカが対日援助を中止しなければならぬと主張した。

第二に、李承晩政権は、鳩山政権の共産圏外交や日本の対共産圏民間貿易が対米自立の性格を帯びていることへ警戒心を強めた。韓国は、日本がソ連と国交を正常化し、日中、日朝間の民間貿易が拡大していくにつれ、日本はますますアメリカから離れ、将来的には中立主義の方向に向かっていくと予想した。日本の共産圏外交に対する警戒心が強まっていく中で、韓国軍部が発した砲撃声明は、日本政府高官の武力対応論への反応であると同時に、日本と共産圏との民間交流に対する警戒心の表れでもあった。それは、日本人に脅威感を与え、対立は両国政府の意図を越えて悪化した。

第三に、日本中立主義のシナリオに備えた李承晩政権の反日外交は、日韓関係を一層停滞させると同時に、韓国の外交的孤立をもたらした。李承晩は、日ソ国交後、日本は

¹⁰⁹ 『1950年代韓国経済関連アメリカ文書』457頁。

¹¹⁰ 「南北朝鮮と日本の関係に対する日本外務省の韓国担当職員の論評」（1956年12月11日）、国史編纂委員会編『韓日会談関係米国務部文書4（1956-1958）-駐日アメリカ大使館文書綴じ』（ソウル：国史編纂委員会、2008年）114頁。

¹¹¹ 『資料第2期第2巻』234頁。

必ず中立主義の方向に向かっていくと確信するに至った。日本の中立化という戦後日本の外交路線に対する最悪のシナリオの下で、韓国は日本の国力増強に反対し、経済、安保構想から日本を排除し続けた。しかし、李承晩の対日政策はアメリカ及び中華民国の支持を得ることができなかった。

第4章 日韓会談の再開と岸信介

鳩山一郎首相は、日ソ国交正常化を花道に政界を引退し、1956年12月、石橋湛山が首相に就任した。外相には、岸信介が就任した。しかし、石橋は持病のため二か月で突如退任し、それを受けて1957年2月、岸が首相に就任した。岸は、就任当初から久保田発言を撤回し、対韓請求権を放棄する旨を明らかにするなど、日韓関係の改善に積極的な姿勢を見せた。また、日本国内では、日韓関係の改善に関心を示す日本民間人の活動が活発になりつつあった。こうした日本の動きと呼応して、李承晩政権も対日交渉に取り組んだ。予備交渉の末、1957年12月31日、日本と韓国は正式会談の再開に同意した。本稿の目的は、こうした日韓会談再開の過程を政府間の公式交渉のみならず、舞台裏接触も含めて考察することである。

従来の日韓会談研究では、日韓会談の再開要因として岸の前向きな対韓政策を強調する。岸は、久保田発言を撤回し、対韓請求権を放棄する旨明らかにした。日本政府の従来の方針は、対韓請求権を主張することによって、韓国の対日請求権を相殺することであったが、岸がリーダーシップを発揮して政策の転換に踏み切ったと論じる¹。

しかし、この研究は、岸による対韓請求権の放棄が日韓による「USメモランダム」の相互受容を前提としていたことについては、あまり論じていない。「USメモランダム」とは、対日講和条約4条(a)、(b)項に対するアメリカ政府の見解を整理した外交文書を指す。それは、日韓それぞれの要請により、52年と56年の2回にかけて表明された。その文書の要点は、対日講和条約4条(b)項に依拠して在韓日本人財産に対する日本のすべての権利は消滅したが、韓国の対日請求権は、在韓日本人財産の取得によってある程度充足されたということであった。つまり、「USメモランダム」の相互受容を前提として日韓会談が再開された場合、日本の対韓請求権は認められないが、韓国の対日請求権は、在韓日本人財産を取得したことによって、その金額が減額され、交渉如何によっては実質的な効力が無力化される可能性があった²。

¹ 李元徳『韓日過去史処理の原点』(ソウル:ソウル大学出版部、1996年)90-100頁。吉澤文寿『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって』(クレイン、2015年)75-86頁。高崎宗司『検証日韓会談』(岩波新書、1996年)77-81頁。張博珍『植民地関係精算はなぜ成し遂げられなかったのか—韓国日会談という逆説』(ソウル:ノンヒョン、2009年)336頁。

² ちなみに、この文書は、「米国解釈」や「米国見解」、「アメリカ解釈」、「52年米覚書」、「57年米覚書」など、研究ごとに呼称が様々である。日本外務省では、主に米国の解釈と呼ば

近年の研究は、「US メモランダム」をめぐる日韓交渉に重きを置いたものもある。それらは、日本は、「US メモランダム」をもって韓国の対日請求権の減殺可能性を残そうとしたのに対し、韓国がそれに抵抗したことを論じている³。しかし、それらの研究は、韓国が「US メモランダム」を受け入れれば、対日請求権の実質的な効力が無力化される可能性があったにも関わらず、会談再開に同意した理由について、明らかにしていない。

岸政権期の日韓関係を理解するにあたって、日本の親韓派の存在を無視することはできない。冷戦期における日韓間の人脈に注目する研究では、岸政権期における親韓派の活動を、岸と朴正熙大統領を中心とする「満州人脈」外交の前史として位置付ける⁴。また、非正式接触者の概念を適用して矢次一夫の活動を分析した研究や自民党親台派との関連で分析する研究もある⁵。しかし、これらの研究では岸政権期における親韓派の活動に対する考察が十分ではない。人脈関係形成の分析に留まっており、具体的な活動内容の詳細は、必ずしも明らかにしていない⁶。

李承晩政権は、日本の対韓請求権主張を踏まえて、日本が韓国に対して攻撃的意図を抱いていると不信感を強めていた。また、鳩山政権の共産圏外交を踏まえて、将来にお

れた。「US メモランダム」という呼称は、主に韓国で利用された。本稿では、主に韓国側の資料を利用するため、その呼称を利用する。ただし、参考文献の題目や資料集の文書題目は原本の表記によっては、アメリカ解釈や米国解釈と表記する場合もある。

³ 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』—会談『空白期』を中心にして」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美『歴史としての日韓国交正常化 I—東アジア冷戦編』（法政大学出版局、2011年）。金恩貞「日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程—初期対韓政策の変容と連続、1953—1957年」『神戸法学雑誌』第64巻3・4号（2015年3月）。張博珍『未完の清算—韓日会談請求権交渉の細部課程』（ソウル：歴史空間、2014年）468—486頁。

⁴ 朴鎮希「韓日国交樹立過程における『韓日人脈』の形成と役割」『歴史問題研究』第9号、2002年。安昭榮「韓日関係と『非正式接触者』—国交正常化成立の前後から1970年代の前半まで」『韓国外交政治史論叢』第33集1号、2011年。

⁵ 山本岡史「日韓関係と矢次一夫」『国際政治』第75号（1983年10月）。非正式接触者の概念については、西原正「日本外交と非正式接触者」『国際政治』第75号（1983年10月）。池田慎太郎「自民党の『親韓派』と『親台派』—岸信介・石井光次郎・船田中を中心に」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I』。

⁶ 戸川猪佐武「日本のコリアン・ロビィ」『中央公論』第74巻8号（1959年6月）。伊藤隆「『矢次工作』が拓いた国交交渉」『This is 読売』第9巻10号（1999年1月）。姜鷺郷『駐日韓国代表部』（ソウル：東亜 PR 研究所出版部、1966年）6章。

いて日本は中立主義路線を歩むと考え、日本と国交を正常化する戦略的動機を失いつつあった。こうした李承晩政権にとって、岸や親韓派の前向きな対韓姿勢は、いかに受け止められたのか。

こうした問題意識を踏まえて、本稿では、岸や親韓派は、韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重しつつ、西側陣営の一員として日韓間の反共協力へ意欲を示したことに着目する。その上で、韓国は岸や親韓派の前向きな対韓姿勢を踏まえて、「US メモランダム」の相互受容を前提とする会談再開に同意したという議論を提示する。

第1節では、日本で日韓関係の改善に取り組む民間人グループが登場し、柳泰夏との人脈関係が形成される過程を明らかにする。石井光二郎や矢次を中心に、日本の民間有力者たちが、駐日韓国代表部の実力者である柳泰夏と交流を重ね、両者の間で意思疎通のルートが定着していく過程を描く。

第2節では、日韓会談再開をめぐる予備交渉を分析する。李承晩は、日本の対韓請求権放棄を肯定的に評価しながらも、「US メモランダム」を受容すれば、日本がそれを利用して韓国の対日請求権を削減させ、ひいてはその実質的な効力を無力化させると懸念していた。その上で、日韓は、岸の訪米前に予備交渉を妥結させるために、公式交渉のみならず、舞台裏折衝を積極的に展開していたことを明らかにする。しかし、請求権に対する韓国の追加修正要請により、再び交渉が難航した。

第3節では、難航の末、公式会談再開の同意に至るまでの課程を議論する。予備会談が膠着する中で、岸や日本の親韓派は、舞台裏の接触を通じて韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重する旨を明らかにしつつ、西側陣営への帰属意識を強調したことを明らかにする。そして、日韓関係の打開のために前向きな姿勢を示してきた岸のリーダーシップが弱まっていくにつれ、韓国は現実的な対応として公式会談の再開を真剣に考慮するようになった。その上で、韓国は会談再開の補完的措置として「US メモランダム」の拘束力から韓国の対日請求権を分離する内容の秘密メモを求めたのに対し、岸は、韓国の対日要求に誠意をもって対応する旨の親書を提案し、予備交渉の妥結を試みたことを明らかにする。

第1節 日本の親韓派の登場と岸信介

- (1) 日韓関係改善に取り組む日本の民間有力者たち－石井光次郎、矢次一夫

1956年5月24日に、日本の民間人から李承晩に訪韓の許可を問う書簡が送られてきた。書簡の作成者は、自民党の石井光次郎衆議院議員であった。石井は、書簡の中で、日韓の間に横たわっている様々な障害のために、協力関係を築いていないのは、両国にとって不幸なことであるとし、アジア反共諸国の結束のためにも自ら訪韓し、懸案問題の解決を図るとの考えを示した⁷。

石井は、第5次吉田内閣の運輸大臣や自由党の幹事長を歴任し、保守合同により自民党に合流して以来、石井派の領袖として大きな影響力を持っている政治家であった。つまり、自民党の有力政治家が正式な外交ルートを通さず、個人書簡の形で訪韓を働きかけたのである。書簡の伝達者は、金思牧という韓国人であった。石井の回顧によれば、金思牧が不意に訪ねてきて日韓関係改善のための架け橋を担う意欲を示し、李承晩宛の書簡を書いてくれるよう頼んだという⁸。

金思牧が石井に接近した背景には、自民党の緒方竹虎の存在があった。緒方は、1954年から1955年まで日本国内では保守合同、外交では日ソ交渉が注目される中で、「反ソ・反鳩山」勢力を率いていた有力政治家である。次期首相の有力候補としてアメリカからも注目されていたが、1956年1月28日に急死した⁹。金思牧は、まず緒方に接近して李承晩宛の書簡を書いてもらったが、それを渡さないうちに、緒方が死去したため、緒方派閥の後継者である石井に接近したのであった¹⁰。しかし、石井の訪韓は実現されなかった。韓国の大統領秘書室は、「まず日本の外務省とよく話してください」とし、石井の訪韓要請に冷ややかな反応を見せた¹¹。

興味深いのは、石井の訪韓計画は一国会議員の活動に留まらなかった点である。金思牧が作成した6月12日付の李承晩宛の書簡では、緒方との出会いから石井書簡の作成経緯について述べられている。石井の書簡を李承晩に渡す際に、金思牧自ら作成し、添付したと思われる。その書簡によれば、2年前に、金思牧は緒方が日本の副首相であっ

⁷ 「(発掘日韓交渉秘話) 日韓交渉秘密文書(資料) - 石井工作・矢次工作・暫定合意文書」『This is 読売』第9巻10号(1999年1月)50-51頁。

⁸ 石井光次郎『回想八十八年』(カルチャ出版、1976年)416-417頁。

⁹ 吉田則昭『緒方竹虎とCIA - アメリカ公文書が語る保守政治家の実像』(平凡社、2012年)186頁。

¹⁰ 石井『回想八十八年』416頁。

¹¹ 同上文献、417頁。

た際に、彼と接触し、次のような議論をしたという。(1) 日本は容共政策を捨て、共産中国との関係を放棄すること、(2) 韓国とアジアの反共基盤を強化するために、日本と国際共産主義との繋がりを取り締まること、(3) 北朝鮮に同調する在日朝鮮人と日本との関係を弱体化させ、活動拠点を取り締まることである¹²。

続いて金思牧は、日韓関係の改善を模索する日本有力者のグループが存在すると主張した。緒方の死去後、日本の右派政治家たちが、日韓関係に関して数回の会議を開いた。会議は、3月から5月まで19回開催され、5月24日には李承晩宛ての書簡作成を祝うセレモニーが行われた。彼らは6月中の訪韓を計画していると、金思牧は言う¹³。

それでは、こうした日本民間人は、いかなる人々であったのか。金思牧の手紙では、次のようなメンバーリストが書かれている¹⁴。

Minister of National Defense	Funada Naka
Minister of National Security	Fujii Gotaro
Minister of Communication	Murakami Isamu
Congressman	Kanda Hiroshi
Senator	Chiba Sebuo
Senator & ex-chief staff of new progressive party	Suma Yakiichi
Senator	Seo Hiroyoshi
Superior General of Liberal Democratic Party	Ishii Mitujiro
Superior general of the Japanese National Policy Institute	Yatugi Ichio

リストの一番下に、矢次一夫が載せられていることは、注目に値する。英語氏名がイチオと書かれているが、カズオの読み間違いであると思われる。

矢次は、大正末期から昭和初期の不況下で、大型労働争議の調停者として手腕を発揮

¹² Correspondence from Kim Sa Mok to President, June 12, 1956, The Syngman Rhee Presidential Papers (以下 Rhee Papers) , Minister Yu Taek Kim, PDF 雲南 B-316-021.

¹³ Ibid.

¹⁴ Ibid.

し、名声を挙げた人物である。その後、左右両派と軍部に広い人脈を形成し、国策研究所を設立してからは、学者、官僚や政治家などから多くの人材を集め、政策提言を行っていた¹⁵。

矢次は、評論家の鍋山貞親を通じて金思牧と親交を結ぶようになった。金思牧が緒方に接触し、日韓関係の打開を模索していた時期のことである。金思牧との出会いを契機に、矢次は韓国問題に関心を持つようになった¹⁶。

矢次は、中華民国訪問を契機に、日韓関係に関心を一層深めるようになった。8月13日、中華民国の実情を把握することを目的に、日本の民間親善団が中華民国を訪問した。訪問期間中には、数回の政治座談会が設けられ、そこには、蒋介石総統や政府要人も参加し、活発な意見交換を行った。その座談会では、日韓関係も取り上げられた。中華民国側は、アジア反共陣営の結束のために、日本、台湾、韓国の協力が不可欠であるとし、日韓関係改善の必要性を強調した¹⁷。矢次は、中華民国の訪問を契機に、日韓関係の改善のために民間レベルで動く必要性を実感した。帰国した矢次は、当時自民党の幹事長であった岸信介に、「よその国の人が日韓関係を心配しておる」とし、日韓関係を改善するために日本が努力すべきであるが、「政府ができないとか、やりにくいという事情があれば、それは民間がやってみようじゃないか」と述べ、岸の同意を得た¹⁸。

指摘すべきなのは、中華民国側は、日本の反共姿勢に対して批判の声を上げた点である。親善団は、あらゆる会合で、日本は共産党を非合法化しないのか、なぜ中立のコースを進もうとするのかと問いただされた¹⁹。鳩山政権下の日本が中国との関係改善を試み、日中民間交流が拡大することについて、中華民国が疑いの目を向けていたのは先述した通りである。中華民国の観点から見れば、日本は国際関係では中立であり、国内では容共であるかのように見えたのである。

親善団は、国ごとに置かれている状況が異なるため、反共のやり方も異なると反駁したが、中華民国の批判にも納得が行くようであった。親善団の一員は、ソ連、中国に接近することで、アメリカへの過度な依存を減らし、ひいてはアメリカを戸惑わせるとい

¹⁵ 「李承晩の秘書－秘密文書・重要メモ－六六－浮かび上がった『矢次参謀本部』(発掘日韓交渉秘話)」『This is 読売』第9巻10号(1999年1月)40頁。

¹⁶ 戸川「日本のコリアン・ロビイ」235-236頁。

¹⁷ 御手洗辰雄「中国と日本と」『新国策』第4巻24号(1956年9月15日)4頁。

¹⁸ 矢次一夫『わが浪人外交を語る』(東洋経済新聞社、1973年)22頁。

¹⁹ 同上文獻。

う主張が日本内で盛んに議論されているとし、中華民国の批判にも一理あると論じた²⁰。親善団のメンバーには、後に親韓派と呼ばれる人物が多く、中華民国の批判に対する親善団の反応は、親韓派の特徴を理解するにあたって、多くのことを示唆する。例えば、矢次は、日本の共産圏外交がクローズアップされる現状について、次のように語っている²¹。

今日の日本が、外国人から見ても、どちらを向こうとしているのかわからぬと疑われ、日本人自身もまた、帰路に立って混迷している所以のものは、対ソ政策、対中政策において、どうしたらよいか、わからずにいるからだと思う。その個人的信念では、強く反共主義者だと認められている人までが、日ソ復国の早期解決を叫んだり、対中共容認論者だったりしているものだから、これは反共主義者の間における混乱となり、思想と政策の分裂となって、内部的混乱は拡大深化するばかりという有様である。

矢次の観点から見れば、日本は西側陣営の一員でありながらも、外交面において方向性を迷っているかのように見えたのである。親韓派は、西側陣営へ帰属意識が高く、強い反共意識を持っている集団であった。

一方、李承晩は、共産圏に友好的な日本の姿勢を踏まえて、日本と国交を正常化する戦略的動機を失いつつあった。李承晩は、梁裕燦駐米韓国大使宛の書簡において、「我々が日本に求めるのは、日本と韓国が共に共産主義に対抗するためにも、日本が明確な反共姿勢を取ることである」とし、そうしない限り、国交正常化はできなと述べた²²。

8月19日、李承晩は、中華民国の葉公超外交部長との会談で、自分の対日認識について、過去の受難のため、日本に対して好感を持っていないが、現在では決してそうした感情に動かされて対日政策を考えているのではないと主張した。その上で、日韓会談再開の前提条件として日本が共産党を非合法化し、明確な反共姿勢を示すことを掲げた。会談を終えた葉公超は、李承晩の対日不信について、彼は現在の日本は容共及び中立主義を取っており、日本の対韓請求権は韓国に対する攻撃的意図の表れであると考えてい

²⁰ 鍋山貞親「再訪に想う」『新国策』第4巻25号（1956年9月25日）3-4頁。

²¹ 矢次一夫「帰路に立つ日本」『新国策』第4巻15号（1956年6月5日）1頁。

²² Correspondence from the President to Ambassador You Chan Yang, October 4, 1956, 大韓国外務部外交文書登録番号99『第4次韓・日会談予備交渉、1956-1958. (VI 景武台と駐日代表部間の交換公文、1956-1958)』1576頁。

ると整理した²³。

(2) 岸信介外相と日韓関係

1956年12月13日、金溶植は、李承晩宛の書簡において、日本国内外の情勢について、報告した。日本はソ連と正式な国交を結び、国連加入を果たし、国際的威信を高めている。日本経済界は、日本の国際的威信の向上が経済外交の進展をもたらすと期待している。国内に目を向けると、鳩山政権後、次期首相を選ぶ自民党総裁選挙が14日に開催される。幹事長の岸が多くの支持を確保しているが、石橋湛山や石井が合同すれば、岸の支持者を上回り、予断ができない状況である。こうした分析の上で、金溶植は、日ソ国交正常化や国連介入の契機に、日本の対外政策はアメリカに依存してきた従来の立場から変わりつつあるとし、日本はアジア・アフリカ諸国と西ヨーロッパとの架橋役を果たそうとしていると論じた²⁴。金溶植は、鳩山政権以後の日本は中立主義の路線に向かっていくと展望したのである。

自民党総選挙の結果、石橋政権が成立すると、駐日韓国代表部は、日中貿易の政治的意味合いについて、警戒心を強めた。1957年1月17日、金溶植は、李承晩宛の書簡で、石橋は、共産中国との貿易拡大を主張しており、その目的は対中貿易を拡大することによって、日本の輸出を増やすことであると報告した。そして、アメリカは日本が中国よりも東南アジアへ進出するのを望んでいる一方で、日本は対中貿易を通じて、アメリカ経済から自立することを望んでいると論じた²⁵。韓国は、石橋政権が対米依存を減らし、将来において中立主義の道を歩むと警戒していたのである²⁶。

²³ 「日韓関係に関する葉外交部長の内話に関する件（合秘九二三号）」（1956年8月25日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期（1953年－1961年）、第2巻（米国仲介・台湾等仲介）』（現代史料出版、2012年）221－224頁。

²⁴ Correspondence No. 101 from Yong Shik Kim to the President, December 13, 1956, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-313-025.

²⁵ Correspondence No. 6 from Yong Shik Kim to the Mr. President, January 17, 1957, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-314-139.

²⁶ 石橋政権に対する金溶植の不信感は、李承晩政権特有の認識ではなかったことを指摘する必要があると思われる。アメリカも、石橋について、彼独自の保守的思想は反米的であると考え、対中貿易を拡大し、できる限り中国との外交関係を確立したいと望んでいることに、警戒の念を強めていた。国務次官補のロバートソン（Walter S. Robertson）が東京

岸が日韓関係に関わり始めたのは、この時期である。1957年1月10日、金溶植と岸との会談が行われた。岸が新しい外相に就任し、日本に駐在する外交官たちと挨拶を交わす場であった。金溶植と挨拶を交わした岸は、日韓懸案問題の早期解決を望むとし、地理的かつ文化的に近いにも関わらず、懸案問題が未解決であることへ遺憾の意を示した。さらに、韓国に近い山口県出身として韓国への親近感を示した。それに対し、金溶植は、日本の対韓請求権や久保田発言のため、会談が決裂したとし、従来の韓国政府の見解を繰り返した²⁷。

金溶植の対応を皮切りに、対話の焦点は日韓の懸案問題へ移った。金溶植は、石橋が久保田発言を撤回し、請求権問題で譲歩すると発言したことを挙げ、行動に移すよう促した。岸は、従来日本政府の方針に囚われずに、久保田発言を撤回し、請求権で譲歩すると約束した²⁸。

そこで岸は、日本人漁夫の抑留問題を先決することを主張した。岸は、日本政府と世論は釜山に抑留中の日本人漁夫問題へ高い関心を示していると述べた。続いて、大村受容所に抑留中の朝鮮人と釜山に抑留中の日本人漁夫が相互釈放されれば、これ以上在日朝鮮人を抑留しないと主張した。岸によれば、抑留者問題が解決されないと、他の懸案問題が妥結されても日本の世論が納得しないはずであり、人道主義の側面からも早期に解決すべきであるということであった²⁹。

抑留者の相互釈放問題は、日韓会談の中断期に台頭したもう一つの重要問題であった。1951年11月に出入国管理令が制定された後、日本政府は不法入国者及び外交人登録令に違反した者を強制撤去者と見なして大村受容所へ送っていた。その多くは朝鮮人であった。日本政府は国際慣例を掲げ韓国への集団送還を進めた。しかし、韓国政府は戦前から日本に在留している朝鮮人は、その法的地位が未確定であり、日本在留の経緯を考

を訪問したとき、石橋は「日本が中国についてアメリカの要請に多かれ少なかれ自動的に追従してきた時代は終わった」とし、アメリカの懸念はさらに深まっていた。マイケル・シャラー（市川洋一訳）『「日米関係」とは何だったのか』（草思社、2004年）217-218頁。

²⁷ Correspondence No. 54 from Yong Shik Kim to the Mr. President, January 17, 1957, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-314-145.

²⁸ Ibid. 石橋は、首相就任数日前の記者会見で、日本の対韓請求権を放棄する旨を明らかにしていた。金東祚（林建彦訳）『韓日の和解—日韓交渉14年間の記録』（サイマル出版会、1993年）114頁。

²⁹ Ibid.

慮すべきであるという理由で受取を拒否していた³⁰。

抑留在日朝鮮人問題は、日本人漁夫の釈放問題とリンケージされることになった。1955年7月から抑留者の相互釈放をめぐる協議が行われ、1956年4月2日、金溶植と鳩山内閣の重光葵外務大臣の間で、一定の合意を得ることができた。その内容は、韓国政府が抑留日本漁民の中で、刑期終了者を釈放し、日本への不法入国者を引き取ることであった。それと同時に日本政府は、終戦前から日本に在住する朝鮮人で強制撤去処分に伏せられて大村受容所にいる者を釈放し、日本に留まるか帰国するかは、本人の自由意思に任せることであった。しかし、刑期終了者の釈放のみでは、李ラインの容認に繋がり、外国人の強制撤去や強制撤去者の受取は国際慣行であるとの理由で、日本政府内で意見対立が起り、合意は履行されなかった³¹。

石橋政権は、相互釈放交渉を進展させるために、韓国に対して積極的な姿勢を示したのであった。岸は、抑留者問題を解決してから他の問題を交渉することを提案した上で、これから朝鮮人の追加抑留を行わず、久保田発言を撤回し、請求権問題に関して日本が譲歩すると述べた。それに対し、金溶植は、日本政府内の意見対立のため、相互釈放合意の履行が頓挫したと指摘した上で、相互釈放は他の懸案問題と同時に取り扱うべきであるとし、岸の提案を断った³²。

以上のように、岸は外相時代から日韓関係に関わっていた。ところが、岸の接触範囲は、金溶植に限られていなかったようである。1957年1月12日、駐韓米大使館のジョンス (William J. Jones) 書記官が駐日韓国代表部を訪問し、金溶植や柳泰夏参事官と日本の新内閣に関について、意見交換を行った。金溶植や柳泰夏は、鳩山政権はソ連の方に重きをおいたが、石橋や岸は日韓問題とりわけ抑留者問題の解決に関心を持っていると述べた。ジョンスは、両者との対話について、次のように記録している³³。

私は金溶植との対話から彼が公開の場で岸と接触した際の情報をかき集めた。柳は秘密めき

³⁰ 吉澤『戦後日韓関係』65-66頁

³¹ 同上文献、71-75頁。

³² Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雫南 B-314-145.

³³ 「ジョンス駐韓米大使館1等書記官、日本を訪問し、駐日韓国代表部の金溶植公使と日韓交渉問題協議」(1957年1月16日)、国史編纂委員会編『韓日会談関係米国務部文書3(1956-1958) - 駐韓アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2008年) 87頁。以下からは日本語の表記に従い、『国務省文書3』と略す。

かつ陰謀めいた性格の持ち主であるが、彼は岸と「秘密場所」で接触したと言及した。

岸は、公式的な外交ルート以外に、舞台裏で柳泰夏と接触していたのである。岸は、外相時代から韓国との非公式ルートを確保していたのであった。

(3) 柳泰夏と岸・親韓派の人脈関係形成

それでは、岸と秘密裡で接触していた柳泰夏は、いかなる人物であるのか。柳泰夏の特徴といえば、李承晩夫妻に対する絶対的な忠誠心が挙げられる。柳泰夏は、李承晩が大統領になる前に居住していた梨花荘の雑務に携わっていた。その時、ファーストレディのフランチェスカ (Franziska Donner) の信任を得た。柳泰夏は、駐日韓国代表部の参事官に赴任する前に、外務部の総務課長や秘書室長、情報局長を歴任したが、外交官として経歴を積み上げることができたのは、李承晩が彼の忠誠心を高く評価したからであった³⁴。

柳泰夏の活動については、本論文でもいくつかの場面で言及してきた。その主な活動は、日本の政治家や政客たちと接触し、情報を収集することであった。1954年1月24日、李承晩は、金溶植宛の書簡で、日本にいる数名の人々に内部情報を入手するよう指示したと明かした。李承晩によれば、彼らは異なる集団に接触しながら、情報を収集しており、その目的は日本政府における多様な集団の内部事情を把握することであるという³⁵。

興味深いのは、柳泰夏の活動は金溶植の指揮命令下に置かれなかった点である。柳泰夏は、入手した情報を上司の金溶植や外務部を通さず、李承晩夫妻に直接報告していた。このように、柳泰夏の調査報告書は、通常の指揮命令体系を無視して李承晩に直接転送されるため、外務部では「ゲリラレポート」と呼ばれた³⁶。

金溶植は、柳泰夏の活動に対し、不満を抱いていた。第3章で明らかにしたように、柳泰夏は、中川融アジア局長と韓国連合参謀本部の発砲警告声明をめぐって会談を行っ

³⁴ 姜鷺郷『駐日韓国代表部』282-284頁。

³⁵ Correspondence from President to Yong Shik Kim, January 24, 1954, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-301-099.

³⁶ 金東祚『回想 80年 金東祚前外務長官回顧録－冷戦時代の我が外交』（ソウル：文化日報、2000年）92-93頁。

ていた。それに対し、金溶植は、李承晩宛の書簡において、柳泰夏が自分の許可も得ずに、中川と会談したことを問題視し、これから柳泰夏が外務省と接触する際には、自分と事前に協議するように、李承晩が念を押すことを懇願した。金溶植によれば、まるで柳泰夏が韓国政府の権限下で日本政府と直接交渉しているかのように思われるからであった³⁷。対する李承晩は、両者の対立に、懸念を示しながら、柳泰夏は日本人たちと接触する役割を担当しており、それは公使の身分ではやりにくい仕事であると述べた。また、柳泰夏は国会議員に出馬するために、韓国に帰るかもしれず、彼と一緒に仕事ができない場合には、購買業務に回し、その活動を金溶植が報告するよう指示した³⁸。こうした李承晩の発言からは、彼が金溶植による公式的な外交業務と柳泰夏による情報活動を相互補完的の関係として捉え、両者の対立を仲裁してきたことが分かる。

しかし、金溶植と柳泰夏の対立は日増しに激しくなっていた。駐韓米大使館のジョンスは、駐日米大使館のモーガン (George A. Morgan) 参事官宛の書簡において、金溶植と柳泰夏の軋轢を扱った言論報道を取り上げ、柳泰夏に対する意見を求めた。その報道によれば、金溶植は李承晩に何回も柳泰夏との付き合いに関して苦悩を示してきた。駐日韓国代表部で、金溶植の影響力はさほど強くないが、柳泰夏はファーストレディの強力な信任の下で、日本との金融取引も関与していると言われている。韓国人の間で、柳泰夏は政府が雇った悪質従業員と呼ばれている。また、李承晩からの秘密指示を受けて活動しているが、その内容を金溶植とは共有していないという³⁹。

モーガンは、柳泰夏について、怪しい噂は認知しているが、金溶植とは独自の活動し、景武台と繋がる別途のルートを持っているほど、駐日韓国代表部で非常に影響力のある人物であると主張した。大使館のラム (Richard D. Lamb) 参事官と秘密裡に数回接触してきたと言われており、日本政界で幅広い人脈を持っている彼の活動は、李承晩にとって日韓関係のみならず、日本国内政治の情報源となっている。こうした議論の上

³⁷ Correspondence from Yong Shik Kim to the Mr. President, December 15, 1957, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雲南 B-308-013.

³⁸ Correspondence from Mr. President to Yong Shik Kim, December 22, 1955, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 雲南 B 308-011.

³⁹ 「駐韓米大使館、駐日代表部の金溶植公使と柳泰夏参事官間の不和に関する韓国メディアの報道内容を駐日米大使館に伝達」(1956年10月11日)、国史編纂委員会『韓日会談関係米國務部文書4(1956-1958) - 駐日アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2008年) 93頁。以下では脚注34と同様の方針で『國務省文書4』と略す。

で、モーガンは柳泰夏と定期的に接触する必要があると主張した⁴⁰。

柳泰夏が、矢次と出会ったのは、1956年秋のことである。矢次の回顧によれば、中華民国を訪問してきて間もない時期に、上村健太郎航空幕僚長の紹介で、柳泰夏と合い、意気投合したと回顧している⁴¹。柳泰夏がいかなる経緯で石井と接触するようになったかを示す直接の資料はないが、上村との関係がきっかけになったとは容易に推測できる。上村は中華民親善団のメンバーでもあり、戦時中警視庁の特高部長を務めた関係から韓国人の知己が多く、石井とも親密な関係にあったからである⁴²。

3月11日、石井は、再び訪韓を希望する旨の書簡を李承晩に転送した。柳泰夏は、書簡の伝達役を果たした。親韓派と柳泰夏による初の共同作業が行われたのである。石井は、2回目の李承晩宛の書簡において、日本と韓国が西側陣営の一員として強い反共意識で提携し、東アジアの繁栄のために貢献すべきであると主張した。そして、長年にわたり、日韓会談が膠着している状況に憂慮を示し、李承晩と両国の懸案問題を議論すべく、訪韓を希望する旨を伝えた⁴³。

3月27日、李承晩は、石井に返書を送信した。その返書で、李承晩は、日本は韓国財産の8割に対する請求権を要求しているとし、日本の中で一部の勢力は自らを征服者であり、他国を被征服者と見なしていると批判した。さらに、石井が反共主義の立場を堅持する旨を強調したことを評価しながらも、ソ連、中国、北朝鮮の政権と友好関係を築こうとする日本の試みは、アメリカの冷戦戦略に反するとし、共産圏に友好的な日本の姿勢を批判した。その上で、李承晩は、日本は共産党を非合法化し、対外的には共産主義諸国との外交、経済関係を断絶すべきであるとした上で、訪韓を拒否する旨を明らかにした⁴⁴。石井の訪韓は再び拒否されたが、金思牧のケースとは異なって李承晩が返書を送り、日本に対する自分の見解を伝えたことは注目に値する。日本の親韓派の活動が柳泰夏を通して李承晩に直接報告されていることを示唆するからである。

1957年2月25日に、岸は、病気による石橋の退任を受け、首相に就任した。岸の首相就任に合わせて、柳泰夏と矢次は、来日した金東祚外務部政務局長が、岸や石井と意

⁴⁰ 「駐日代表部の柳泰夏は代表部内で大きな影響力と日本政治界で幅広い人脈を保有」(1956年10月29日)『国務省文書3』62頁。

⁴¹ 矢次「わが浪人外交を語る」42頁。

⁴² 戸川「日本のコリアン・ロビィ」236頁。

⁴³ 『This is 読売』第9巻10号(1999年1月)53頁。

⁴⁴ 同上文献、53-54頁。

見交換を行う機会を斡旋した。

岸政権の発足の一日前である2月24日に、石井と金東祚の会談が行われた。そこで石井は、緒方の意志を引き継いで日韓国交正常化に尽力すると強調した。続いて、岸内閣の主流は岸派と石井派であり、岸が自分に日韓国交正常化の重役を委任したと述べた。懸案問題へ話が進むと、金東祚は、日本が対韓請求権を放棄して誠意を示す必要があり、久保田発言を撤回し、植民地統治に対しても謝罪することが、抑留者問題を解決するための前提条件であると強調した。それに対し、石井は韓国側の立場に理解を示しながらも、抑留者問題を先決することを主張した⁴⁵。

石井との会談から二日が立った26日、金東祚は岸と会談を行った。岸は、山口県出身として韓国への親密さを強調した上で、西側陣営を守護する合同反共戦線を形成するためにも韓国と友好関係を築きたいと主張した。金東祚は、懸案問題の一括妥結を主張し、抑留者釈放問題の先決を求める日本の主張に釘を刺した⁴⁶。

金東祚の回顧によれば、岸は李承晩への伝言として伊藤博文の名を挙げて日本の植民地統治に対する反省の意を表し、至急に国交を正常化するよう努力すると述べたという。岸の伝言を聞いた李承晩は好意的な反応を見せたと、金東祚は回顧している⁴⁷。しかし、金東祚の回顧を裏付ける記録は、金東祚自ら作成した会談報告文書には記録されていない。むしろ、金東祚は、久保田発言の撤回や対韓請求権の放棄など、韓国が掲げてきた会談開催の前提条件を解決せずに、抑留者を釈放してしまえば、韓国は会談の主導権を失い、日本に対する交渉力を喪失する恐れがあると、非常に冷静な提案をしていた⁴⁸。岸個人に対する好意的な印象を李承晩に伝えたはずであるが、それが韓国の対日政策の全般にまで反映される段階には至らなかったと言えよう。

ただし、岸・親韓派と柳泰夏の間で人脈関係が定着したことは注目に値する。柳泰夏は、その人脈関係を活用して日韓会談の政治的解決を目指すつもりであった。3月14日、柳泰夏は、マッカーサー（Douglas MacArthur, Jr）駐日米大使との会談で、金溶植と外務省の交渉は「技術的」議論にすぎないとし、韓国の立場を理解する石井と「政

⁴⁵ Correspondence from Dong Jo Kim to Mr. President, “Report on the meeting with Nobusuke Kishi and Mitsujiro Ishii in Japan,” March 6, 1957, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-314-061.

⁴⁶ Ibid.

⁴⁷ 金東祚『韓日の和解』115－116頁。

⁴⁸ Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-314-061.

治的レベル」で重要な交渉を行うと述べた。その上で、柳泰夏は、3月15日に韓国に一時帰国する予定であり、表面的な理由は李承晩誕生日のお祝いであるが、実は李承晩と日韓関係に関して重要な相談をすると述べた⁴⁹。また、ジョンスとの会談では、岸が真摯な姿勢を見せているとし、官僚レベルではなく、高位級レベルで日韓懸案問題の妥結を図ると述べた⁵⁰。

日本の親韓派も柳泰夏と同様の考えであった。矢次は、日韓会談の現状について、日本は植民地支配を合法であると考える一方で、韓国は不法の侵略行為であるとし、謝罪を求める状況であると述べた。その上で、現在の膠着状態について、次のように述べている⁵¹。

法理論や、慣例、手続きなどに拘泥した外交交渉を、それも一局長、一公使などで繰り返してただけでは、いつまで経っても進展は望みがたい。日韓関係は、今は単なる外交ではなく、政治だという見識に徹することを先決としているようである。

矢次は、李承晩が政権を握っている間に、日韓問題を政治的解決することを主張したのである。矢次は、日本内では李承晩に対する不信が蔓延しているが、李承晩の後継者は対日政策にうまく対処できず、韓国国内の政争道具になる可能性が高いため、長く反日闘争を続け、韓国で強力な統治力を持っている李承晩を説得し、日本の善意を理解させるべきであると主張した。そのためには、日本各界に日韓関係改善に積極的な政治グループが必要であるとし、民間人として日韓関係に積極的に関与していく旨を強調した⁵²。親韓派と柳泰夏の間では、日韓懸案問題の政治的解決という共通認識が形成されていたのである。

第2節 日韓予備交渉の本格化

(1) 抑留者相互釈放問題と「USメモランダム」

⁴⁹ 「駐日代表部の柳泰夏参事官、岸の側近である石井無任所大臣と政治的次元で交渉が進行中であると言及」（1957年3月14日）『国務省文書4』159頁。

⁵⁰ 「韓日関係」（1957年3月20日）『国務省文書4』162頁。

⁵¹ 矢次一夫「私のページ」『新国策』第5巻11号（1957年4月15日）12頁。

⁵² 同上文献。

岸・親韓派と柳泰夏の間で人脈関係が形成されていく中で、公式の外交当局者たちは、日韓会談再開のための予備交渉を進めていた。金溶植と中川裕アジア局長は、会談再開に関する諸文書の草案作成に取り組んだ。

いくつかの文書に関して、次の二つが主な争点となった。まず、抑留者問題に関する覚書の1条である⁵³。

一、韓国政府は刑期を了して同国外国人受容所に収容中の日本人漁夫を日本に送還し、韓人密入国者の送還を受け入れる。

中川は、覚書における「刑期を了して」という文言を削除するか、それとも合意議事録に「覚書1は日本がいわゆる平和ラインを認めたものと解釈されてはならない」という文言を明記することを提案した。「刑期を了して」という文言は、日本政府が李ラインの法的効力を認めたと解釈される恐れがあったからであった⁵⁴。

次に、日本は合意議事録の4条に、以下のような文言を提案した⁵⁵。

日本側代表

一九五七年 月 日付「日韓請求権解決に関して対日平和条約第四条の解釈に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明」については韓国政府も同意見であると了解する。

日本は、「日韓請求権解決に関して対日平和条約第4条の解釈に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明」（以下、「USメモランダム」と略す）を基礎に請求権交渉を進めることを韓国側に確約させようとしたのである⁵⁶。

⁵³ 「覚書 在韓抑留日本人漁夫と被撤去強制在日韓人の措置に関する件、付属了解(案)〔会談再開までの在日韓人処遇〕、口上書〔久保田発言の撤回、会談再開〕、議事録、口頭伝達事項(私案)」(1957年3月5日)、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期(1953年-1961年)、第1巻(代表間対話)』(現代史料出版、2012年)265頁。以下から『資料第2期第1巻』と略す。

⁵⁴ 吉澤『戦後日韓関係』76-77頁。

⁵⁵ 『資料2期第1巻』267頁。

⁵⁶ 吉澤『戦後日韓関係』76-77頁。

「US メモランダム」とは、対日講和条約 4 条 (a)、(b) 項に対するアメリカ政府の見解を整理した外交文書を指す。日本の対韓請求権で第 1 次日韓会談が決裂した後、韓国はアメリカに対日講和条約 4 条に対する解釈を求めた。1952 年 4 月 29 日に、アリソン (John M. Allison) 極東次官補は、梁裕燦駐韓米大使宛の書簡の形式で、見解を表明した。その要点は、(1) 対日講和条約第 4 条 (b) 項ならびに在韓米軍政庁の措置により、在韓日本人財産に対する日本側のすべての権利、権限は消滅したこと、(2) しかし、この処理が対日講和条約 4 条 (a) 項による特別取り決めに考慮する際に、関連があることであった⁵⁷。外務省は、「US メモランダム」について、懐疑的な立場であった。日本の対韓請求権が明確に否定され、韓国の請求権のみを認める内容であったからであった⁵⁸。

しかし、1956 年に入り、外務省の立場にも変化が起こった。外務省は、日韓関係の悪化を受けて、対韓請求権の放棄を前提とする交渉戦略を模索し始めた。外務省は、講和条約 4 条に対する解釈をアメリカ政府に依頼し、1 月 8 日に、アリソン駐日米大使から関連覚書が手渡された。その内容は 52 年版の「US メモランダム」を再確認し、補述されたものであった。そして、日本は、「US メモランダム」の後半部を生かす交渉戦略を練った。つまり、対韓請求権を放棄し、韓国が在韓日本人財産を取得するのを認めるが、それと連動して韓国の対日請求権を減殺する戦略を立てたのである⁵⁹。

李承晩は、「US メモランダム」に対する日本の立場の変化について、疑いの目を向けていた。李承晩は、3 月 30 日付の金溶植宛の書簡において、日韓会談再開の前提条件は久保田発言の撤回や対韓請求権の放棄であると指摘した上で、「US メモランダム」に関しては、すべての部分が韓国に有利なわけではないとし、韓国が「US メモランダム」に反対の姿勢を示したことはないが、後半部に関してはまだ考慮の余地があると述べた。そして、当初日本は「US メモランダム」を受け入れなかったが、今回は、それを基礎に対韓請求権を放棄したことに注意すべきであると述べた。李承晩によれば、重要なのは日本が対韓請求権を放棄し、請求権交渉において韓国が有利な立場を確保することであった⁶⁰。李承晩は、「US メモランダム」の後半部が韓国の対日請求権の実質的

⁵⁷ 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』」56 頁。

⁵⁸ 張博鎮『未完の清算』421 頁。

⁵⁹ 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』」64-65 頁。

⁶⁰ Correspondence from Mr. President to Yong Shik Kim, March 30, 1957, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, PDF 零南 B-314-001.

効力を侵害する可能性を警戒していたのである。

しかし、こうした警戒心にも関わらず、李承晩は予備交渉を続けた。韓国は、岸政権の対韓積極姿勢を踏まえて、交渉を続ける方針であった。4月25日、李承晩は、UP通信に日韓問題に対する声明を出し、「国際共産主義に対抗するため、日韓両国はできるだけ早い機会に国交を正常化しなければならない」と主張した⁶¹。

岸は、李承晩の友好的なメッセージに対して、すぐさま反応した。李承晩の声明が発表された当日、岸は、パキスタン大使館主催のレセプションにおいて、同行事に参加していた金溶植に声をかけ、懸案問題の早期妥結を望む旨を明らかにした。金溶植によれば、李承晩の声明が25日の朝に日本で広く伝えられ、岸がそのメッセージに鼓舞されたような印象を受けたという⁶²。

岸は、日韓関係の打開のために、踏み込んだメッセージを発信した。4月30日、岸は、衆議院の予算委員会で、久保田発言を撤回し、財産請求権は従来解釈に拘れず、日韓友好関係構築の観点で対応すると答えた。金溶植は、李承晩宛の書簡において、岸の発言は、外国向けのメッセージとして事前に調整されたと伝えた⁶³。金溶植は、岸が真摯な姿勢をもって日韓関係の打開に取り組んでいると判断していたのである。

岸は、6月16日に予定されている訪米の前に、予備会談を妥結することを目指した。岸は、日本の国際的な地位を向上し、日米関係を対等なものにするためには、アジア反共諸国に対して日本がリーダーシップを発揮しなければならないと考えた。こうした岸の戦略観において、日本の隣国でありながら、反共の前哨基地である韓国との国交正常化は重要な位置を占めていた⁶⁴。金溶植は、岸が外務省の慎重派を抑えており、訪米前に予備交渉を妥結することを目指していると、李承晩に伝えた⁶⁵。

岸が日韓関係の打開に積極的な姿勢を見せる中で、駐日韓国代表部の人事面において、大きな変化が起こった。金溶植に代わり、金裕沢前韓国銀行総裁が大使に赴任し、柳泰夏が公使へ昇進した。駐日米大使館は、この人事について、金溶植に対する柳泰夏の勝

⁶¹ 『朝日新聞』（1957年4月25日）。

⁶² Correspondence No. 36 from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, April 25, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 零南 B-316-095.

⁶³ Correspondence No. 37 from Yong Shik Kim to Syngman Rhee, May 2, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 零南 B-316-089.

⁶⁴ 李元徳『韓日過去史処理の原点』100頁。

⁶⁵ Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 零南 B-316-095.

利であると判断していた⁶⁶。本稿で議論してきた経緯から見れば、駐日代表部の人事交代は、官僚間の競争の側面のみならず、韓国の対日交渉方式の変化を強く示唆していた。つまり、韓国は、柳泰夏の人脈を積極的に活用する体制を整えたのである⁶⁷。

(2) 公式交渉と舞台裏折衝の交錯

金裕沢は、大使赴任の直後から柳泰夏公使の斡旋で、石井派に接触した。その接触対象は、5月4日の石井、5月6日の石井、石田博英官房長官、北沢直吉官房副長官、5月9日の北沢であった。接触を終えた金裕沢は、石井派は日韓関係に対する理解度が高く、真摯な姿勢を見ていると評価した⁶⁸。

5月20日、岸と金柳沢の会談が行われた。金柳沢が大使赴任の挨拶をすると、岸は歓迎の意を示し、日韓問題の解決を望むと述べた。岸は、中川・金溶植の会談内容を継承して交渉を続ける旨を明らかにした⁶⁹。

興味深いのは、岸と金柳沢は20日の会談の前に、すでに一回接触していた点である。5月14日、金柳沢や柳泰夏が秘密裡に首相官邸（official residence）を訪れ、日韓問題について、意見交換を行った。岸は外相時代から日韓関係に尽力してきたとし、抑留者の相互釈放により、友好的な雰囲気が醸成されれば、懸案問題が円滑に解決されると主張した。金柳沢は、金溶植と中川の会談内容について不満を持っているとし、正式会談が開催される前に日本が誠意を示さなければならないと主張した。岸は、漁業問題について、日本は李ラインを認めないが、廃止を催促する考えはないと述べた。また、韓国の対日請求権について、お互いが「USメモランダム」を受け入れるか否か、まだ決まっていないため、具体的なことは言えないが、正式会談が開催されれば、そこで議論し

⁶⁶ 「駐日代表部の金溶植公使の後任に金裕沢が大使に任命、柳泰夏参事官の公使昇進任命」（1957年5月18日）『国務省文書4』168-169頁。

⁶⁷ ただし、駐日韓国代表部の人事刷新が国交正常化まで見据えた判断であったかは疑問である。李承晩は、金裕沢に「いまは日本と国交を正常化すべきときではない」とし、「金大使が日本に赴任したら、あちら側が何を言っているのかを聞くだけにとどめ、そのことを本国政府に逐一報告さえすればそれでよい」と述べた。高崎『検証日韓会談』78頁。李承晩は請求権問題や抑留者問題などの個別問題の解決に重点を置いたと思われる。

⁶⁸ Correspondence from Yu Taik Kim to Sygman Rhee, May 16, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 零南 B-316-060.

⁶⁹ 「岸総理金大使会談の件」（1957年5月20日）『資料第2期第1巻』274頁。

ていく考えであると述べた。金柳沢は、岸と会談した観想について、金溶植と中川が議論した内容以上に日本側が譲歩するとは考えられないと、李承晩に伝えた⁷⁰。

6月5日、李承晩は、金裕沢宛の書簡において、次のような指示をした。李承晩は、覚書の「刑期を了して」を削除せず、合意議事録では「日本がいわゆる平和ラインを認めたものと解釈されてはならない」という文言の追加も受け入れないよう、釘を刺した。さらに、請求権問題に関しては、日本側が請求権の相互放棄を求めず、韓国の対日請求権について誠意をもって交渉し、解決する旨を示せば、「US メモランダム」を受け入れると述べた⁷¹。

韓国の主張は、外務省の激しい反対に直面した。外務省は李ラインを認定したかのような文言が挿入されることを極力避けようとした。6月8日、金柳沢が「刑期を了して」の文言を削除する代わりに、李ラインに関して日本側が好意的に認める旨を表明するよう提案したのに対し、大野勝巳次官は、公海の水域に対する一方的な宣言を承認することはできないと答えた。また、請求権問題について、「US メモランダム」が日本のみを拘束して韓国はフリーハンドを確保するような文言になったら、大蔵省や関係省庁の反対にさらされるとし、「US メモランダム」の相互受容を粘り強く求めた⁷²。

交渉難航に直面した駐日韓国代表部は、舞台裏の折衝を試みた。6月10日、石井は、日本側が漁業ラインに関する韓国の要求を受け入れることは難しいとした上で、韓国側が妥協案を作って渡してくれたら、岸と相談すると述べた。金柳沢は、日本が韓国の対日請求権を尊重する旨を明記するよう迫った。柳泰夏は、日本官僚の交渉姿勢に対して不満をこぼし、石井と岸が対応してくれるよう懇願した⁷³。

難交渉が続く中で、日本は漁業問題に関して、柔軟性を示した。韓国の提案通りに「刑期を了して」という文言を残し、「日本がいわゆる平和ラインを認めたものと解釈されてはならない」という文言を追加しないことで合意した⁷⁴。しかし、日本は請求権問題

⁷⁰ Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 雫南 B-316-060.

⁷¹ Correspondence No. 81 from President to Yu Taek Kim, June 5, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 雫南 B-316-045.

⁷² 「大野次官・金柳沢大使との面談の件〔平和ライン、漁業問題、財産請求権他〕」（1957年6月8日）『資料第2期第1巻』320-325頁。

⁷³ Correspondence No. 7 from Tai Ha Yiu to President, June 10, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 雫南 B-316-038.

⁷⁴ Correspondence No. 8 from Tai Ha Yiu to President, June 10, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 雫南 B-316-037.

に関しては現在の議事録案を固守する姿勢を見せた。柳泰夏が、「韓国の対日請求権は誠意をもって討論する」という文言を提案したのに対し、外務省は反対の姿勢を崩さなかった⁷⁵。

以上の経緯からは、日韓が岸の訪米前に予備会談を妥結させるために、多面的に接触してきた姿が浮かび上がる。両国の外交当局者は、公式の外交交渉を続けながら、舞台裏の接触を重ねていたのであった。しかし、肝心の請求権問題で、妥結点を見付けられないまま、岸の訪米日程が近づくのみであった。

そこで岸は、訪米の前に予備会談を妥結するために、決断に踏み切った。6月11日、岸は、金柳沢・柳泰夏との会談で、請求権問題について、韓国の要求を受け入れる旨を明らかにした。岸によれば、「US メモランダム」について、日本側は無条件で対韓請求権を取り下げるが、それは請求権の相互放棄ではなく、韓国の対日請求権を誠意をもって交渉するということであった。同席していた三宅喜一郎参事官の反対を押し切ったの決定であった。また、漁業問題に関しても韓国の提案を受け入れる旨を明らかにしつつ、漁業ライン問題は、本会談で議論することにし、具体的な解決方法を見つけるために努力すると述べた⁷⁶。金柳沢は、岸の発言を次のように整理している⁷⁷。

- a. 日本は追加の条項なしで「刑期を了して」の文言を残すことに同意する
- b. 日本は「US メモランダム」に基づいて対韓請求権を取り下げる。
- c. 韓国の対日請求権に関して、日本は請求権の「相互放棄」を主張しない。しかし、本会談で誠意をもって妥結のために交渉する。
- d. 日本は李ラインを本会談で交渉することに同意する。

金柳沢は、李承晩宛の書簡において、岸の決断を高く評価し、本会談が再開されたら、有利な立場で交渉を進める状況であると述べた⁷⁸。

⁷⁵ 「安藤、三宅参事官と柳公使崔参事官会議要領、議事録〔李ライン、請求権他〕」（1957年6月10日）『資料第2期第1巻』332-333頁。

⁷⁶ Correspondence No. 8 from Tai Ha Yiu to President, June 11, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 零南 B-316-027.

⁷⁷ Correspondence No. 1 from Yu Taik Kim to Syngman Rhee, June 14, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taek Kim, PDF 零南 B-316-011.

⁷⁸ Ibid.

日本外交文書では、韓国外交文書で記録されていない部分がある。日本外交文書によれば、岸は請求権問題への対応として次の二つを提案した。第一に、双方とも「US メモランダム」を受け入れるが、それは請求権の相互放棄を意味せず、日本は韓国の対日請求権を誠意をもって討議することである。第二に、日本側は「US メモランダム」に基づいて交渉するという声明を出す、合意議事録には何も明記しないことである⁷⁹。

6月12日、中川は、岸が予備会談の膠着を打開するために「最終譲歩」に踏み切ったと、駐日米大使館に伝えた。中川は、岸が漁業問題に関して韓国に譲歩し、請求権問題に関して二つの案を提示したとした上で、李承晩が最後の瞬間に約束を破り、追加要求をするかもしれないが、岸が訪米する前に調印式が開かれる可能性は十分あるとし、期待感を示した⁸⁰。

岸の決断後、日韓外交当局者間の議論の末、合意議事録の4条が整理された。その全文は、次のようである⁸¹。

大韓民国代表部代表

大韓民国の請求権に関し、韓国側は、以前の会談において韓国側が提出した案を討議及び解決のため再開される全面会談において提出したい。

日本国外務大臣

その場合には、日本側は、大韓民国のそれらの請求権について、解決のため、誠意をもって討議することに異存はない。

⁷⁹ 「岸総理、金大使会談要領」（1957年6月11日）『資料第2期第1巻』359頁。

⁸⁰ 「日本、韓日協定の膠着状態の打開のための抑留者釈放とアメリカの請求権問題解釈に対する岸総理の最終案を通報」『国務省文書3』140頁。この文書でも、岸の提案が確認できる。中川によれば、岸の提案は次の通りである。(1) 日本側は「US メモランダム」に基づいて交渉を進めると声明を出し、韓国側はそれを「認める」が、「US メモランダム」に拘束されるとは明記しない。(2) 韓国は、請求権の相互放棄を意味することではなく、日本が韓国の対日請求権を「誠意をもって」討議するとの条件下で、「US メモランダム」を受け入れる。

⁸¹ 「在韓抑留日本人漁夫と被撤去強制在日韓人等の措置及び日韓全面会談再開に関する日韓両政府間取極について閣議請議の件〔廃棄〕」（1957年6月16日）、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期（1953—1961年）、第3巻（外務省省内準備・省庁間折衝 本会議）』（現代史料出版、2012年）362—363頁。

日本国外務大臣

本大臣は、千九百五十六月 日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」については、大韓民国政府もこの表明と同意見であると了解する。さらに、本大臣は、このアメリカ合衆国の表明が財産請求権の相互放棄を意味するのではないと了解する。

大韓民国代表部代表

本代表の了解も、そのとおりである。

こうして、請求権問題に対する韓国の要求が全面的に受け入れられた。しかし、韓国政府からの承認は、岸の訪米の当日である6月16日になっても届いてこなかった。むしろ、韓国は、追加修正を要求した。抑留者問題や文化財もさることながら、特に注目すべきなのは、合意議事録の4条の「このアメリカ合衆国の表明が財産請求権の相互放棄を意味するのではないと了解する」という文言の後で、「日本の対韓請求権放棄は、韓国の請求権にいかなる影響も与えない」旨を明記することを要求した点である。つまり、李承晩は、合意議事録における「誠意をもって」という表現では韓国の対日請求権が十分に保障されないと考え、韓国の対日請求権が「USメモランダム」に拘束されない旨の文言を追加することを求めたのであった⁸²。結局、岸の訪米前に、予備交渉で妥結することはできなかった。

日本国内では、岸の訪米前に予備交渉で合意されなかったことへ失望感が高まった。駐日米大使館は、国務省宛の電文において、日本内で韓国との交渉に対する懐疑観が広がっていると伝えた。日本の内閣は、韓国政府から承認の知らせが届いたら、いつでも対応できるよう準備を整っていたが、韓国が訪米前に予備交渉での妥結を目指した日本側の焦りを利用して譲歩を引き出し、李ラインを認めさせるために、抑留中の日本人漁夫を利用したとし、日本内では、韓国に対する激怒の感情が高まっている。また、外交当局者間の合意案が覆されたことで、駐日韓国代表との交渉に批判的な声も上がっている。こうした議論の上で、日本は交渉の窓口は開いておけるが、これ以上韓国に譲歩する

⁸² 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』」71頁。

可能性は低いとし、日本の交渉姿勢は一層強硬になると展望した⁸³。

一方、韓国は岸政権に対する批判攻勢を強めた。その批判の矛先は、岸政権の対外政策にまで及んでいた。例えば、岸政権の東南アジア開発基金構想である。岸は、訪米の際に、アメリカからの援助を受けて、アジアの天然資源と日本の技術力を結び付けて東南アジアの経済開発を進める構想を打ち出した⁸⁴。それに対し、李承晩は、6月26日に行われた外信とのインタビューで、岸の東南アジア政策は数十年前の大東亜共栄圏を想起させるとし、アメリカが韓国の警告を無視して日本を増強し続けていると批判した⁸⁵。

こうした李承晩の批判は、請求権問題や抑留者問題において、日本側から追加譲歩を引き出すという交渉術の側面があったことは否定できない。しかし、韓国が岸政権の対外政策に対して疑いの目を向けていたことも事実であった。李承晩は、駐米韓国大使館の韓豹頊公使宛の書簡において、アジアの低開発諸国は、戦前日本の覇権主義を忘れておらず、日本を信頼しないため、日本の構想に抵抗するに違いないと主張した⁸⁶。

こうした李承晩の対日不信は、韓国外交部の対日政策に反映された。「韓日関係と日本のアジア政策に対する韓国の見解」は、日韓会談や日本の対外政策に対する外務部の立場が整理された報告書である。この報告書は、日韓会談やアジア政策に関する日本の意図を分析し、その展望を検討したものであった。

この文書は、日本の対外政策を次のように分析する。日本はアメリカや西側諸国との協力を訴えながら、ソ連や共産主義諸国との政治、経済、文化関係を結んでいる。こうした日本の意図は、両陣営を張り合わせて自国のパワーや利益を最大化することである。日本はアメリカの資本やアジアの天然資源、日本の技術力を結び付けるアジア経済発展構想を主張しているが、それは大東亜共栄圏の復活にすぎず、極東における日本の経済的支配のために考案されたと、報告書は言う。そして、日本は西側陣営の結束よりも自らをアジアの代表と自負しながら、アフロアジアグループに参加しているとし、日本の経済的支配が政治的支配に繋がると警戒している。報告書では、岸政権のアジア政策

⁸³ 「日本、岸総理の訪米前に韓日交渉妥結の失敗に失望感を示し、今後の交渉でこれ以上の譲歩はないと強調」（1957年6月18日）『国務省文書4』182-183頁。

⁸⁴ 岸の東南アジア開発基金構想に関しては、保城広至「岸外交評価の再構築－東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」『国際関係論』第17号（2001年9月）。

⁸⁵ 申旭熙『順応と対抗を越えて－李承晩と朴正熙の対米政策』（ソウル：ソウル大学出版文化院、2010年）58頁。

⁸⁶ Correspondence No. 309 from the President to Pyo Wook Han, July 2 1957, Rhee Papers, Minister Pyo Wook Han-Out, PDF 零南 B-249-116.

も同様の観点で論じられた。報告書によれば、日本のアジア外交は経済的侵略を意味しており、それが岸政権の究極的な目的であるということであった⁸⁷。

続いて報告書は、アメリカの対日政策を批判的に検討している。アメリカは日本を対ソ封じ込めの拠点と位置づけ、日本を軍事的、経済的に増強してきた。しかし、アジア諸国に対する日本の経済的支配は必然的となりつつ、日本が軍事主義、容共主義の方向に向かっているにもかかわらず、アメリカはそれを見逃していると、報告書は言う。さらに、日本と共産陣営との結び付きが深まっているとし、アメリカが反米的であり、共産主義に友好的な日本を戦略的なパートナーとして位置付けたことに疑問を呈した⁸⁸。要するに、韓国は、日本膨張主義の復活や中立主義の路線など、日本が外交面において西側陣営に敵対的な方向へ向かっていると考え、アメリカの対日政策に根本的な変化が必要であると主張したのである。先述した通り、こうした韓国の対日認識は、日本の将来に対する悲観的予測が自己充足化した結果であった。

報告書では、日韓関係に対する日本の意図も同様の観点で議論された。報告書は、久保田発言からも分かるように、日本の意図は植民地統治の権益を再確保し、自国が有利な位置を占める時期まで懸案問題の解決を先延ばすことであると論じた。さらに、日本の覇権的姿勢が日増しに明確になっており、東南アジア進出や日韓会談にもそうした日本の意図が反映されていると主張した⁸⁹。

第3節 岸訪米後の日韓予備交渉

(1) 韓国の追加修正要求と岸の口頭約束

岸の訪米前に予備交渉の合意に至らなかったことで、日本内では韓国に対する批判が高まっていた。その中で、駐日韓国代表部は舞台裏折衝を試みた。1957年6月22日、柳泰夏は、北沢や矢次に、韓国が追加修正を求める理由を説明した上で、日本側がその

⁸⁷ “KOREAN VIEW OF KOREA-JAPAN RELATIONS AND JAPANESE FOREIGN POLICIES TOWARD ASIA” 大韓国外務部外交文書登録番号 110 『第4次韓・日会談予備交渉 1956-58. (V.3 1958.1-4)』、2029-2032 頁。

⁸⁸ 同上文書、2034-2036 頁。

⁸⁹ “SUMMARY KOREAN VIEW OF KOREA-JAPAN RELATIONS”、同上文書綴じ、1985 頁。

要求を受け入れるよう迫った。それに対し、北沢は、外務省を始めとする関係当局側は、韓国の追加修正要求に困惑していると述べた。また、日本のマスコミは韓国が追加要求を受け入れさせるために、岸が訪米で不在している間を狙って署名を迫ったと批判しており、首相の代役である石井が困難な状況に陥ったと説明した。柳泰夏は、内部検討で時間が掛かっただけであると反駁し、北沢が関係者を説得するよう懇願した⁹⁰。しかし、北沢の働きかけは上手く行かなかった。24日、北沢は、大野と相談して得た印象として訪米直前の合意案を修正することは難しいと、金柳沢に伝えた⁹¹。

6月25日、大野は、柳泰夏との昼食で、韓国側の追加修正要求は、日韓交渉に対する不誠実さの証であると批判した。柳泰夏が、日本の善意を示すよう迫ったのに対し、大野は官僚の反対に耐えられないとし、一部の当局者は辞職も辞さないつもりであると述べた。さらに、岸や石井もこれ以上譲歩できない状況であるとし、韓国側が現在の線で合意することが最善であると力説した⁹²。

7月2日、北沢は、柳泰夏や金柳沢との接触において、岸や石井が韓国の追加要求を受け入れようとしても外務省や自民党の反対を押し切れないと述べた。その上で、内閣が再編されたら、岸は外務大臣を兼任しなくなるとし、現在の合意案を受容することが最善であると強調した。北沢によれば、本会談で誠意をもって議論するつもりであり、それが岸や石井のメンツを立てる方法であるということであった⁹³。

韓国は、対日請求権が「USメモランダム」の影響を受けることに反対の姿勢を示した。柳泰夏や金柳沢は、マッカーサーとの会談で、日本の意図は「USメモランダム」を利用して請求権を支払う義務を回避することであるとし、「USメモランダム」が韓国の請求権にいかなる影響も与えないという文言の追加を求める旨を明らかにした⁹⁴。アメリカは韓国の立場に同意できなかった。国務省が述べたように、アメリカの立場は、

⁹⁰ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, June 24, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-144.

⁹¹ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, June 25, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-143.

⁹² Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, June 25, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-142.

⁹³ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, July 2, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-136.

⁹⁴ 「韓国の韓日交渉再開合意文書に対する修正要求に日本の反応は否定的であると予想」(1957年7月3日)『国務省文書4』189頁。

韓国が対日請求権を主張するにあたって、相互放棄までは行かなくても、日本が対韓請求権を放棄した点を考慮することであった⁹⁵。

7月16日、柳泰夏と金柳沢が岸の首相官邸を訪問した。その場では、新しく外相に赴任した藤山愛一郎も同席していた。興味深いのは、韓国が請求権に対する追加修正を取り下げる旨を示した点である。日本外交文書によれば、金柳沢は、請求権問題に対する追加修正は引き込めるが、その代わりに、日本側が抑留者問題に対する追加修正要求を受け入れるよう求めた⁹⁶。岸の訪米前に合意に至らなかった最大の要因が、請求権問題に対する韓国の追加修正要求であったことを考えれば、金柳沢の対応には、唐突感が否めない。

ところが、韓国側の記録を突き合わせて見ると、7月16日会談の別の姿が浮かび上がる。7月15日、北沢は、金柳沢や柳泰夏に、岸のところを訪問するよう提案した。北沢によれば、岸は「USメモランダム」や他の懸案に対する韓国の立場に理解を示すと、口頭で約束する旨を明かしたという。北沢は、自分と矢次が証人役を果たすとし、韓国が岸の提案に応じるよう迫った。北沢の隣には、新しく官房副長官に就任した田中龍夫も同席していた⁹⁷。

つまり、先述した7月16日の会談は、岸が韓国に対して口頭約束をする場であった。岸は、党内の反対を無視できない状況であるとし、自分の困難な立場に理解を求めた。そこで岸は、韓国の対日請求権と「USメモランダム」との関連に対して自分の考えを明らかにした。柳泰夏の報告書には、次のように記録されている⁹⁸。

韓国の新しい提案は日本に対する疑念や不信感に起因するため、彼は日本の首相として「USメモランダム」が韓国の請求権にいかなる影響を与えないと、断言したいと思っていた。

続いて岸は、韓国側の疑念を晴らすにあたって、日本首相の約束以上のものはないと

⁹⁵ 「米國務省、韓国の請求権問題に対する修正要求事項はアメリカの解釈と一致しないと見なす」(1957年7月6日)『國務省文書4』192頁。

⁹⁶ 「岸総理及び藤山外相と金韓国大使及び柳公使との会談要領〔字句修正他〕」(1957年7月16日)『資料第2期第1巻』417頁。

⁹⁷ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, July 16, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-120.

⁹⁸ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, July 16, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-119.

し、自分が責任をもって対応する旨を明らかにした⁹⁹。柳泰夏の記録によれば、岸は韓国の対日請求権が「US メモランダム」に拘束されないと、口頭で約束したのであった。

しかし、金柳沢の記録では、岸がそこまで踏み込んだ発言をした痕跡はない。金柳沢の記録によれば、「US メモランダム」に関する言及はなく、岸が現在の合意案を修正することはできないが、一国の首相として自分の誠意を信頼してほしいと訴えることにとどまっている¹⁰⁰。北沢が伝えた通り、岸は「US メモランダム」に対する韓国の立場に理解を示すと口頭で約束したが、柳泰夏は、それを岸が「US メモランダム」が韓国の請求権にいかなる影響を与えないことを認めたと、過剰に解釈した可能性もある。いずれにせよ、岸が、7月16日の会談で、韓国の対韓請求権に対して前向きな発言をしたことは事実であると思われる。

韓国の対日請求権に対する前向きな発言のみならず、日本外交文書で記録されていない部分が他にある。例えば、岸が西側陣営の一員として韓国との反共協力への意欲を示す部分である。岸は、自分が訪米の際に、アメリカと緊密に協力する旨を明らかにしたことを挙げ、日韓協力関係を築くために、李承晩がアジアの反共リーダーとして指導力を発揮するよう求めた¹⁰¹。石井が述べたように、李承晩は日本が中立主義であると批判するが、岸は、訪米の際に、固く誓ったことを実行する決意を固めたのであった¹⁰²。

以上のような経緯から、一つの仮説が浮かび上がる。つまり、岸が韓国の対日請求権に対して前向きな発言をし、日韓の反共提携への意欲を示したのに対し、金柳沢と柳泰夏は、それを信頼し、請求権に対する追加修正案を取り下げると、岸や藤山に約束した。そして、金柳沢は、その代わりに、抑留者問題の文言のみ修正するよう懇願したのである¹⁰³。

⁹⁹ Ibid.

¹⁰⁰ Correspondence No. 9 from Yu Taik Kim to the President, July 18, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 雫南 B-317-066.

¹⁰¹ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, July 16, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 雫南 B-323-119. 6月21日、岸は、ナショナル・プレス・クラブにおける演説の中で、日本は絶対に共産主義や中立主義に走らないと強調し、西側陣営における日本の役割を果たすために、アメリカと緊密に協力する旨を明らかにした。細谷千博・石井修・有賀貞・佐々木卓也編『日米関係資料集 1945-97』（東京大学出版会、1997年）405頁。

¹⁰² Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, July 31, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 雫南 B-323-101.

¹⁰³ 金柳沢と柳泰夏は、李承晩宛の書簡では、請求権問題に対する追加修正要求を撤回した

しかし、李承晩は追加修正要求を推し進める方針を固めていた。李承晩は、7月16日付の金柳沢宛の書簡で、追加修正案を固守するよう指示した¹⁰⁴。李承晩は、岸の口頭約束のみでは、「US メモランダム」から韓国の対日請求権の実質的効力を守ることができないと考えたのである。

一方、矢次は、岸の口頭約束と時期を同じくして日韓関係に対する自らの持論を積極的に発信していた。矢次は、7月23日付のコラムにおいて、もはや日韓関係は事務官僚ではなく、最高政治家の決断を要する段階に達しているとし、日本内では李承晩に対する不信が蔓延しているが、長く反日闘争を続け、韓国で強力な統治力を持っている李承晩を説得し、日本の善意を理解させるべきであると主張した¹⁰⁵。

興味深いのは、矢次が植民地統治に対する反省を言及した点である。矢次は、日韓合併以来の関係を顧み、日本として反省が必要とする多くの問題があり、李承晩や韓国人によって批判を受けるような過ちがあったことを率直に反省しなければならないと主張した¹⁰⁶。

植民地統治に対する当時日本の全般的な認識を考えれば、矢次の認識は画期的であった。矢次は、自ら運営する国策研究所の座談会で、多くの韓国人と接触してきた印象について、韓国では日本に対する反感の感情が根強いと指摘した上で、日本が韓国人の感情に理解を示し、植民地統治に対する道義的責任を感じる必要があると主張した¹⁰⁷。こうした主張から分かるように、矢次は、日韓の懸案問題を早期妥結するためには、植民地統治に起因する韓国の対日不信に前向きに対応する必要があると判断したと思われる。

矢次のコラムは駐日韓国代表部から高い評価を受けた。柳泰夏は、コラムに対して矢次に謝意を表した¹⁰⁸。金柳沢は、7月25日付の李承晩宛の書簡において、日本国内で

ことは伝えていない。推測の域を出ないが、岸の口頭約束を強調すれば、李承晩も請求権問題の追加修正指示を取り下げると期待し、李承晩宛の書簡では、自分たちの判断で追加修正要求を撤回したことは伝えなかったと思われる。

¹⁰⁴ Correspondence No. 88 from the President to Yu Taik Kim, July 26, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-317-065.

¹⁰⁵ 『産経時事』（1957年7月23日）。

¹⁰⁶ 同上文献。

¹⁰⁷ 「韓国訪問を前にして—全面国交回復の前提となるもの」『新国策』第6巻2号（1958年1月15日）4—7頁。

¹⁰⁸ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, July 23, 1957, Rhee Papers, Tai

は、日韓の懸案問題をめぐる二つの勢力が存在すると伝えた。一つ目の勢力は、一握りの良心的な勢力である。彼は懸案問題の早期妥結を望んでおり、過去日本の過ちを多少悔いている。もう一つの勢力は、法律論に拘る官僚グループである。こうした議論の上で、金柳沢は、前者を代表する日本人が作成した記事であるとし、矢次のコラムを紹介した¹⁰⁹。

(2) 岸のリーダーシップ弱体化と日韓予備交渉

8月5日、柳泰夏は、板垣修アジア局長に私的会談を持ちかけた。柳泰夏は、「USメモランダム」の受容が事実上韓国の対日請求権の無力化に繋がる可能性に対して、懸念を示した。柳泰夏によれば、現在の議事録案の4条には、日本側が韓国の対日請求権を誠意をもって討議するとされているが、「USメモランダム」を基礎として請求権を処理する場合、例えば100円で片付けられる懸念があるということであった。板垣は、韓国が岸、藤山との会談で請求権に対する修正要求を取り下げたことを挙げ、一度撤回した追加修正要求を再び持ち出すことに対して、批判の声を上げた¹¹⁰。

日本は、請求権に対する韓国の追加修正に対して、次の四つの案を提案した。第一に、議事録4条の順序を変えることである。8月20日、板垣は、現在の議事録案の後段は、「USメモランダム」を相互受容するが、それは請求権の相互放棄を意味することではないという旨の文言となっているが、その部分を前段に置き、日本が韓国の請求権を誠意をもって討議するという文言を後段にすれば、日本の善意が一層明確に表明されると主張した¹¹¹。第二に、「公正かつ公平な解決」という文言を追加することである。9月9日、三宅は、日本は韓国の請求権の「公正かつ公平な解決」のために誠意をもって討議することに異存はないという文言を提案した。第三に、韓国の要求を部分的に受け入れつつも、「USメモランダム」と請求権問題の解決との関連性を明記することで

Ha Yiu, PDF 零南 B-323-103.

¹⁰⁹ Correspondence from the President to Yu Taik Kim, July 25, 1957, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-317-055.

¹¹⁰ 「板垣アジア局長・柳公使会談要領〔修正提議他〕」（1957年8月5日）『資料第2期第1巻』436-439頁。

¹¹¹ 「板垣アジア局長、柳公使との会談要領〔請求権他〕」（1957年8月20日）『資料第2期第1巻』450-452頁。

ある。三宅は、「US メモランダム」は韓国の請求権にはいかなる影響も与えないが、「解決には影響を及ぼす」という案を提示した¹¹²。第四に、韓国の対日請求権が「US メモランダム」に拘束されるとしながら、その拘束力を弱める文言を入れることである。9月21日、三宅は私案 (tentative suggestion) として、「US メモランダム」を日韓の請求権問題を解決する根拠 (clue) として位置づけ、日本は韓国の対日請求権を誠意をもって討議し、その文脈で (in that context)、韓国が「US メモランダム」に対して、日本側と同意見であると了解するという趣旨の案を提案した¹¹³。いずれの提案も、韓国側の対日請求権を「US メモランダム」に拘束する内容であったため、韓国にとっては、満足のいかないものであった。三宅の私案は予備交渉が進むにつれ、駐日韓国代表部内で再評価されることになるが、詳しくは後述する。

請求権問題で予備交渉が膠着する中で、矢次は、岸の困難な立場を指摘し、説得を試みた。矢次は、柳泰夏の会談で、岸は韓国が自分の誠意を信じてくれないことに遺憾の意を示しながら、政敵に囲まれているため、これ以上の譲歩はできないと述べたと伝えた。続いて、経済企画庁長官の河野一郎や大蔵省大臣の一萬田尚登など、岸政権の有力者と日韓問題を議論したが、岸政権の大臣らは岸を助けるよりも責めることに尽力する印象を受けたと述べた¹¹⁴。

9月18日、矢次は、内閣における岸の影響力がますます弱まっていると述べた。経済企画庁や大蔵省が韓国の修正要求に強く反対しており、内閣における岸の影響力が6月の訪米の時期と比べて弱体化しつつある。岸の政敵たちが政治的な理由で批判攻勢を強めており、政局に大きな変動が生じたら、日韓問題妥結は期待しにくくなる。こうした議論の上で、矢次は、予備交渉で合意に至ったら、岸の威信もある程度強化されるはずであり、岸はきっちり借りを返す人物であると主張し、韓国側が柔軟な姿勢を見せるよう促した¹¹⁵。

共産圏外交をめぐる日本の派閥政治も日韓関係に影響を及ぼしていた。田中は、岸が

¹¹² Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, September 9, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-061.

¹¹³ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, "Korea-Japan Problem," September 25, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-050.

¹¹⁴ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, September 12, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-059.

¹¹⁵ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, September 18, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-056.

対中政策をめぐって鳩山派や河野派と対立しており、それが日韓問題にも影響を及ぼしていると述べた。また、河野は「US メモランダム」をめぐる日本政府の交渉姿勢が弱腰であると批判し、北朝鮮における日本人財産の所有権問題も取り上げていると指摘した。柳泰夏は、河野の主張について、個人的な信念の表れにすぎないと一蹴したが、日本国内事情がますます複雑化しており、岸の影響力が弱まっていることは認めざるをなかつた¹¹⁶。

10月5日、金柳沢は、李承晩宛の書簡において、日本政治の動向を踏まえて、現段階で予備交渉を妥結することを提案した。来年2月に国会が解散される可能性が出ており、岸はその前の交渉妥結を望んでいる。衆議院解散の前に、予備交渉が合意に至らなかつたら、日本政府の姿勢が冷淡となる恐れがある。こうした議論の上で、金柳沢は、これ以上予備交渉を引きずることは、韓国の利益にはならないとし、これまで獲得した線で妥結することを提言した¹¹⁷。

金柳沢は、抑留者の相互釈放問題が国際問題化する可能性を懸念した。10月23日、金柳沢は、日本が抑留者の相互釈放や請求権問題で韓国の反応を待つ姿勢を取っている中で、前者を来る国際赤十字会議で人権問題として取り上げる可能性があるとして、李承晩に報告した。その上で、日本が具体的な動きを見せているわけではないが、予備交渉の進捗状況を見極めて行動に移すとし、現段階で妥結することを提案した¹¹⁸。

金柳沢の提案に対する李承晩の返信には、岸政権や予備交渉に対する複雑な心情が表れていた。李承晩は、現在の岸政権を信頼しないわけではなく、岸政権が長期的に継続するのであれば、彼を信頼してより容易に合意に至るが、いずれ政権は変わるはずであり、日本の新政権が韓国との約束を守るとは限らないと述べた¹¹⁹。つまり、李承晩は、岸が首相の座から退いた場合、新しい政権下の日本が請求権問題で非協力的な姿勢を示すと懸念し、追加修正を推し進めていたのであった。

李承晩が、遠回しではあるが、岸への信頼感を示したことは注目に値する。以上の経

¹¹⁶ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, September 20, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-051.

¹¹⁷ Correspondence No. 27 from Yu Taik Kim to the President, October 5, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-107.

¹¹⁸ Correspondence No. 30 from Yu Taik Kim to the President, October 23, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-083.

¹¹⁹ Correspondence No. 103 from the President to Yu Taik Kim, November 1, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-080.

緯に鑑みれば、李承晩の認識変化をもたらしたのは、岸の前向きな対韓姿勢であると思われる。柳泰夏の回顧によれば、李承晩は、駐日韓国代表部から岸に関する報告を受けながら、岸に対して好感を持つようになったという¹²⁰。金柳沢は、日本駐在大使館の行事で、岸が自分に声をかけ、共産主義の脅威に直面している中で、西側陣営の結束という大局的な観点から、日韓予備交渉の早期妥結を希望する旨を明らかにしたと、李承晩に報告した¹²¹。

しかし、岸が置かれた状況は日増しに悪化していた。そうした岸の状況は日韓の予備交渉にも影響を及ぼした。矢次によれば、10月から岸の政治的地位が弱まっており、岸の側近たちは、外遊計画を取り消し、衆議院の解散に踏み切ることを提言していたという。矢次は、こうした議論の上で、衆議院解散の場合には、自民党は30席から40席ぐらい議席を失い、その分、社会党が議席数を増やすと予想され、その場合、自民党は大きな打撃を受け、岸派が影響力を取り戻す可能性は極めて低いと述べた¹²²。矢次の意見からも分かるように、どの政権よりも韓国に対して積極的な姿勢を示してきた岸政権を失ってしまうかもしれない状況に、韓国は直面しつつあったのである。

11月14日、マッカーサーは、金柳沢との会談で、アメリカは「USメモランダム」に対するいかなる解釈変更も受け入れないと強調した上で、時間が経つほど、韓国にとって不利な結果をもたらすはずであるとし、現在の線で妥結することを提言した。また、岸は早期妥結を強く望んでおり、彼ほど韓国に友好的な日本政治家は存在しないと強調した。金柳沢の発言には、韓国の複雑な心境が表れた。金柳沢によれば、時間は韓国の味方ではなく、岸は韓国にとって最適な日本政治家であるが、外務省はそれほどではないということであった¹²³。

ついに韓国は、現実的な判断を下した。李承晩は、曹正煥外務部長官に、いつまでも引きずっていることはよくないとし、これまで合意した線で妥結するよう指示した¹²⁴。韓国外務部は、柳泰夏宛の電報において、議事録4条に対する修正要求を取り下げ、「誠

¹²⁰ 権五琦『権五琦政界秘話対談—現代史主役たちが語る政治証言』（ソウル：東亜日報社、1986年）350頁。

¹²¹ Correspondence from Yu Taik Kim to the President, November 21, 1957, Rhee Papers, Minister Yu Taik Kim, PDF 雲南 B-318a-047.

¹²² Ibid.

¹²³ 「金柳沢大使、韓国はアメリカの請求権解釈を受け入れる準備ができているが、合意文の部分的修正が必要であると言及」（1957年11月15日）『国務省文書4』228—229頁。

¹²⁴ 金東祚『韓日の和解』129頁

心誠意をもって (with all its sincerity)」という文言で交渉を進めるよう指示した¹²⁵。若干の修辭が付け加えられたが、この指示は、韓国が請求権問題に関して岸が訪米する直前に合意した内容を受け入れたことを物語っていた。

(3) 外務部の指示に対する駐日韓国代表部の抵抗

しかし、柳泰夏は、外務部の指示に猛反発した。外務部の指示を確認した柳泰夏は、辞任も辞さないと言明し、追加修正案を押し通すと主張した。外務長官がアメリカからの圧力と保障を受けてそのような指示をしたはずであるが、懸案問題の解決にあたって、日本がアメリカの言うことを聞くとは限らないとし、『US メモランダム』が韓国の請求権にいかなる影響を与えない」という文言で交渉を続けると、李承晩に伝えた¹²⁶。

11月15日、柳泰夏は、田中と矢次に接触した。柳泰夏は、外務部の指示が日本側に伝えられる前に、舞台裏接触で追加修正要求を押し通そうとしたのであった。柳泰夏は、予備交渉の結論を出すべき時期であると主張した上で、請求権問題に対する韓国の追加修正要求を受け入れるよう、迫った。それに対し、田中は、藤山と岸に伝えるとした上で、官僚レベルでは分からないが、高位級レベルでは、韓国の提案を受け入れることができる」と述べた。三者は、口上書や共同宣言における請求権関連の文言は訪米直前の合意案を維持するが、韓国の追加修正は合意議事録に挿入することに同意した¹²⁷。

しかし、外務部の指示は、既に日本側に伝えられたようである。11月15日、田中や矢次、柳泰夏の間で、二回目の接触が行われた。そこで、矢次は、自分は批判を恐れず、日韓懸案問題の解決のために努力してきたが、韓国は二重交渉をしていると、柳泰夏を批判した。田中によれば、三者合意の内容を伝えるために、岸のところへ向かっていく途中で、金柳沢が請求権に対する追加修正要求を撤回し、その代わりに、他の懸案で日本側が韓国の提案を受け入れることを提案したと、石井から聞いたという¹²⁸。

11月20日、板垣と金柳沢、柳泰夏との会談で、韓国側の提案をめぐって論争が起こった。板垣は、田中や矢次を通じて伝えられた韓国の案は、外務省や大蔵省の反対に直

¹²⁵ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, November 18, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323a-029.

¹²⁶ Ibid.

¹²⁷ Ibid.

¹²⁸ Ibid.

面しているため、受け入れないと述べた。続いて、金柳沢が訪米直前の合意案に近い線で交渉を妥結する旨を明らかにしたと指摘した。対する柳泰夏は、田中や矢次が伝えたものが韓国の最終的な提案であると主張した¹²⁹。

論争は、次の日にも続いた。藤山は、韓国が『US メモランダム』が韓国の請求権にいかなる影響を与えない」と主張しているが、様々な省庁が反対しているため、同意できないとし、韓国が請求権で柔軟に対応すれば、他の懸案では韓国の主張を受け入れると述べた。さらに、交渉を妥結するためには、外務省と緊密に協議すべきであるとし、公式の外交ルートではなく、舞台裏折衝に尽力する韓国の交渉姿勢を批判した¹³⁰。

日本は従来立場を固守する中で、駐日韓国代表部では三宅私案が再評価されていた。駐日韓国代表部は三宅の私案をもって打開を図った。三宅私案が提案された当時には断ったが、韓国外務部が指示した「誠心誠意をもって (with all its sincerity)」という文言よりも、三宅私案の方が、韓国の対日請求権の実質的な効力を保障する内容であると判断したからであった。

駐日韓国代表部は、三宅私案に対して、次の三点を修正した。(1) 三宅私案では、「US メモランダム」の位置づけについて、日韓請求権問題の解決のための根拠とされているが、それを削除し、「韓国の請求権にとって不利な (prejudicially) 影響を与えない」という文言を挿入することである、(2) 「韓国の対日請求権を誠意をもって討議する」という文言の中で、韓国の対日請求権に the をつけ、誠意を「誠心誠意」に修正すること、(3) その文脈で、韓国が「US メモランダム」に対して、日本と同様の意見であると了解するという趣旨の文言を、「上述の文脈で (the above context)」、韓国もまた (also) 「US メモランダム」に対して、日本側と同意見であると「深く了解する (further understand)」という趣旨の内容に修正することである¹³¹。先述した通り、三宅私案は、韓国の対日請求権が「US メモランダム」に拘束されることを認めながらも、その拘束力を弱める内容であったが、韓国の修正案はそれを具体化し、韓国の対日請求権に対する日本の誠意を一層強調する内容であった。

¹²⁹ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, November 21, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-028.

¹³⁰ Ibid.

¹³¹ “Draft Proposal on the Solution to the Present Impasse in the way of the Korea-Japan Preliminary Talks,” November 24, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taek Kim, PDF 零南 B-318a-024.

しかし、日本側は韓国の新たな提案を断った。11月27日、藤山は、金柳沢との会談で、三宅私案は、あくまで個人による暫定的な提案であるとし、日本政府の立場として訪米直前の合意案に対する修正提案には応じないと述べた¹³²。

(4) 請求権問題に対する韓国の秘密メモ要求と岸の親書

請求権問題において、日本が岸の訪米直前に合意した案を固守する中で、柳泰夏は、一つの提案を行った。11月24日、柳泰夏は、矢次との舞台裏接触で、現在岸は外遊中であるため、その代理として外務大臣である藤山が、秘密メモ (confidential memo) を作成することを提案した。続いて柳泰夏は、藤山が同意すれば、秘密裡に彼と接触し、メモを交わす旨を明らかにした¹³³。

それでは、柳泰夏が求めた秘密メモは何であろうか。韓国外務部は、12月7日付の金柳沢宛の電報において、日本首相もしくは外務大臣から「USメモランダムが韓国の対日請求権を事実上損なわない (もしくは影響を与えない)」旨の秘密声明 (secret statement) を確保することを指示した。その電報によれば、すでに柳泰夏が作業に取り組んでいるという¹³⁴。つまり、韓国は、韓国の対日請求権は、「USメモランダム」に拘束されないという内容の文書を秘密裡に確保しようとしたのである。

藤山は、韓国の提案に反対の姿勢を示した。秘密メモを渡したら、韓国がそれを暴露すると警戒したからであった¹³⁵。請求権問題で本会談が膠着したら、韓国は秘密メモを公開するはずであり、常にその可能性を念頭に入れて対応せざるを得ない。その場合には、内閣や政府内で秘密メモランダム (confidential memorandum) に対する反発が起こるはずであった¹³⁶。

12月に入り、秘密メモをめぐる交渉は転機を迎えた。12月11日、矢次は、岸が日

¹³² 「十一月二十七日の藤山外相と金大使との会談要領〔議事録等修正案他〕」(1957年11月29日)『資料第2期1巻』460-461頁。

¹³³ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, November 27, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-018.

¹³⁴ Correspondence No. 37 from Yu Taik Kim to the President, December 12, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-016.

¹³⁵ Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-018.

¹³⁶ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, December 2, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-016.

本人を韓国に送り、李承晩宛のノート（note）を伝える方法を提案したと、韓国側に伝えた。矢次によれば、予備会談合意の後、岸が李承晩宛にノートを送るが、その伝達役として首相の代理人が訪韓するということであった。柳泰夏は、岸と矢次が駐日韓国代表部に不信感をもっており、今回の要請を最後に、予備交渉の決着を図る旨であると判断した¹³⁷。

矢次は、岸がノートを提案した理由について、次の二つを挙げた。第一に、政治的ルートを最大限生かす方法である。駐日韓国代表部を経由することになれば、日本側の相手は藤山になる。その場合には、韓国にとって満足の行かない内容になる。しかし、岸から李承晩に直接伝達することになったら、政治的対応となり、矢次や田中も関わり、韓国の要請に応じやすくなる。第二に、首脳レベルでの意志疎通を図ることである。矢次によれば、岸は駐日韓国代表部の提案が李承晩の指示によるものか否か、確認することを望んでいるという¹³⁸。岸は、駐日韓国代表が約束を破ったり、二重交渉することを踏まえて、首脳レベルでの意思疎通を通じて予備交渉の決着を図ろうとしたのである。

12月17日、岸は金柳沢や柳泰夏を招いて自分の考えを明らかにした。インドネシアとの賠償問題を解決し、ベトナムとの賠償問題も妥結の可能性が見えてくる状況であり、残ったのは一番近い隣国の韓国である。日本と韓国がお互いを恐れ、疑う状況を何とかしなければならず、矢次と共に交渉妥結を図りたい。こうした主張の上で、岸は、李承晩宛のノートには、こうした内容を書くつもりであり、矢次が草案作成に取り組むと述べた¹³⁹。

岸との会談から二日後、矢次は、予備交渉の合意や岸の親書作成の段取りについて、次のように整理した。(1) 日本は、岸の訪米直前の合意案において、請求権問題以外の懸案に対する韓国の修正提案を受け入れること、(2) 韓国は、請求権問題において、訪米直前の合意案を受け入れること、(3) この線で合意ができれば、適切な時期を図って特使を送り、李承晩に手紙を伝達することである。そして、手紙では日本が西側陣営の一員として反共国家であることを誓い、予備交渉で議論された懸案問題を誠意をもって

¹³⁷ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, December 12, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-010.

¹³⁸ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, December 12, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-009.

¹³⁹ Correspondence from Tai Ha Yiu to Mr. President, December 18, 1957, Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-002.

討議する旨が強調されるが、この点は合意文書には挿入されないことであった¹⁴⁰。

以上の経緯からは、日韓予備交渉の年内妥結のために、岸が取引を仕掛けた様子が浮かび上がる。韓国が請求権問題に対する秘密メモを求めたのに対し、岸は、書簡で自分の誠意を示す方案を提示し、交渉の妥結を迫ったのであった。岸は、いかなる修正にも応じられない状況にあり、今回の交渉を最終的なものにすべきであるとし、韓国が自分を信頼してほしいと力説した¹⁴¹。

金柳沢は、矢次の提案を受け入れるよう、李承晩を説得した。金柳沢は、12月19日付の李承晩宛の書簡において、今年中に予備交渉を妥結させるためには、矢次の提案通りに行くしかないと主張した。抑留者問題が膠着している中で、日本のマスコミが批判攻勢を強めており、韓国に対する世論も悪化しているからであった¹⁴²。

一方、韓国外務部は、12月22日付の金柳沢宛の書簡において、「USメモランダムが韓国の対日請求権に事実上影響を与えない」旨の秘密声明を確保するよう指示した点を想起させた上で、岸の親書について、次の三点を指示した。(1) 首相の親書で同様の内容が記入されれば、それで代替すること。(2) その親書には、いわゆる「USメモランダム」が韓国の対日請求権を事実上損なわないという内容が明記されること。(3) 親書が作成されたら、柳泰夏も同席する中で首相の署名を受けること。こうした指示の上で、韓国外交部は、上述の指示内容を反映して個人の親書が作成されたら、責任の所在は日本政府ではなく、首相であると付け加えた¹⁴³。

李承晩は、親書の受取を了解した。12月24日、李承晩は、金柳沢宛の書簡において、矢次の提案した形式が、これまで韓国が主張してきた内容を反映するか否かの判断は、金柳沢と柳泰夏に任せるとし、矢次が提案した線で予備交渉を妥結することを容認するような発言をした。ただし、李承晩は、秘密メモを確保できなかったことに対して、不満を抱いたと思われる。李承晩は、懸案問題の解決にあたって、日本は言葉ではなく、行動で誠意を示すべきであるとし、親書の受取は、駐日韓国代表部が対応し、特使の提

¹⁴⁰ REPORT FROM AMBASSADOR KIM IN TOKYO, December 19, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南-318a-009.

¹⁴¹ Rhee Papers, Tai Ha Yiu, PDF 零南 B-323-002.

¹⁴² Correspondence No. 38 from Yu Taik Kim to the President, December 19, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-004.

¹⁴³ Correspondence from Minister of Foreign Affairs to Yu Taik Kim, December 22, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-003.

案は丁寧に断るよう指示した¹⁴⁴。

12月25日、金柳沢は、岸の親書の草案を入手したと伝えた。親書の冒頭では、李承晩を反共や世界平和のために尽力する指導者であると称えた。続いて日本の有力指導者と国民は、反共精神を共有している日韓両国が、アジア地域の繁栄や安全のために、友好関係を築くことを待望してきたとされている¹⁴⁵。

続いて予備交渉の合意を日韓友好への里程標であるとし、本会談を日韓の歴史的わだかまりを解消する機会として位置付けた。そして、岸は、本会談に臨む自分の心構えについて、次のように述べている¹⁴⁶。

予備会談を通じて明らかにされました貴国のご主張を十分に理解いたします。従いまして、来るべき本会談では、善隣の精神を基礎に誠心誠意、問題の速やかなる解決に至るべく、我が政府を指導いたして行く覚悟であります。かかる事情から、閣下におかれましても、私の誠意と決意を信頼されて、帰国政府に対して必要なるご教示いただきたく、心より希望するものであります。

韓国外交部は、岸の親書について、若干の修正点を指摘した上で、原本を受け取ることを指示した¹⁴⁷。

以上の経過を経て、12月29日、藤山と金柳沢の間で、日本側は請求権問題以外に、岸の訪米直前の合意案に対する韓国の追加修正をすべて受け入れること、韓国は請求権問題に関する付属文書を受け入れることが合意された。12月31日には、合意文書が正式に調印され、日韓会談は1958年3月1日に東京で再開されることに合意した¹⁴⁸。

¹⁴⁴ Correspondence No. 13 from the President to Yu Taik Kim, December 24, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-001.

¹⁴⁵ DRAFT FROM Tokyo, January 1958, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-001.

¹⁴⁶ Ibid.

¹⁴⁷ A letter regarding The Korea-Japan Preliminary Talks, December 28, 1957, Rhee Papers, Ambassador Yu Taik Kim, PDF 零南 B-318a-005.

¹⁴⁸ ただし、日韓の事務者協議では、韓国の要請により、「USメモランダム」の公表を当分の間で控え、今後の対応について協議することに合意した。韓国は「USメモランダム」の永久秘密化を主張したが、日本側の反対により、一時的に公表を抑えることで合意した。韓国は「USメモランダム」の公表が対日請求権交渉に悪影響を与えると警戒し、「USメモランダム」の秘密文書化を求めたのである。張博鎮『植民地関係清算はなぜ成し遂げられ

小結

本章の考察を要約すると次の通りである。第一に、第3次日韓会談が決裂し、日韓会談の膠着状態が続く中で、岸・親韓派と柳泰夏との人脈関係が形成された。岸政権は、日韓関係を打開するために、久保田発言を撤回し、対韓請求権を放棄する旨を明らかにした。また、緒方の意思を引き継いで日韓関係の改善努力に取り組む日本民間人グループが登場し、駐日韓国代表部の実力者である柳泰夏と一通のルートが形成された。李承晩政権は、岸政権の前向きな対韓姿勢を受け、駐日韓国代表部の人事刷新を行い、柳泰夏の人脈を対日交渉に積極的に活用する体制を整えた。

第二に、日韓会談再開に向けて予備交渉が開催され、両国は「USメモランダム」をめぐる公式・非公式の交渉を繰り広げた。日本は対韓請求権を放棄したが、それは、韓国が「USメモランダム」を受け入れることを前提としていた。それに対し、李承晩は、日本の対韓請求権放棄を肯定的に評価しながらも、「USメモランダム」を受容すれば、日本がそれを利用して韓国の対日請求権の実質的効力を無力化すると警戒した。そこで岸は、訪米前に予備交渉を妥結させるために、請求権の相互放棄ではなく、韓国の対日請求権を誠意をもって交渉する旨を明らかにした。岸の政治判断にも関わらず、韓国は請求権に対する追加修正を突き付けた。結局、訪米前に予備交渉は妥結せず、韓国の交渉姿勢に対する日本の不信感が広がった。

第三に、岸や日本の親韓派は、李承晩政権の対日不信を払拭するために、舞台裏の接触を繰り広げた。まず、韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重する旨を明らかにした。さらに、矢次は言論活動を通じて、植民地統治に対する謝罪の念を示した。また、西側陣営への帰属意識を強調し、日韓反共協力へ意欲を示した。対韓友好政策を展開してきた岸の影響力が弱化していくにつれ、韓国は現実的な対応として日韓会談の再開に同意するようになった。そして、韓国は、会談再開の補完的措置として「USメモランダム」から韓国の対日請求権を分離する内容の秘密メモを求めた。岸は、韓国の対日要求に誠意をもって対応する旨の親書や特使の訪韓を提案し、予備交渉の年内妥結を迫った。こうした経緯を経て、1957年12月31日に、両国は正式会談の再開に合意した。

なかったのか』337頁。

5章 李承晩政権末期の対日外交－在日朝鮮人の帰国事業と日米安保条約改定

本章の目的は、李承晩政権の末期に当たる 1958 年から 60 年まで韓国の対日外交を分析することである。主に、岸信介政権下の在日朝鮮人帰国事業と日米安保条約改定に対する李承晩政権の認識と対応を考察する。

従来の日韓会談研究は、第 4 次日韓会談では交渉の進展が期待されたが、在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題が浮上したため、成果を得られず、日韓は対立を深めたと論じる¹。また、在日朝鮮人の帰国問題を扱う研究は、日朝直接交渉や北朝鮮の意図などを分析しながら、朝鮮半島の唯一合法政府を主張する韓国が反発し、日本と対立する様子を描いている²。

こうした先行研究に対して、本稿では次の二つの問題意識を提示する。第一に、岸信介首相に対する韓国の認識が対日外交にいかに関与されたのかについて、考察が必ずしも十分ではないことである。先行研究では、韓国は岸の対韓積極姿勢を高く評価し、日韓会談が再開されたという議論に留まっている。特に、李承晩政権が岸を評価するにあたって、岸の反共姿勢が重要な要因であったことについて、ほとんど検討していない。岸は自分の反共意識を強調し、日韓の反共提携の必要性を訴えていた。それに対して、社会党や共産党が岸の前向きな対韓姿勢を批判していた。要するに、日本の国際冷戦と国内冷戦における岸の立ち位置に対して、反共を国是とする李承晩政権はいかなる認識

¹ 李元徳『韓日過去史処理の原点－日本の戦後処理外交と韓日会談』（ソウル：ソウル大学出版部、1996年）101－115頁。高崎宗司『検証日韓会談』（岩波新書、1996年）6章。朴鎮希『韓日会談－第1共和国の対日政策と韓日会談の展開課程』（ソウル：先人、2008年）4章、大田修『日韓交渉－請求権問題の研究』（クレイン、2015年）125－132頁。吉澤文寿『戦後日韓関係－国交正常化交渉をめぐって』（クレイン、2015年）87－106頁。張博鎮『植民地関係清算はなぜ成し遂げられなかったのか－韓日会談という逆説』（ソウル：ノンヒョン、2009年）340－353頁。張博鎮『未完の清算－韓日会談請求権交渉の細部課程』（ソウル：歴史空間、2014年）503－511頁。

² 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945－1965－封印された外交史』（平凡社、2012年）3章。朴正鎮「在日朝鮮人『帰国問題』－新しい論点と課題」『歴史学研究』第937号（2015年10月増刊号）。朴正鎮「在日朝鮮人の『帰国問題』の国際的脈略－日朝韓三角関係を中心に」『現代韓国朝鮮研究』第5巻（2005年11月）。高崎宗司・朴正鎮編『帰国運動とは何だったのか－封印された日朝関係史』（平凡社、2005年）。菊池喜晃『北朝鮮帰国事業－「壮大な拉致」か「追放」か』（中公親書、2009年）。テッサ・モリスースズキ（田代泰子訳）『北朝鮮へのエクソダス－「帰国事業」の影をたどる』（朝日新聞出版、2011年）。

を持ち、対応したのか³。これらの問いに対して、先行研究はあまり論じていないのである。

第二に、日米安保条約改定に対する韓国の認識と対応についても、それほど検討されていない。日米安保条約改定において、日米両国は、極東有事における在日米軍の戦闘作戦行動に対して、事前協議を行うことに合意した⁴。最近の日米同盟研究では、吉田・アチソン交換公文に焦点を当てながら、朝鮮半島有事の際に、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動は、事前協議をバイパスできるという密約が存在していたことが明らかにされている⁵。それでは、アメリカが、朝鮮半島有事において、在日米軍の戦

³ 日本における国際冷戦と国内冷戦とは、冷戦という国際的な外圧が日本の内政における構造的な分裂として内在化される状況を指す。日本国内で対立する政治勢力の一方が、国際冷戦での東西両陣営の一方と結びつきを持っており、その当事者は、アメリカ側にコミットした保守層といずれの陣営にもコミットしない立場である中立主義勢力であった。坂本義和は、岸は前者に属しており、岸の対韓友好政策は反共アジア外交の一環であったと論じる。坂本義和「日本における国際冷戦と国内冷戦」『岩波講座現代 6 冷戦—政治的考察』（岩波書店、1963年）。

⁴ 日米安保条約の改定過程に関しては、坂本一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）。原彬久『日米関係の構図—安保改定を検証する』（NHKブックス、1991年）。

⁵ 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約—機密外交記録が明かす「密約」の虚実』（岩波書店、2010年）131—139頁。信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』（弘文堂、2014年）3章。豊田祐基子『日米安保と事前協議制度—「対等性」の維持装置』（吉川弘文館、2015年）73—86頁。李東俊「1960年米日『韓国密約』の成立と展開」『外交安保研究』第6巻第2号、2010年12月。外務省傘下の有識者委員会が調査した日米間の密約は、次の四つである。(1) 1960年1月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する「密約」、(2) 1960年1月の安保条約改定時の、朝鮮半島有事の際の戦闘行動作戦に関する「密約」、(3) 1972年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」、(4) 1972年の沖縄返還時の、原状回復補助費の肩代わりに関する「密約」である。報告書の全文は、有識者委員会「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会の報告書」（2010年3月9日）。<

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/kekka.html>>（最終接続2017年1月5日）。朝鮮半島密約は、第3章で論じている。いずれの研究も、朝鮮半島密約の成立過程を分析した上で、沖縄返還の際に、日米間で密約の効力をめぐって交渉が行われたことを明らかにしている。日本は、密約を失効させるために、公開の共同声明で置きかえることを求めた。その結果、11月21日、佐藤栄作首相とニクソン大統領の共同声明で、「総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要であると述べた」という文言が明記された。この文言は、後に「韓国条項」として知られるようになる。さらに、佐藤は、ナショナル・プレス・クラブでの演説で、「万が一韓国に対し武力攻撃が発生し、これに対処するため米軍が日本国内の施設、区域を戦

闘作戦行動を日本と協議することに対し、李承晩政権はいかなる認識を持っていたのか。アメリカは、日本を中立主義の方向へ向かわせず、在日米軍基地を安定的に利用するためには、同盟関係における不平等性を是正する必要があると考え、日米安保条約の改定に取り組んだ。その結果、旧安保条約と比べて、日米は「対等な協力者」に向けて一定の漸進を遂げた⁶。こうした日米関係の力学について、韓国はいかなる展望を持っていたのか。また、アメリカは、そうした韓国を相手にいかに対応したのか。

上述の問題意識を踏まえて、本章では、李承晩政権が岸の対韓友好政策や反共姿勢を高く評価し、岸が首相に在る間に日韓会談を妥結する方針を立てたこと、しかし、在日朝鮮人の帰国問題が浮上すると対立が深まったことを実証的に明らかにする。さらに、韓国は、日米安保条約の事前協議に対して懸念を示し、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにする。こうした過程を通じて、李承晩末期の対日外交の背景には、本論文で一貫して議論してきた「日本問題」があったことを論じる。

第1節では、李承晩政権が、岸政権の対韓政策や反共姿勢を踏まえて、岸が首相の間に日韓関係を妥結しようとしたことを明らかにする。李承晩は、岸の前向きな対韓好政策や反共姿勢を高く評価し、共産党や社会党の批判に直面している岸政権の国内基盤を強化するために、対日友好政策を進めた。そして、特使として韓国を訪問した矢次は、日本における国際冷戦と国内冷戦の中で、岸が首相として反共意識をもって日韓関係の改善に向けて尽力する心構えであると力説しつつ、植民地統治に対する謝罪の念を示した。こうした議論の上で、李承晩政権は、対日「新姿勢」を打ち出し、岸が政権を握っている間に、日韓会談を妥結する方針を固めたことを明らかにする⁷。

闘作戦行動の発進基地として使用しなければならないような事態が生じた場合には、日本政府としては、このような認識に立って、事前協議に対して前向きに、かつすみやかに態度を決定する方針」を明らかにした。朝鮮半島密約を日米韓安保関係の観点で議論する研究は、倉田秀也「日米韓安保提携の起源—『韓国条項』前史の解釈的再検討」『日韓歴史共同研究委員会報告書』（2003年）。

⁶ 原『日米関係の構図』198頁。

⁷ 岸と矢次は戦前の軍部と深く関わっており、戦犯経歴の持ち主であった。原彬久『岸信介—権勢の政治家』（岩波書店、1995年）。橋本文男『昭和史を動かした男矢次一夫』（山手書房、1980年）。李承晩が岸や矢次の戦犯経歴を気にせず、彼らの友好姿勢に好意的に応じたのは、李承晩が、日本の将来に対する不安が存在していた時代情勢の中で、日本の過去ではなく、現在日本の傾向と将来の可能性を警戒したため、反日政策を推進したという本稿の分析視角を裏付ける。

第2節では、李承晩政権が、在日朝鮮人の帰国問題を日本の国内冷戦における岸の敗北であると判断し、岸に対する期待感を捨てなかったことを明らかにし、その前提から日韓会談の再開を試みるものの、帰国事業の進展に従い、対立を深めていく過程を描き出す。韓国は、岸を信頼して帰国問題をめぐって対日交渉を続けるが、日本が政府方針として在日朝鮮人の北朝鮮帰国を許可すると、韓国は日本の国内冷戦において岸が敗北したと考えた。そして韓国は、日朝間の帰国協定交渉中にも、日韓会談を再開し、その枠組みで帰国問題を処理することを試みるが、日朝間の帰国協定の締結を受けて、日韓間の対立が深まる。

第3節では、韓国は、日米新安保条約改定の事前協議制度に対して懸念を深め、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにする。アメリカは、日本は、日本の中立化に対する懸念から安保条約改定を通じて日米同盟の不平等性を是正しようとした。その結果、旧安保条約と比べて、日米は「対等な協力者」に向けて一定の漸進を遂げた。こうした観点から、アメリカは、韓国に対して、日本が自らの意思で中立主義ではなく、アメリカとの同盟関係を選択したと、日米安保条約改定の戦略的意味合いを強調した。さらに、アメリカは、朝鮮半島有事に関しては、吉田・アチソン交換公文の効力が延長され、国連メンバーとしての日本は、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動を支持すると主張した。しかし、李承晩政権は、事前協議で、日本が在日米軍の作戦展開を阻むと懸念し、さらに日本に左派政権が成立すれば、事前協議に拒否権を行使すると考え、在日米軍の円滑な作戦展開のためには、旧安保条約のように、同盟における日本の主権を制約するよう求めた。岸政権は対米協調路線を続けるが、近い将来において日本で政権交代が起こり、新政権下の日本は軍事力が強まることによって、アメリカの戦略に反する行動を取るようになり、日米同盟そのものが不安定化すると予想したからであった。こうした考察を通じて、事前協議をめぐる米韓の意見の違いは、事前協議制度の域を超えて日米安保条約の改定そのものに関わるものであったことを明らかにする。

第1節 矢次の訪韓と日韓首脳間の信頼関係形成

(1) 矢次の訪韓をめぐる混線

1957年12月31日に、日韓予備会談が合意に至り、日本国内では、矢次一夫が特使

の資格で韓国を訪問する計画が浮上した。そうした中で、矢次は、国策研究所が主催する「韓国訪問を前にして」と題する座談会で、多くの韓国人と接触してきた印象を述べ、日韓関係に対する持論を展開した。民間レベルで友好雰囲気の醸成に助力していくうちに、次第に条件交渉にまで関わるようになったが、日韓両国の間には、日本の植民地統治に起因する大きな感情的な隔たりが存在している。韓国人の対日反感が残存し、それが韓国独立後の基軸となっていることを日本は理解すべきである。矢次は、こうした議論を展開し、日本の道義的責任と理解を前提とし、韓国の国家建設に寄与すべきであると主張した⁸。

続いて矢次は、日韓間の戦略的提携の必要性を訴えた。矢次は、ドイツとフランスは、長い歴史を通じて敵対関係であったが、ソ連共産主義に直面して過去の恨みを捨てて協力段階に入っているとし、独仏関係を日韓関係の在り方として挙げた。そして、北朝鮮の脅威に直面している韓国は、日本に対して理性的姿勢を持つ必要があり、日本と韓国、それに中華民国も加えて三国が提携関係を築けば、東アジアで大きな政治的影響をもたらすと力説し、訪韓への意欲を示した⁹。

しかし、韓国政府内部では、矢次の訪韓をめぐって意見対立が起こっていた。韓国外交部は、矢次の訪韓に冷ややかな反応を示した。懸案問題が山積している状況で、日本の特使が訪韓することは適切ではないと考えたからであった。1958年1月9日、曹正煥外務部長官は、金柳沢宛の書簡において、公式の提案が来たら丁寧な断るよう指示し、懸案問題の妥結こそ、特使受け入れの前提条件であると強調した¹⁰。日本は久保田発言を撤回し、対韓請求権を放棄したが、それは非合理的な主張を取り下げたのみであり、日本は公式会談で誠意を示すべきである。その時期まで韓国政府は日本の特使を受け入れないつもりであるとし、岸の書簡原本に対しては正式の外交チャンネルで対応することを指示した¹¹。外務部の反応は、対日請求権に対する秘密メモを確保できなかったこ

⁸ 「韓国訪問を前にして—全面国交回復の前提となるもの」『新国策』第6巻2号（1958年1月15日）4-7頁。

⁹ 同上文献。

¹⁰ Letter from Foreign Minister to Ambassador Yu Taik Kim, The question of the Japanese suggested idea of sending a special personal envoy of their Prime Minister, January 9, 1958, 大韓国外務部外交文書登録番号 110『第4次韓・日会談予備交渉 1956-58. (V.3 1958.1-4)』、1949頁。

¹¹ Letter from Foreign Minister to Ambassador Yu Taik Kim, January 17, 1958、同上文書綴じ、2079頁。

とへの不満の意思表示でもあったと思われる。

外交部の指示に対して、金柳沢駐日韓国代表部公使は、再考を求めた。1月9日、金柳沢は、岸書簡の原本を入手するためにも、矢次の訪韓を肯定的に検討すべきであると主張した¹²。1月16日には、日本側が矢次訪韓の再検討に取り組んでいると指摘し、岸書簡の原本を入手するためには、訪韓を許可するしかないと提言した¹³。日本の外務省を通じることになれば、閣議の同意が必要となるが、その場合には書簡の受け入れが難しくなり、矢次訪韓の拒否が日本側にとって書簡を取り消す口実になる可能性もあるとし、矢次の訪韓を肯定的に検討するよう促した¹⁴。

そうした中、矢次の訪韓は、抑留者相互釈放の合意履行をめぐる軋轢によって、頓挫の危機に直面するようになった。1957年12月31日の合意では、日本が戦前から日本に居住してきた朝鮮人であるが、現在、日本内の外国人受容所に抑留中の者を釈放し、それと同時に韓国は刑期を了して韓国内の外国人受容所に抑留中の日本人漁夫を送還するとされた。その後、日韓両国は抑留者の相互釈放のための事務会議を開催した。大村受容所に抑留中の在日朝鮮人474名が借釈放され、続いて日本への不法入国者の中から、2月20日に249名、3月3日には251名が送還された。それに応じて韓国も刑期が満了した日本人漁夫922名に対する送還を始め、1月30日に300名、2月27日に200名の日本人漁夫を送還した。

こうして相互釈放が進む中で、北朝鮮送還を希望する在日朝鮮人への対応が争点となった。1957年12月31日の相互釈放合意では、北朝鮮帰国を希望する抑留在日朝鮮人に対する明確な取り決めがなかったため、論争が起こった。日本は、北朝鮮送還を希望する在日朝鮮人を強制的に韓国へ送還することはできないとし、自費出国による北朝鮮帰国は妨げないと主張した¹⁵。しかし、韓国は、日本への不法入国者全員は韓国へ送還されるべきであると主張し、日本の対応は合意違反に当たると批判した。李承晩は残り422名の日本人漁夫の釈放延期を命じるなど、厳しく応酬した。結局、3月1日に開催

¹² Letter from Ambassador Yu Taik Kim to President Syngman Rhee, January 9, 1958、同上文書綴じ、1954-1955頁。

¹³ Letter from Ambassador Yu Taik Kim to President Syngman Rhee, January 16, 1958、同上文書綴じ、2076頁。

¹⁴ Letter from Ambassador Yu Taik Kim to Foreign Minister Chung W.Cho, January 23, 1958、同上文書綴じ、2100頁。

¹⁵ 菊池『北朝鮮帰国事業』86-88頁。

予定の第4次日韓会談は延期される事態となった¹⁶。矢次は、こうした状況について、「訪韓を有意義とする可能性が熟するまで待つより仕方がない」と、苛立ちを隠せなかった¹⁷。

(2) 第4次日韓会談の開催と日本人漁夫釈放

抑留者相互釈放をめぐる対立が高まる中で、矢次と柳泰夏駐日韓国代表部公使の間で舞台裏の折衝が行われた。柳泰夏は、韓国の難しい内情を説明し、これを解決できる道は岸の決断であると主張した。柳泰夏との接触の後、矢次は、李承晩の83歳の誕生日に合わせて親書を送ることを岸に提案した。岸はそれを受け入れ、3月22日には、矢次も同席する中で、柳泰夏と親書の内容を協議した¹⁸。

3月27日、岸は、マッカーサー駐日米大使との会談で、柳泰夏を通じて李承晩の83歳の誕生日に合わせて親書を送ったことを伝えた。そこでは、李承晩の誕生日を祝賀し、日韓会談の開催を希望する旨が書かれており、岸によれば、柳泰夏は李承晩に新書を送ると約束し、その際に、日韓会談の早期再開を望む自分の考えに同意の念を示したという。こうした議論の上で、岸は韓国が残り442名の日本人漁夫の釈放日に関して合理的な提案をすれば、釈放が実行される前でも会談を再開する考えを示し、日韓会談の再開に意欲を示した¹⁹。

岸の新書を受け取った李承晩は、3月27日、AP通信とのインタビューで、日韓関係に対して前向きなメッセージを送った。そこで李承晩が強調したのは、岸に対する信頼感であった。李承晩は、自分は日本の外交官を決して信用しなかったが、岸は韓国と交渉できる唯一の日本人であると述べた。その上で、岸の書簡では4月上旬に日韓会談を開催することが提案されていたとし、それに同意する考えを示した²⁰。

¹⁶ 朴鎮希『韓日会談』253-254頁。

¹⁷ 矢次一夫「私のページ」『新国策』第6集4号（1958年2月5日）25頁。

¹⁸ 金東祚『韓日の和解—日韓交渉14年』（サイマル出版会、1993年）140頁。

¹⁹ 「岸総理、李承晩大統領の83回誕生日の祝賀メッセージを通じて韓日会談再開に対する意思を表明」（1958年3月28日）、国史編纂委員会『韓日会談関係米国務部文書4（1956-1958）—駐日アメリカ大使館文書綴じ』（ソウル：国史編纂委員会、2008年）334-335頁。以下からは日本語表記に従い、『国務省文書4』と略す。

²⁰ 『朝鮮日報』1958年3月28日。

続いて李承晩は、岸は政敵からの攻撃を受けており、特に社会主義者が日韓会談を妨害していると述べた。さらに、日本を真の反共国家であるとは考えていないとし、日本が加入する地域安保機構には参加しない方針を示した²¹。以上の発言は、李承晩が、日本国内で共産圏に友好的な姿勢を示す政治勢力が存在する中で、岸こそ自分と同じく反共主義を共有する政治家であると判断したことを物語っている。岸に対する李承晩の高い評価には岸の対韓友好政策のみならず、反共意識が反映されていたのである²²。

4月2日に、柳泰夏は首相官邸を訪問し、李承晩の返書を伝えた。岸は、首相官邸を訪れた柳泰夏に、4月7日頃に正式会談を開催することを非公式に提案した²³。ここに、柳泰夏を通じて日韓首脳レベルでの意思疎通が成立したのである。

首脳間の意思疎通と同時に、外交当局者の間でも議論が進んでいた。4月3日に、柳泰夏は、板垣修アジア局長との会談で、私案として日本が正式会談を開く旨を表明し、韓国側がそれと同時に相互釈放の促進に取り掛かる方案を提示した。続いて日韓会談が再開されれば、第三次釈放として300名位を送還し、残りの122名は、自分が責任をもって帰すように働きかけると述べた。板垣は、日韓関係の打開の観点から柳泰夏の提

²¹ 同上文獻。

²² 1960年3月26日に、李承晩は、柳泰夏に日韓会談を妥結する旨を明らかにしたと言われている。中央日報編『残したい話(2)―景武臺四季』(ソウル:中央日報社、1973年)384頁。しかし、李承晩の発言を直接聞いた柳泰夏は、李承晩が日韓会談の妥結を決心した時期は、1959年3月であったと回顧する。權五琦『權五琦政界秘話対談―現代史主役たちが語る政治証言』(ソウル:東亜日報社、1986年)348頁。また、しかし、本稿の分析によれば、李承晩は、岸や親韓派の対韓友好姿勢を踏まえて、岸の首相在任中に会談を妥結する意思を固めた時期は1958年3月であった可能性が高い。まず、1959年3月頃では、1月29日に日本が政府方針として在日朝鮮人の北朝鮮帰国を承認したことにより、日韓間の外交的対立が深まる時期であった。外交対立が深まる時期に、会談妥結を決心したとは考えにくい。また、柳泰夏の回顧には、矢次が56年に韓国を訪問したと述べたり、岸が57年末に首相に就任したと回顧するなど、具体的な時期に関して錯誤が多い。また、李元徳は、李承晩が、金柳沢を駐日韓国代表部の大使に任命する際に、日韓会談を妥結する考えはないと述べたことを取り上げて、李承晩の発言は、彼の本意でないと論じる。李元徳『韓日過去史処理の原点』115頁。しかし、1958年3月以後、李承晩政権の対日政策基調に変化が起こる点を考えれば、李承晩の発言は本意であった可能性が高い。詳しくは本論で後述する。

²³ 「板垣アジア局長・柳公使会談要旨〔日韓全面会談再開、相互釈放問題他〕」(1958年4月3日)、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題、資料2期(1953年―1961年)、第1巻(代表間対話)』(現代史料出版、2012年)504―505頁。以下から『資料第2期第1巻』と略す。

案を検討する旨を明らかにした²⁴。こうした紆余曲折を経て4月15日に第4次日韓会談が正式に開催された。会談再開から一週間が経た22日には、日本人漁夫300名が釈放された。

しかし、実際の交渉はなかなか進展しなかった。韓国側は、請求権問題委員会の構成案を提案したのに対し、日本側は応答を保留するなど、消極的な姿勢を示した。ようやく日本側が応答したのは、5月6日の第6次本会議のことであった²⁵。

そこで、韓国は岸に対して妥協的な姿勢を示した。金東祚外務次官は、正式会談が延々と進展しないのは、官僚的な対応のためであると判断し、岸に漁夫釈放という贈り物で「貸し」を作くることを、李承晩に提案した。李承晩は5月22日の総選挙を前に苦境に直面している岸の立場に配慮し、日本人漁夫122名の釈放を許可した。5月17日、122名の日本人漁夫が日本に送還された。送還の通知を受けた岸は、柳泰夏を首相官邸に招いて李承晩の決定を高く評価した²⁶。

マッカーサーは、5月22日に予定される総選挙の前に、日本人漁夫122名が釈放されれば、保守党や岸政権に大きな助けとなるとし、選挙前に釈放が実行されなくても韓国側が釈放日を通報したら、肯定的な効果があると評価した。日本の容共主義者や中立主義者、社会主義者は、岸や保守党が122名の日本人漁夫が送還される前に、日韓会談を開催したのは、韓国に屈服し、日本漁業界の利益に反する行為であると、批判していたからであった²⁷。

5月14日、金東祚は、ダウリング (Walter C. Dowling) 駐韓米大使との会談で、具体的な日付を知らせる段階ではないが、5月22日の前には、日本人漁夫を釈放し、送還するよう努力するとし、まだ公にはできないが、李承晩が岸の特使を受け入れることに同意したと述べた。相次ぐ韓国の対日友好政策の背景には、日韓会談以外の側面が存在

²⁴ 同上文献。

²⁵ 張博鎮『植民地関係清算はなぜ成し遂げられなかったのか』344-345頁。

²⁶ 金東祚『韓日の和解』143頁

²⁷ 「韓国が122名の日本漁夫の釈放日を確定すれば、迫る選挙で岸政権と自民党に大きな好材料になると予想」(1958年5月11日)『国務省文書4』354頁。厳密な因果関係の検証は困難だが、実際に5月の総選挙で、自民党が勝利し、岸政権の基盤が強化される結果となった。自民党は議席の喪失が予想されていたが、287議席を獲得して過半数の議席を増やした。一方、社会党は議席数の増加が期待されたが、予想されたほどの伸び率を見せず、166席に留まった。

していた。金東祚は、韓国政府の意図について、次のように述べた²⁸。

金は、両方は、岸の選挙勝利に寄与するために実行されるのであり、岸の選挙勝利は西側陣営の利益にとって必須的であると説明した。

李承晩は、反共協力の観点から岸政権が日本の国内冷戦で優位を占めるよう、岸政権の強化策として対日政策を進めたのである。日本人漁夫の釈放に続いて、韓国は岸の個人特使として矢次が韓国を訪問すると発表した。

(3) 矢次の訪韓と韓国の対日新姿勢

矢次の訪韓は、5月19日から21日までの日程で行われた。矢次は、訪韓当日には李承晩と会談した。また、韓国の外交当局者や国会議員、財界人とも接触し、意見交換を行った。

韓国は、矢次訪韓の意味合いを高く評価した。5月23日、金東祚は、ジョンズとの会談で、矢次から感銘を受けており、李承晩の態度も好意的であったとし、全体的な観点から矢次の訪韓は日韓関係に有益であったと評価した²⁹。矢次も同様の考えを示した。矢次は、帰国当日の記者会見で、今回の訪韓をきっかけとして日韓関係は好転すると主張し、李承晩との会談は友好的な雰囲気で行われたと述べた³⁰。5月22日、矢次は、岸を訪ね、李承晩との会談成果と韓国の国内情勢を報告した³¹。

日本のマスコミでの評価は、矢次を日本政府の卑屈な降伏使節であると批判する議論と、李承晩の対日認識や韓国の対日政策に変化が起こるという議論に分かれた³²。外務省韓国担当の菅沼潔によれば、矢次訪韓の前に開かれた外務省の会議では、矢次に具体的な懸案問題に対しては言及しないように申し入れ、彼の役割を特使に限定することが承認されたという。こうした外務省の判断には、舞台裏外交に対する強い警戒心が反映

²⁸ 「韓国外務次官、5月22日目に日本漁夫を送還する計画であると言及」（1958年4月14日）『国務省文書4』355頁。

²⁹ 「韓日関係－矢次一夫の訪問」（1958年5月24日）『国務省文書4』365頁。

³⁰ 『朝日新聞』（1958年5月22日）

³¹ 『朝日新聞』（1958年5月22日）。

³² 「矢次一夫の韓国訪問」（1958年5月23日）『国務省文書4』364頁。

されていた。菅沼は、外務省の立場について、最近韓国は好意的な反応を見せており、矢次訪韓の結果に安心しているが、矢次が韓国人たちと接触した内容を教えてくれないことに不満を抱いていると述べた³³。

駐日米大使館は、矢次の訪韓について、次の二つの評価を下した。第一に、矢次の訪韓が日韓相互理解の機会となったことである。駐日米大使館は、矢次は李承晩や韓国人たちに、日韓友好関係を望む日本政府の真意を伝えたと言った。菅沼も、対韓請求権の放棄や文化財の返還など、岸の対韓友好策により、李承晩の対日政策に変化が見られるとし、会談進展への期待感を示していた。第二に、矢次の訪韓が正式の交渉過程に混乱をもたらすと懸念された。矢次が親善特使以上の役割を果たした証拠は見つからないが、懸案問題を議論した可能性は残っており、どちら側から懸案問題に対して具体的な約束を交わしたという主張が出てきたら、日韓会談は困難に直面すると考えられた³⁴。アメリカのこの否定的な評価には、矢次の経歴への不信感も反映されていたと思われる。駐日米大使館は、矢次が日本の海藻産業に大きな利害関係を持っており、韓国海苔の対日密輸をめぐる最近の紛糾にも関わっているという情報を入手していた³⁵。

6月26日、矢次とマッカーサーが、訪韓について議論した。矢次は、具体的な懸案問題には言及せず、日韓間の根本的な違いを指摘し、両国は忍耐を持ち、相互理解を図り、政治的現実の相違を理解すべきであると主張した。マッカーサーは、韓国に対する矢次の寛容な姿勢、特に柳泰夏との関係は真摯なものであろうが、彼は舞台裏で対韓交渉を調整する大物のイメージを作ろうとしているとし、警戒心を緩めなかった³⁶。

それでは、矢次が強調した政治的現実の相違とは何であろうか。矢次は、自分は李承晩に、日韓における二つの相違を指摘したと、マッカーサーに説明した。(1) 韓国大統領の権限と日本首相のそれとは相当な違いがあること、(2) 憲法上の制約のため、日本は韓国ほど強力な反共体制が構築できないが、岸は若い頃から強い反共主義者であることである。矢次の主張は、韓国は主要政党の支えが必要な日本政治の複雑な立場を理解すべきであり、しかも日本の国内外で共産主義者たちが日韓友好関係の構築を妨害して

³³ 「岸総理の個人使節である矢次の訪韓」(1958年6月11日)『国務省文書4』368-370頁。

³⁴ 同上文書。

³⁵ 『国務省文書4』364頁。

³⁶ 「訪韓した日本の親善使節である矢次一夫との対談備忘録」(1958年7月2日)『国務省文書4』375頁。

いるということであった³⁷。矢次自ら作成した李承晩との会見記では、次のように、記録されている³⁸。

日韓会談の進行はどうも遅々としておって、御期待に添わない点もあったかもしれないが、日本の政治制度や、政治情勢から見て、辛抱強く見てもらいたい。日本という国は、お国のように反共を国是として確立している国ではないのだから、国内における共産派の抵抗にも処しなければならず、国際的な共産派の攻勢にも処していかなければならない。そういう中で反共の精神で岸首相はやっている。それに、韓国の大統領の権限と日本の総理大臣の権限とは違うのだから、そういう点は十分に一つ理解しておいてほしい。

日本における国際冷戦と国内冷戦の中で、岸は反共意識を貫いている。韓国の大統領に比べて日本首相の権限は劣れるが、岸は日本の最高指導者として日韓関係を発展させていく心構えであると、矢次は李承晩に力説したのである。

さらに矢次はマッカーサーに対して、古傷をいやすために、岸首相や植民地統治を遺憾に思っている日本人たちに代わって、日本の植民地統治に対して謝罪した (apologized) と述べた。矢次によれば、伊藤博文による韓国の併合は失策であったと、李承晩に述べたという³⁹。岸は、日韓関係を前進させるためには、歴史認識に対して前向きに対応する必要があると判断し、矢次を通じて謝罪の念を伝えたとされる。若宮啓文は、矢次の謝罪は、アジアの反共提携に熱心であった岸が、李承晩との関係作りのために駆使した殺し文句であったと論じている⁴⁰。

それでは、李承晩はいかなる反応を見せたのか。マッカーサーとの会談で矢次は、李承晩が、以前から日韓の友好関係を築き、日本に対する韓国人の敵対感情を抑えようとしてきたが、岸は自分の意図を理解し、日韓の新たな友好時代を築こうとする初の日本政治家であると、岸を高く評価したと説明した⁴¹。

友好的な雰囲気の中で話が進んでいく中で、李承晩は岸に対する期待感のみならず、警

³⁷ 同上文書、377頁。

³⁸ 矢次一夫「李大統領と会見して—訪韓第一号としての印象を語る」『新国策』第6集15号(1958年5月25日)6頁。

³⁹ 『国務省文書4』378頁。

⁴⁰ 若宮啓文『戦後70年保守のアジア観』(朝日新聞出版、2014年)202頁。

⁴¹ 『国務省文書4』378頁。

告のメッセージも伝えたようである。金東祚の回顧によれば、李承晩は岸を「両国関係の親善に努力するまれに見る政治家」と評価しながらも、次のようなメッセージを残したという⁴²。

岸首相に私の意向を伝えてください。われわれ韓国人は日本の朝鮮統治を許すことはできませんが、過去を忘れることはできません。したがって、今後における日本の出方が重要問題解決の鍵であるのです。岸首相は反共の立場に立っていますが、今日の日本は北方の共産主義者たちと商売をし、往来もしてわれわれを憤激させながら、その一方で韓国と親善をうんぬんしているので……誠実さを疑うよりほかないのです。日本人は共産党の正体を正視して、彼らとの関係を断つべきです。

李承晩の発言から日本の共産圏外交に対する彼の強い警戒心が伝わってくる。そのことは、裏を返せば、岸の反共姿勢に対する李承晩の高い評価を物語っている。

それでは、矢次の訪韓以後、李承晩政権の対日外交は、いかなる様子を見せたのか。矢次とマッカーサーの会談では、柳泰夏の対日批判声明が取り上げられた。6月24日、衆議院の予算委員会で、社会党の今澄勇議員が日本のみ請求権を放棄するなど、日本政府の対応が弱腰であると批判したのに対し、藤山は両国の請求権問題を協議するとし、李ラインを容認しない旨を明らかにした。これに対し、柳泰夏は社会党のみならず、日本政府の答弁を取り上げ、会談が膠着すれば、すべての責任は日本にあると批判した⁴³。マッカーサーは、柳泰夏が社会主義者のみならず、日本政府や岸まで批判したことは逆効果をもたらすと懸念を示した⁴⁴。

矢次は、マッカーサーの意見に慎重な姿勢を示した。矢次によれば、柳泰夏は、対日批判声明を出す前に、自分にその内容を事前に伝えたという。矢次は、柳泰夏による過度の対日批判は、韓国における彼の難しい立場に起因しているが、韓国では反日勢力が柳泰夏を韓国の対日「新姿勢」(“new attitude” of the ROK toward Japan)と見なし

⁴² 金東祚『韓日の和解』144頁

⁴³ 「日本議会予算委員会の社会党議員、韓日協商で日本の低姿勢問題で岸総理と藤山外相を非難」(1958年6月27日)『韓日会談関連米 국무部文書3(1956-1958) - 駐韓アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2008年)276-277頁。以下からは日本語表記に従い、『国務省文書3』と略す。

⁴⁴ 『国務省文書4』377頁。

ていると述べた。柳泰夏によれば、韓国の対日「新姿勢」は日本に対して暴力的な姿勢を示したり、対抗するのではなく、具体的な諸問題を把握していく姿勢であり、それが李承晩の意向であると、矢次は説明した⁴⁵。つまり、矢次は、韓国は国内の反日感情に振り回されながらも、実際には日本との懸案問題を妥結するために、外交的妥協点を模索していると主張したのである。

こうして、李承晩政権は、日本に対して強硬な姿勢を示しつつも、他方では、岸政権を相手に日韓懸案問題の解決を模索していたのであった。柳泰夏は、日本側が岸の親書通りに誠意をもって協議すれば、現在進行中である日韓会談は年内にも妥結可能であると述べた⁴⁶。

第2節 在日朝鮮人の帰国事業と日韓関係

(1) 在日朝鮮人の仮釈放問題と日韓交渉

矢次の訪韓以後、日韓関係改善の雰囲気が高まる中で、在日朝鮮人の帰国問題が再び浮上した。1958年6月26日、大村受容所内の北朝鮮帰国希望者93名が、即時釈放と北朝鮮帰国実現を求め、無期限のハンストに突入した。ハンスト参加者の中から生命の危うい者が続出すると、7月7日、日本の法務省は病弱者26名を仮釈放すると口頭で約束した。韓国は日本政府の対応に反発した⁴⁷。

7月7日、板垣は、柳泰夏との会談で、仮釈放は人道上の見地からやむを得ない措置であると主張した。長きにわたるハンストのために、身体が極限に衰弱し、危険な状態に陥るケースが多発しており、ハンスト参加者らは北朝鮮帰国が実現するまで、ハンストを続ける態度を堅持している。放置すれば、死者が出る可能性もあるため、法務省の保護看視下で仮釈放するとし、韓国側の理解を求めた⁴⁸。

柳泰夏は、仮釈放措置は日韓合意の違反であると反駁した。柳泰夏は、日本政府が合意通りに、大村受容所の不法入国者を韓国へ送還すれば、今回のような事態は起こらな

⁴⁵ 同上文書。

⁴⁶ 『朝鮮日報』1958年6月24日。

⁴⁷ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生』229頁。

⁴⁸ 「大村受容所内の北朝鮮帰国希望者に関する柳公使、板垣アジア局長会談要旨」（1958年7月7日）『資料第2期第1巻』510頁。

かったはずであるとし、日本が協議もせず、一方的に仮釈放を決めたと批判した。板垣が非公式の意見として第三国の調停や国際赤十字などの中立機関への委任を提案すると、柳泰夏は日韓合意に従って、在日朝鮮人は韓国へ送還されるべきであると主張した⁴⁹。

韓国は、仮釈放措置が在日朝鮮人の北朝鮮帰還に繋がるのではないかと懸念していた。それは自らを朝鮮半島における唯一合法政府を主張する韓国にとって容認できないものであった。柳泰夏が板垣に渡した口上書では、北朝鮮は共産主義の侵略によって侵略された韓国領導の一部であり、在日朝鮮人が北朝鮮へ行くことを許可することに反対するとし、日本は1957年12月31日合意に従って在日朝鮮人の韓国送還を促進すべきであると述べられている⁵⁰。韓国の林炳稷首席代表が述べたように、韓国にとって仮釈放措置は船舶や文化財のような利益の問題ではなく、主義上の問題であったのである。反発を強めた韓国は、日韓会談における漁業交渉代表の来日を延期した⁵¹。結局、日韓会談は7月下旬から中断された。

しかし、韓国は不満を示しながらも、一方では日韓会談の再開を模索していた。韓国は、仮釈放絶対反対の立場から一步後退し、仮釈放を容認する立場を取るなど、柔軟な姿勢を見せつつあった。こうした判断には、岸への配慮が反映されていた。親韓派の船田中衆議院などが岸の党内基盤が脆弱であると懇願していた。韓国は岸を窮地から救い出すために、仮釈放に理解を示したのである⁵²。

岸の政治的立場に配慮して仮釈放を認めるほど、韓国は岸へ期待感を寄せていた。7月27日、林炳稷は、澤田廉三首席代表との会談で、岸と会談した内容を伝えた。林炳稷によれば、岸は全面会談を成功させたいという熱意は変わっていないと述べたという。林炳稷は、岸の発言は韓国にとって大きな成果であるとし、岸の積極姿勢を評価した。その上で、韓国は日韓会談にひびを入れないために、25名の仮釈放を受け入れると伝えた⁵³。7月31日、金東祚は、抑留者問題に対する妥協案を藤山に提示しながら、8月

49 同上文書、510－511頁。

50 同上文書。

51 「第八次 澤田首席代表と林大使・柳公使との会談要旨〔大村収容所、漁業問題他〕」（1958年7月16日）『資料第2期第1巻』513頁。

52 金東祚『韓日の和解』151頁。

53 「第十次 澤田・林会談要旨〔日韓会談、大村仮釈放問題他〕」（1958年7月25日）『資料第2期第1巻』514－515頁。

20日に漁業委員会を開催することを提案した⁵⁴。

8月に入り、仮釈放者をめぐる日韓外交当局者間の議論が本格化した。8月12日、韓国は、韓国政府の立場を整理した備忘録を提示した。その内容は次の三点である。(1) 仮釈放した者が韓国の指定した場所以外のところへ送還されないよう、監視することを、日本が書面で保障すれば、韓国は仮釈放に反対しないこと、(2) 抑留者は、政治的所属による差別を受けてはいけないこと、(3) こうした合意は、全面会談で問題が最終的に解決されるまでの暫定的な合意の性格を持つことであった⁵⁵。書面保障を求めたことから分かるように、韓国は仮釈放を認めながらも、彼らを北朝鮮へ送還しないという確たる保障を求めたのである。

外務省は、(1)について、懐疑的な姿勢を示した。韓国の要求は強制送還を意味しており、拘束力が仮釈放のみならず、すべての抑留者問題にまで及ぶと判断したからであった⁵⁶。日本は、人道的観点や国際慣例に従って、抑留者本人に居住地選択の自由を与えるべきであると考えていたのである。藤山は、林炳稷との会談で、抑留者本人の意思に応じて処理することが最善の方法であるとし、日韓の国籍処理問題があるが、日本としては人道問題として取り扱う旨を明らかにした⁵⁷。

仮釈放をめぐる合意が形成されていない中で、8月18日、法務省は3人の仮釈放を実施した。次の日、駐日韓国代表部は、8月20日に予定されていた漁業交渉を再び延期することを要請した。表面上の理由は準備不足であったが、3人の仮釈放に対する対抗措置であった⁵⁸。

8月21日、林炳稷は、マッカーサーとの会談で、仮釈放に踏み切った日本の意図に対

⁵⁴ 「金東祚外務次官、ダウリング米大使に抑留者問題に対する妥協案と漁業交渉の開始日を日本政府に通報したことを伝達」(1958年8月1日)『国務省文書3』286頁。

⁵⁵ 「柳泰夏公使、澤田代表に北送希望の在日韓国人釈放に関する韓国側の備忘録を伝達」(1958年8月15日)『国務省文書4』402-403頁。ちなみに、アメリカの文書では、備忘録の日付は8月14日であるが、日本外交文書によれば、8月12日であり、以後の日韓交渉も8月12日の案を基礎に進行した。従って、本稿でも備忘録の日付は8月12日とする。

⁵⁶ 同上文書。

⁵⁷ 「藤山外務大臣と林首席代表との会談要旨〔漁業委員会、大村問題、相互釈放、国籍処理問題他〕」(1958年7月31日)『資料第2期第1巻』516頁。

⁵⁸ 「北送希望の在日韓国人92名の中で3名を仮釈放した日本法務省の措置に対して韓国は漁業及び平和線分科委員会の開会延期を要請」(1958年8月20日)『国務省文書3』288頁。

して警戒心を示した。林炳稷によれば、日本が北朝鮮帰国を希望する在日朝鮮人抑留者を北朝鮮へ送還すれば、朝鮮半島における二つの政府の承認となり、それは韓国側にとって原則上受け入れられないということであった。こうした議論の上で、林炳稷はこの問題が今回の紛争解決の核心であると述べた⁵⁹。

8月20日、山田久就外務次官は8月12日付の備忘録に対する応答として、次の四点を林炳稷に提示した。1) 人道主義の観点から在日朝鮮人3人を仮釈放したこと、2) 韓国の書面保障要求は、強制送還を意味するため、外務省としては受け入れられないこと、3) 東京で開催される原水爆で北朝鮮代表の来日を拒否したことからも分かるように、北朝鮮とはいかなる接触もしないことが日本政府の確たる立場である、4) 戦争捕虜と同様に、不法入国者にも人道的な立場から自発的送還が認められるが、日本政府は韓国との妥協点を探るために、抑留者に選択の絶対的保障は与えない、という四点である⁶⁰。仮釈放の実施を擁護しつつ、韓国の書面保障要請には応じていないが、北朝鮮との接触を控えることによって、朝鮮半島の雄一合法政府を主張する韓国の立場に配慮する内容であった。

山田の応答は、この時点まで日本政府が、北朝鮮帰国問題よりも韓国との国交正常化を優先していたことを物語っている。8月23日、澤田は、岸との会談で、日韓会談が中止され、1957年12月31日合意以前の状態に戻り、再び漁船の拿捕、漁夫の抑留が繰り返される事態は避けるべきであるとし、会談を継続させるためにも、日本側が柔軟性を示す必要があると主張した。その方案として日本側が「当分の間、仮釈放者を日本に留置するよう注意努力」する旨を伝えることを提案し、国内で反対世論が起こる場合には、国連決議で合意政府と認められている韓国政府と法律上の正常関係樹立が優先課題であり、北朝鮮は韓国との関係を正常化した上で、段階的に考えるべきであるという論理で対応することを提案した⁶¹。

9月3日、板垣は、韓国の備忘録に対する応答として口頭伝達条項を提示した。その

⁵⁹ 「韓日会談の韓国側代表団、日本の北送推進計画は二つの韓国を承認しようとする意図であると疑念を表明」(1958年8月22日)『国務省文書4』406-407頁。

⁶⁰ 「日本、北送希望の在日韓国人3名の仮釈放は人道主義次元という立場を表明し、韓国が要求した北送禁止の書面保障を拒絶」(1958年8月23日)『国務省文書3』291-292頁。

⁶¹ 「八月二十三日、沢田代表の岸総理との会談要旨」(1958年8月25日)、浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期(1953-1961年)、第3巻(外務省省内準備・省庁間折衝 本会議)』(現代史料出版、2012年)107-108頁。以下『資料第2期第3巻』と略す。

全文は次のようである⁶²。

(口頭伝達条項)

一九五八年八月十二日の会合において柳泰夏氏から板垣アジア局長へ手交されたエード・メモアールに関して、日本国政府は、韓人仮釈放者に関する問題を、わが方の自主的措置として、当分の間韓国側の希望を考慮しつつ取扱う意向を有することを申し述べます。

なお、日本国政府は、大韓民国政府が、送還先として特別の希望を有しない韓人不法入国者の送還の受け入れを延滞なく再開するための措置をとることを要請いたします。

韓国は口頭伝達条項に対する修正を求めた。主に問題視したのは、「自主的措置」及び「当分の間」の文言であった。その理由は、「自主的措置」という文言では、日本に行動の自由を与えすぎると考えたからであった。「当分の間」では、日本が従来の方針を変えず、韓国の希望を考慮するにあたって、その期間が短い過ぎるという印象を受けた。さらに、韓国の備忘録では、公式会談で問題が解決されるまでの暫定的合意の旨が書かれているため、「当分の間」という文言は必要ないと考えていた。こうした韓国の要求に対して、澤田は、韓国側の指定する場所以外に、送還しないことを保障すれば、韓国の命令で動いているという批判に直面する恐れがあるため、「自主的措置」という表現を使ったと述べた。「当分の間」については、会談継続中という表現も検討されたが、会談中断の時期に縛られないために、提案すると主張した⁶³。

交渉が膠着する中で、韓国は妥協案を模索した。それは、書面保障要求を取り下げる代わりに、岸の口頭約束を獲得することであった。こうした韓国の判断には、岸に対する韓国の信頼感が強く働いた。9月8日、金東祚は、日韓の立場の相違が大きい状況であるとし、岸の善意を信じて口頭約束で暫定的に妥結した上で、中断した日韓会談を再開し、この問題を正式に議題として解決することを李承晩に提案した⁶⁴。

岸は韓国の口頭約束の要求に応じたようである。9月16日、柳泰夏は、ダウリング(Walter C. Dowling) 駐米大使との会談で、岸が正式会談で在日朝鮮人の地位問題が

⁶² 「アジア局長・柳公使会談要旨〔交渉難航〕(1958年9月5日)『資料第2期第1巻』526頁。

⁶³ 「第十三次 澤田・林会談要旨〔大村仮釈放問題他〕(1958年9月5日)『資料第2期第1巻』528—529頁。

⁶⁴ 金東祚『韓日の和解』152頁。

解決されるまで、北朝鮮帰国を許可しないと、口頭で約束したと述べた。柳泰夏によれば、韓国政府は口頭約束以上のものを望んでいたが、これが獲得可能な最善の結果であり、岸が政権を握っている間に、日韓懸案問題を解決すべきであるとし、大統領と外務部長官に正式会談の開催を提案したという⁶⁵。

口頭伝達条項に対する外交当局者間の交渉も進展しつつあった。9月22日、両国は、日本が仮釈放者問題を「暫定的な措置として韓国側の希望を考慮し取扱う」という文言で合意した⁶⁶。柳泰夏は、在日韓国人の北朝鮮帰国問題は、日韓間の正式会談で議論するという理解の下で、声明を受け入れる旨を明らかにした。菅沼は、今回の合意は問題を棚上げしたことになるが、李ラインや漁業問題を含めて全面会談が開催されると述べた⁶⁷。

ところが、この時点で、日韓会談を再開するという韓国の判断には、岸に対する信頼感のみならず、さらに他の要因が働いていた。それは、在日朝鮮人の帰国問題をめぐる日本国内の情勢である。8月11日、朝鮮総連は大村受容所抑留者の即時釈放要求と在日朝鮮人の北朝鮮帰国運動推進を決議し、帰国運動が本格的に始まった。9月8日には、日朝協会主催の「日本朝鮮直接貿易実現平和友好月間運動中央集会」が開かれ、大村の帰国希望者の早期帰国実現の他に、日韓会談の中止や日朝自由往来の実現を宣言した⁶⁸。9月11日、ダウリングは、マッカーサーから日朝協会の活動に対する情報を入手し、韓国に伝えた。アメリカは日韓会談の早期再開を提案し、韓国政府も同意した⁶⁹。北朝鮮帰国運動の規模と範囲が、大村受容所の枠を超えてすべての在日朝鮮人にまで広がっていく状況を踏まえて、韓国は日韓会談の再開に取り組んだのである。

(2) 日韓会談の膠着と日本の対韓政策の後退

10月2日、漁業委員会の第1次交渉が開かれた。そこで、日本側は李ラインの非合

⁶⁵ 「柳泰夏公使、公式会談で在日韓国人地位問題が合意されるまで北送はないという岸総理の口頭約束を受け取ったと伝言」（1958年9月16日）『国務省文書3』294頁。

⁶⁶ 「山田次官・柳公使会談要旨」（1958年9月22日）『資料第2期第1巻』530頁。

⁶⁷ 「韓国、北送希望の在日韓国人問題は在日韓国人地位分科委員会で協議するという日本の提案を受用」（1958年9月26日）『国務省文書3』296頁。

⁶⁸ 吉澤『戦後日韓関係』91頁。

⁶⁹ 菊池『北朝鮮帰国事業』100頁。

法性を強調した。日本側が提示した「日韓漁業協定要綱」によれば、国際法また国際慣例上、公海に対して一方的に設置した排他的な管轄権は認められないため、日韓両国が公海上において水産資源の持続可能な生産のために、必要な保存開発措置を相互協議しなければならないということであった⁷⁰。こうした日本の主張は、韓国の猛烈な反発を引き起こした。韓国は、日本が李ラインの非合法性を主張したのは、本国政府に報告さえもできないと批判の声を高めた⁷¹。

柳泰夏の対日批判は漁業問題に留まらなかった。韓国は、日本の交渉姿勢を批判し、会談決裂の意思を仄めかした。10月11日、柳泰夏は、請求権委員会において、好戦的な態度で、日本が真摯な姿勢を示していないため、韓国は会談を続けることに疑念を持っていると主張した。続いて発表された言論声明では、日本の交渉姿勢を批判し、日本が文化財や船舶問題で誠意を示しておらず、日本がすべての委員会で曖昧な態度を維持しているとし、李ラインの侵犯を座視しない旨を明らかにした⁷²。

こうした柳泰夏の批判攻勢に対して、日本は慎重な反応を見せた。社会党や自民党内で岸政権の対韓政策に対する批判が強まっている中で、柳泰夏の対日批判に対抗し、問題が表面化するのには、岸政権にとって避けるべき状況であった⁷³。何よりも、柳泰夏の対日批判は韓国政府の本意ではないと判断したからであった。岸と藤山は、10月17日に開催される漁業委員会で韓国の意図が明らかになると判断し、澤田に会談の継続を指示した⁷⁴。10月16日、澤田は、林炳稷との会談で、岸の意向として漁業交渉の初めから李ラインを持ち出して議論を誘発し、ぶつかることなく、この問題を後回しにして実際の協定に入り、会談を続けることを提案した⁷⁵。

実際韓国は、対日批判を繰り返しながらも、現実的な対応として日韓会談を続ける方針であった。岸が首相でいる間に日韓会談を妥結すべきであると考えたからであった。林炳稷は、国務省の職員との非公式接触で、岸に対する期待感を示した。林炳稷によれば

⁷⁰ 朴鎮希『韓日会談』276-277頁。

⁷¹ 「韓国、漁業及び平和線分科委員会で平和線の撤廃を要求した日本の提案に対して強力な反対意思を伝達」(1958年10月14日)『国務省文書3』301-302頁。

⁷² 同上文書。

⁷³ 同上文書。

⁷⁴ 「岸総理と藤山外相、韓日会談の決裂を考慮中であるという柳泰夏公使の声明は韓国政府を代表しないという判断に同意」(1958年10月15日)『国務省文書3』304頁。

⁷⁵ 「第十七次 澤田・林会談要旨〔翌日会合打合せ他〕」(1958年10月18日)『資料第2期第1巻』537頁。

ば、李承晩は、岸が日韓問題の解決に真摯であると考えており、日本が誠意を見せれば、韓国はそれを活用する準備ができているということであった⁷⁶。

日韓両国の間で、会談継続のコンセンサスが形成されていたにも関わらず、交渉は行き詰まっていた。日韓それぞれの交渉戦略が真向から対立していたからであった。韓国は船舶、文化財などで日本が具体的な誠意を示せば、韓国側の雰囲気も好転し、漁業問題も円満に解決できると主張した。外務省が論じたように、韓国の交渉戦略は、船舶、文化財問題について圧力をかけ、日本の譲歩を既成事実とした上で、漁業問題に関する自己の主張を貫くことであったのである⁷⁷。しかし、こうした韓国の交渉戦略は、日本のそれとは相いれなかった。日本は韓国の主導権を封じる意味から、漁業問題を先決する方針を固めていた。日本の交渉戦略は、韓国が李ラインの撤廃を前提とする漁業協定に同意する場合に、その漁業交渉の進展に合わせて船舶、文化財について具体的な協議に取り組むことであった⁷⁸。

11月28日に開催された漁業委員会でも具体的な進展が見られなかった。注目すべきなのは、11月28日の漁業委員会を起点に、日本政府で対韓交渉に対する懐疑論が支配的となった点である。日本内閣は、11月28日に開催予定の漁業委員会に向けて以前の漁業協定案を修正することを指示した。その修正内容は、李ライン問題を漁業資源保護で切り抜け、韓国への譲歩として李ラインの非合法性に言及しないことであった。外務省は、少なくとも韓国側がこの案を議論の土台として受け入れることを望んでいた。そうでなければ、漁業以外の懸案で譲歩することを主張する内閣メンバーが、強硬派を説得できないと判断していたからであった⁷⁹。11月28日の漁業委員会の後、外務省は、韓国の意図について、事実上李ラインを維持することであるとし、日韓会談に対する懐疑的な展望を示した⁸⁰。

こうした状況の中で、自民党の親韓派は、岸の政治決断を促していた。11月29日、

⁷⁶ 「韓日会談」(1958年11月4日)『国務省文書4』430頁。

⁷⁷ 「日韓交渉の現状について」(1958年10月27日)『資料第2期第3巻』108頁。

⁷⁸ 「対韓交渉方針の決定に関する件(添付資料[漁業・平和ライン・請求権・文化財])」(1958年11月10日)『資料第2期第3巻』110頁。

⁷⁹ 「日本内閣、漁業及び平和線分科委員会で提出した日本側の提案に対する修正案承認」(1958年12月1日)『国務省文書3』327頁。

⁸⁰ 「漁業及び平和線分科委員会で日本は自国警察が漁船を保護することができる保護区域の設定要求」(1958年12月1日)『国務省文書3』325頁。

船田中衆議院は、岸との会談で、会談決裂を避けるために、韓国への特使を送り、漁業交渉が失敗した場合には、日ソ国交正常化のように、懸案問題を残したまま、とりあえず国交を正常化することを主張した。外務省は、岸が船田の主張に同意するとは思われないが、交渉が失敗すれば、再考する可能性があると思込んでいた⁸¹。

マッカーサーは、日韓会談の膠着状況について、次のように述べている。韓国は、在日朝鮮人や文化財、船舶、請求権問題で日本が譲歩しないことを理由に、漁業問題には否定的な立場をとってきた。一方、日本は漁業協定の進展が期待され、韓国が合理的な要求をすれば、それをもって内閣や自民党、世論の反対を懐柔できると考えているため、他の懸案には消極的姿勢を示してきた。駐日米大使館は、日本が漁業以外の懸案で真摯な姿勢を示し、漁業問題において韓国が建設的に対応するよう促している。こうした議論の上で、マッカーサーは、次の漁業委員会で韓国が否定的な反応を示せば、日本の対韓友好路線は強硬派のさらなる反対に直面すると展望した上で、日本が韓国の要求に近づけるか否かは、漁業問題の解決に向けた韓国の姿勢にかかっていると論じた⁸²。

12月に入っても漁業問題で進展は見られなかった。また、請求権小委員会が三回にかけて開催されたが、議論の対象は委員会の運営方法や討議議題に留まっていた。こうして、日韓会談の年内妥結は事実上不可能となった。両国は会談が急激に行き詰まって

⁸¹ 同上文書、325-326頁。外交文書上の記録は見当たらないが、1958年11月頃に、日韓の舞台裏接触で会談の政治決着を試みたという証言がある。在日朝鮮人の帰国問題で日韓会談が膠着する中で、岸は、柳泰夏を首相官邸に招いて、少数のメンバーで政治的解決を模索する必要があるとし、田中龍夫官房副長官と矢次一夫に全権を委ねる旨を明らかにしたという。韓国もそれに同意し、舞台裏交渉を積み上げた末、11月頃に覚書に合意した。その内容は次の通りである。(1)文化財は韓国の要求(日本政府が影響力を行使できる文化財と個人の所有品)の通りに移行すること、(2)李ライン問題はある時期まで本会談で妥結ができない場合には、政治的に解決すること(3)請求権問題は韓国の納得できる線で妥結するが、日本の経済状況を十分に考慮すべきであること、(4)具体的な結論は、本会談の進行状況を踏まえて決めることであった。しかし、外務省が交渉過程から疎外されたことを理由に、反対の姿勢を示し、マッカーサーも舞台裏接触での合意に対して否定的な見解を示したため、実行には至らなかったという。中央日報編『残したい話 2』385-387頁。

⁸² 「韓国、在日韓国人問題、美術品と船舶返還問題、請求権問題などに対する日本の譲歩なしでは漁業問題の解決は難しいという立場を固守」(1958年12月4日)『国務省文書 3』328-329頁。

いるという判断の下で休会に入ることに合意した。

(3) 帰国事業の実施と日韓関係の悪化

日韓会談が行き詰まっている一方で、在日朝鮮人の北朝鮮帰国運動は勢いを増していた。朝鮮総連は、帰国問題をめぐる連携運動を強め、1958年11月17日、「帰国協力会」が誕生した。議長には、古屋貞雄日朝協会理事が選ばれ、顧問として鳩山一郎元首相や浅沼稻次郎、宮本顕治など社会・共産両党の書記長が参加した。帰国問題に対して日本国内で超党派的運動が開始されたのである⁸³。

帰国支持の世論が高まる中、1959年1月29日、藤山は衆参両院の本会議で、帰国問題を「居住地選択の自由という国際通例に従って処理する」と述べ、赤十字国際委員会（以下 ICRC）の介入の下で帰国を実施する旨を明らかにした。2月13日、日本政府は正式に北朝鮮帰国事業の実施を閣議決定した⁸⁴。

藤山は、マッカーサーとの会談で、日本政府決定の正当性を主張した。去年11月、日本は李ラインに対する交渉案を提示したが、会談は中止されており、李承晩は非妥協的な姿勢を続けている。その中で、北朝鮮帰国を求める国内の世論が非常に高まっている。藤山は、社会主義者や共産主義者のみならず、保守側も在日朝鮮人の高い犯罪率や社会保障費用の軽減などの様々な理由から北朝鮮帰国を支持していると強調した⁸⁵。

そこで藤山が強調したのは、漁業交渉における韓国の非妥協的姿勢であった。藤山によれば、日韓会談が再開されても、日本にとって核心的な懸案である李ライン問題が合理的に解決される見通しが立たないため、北朝鮮帰国事業の実施を決定せざるをえないということであった。韓国が反発し、会談が決裂する恐れもあるが、韓国の交渉姿勢を踏まえると、日本が帰国問題を抱えながら、李ライン問題も未解決の状態に直面するようになる。日韓会談の妥結可能性がある限り、帰国運動の推進は強く反対されていたが、

⁸³ 朴正鎮「在日朝鮮人『帰国問題』の国際的文脈」32頁。

⁸⁴ 菊池『北朝鮮帰国事業』102頁。

⁸⁵ 「マッカーサー駐日米大使、韓日間における現在の危機の根源が北朝鮮共産主義者たちの分裂策動に起因しており、自由世界の利害関係への被害を最小化する方向で事態が解決されることを求めるという意見を藤山に伝達」（1959年2月9日）国史編纂委員会編『韓日会談関係米国務部文書7（1959）－駐韓アメリカ大使館文書綴じ』（ソウル：国史編纂委員会、2010年）8－9頁。以下からは日本語表記に従い、『国務省文書7』と略す。

日韓会談が再開されない時期に、承認するに至った、と藤山は主張した⁸⁶。

藤山の発言は、日本政府の政策重点が日韓国交正常化から在日朝鮮人の北朝鮮帰国へ移動したことを物語っていた。こうした変化は、日本の朝鮮半島政策における親韓派の地位にも影響をもたらした。矢次の回顧によれば、北朝鮮帰国問題が韓国に与える影響は相当大きく、順序として日韓国交正常化が先決であると考え、帰国問題は適切な時期を図って円満に処理しようとしたが、藤山が一方的に表明したという⁸⁷。しかも、藤山は岸により政界入りした頃の低姿勢を捨て、次期総裁の座も狙うほど、存在感を増しており、親韓派の船田は藤山の外交独走を心配していた。矢次は、帰国事業を藤山の外交独走であるとし、日韓関係の悪化のみならず、帰国船が北朝鮮と交戦関係にある韓国海軍を刺激したら、アジアにおける新たな緊張関係を作ると批判した⁸⁸。矢次の主張から、岸政権の朝鮮半島政策において、藤山が存在感を増し、親韓派が主導権を失っていく様子が浮かび上がる。

日本政府の決定に対して、韓国はすぐさまに反発した。韓国のマスコミは、帰国決定に踏み切った日本政府の意図について、漁業ラインに対して韓国の譲歩を引き出し、韓国の政治的危機から利益を取ることであると報道した。外務部は、日韓会談が再開される予定であったにも関わらず、北朝鮮帰国許可の旨を表明した日本政府の意図に疑問を呈し、実際に帰国事業が実施されれば、状況は久保田発言の時期よりも深刻化すると判断していた。駐韓米大使館は、こうした韓国国内の反応を踏まえて、帰国事業が実施されれば、韓国は日韓会談を決裂させ、近い将来において、日韓問題が解決される可能性は極めて低くなると、国務省に伝えた⁸⁹。柳泰夏は、マッカーサーとの会談で、帰国決定は日本政府による一方的な措置であると、不満をこぼした。柳泰夏は、日本は在日朝鮮人問題が日韓会談の議題であったことを軽視していると指摘した上で、韓国の世論が憤慨しており、藤山の意向が実行されれば、日韓会談の機会は失われると警告した⁹⁰。

⁸⁶ 同上文書、9-10頁。

⁸⁷ 岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』（文芸春秋、1981年）224頁。『わが浪人外交を語る』（東洋経済新聞社、1973年）51-54頁。

⁸⁸ 千代田浪士「政界麻の如く乱れたり—政界夜話—斜陽に立つ岸政権に迫る五人男」『文芸春秋』（1959年4月）243-245頁。「千代田浪士」は、矢次のペンネームである。

⁸⁹ 「ジルストラップ、日本政府の在日韓国人北送決定が平和線に対する韓国政府の譲歩を引き出し、韓国の政治的危機から利益を取るという日本の意図が盛り込まれているという韓国言論の報道傾向を国務長官に報告」（1959年2月2日）『国務省文書7』5-6頁。

⁹⁰ 「マッカーサー駐日米大使、アメリカは共産主義者たちに得となるだけの日韓関係の亀裂

注目すべきなのは、韓国は、日韓会談の観点のみならず、日本の国内政治の観点で帰国問題を捉えていた点である。李承晩は、日韓会談が行われる中で、日本の社会主義勢力が岸を親韓派と名付けているとし、彼らの目的は日韓会談を妨害することであると警戒していた。林炳稷は、日韓会談が日本の国内政治に巻き込まれてしまったとし、次のように述べている⁹¹。

岸首相は、社会主義者たちから激しく批判されており、その批判の一つは、韓国に「譲歩」したということであった。こうした政治的攻勢をおおうために、岸は我々にしたいいくつかの約束を撤回した。そうすると、日本の共産主義者たちがこの機会を利用し、これは日本政府が数千の韓国人居住者を北朝鮮へ送るという深刻な間違いを犯す結果となった。

韓国は、日本政府による北朝鮮帰国決定は、日本の国内冷戦における岸の敗北として捉えていたのである。

岸は北朝鮮帰国を阻止するために、積極的にリーダーシップを発揮することはしなかった。帰国決定は日本国内で大きな支持を受けており、岸も藤山や法務省、厚生省などの動きに抵抗し難い状況であった。また、自民党内で岸の支持基盤が弱まっていた⁹²。こうした状況を踏まえて、韓国は日本政府による北朝鮮帰国承認は、日本国内政治の産物であり、岸の本意ではないと判断したと思われる。

韓国は日本政府による帰国承認は、藤山の外交独走であると捉えていた。梁裕燦駐米大使は、ロバートソン (Walter S. Robertson) 国務次官補との会談で、日本で入手した情報によれば、藤山が岸の反対を押し切って帰国事業を決定したと主張した。その上で、藤山は野心家であり、岸に取って代わって首相の座も狙っていると述べた。梁裕燦が藤山に対する矢次の批判を指摘したことからも分かるように、韓国の判断には、親韓派の意見が反映されていた⁹³。

を避けたいが、どちら一方側の立場に立ち、敏感な論争に介入する考えは持っていないと、柳泰夏に強調」（1959年2月11日）『国務省文書7』14頁。

⁹¹ 申旭熙『順応と対抗を越えて—李承晩と朴正熙の対米政策』（ソウル：ソウル大学出版文化院、2010年）65—66頁。

⁹² 李元徳『韓日過去史処理の原点』113頁。

⁹³ 「在日韓国人の北送問題に関する梁裕燦駐米大使と国務省関係者との会議備忘録」（1959年3月5日）『国務省文書7』86頁。

帰国問題をめぐる日韓の対立は国際舞台にまで及んでいた。日本政府の閣議決定は、帰国事業に関する一切の業務を日本赤十字社（以下日赤）と ICRC に委任し、日本政府は、それを「了解」する形式を取っていた。日本政府は、朝鮮赤十字会（以下朝赤）との直接交渉に取り組みず、「了解」の形式を取ることによって、ICRC の介入をより具体化させると同時に、韓国の反発にも効果的に対応しようとしたのである⁹⁴。それに対し、韓国は、ICRC の関与を阻止するために、自らの主張を国際世論にアピールする方針を立てた。こうした韓国の外交努力により、ICRC の関与が不透明になった。すると、日本は北朝鮮との直接交渉に踏み切り、4月13日、ジュネーブにおいて、日赤と朝赤との間に本格的な交渉が開始された⁹⁵。

韓国は、日朝直接交渉の開始を受けて、日本の意図に対する不信感を一層強めた。4月16日、駐米韓国大使館の韓豹項駐公使は、ロバートソンとの会談で、北朝鮮との直接交渉に取り組む日本の意図は、韓国の統一政策を根本的に阻害することであり、日本が二つのコリアを間接的に承認していると主張した。韓豹項によれば、帰国問題は人道主義ではなく、政治問題であるということであった⁹⁶。

しかし、韓豹項は、日朝交渉の政治的性格を警告しながらも、対日交渉の窓口を開いていた。韓豹項は、日韓友好関係を築くために、韓国はすべての懸案問題を解決する旨であるが、日本側が誠意を示していないとした上で、日本が日韓会談の場に戻り、在日朝鮮人問題を含めた懸案問題の解決に取り組むことを要求した⁹⁷。韓国は、帰国事業を阻止するために、在日朝鮮人問題を日韓会談の枠組みで解決する姿勢を示したのである⁹⁸。韓国の提案は、裏を返せば、帰国事業の即時中断を掲げたことであり、それに日本が応じる余地はなかった。

ただし、日韓会談の再開に対して韓国は真摯な姿勢を持っていたのは事実である。日朝交渉に反発しながらも、その交渉が決裂すれば、日本との全面会談を再開する計画を

⁹⁴ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生』239頁。

⁹⁵ 朴正鎮「在日朝鮮人『帰国問題』の国際的文脈」34頁。

⁹⁶ Letter No. 74 from Minister Pyo Wook Han to The President, April 20, 1959, 大韓民国外務部外交文書登録番号 432『景武臺と駐米大使館（公使）交換文書（受領）、1959』1763頁。

⁹⁷ 同上文書。

⁹⁸ 曹正煥外務部長官は、北朝鮮帰国を許可した日本政府の決定により、第4次日韓会談が中断されたが、現在の危機を克服するために、日韓会談を再開する旨を明らかにした。『東亜日報』1959年4月6日。

立てていた。5月28日、マッカーサーが日韓会談を再開する雰囲気醸成するためにも、李ライン問題で誠意を示し、漁船拿捕を抑制することを提案したのに対し、柳泰夏は、最近の漁船拿捕は日朝交渉に対する反発であると述べながらも、李ラインや抑留日本人漁夫、他の懸案に対して建設的な案を提示できるよう努力すると述べた。柳泰夏によれば、澤田との会談で、日朝交渉が決裂すれば、日韓全面会談を再開すると合意したという⁹⁹。

韓国の計画は、日朝交渉が決裂したら、日韓会談の枠組みで在日韓国人問題を解決することであった。帰国問題が浮上し、日朝交渉が進んでいる中でも、韓国は岸が政権を握っている間に、日韓会談を妥結するという方針を維持していたのである。マッカーサーが、岸は韓国問題に対して一貫した立場を持っており、彼ほど日韓問題の解決に熱意を持っている日本政治家はいないと述べたのに対し、柳泰夏は、同意の念を示し、李承晩も同じ考えを持っていると述べた¹⁰⁰。

しかし、韓国の期待とは裏腹に、6月10日、ジュネーブでの日朝交渉は事実上合意に至った。6月24日、ジュネーブで帰国協定の仮調印が行われると、李承晩はあらゆる手段を駆使して阻止すると反発した。しかし、8月13日、日本と北朝鮮は、インド・カルカッタで帰国協定に正式調印した¹⁰¹。

さらに韓国を刺激したのは、日朝合意の内容であった。当初、日本は交渉の原則として ICRC による北朝鮮帰国希望者の意思確認や苦情処理を掲げていた。その意図は、ICRC の管理下で帰国事業を進めることによって、韓国の批判をかわすことであった。しかし、交渉の膠着を受けて、日本は ICRC による実質的な介入を取り付ける方針に変え、実際の日朝合意内容によれば、ICRC の役割は助言に留まった¹⁰²。日赤の井上益太郎外務部長の言葉を借りると、ICRC の役割は統制者からオブザーバーへ縮小されたのである¹⁰³。

99 「マッカーサー、柳泰夏駐日大使に韓国で暴力的な送還反対公開声明と日本との論争において武力使用を擁護することが続いたら、これ以上真面目な対話が行われないと伝達」(1959年5月30日)『国務省文書7』190-191頁。

100 同上文書。

101 朴鎮希『韓日会談』302頁。

102 菊池『北朝鮮帰国事業』112-115頁。

103 「ヴィラード、ガロパンが井上日本代表からもらった情報を通じて ICRC の役割が『調整者』よりも『オブザーバー』へ縮小される可能性がある」と発言したことを伝達」(1959年6月8日)『国務省文書7』208頁。

アメリカは、日朝合意に対する韓国の過激な反応を懸念した。ダウリングは、帰国事業が ICRC による厳格な統制の下で推進されたら、韓国は不承不承状況を受け入れたかもしれないが、現在の合意内容では、韓国がリスクを考慮せずに、感情的な対応に踏み切る恐れがあると主張した¹⁰⁴。

アメリカは、帰国船に対する韓国の武力行使に備えて、韓国の軍関係者と接触していたようである。アメリカは、帰国問題が浮上し、韓国の武力対応論が取り沙汰されるにつれ、韓国軍に対する国連軍司令部の作戦統帥権問題を検討していた。アメリカの文書では、国連軍が韓国軍に対して作戦統帥権を行使するが、戦術部隊や個々の操縦士、乗務員は韓国人であると、その限界が指摘されている¹⁰⁵。ダウリングの記録によれば、在韓米軍の関係者が韓国海軍の李龍雲提督と接触し、韓国海軍が在韓米軍の指揮下にあり、アメリカとの協議なしにいかなる行動も取ることはできないと周知したに対し、李龍雲は同意の念を示したとされている¹⁰⁶。こうした記録から、帰国船に対する韓国軍の武力行使を防ぐために、アメリカが韓国軍部に対して働きかけた様子が浮かび上がる。

アメリカは、在日朝鮮人の北朝鮮帰国は事実上既定の結論であると判断していた。日本政府は政治的にも帰国事業に完全にコミットしており、日朝合意の内容を ICRC が承認しなくても北朝鮮への帰国を阻止する機会はほんの短時間しかないと考えたからであった。こうした判断の下で、アメリカは韓国の暴力的反応を抑え、日韓対立の度合いを最小限にとどめることに専念していた。9月24日、ハーター (Christian A. Herter) 国務長官は、李承晩宛の書簡の中で、帰国協定がすでにと整えられ、日本政府がもはや後退不可能なところまで公式にコミットしているとし、帰国事業に力づくで干渉することは韓国の西側陣営との関係に破滅的な結果をもたらすと述べた¹⁰⁷。

言うまでもなく、李承晩はアメリカの対応に不満をこぼした。李承晩は、日本が帰国事業を推進できる理由としてアメリカの消極的な姿勢を取り上げた。李承晩によれば、

¹⁰⁴ 「ダウリング、ICRC の役割を『オブザーバー』へ縮小した日本代表団の提議が韓国で北一日送還協商を妨害する試みを阻害し、韓国政府が危険な措置を取ることを阻止できなくなると強調」(1959年6月11日)『国務省文書7』210-211頁。

¹⁰⁵ 「駐韓国連軍司令官、在日韓国人の北送可能性で醸成された韓日間の緊張局面で国連軍司令部が韓国軍を制御する措置を含む対応策を提示」(1959年2月14日)『国務省文書7』29頁。

¹⁰⁶ 「ダウリング、李龍雲提督に韓国海軍が駐韓米軍の指揮下にある点を周知させたことを国務長官へ伝達」(1959年6月30日)『国務省文書7』303頁。

¹⁰⁷ モリスースズキ『北朝鮮へのエクソダス』291-295頁。

国務省は日本の意見のみ尊重し、帰国事業が日本の意向通りに進むよう放任しているということであった¹⁰⁸。李承晩は、日朝の合意内容に問題点があったにも関わらず、アメリカが積極的に阻止しなかったことに、不満を抱いていたのである。

途方に暮れた韓国は日韓会談の再開を提案した。帰国事業の中断を前提条件から外し、日韓会談で在日朝鮮人の処遇問題を先決問題にすることによって、帰国事業を阻止しようとしたのである¹⁰⁹。8月12日、日韓会談が再開され、許政首席代表は、冒頭演説において、会談成功の前提条件は、日本が韓国を朝鮮半島の唯一合法政府として認め、西側陣営の一員であることを誓うことであると強調した。会談で、韓国は在日朝鮮人の北朝鮮帰国を阻止するための提案を次々と提出した。在日朝鮮人の居心地選択の自由を保障しつつ、彼らが韓国を選択するよう便宜を図ることを求めたが、日本は応じなかった。日韓会談を開催しても北朝鮮帰国を止めるができないことが明らかになったのである¹¹⁰。

帰国事業の進展に伴い、日本内における共産圏の存在感が増しつつあった。12月1日、ソ連船舶クリリオン号とトボリスク号が清津港に配置された。これは帰国事業をめぐる朝ソ連携の産物であった。12日には、日朝交渉と合意によって、代表団長、団員を含む10名の朝赤代表団が新潟に入国した。北朝鮮の代表が戦後はじめて日本で公務を開始したのである。これは、帰国事業で変化した日朝関係を最も劇的に表す出来事であった。一方で、李承晩は最後まで帰国船を阻止するために、13日に全軍に非常警戒令を下し、国際裁判所への提訴を発表した。しかし、いずれも実現できず、翌日には第一次帰国船が在日韓国人238世帯975名を載せて新潟を出港した。帰国問題をめぐる外交戦で韓国の敗北を象徴する場面であった¹¹¹。

帰国事業を阻止できなかった韓国は、敗北感を抱いていた。1959年12月30日、韓豹項は、国務省のベイン（David M. Bayne）北東アジア課長との会談で、雑誌や言

¹⁰⁸ 申旭熙『順応と対抗を越えて－李承晩と朴正熙の対米政策』68－69頁。

¹⁰⁹ 金東祚『韓日の和解』213頁。

¹¹⁰ 朴鎮希『韓日会談』302頁。

¹¹¹ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生』261－262頁。金東祚によれば、李承晩が全軍非常警戒令を下し、帰国船のソ連船舶の沈没計画を立てるよう指示したのに対し、韓国軍部は事態の重大性を斟酌して武力行使は難しいと建議したという。金東祚『韓日の和解』225頁。本論で議論したように、アメリカは韓国の武力対応を懸念して韓国軍部と接触してきた。李承晩の指示に対する韓国軍部の消極的な反応は、アメリカの影響力が作用された結果であった可能性が高い。

論報道を踏まえると、共産主義陣営が宣伝工作で大きな成功を抑えており、こうした事態の責任は日本側にあるとし、批判の声を上げた。帰国者人数の如何によらず、在日朝鮮人が北朝鮮へ送還されたこと自体が容認できないものであり、共産主義陣営のみならず、日本も韓国の国益を侵害する存在であると強調した。また、57年12月の日韓合意以後、韓国は在日朝鮮人問題を日韓会談の枠組みで解決しようとして試みてきたが、日本の一方的行動を取っていると、日本に対する不信感を露わにした¹¹²。

対するベインは、アメリカの従来立場を強調した。ベインによれば、数年前の戦争のため、アメリカでも多くの人々が日本に対して判断を留保しているが、アメリカ及び西側陣営の利益のためにも、日本を西側陣営に繋ぎ止めるべきであり、こうした観点からアメリカは日韓問題の早期解決に寄与する旨であるということであった¹¹³。

第3節 日米安保条約改定と李承晩政権

(1) 日米安保条約の改定と朝鮮半島有事における事前協議制度

1957年2月、首相になった岸は、国内政治体制を占領政治体制から脱却させ、独立国家にふさわしい体制を作り直すことを目指した。外交においては、敗戦から再建されつつある日本の国際的地位の向上へ意欲を示した¹¹⁴。

こうした観点から、岸は日米安保関係を見直す必要があると考えた。6月、訪米した岸は、19日から21日の会談で、アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領やダレス（John F. Dulles）国務長官に安保条約の再検討を申し入れた。もちろん、岸も日米同盟の重要性を十分理解していた¹¹⁵。しかし、岸は、日米両国民の「心からの協力関係」をつくり出すためには安保条約に見直すべき点があると主張した¹¹⁶。

¹¹² Letter No. 324 from Minister Pyo Wook Han to The President, December 30, 1959, 大韓民国外務部文書登録番号 1358『景武臺と駐米大使館（韓豹項）交換文書、1959—1960』16頁。

¹¹³ 同上文書、17頁。

¹¹⁴ 坂本『日米同盟の絆』182頁。

¹¹⁵ ダレスが日本は友好的かつ緊密な日米協力を望んでいるかと問いただしたのに対し、岸は日本の将来はアメリカとの緊密な関係だけにかかっていると請け合った。外岡秀俊・本田勝・三浦俊章『日米同盟半世紀—安保と密約』（朝日新聞社、2001年）188頁。

¹¹⁶ 坂本『日米同盟の絆』184頁。

岸は、在日米軍が日本防衛以外の目的で利用されることに対して、事前協議を設定することを求めた¹¹⁷。1951年9月8日に、日米安保条約が署名された直後から、日本国内では「極東条項」の改定を求める声が上がっていた。安保条約では、在日米軍基地使用の目的として「極東における国際の平和と安全の維持」を挙げながら、在日米軍展開の際に、日本の発言権が保障されていなかったからであった¹¹⁸。

マッカーサーは、岸の要求に積極的に応じることを主張した。マッカーサーは、アメリカの長期的な安保利益のみならず、日本が直面している政治的、心理的な現状も考慮していた。マッカーサーによれば、多くの日本人は現在の安保条約は日米の相互利益よりも、アメリカの利益に沿って一方的に強いられたと感じているということであった。こうした議論の上で、マッカーサーは、日米関係に耐久性を吹き込むために、日米安保条約を改定しなければならないと力説した¹¹⁹。

マッカーサーが日米安保条約の改定を提案した背景には、日本国内の中立主義勢力に対する懸念が存在した。中立主義勢力が日米関係の不平等性に対する日本国民の反発を掻き立ており、安保条約に対する微調整では、対応し切れず、日本におけるアメリカの地位がますます弱まるのみである。新たな日米安保条約を期待する岸の要求に建設的に対応すべきであり、そうしなければ、日米関係は悪化し、日本でアメリカと西側陣営との紐帯を求める政治勢力の土台が壊されると、マッカーサーは主張した¹²⁰。マッカーサーは、日本を中立主義の方向へ向かわせず、在日米軍基地を安定的に確保するためには、同盟関係における不平等性を是正する必要があると考え、条約の改定を提案したのである。

マッカーサーの主張は、アメリカの政府方針として採択された。1958年7月30日に、マッカーサーは、藤山との会談で、安保条約を改定し、新条約を結ぶことを提案した。10月から、日米安保条約の改定に向けて、正式交渉が開始された。マッカーサーは、事前協議について、そのフォーミュラ案を日本と手交、合意議事録または交換公文の形

¹¹⁷ 事前協議以外に、岸は安保条約と国連の関係の明確化や条約の期限設定などを提案した。

¹¹⁸ 倉田「日米韓安保提携の起源」8頁。

¹¹⁹ Letter From the Ambassador to Japan (MacArthur) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, April 18, 1958, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS*) , 1958-1960, vol. 18, *Japan; Korea* (Washington D.C.: U.S Government Printing Office, 1994), p.24.

¹²⁰ Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, June 5, 1958, no. 15, *FRUS 1958-1960, vol. 18*, pp. 35-36.

式で取り決める考えを示した。1959年6月26日に、日米は事前協議を取り決めた「岸・ハーターの交換公文」の最終案で合意した¹²¹。

安保改定をめぐって日米間の交渉が続く中で、朝鮮半島有事への対応が争点となった。まず、吉田・アチソン交換公文の効力である。朝鮮戦争の際に、日本は国連軍に対して施設と役務を提供していた。吉田・アチソン交換公文とは、吉田茂首相とアチソン(Dean G. Acheson) 国務長官の間で、すでに行われていた国連軍に対する日本の支援を追認した公文を指す。アメリカは新安保条約でも公文の効力を維持しなければならないと主張した¹²²。

吉田・アチソン交換公文の効力延長と関連して朝鮮半島で再び武力事態が起こり、在日米軍が国連軍として戦闘作戦行動を行う場合に、事前協議の適用を受けるか否かという問題が争点となった。日本は事前協議の対象であると主張したが、アメリカは吉田・アチソン交換公文と関連して例外措置を求め続けた。1959年7月6日、マッカーサーは、岸や藤山との会談で、在日米軍が在韓国連軍を積極的に支援する必要がある場合、その行動は、事前協議の例外にすることを提案した。朝鮮半島では、国連決議に基づいて国連軍が存在しており、共産側が戦闘を再開する場合には、事前協議で指定している普通の作戦行動とは別種のものであると主張した¹²³。

交渉の末、日米は「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」で効力延長を確認し、それに加えて、朝鮮半島有事において、事前協議制度の例外措置に関する議事録案に合意が成立した。いわゆる「朝鮮議事録(Korea Minute)」である。1960年1月6日、藤山とマッカーサーが署名した最終文案は次の通りである¹²⁴。

マッカーサー大使：朝鮮半島では、アメリカの軍隊が直ちに日本から軍事戦闘作戦に着手しなければ、国連軍部隊は停戦協定に違反した武力攻撃を撃退できない事態が生じうる。そのような例外的な緊急状態が生じた場合、日本における基地を作戦上使用することについて、日本政府の見解を伺いたい。

藤山外相：在韓国連軍に対する攻撃といった緊急事態が生じた場合、例外的措置として停戦

¹²¹ 有識者委員会「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会の報告書」48頁。

¹²² 倉田「日米韓安保提携の起源」12頁。

¹²³ 波多野『歴史としての日米安保条約』135-137頁。

¹²⁴ 豊田『日米安保と事前協議制度』84-85頁。

協定違反による攻撃に対して国連軍の反撃が可能になるよう国連軍統一司令部の下にある在日米軍によって直ちに行う必要のある戦闘作戦行動のため、日本の施設・区域は使用され得るというのが日本政府の立場であることを、岸総理の許可を得て発信する。

このように、朝鮮半島有事における例外的な措置として、事前協議をバイパスすることもできるという密約が交わされた。ところが、朝鮮半島有事が再発し、実際に事前協議が行われた場合に、果たして日本が自らの選択として米軍の基地使用に対して拒否権を行使するののかについては、再考の余地がある。坂本一哉は、「どのみち日本政府は日本に駐留する国連軍の戦闘作戦行動を支持していたであろう」と指摘し、「朝鮮半島有事の米軍の戦闘作戦行動は、核持ち込み問題とは違って、事前協議をすれば日本政府がおそらく確実にイエスと答える問題であった」と論じる¹²⁵。当時の駐日米大使館や国務省も同様の考えを抱いていたようである。日本から強い表現で保障を得るよう迫る国防省に対して、国務省は説得作業を進めていた。国務省極東局で作成された12月11日付のメモによれば、日本は協議の実施を望んでいるが、実際の朝鮮半島有事で米軍の基地利用を「拒否することはありえない」という。その上で、「日本において西側陣営とアメリカに友好的な側面を強化し、朝鮮半島で共産主義勢力が再び攻撃を仕掛けた場合、日本がアメリカ側につく」という基本的な目標はすでに達成されたとし、国防省との調整を提言した¹²⁶。

1960年1月19日、アメリカで日米新安保条約の調印式が行われた。アイゼンハワーは、岸との会談で、「新条約の下でアメリカは十分に、完全に対等な立場で協議していく」旨を明らかにした。この調印式によって「新日米安保条約」、「事前協議に関する交換公文」などが署名された¹²⁷。日米新条約の調印と同時に、吉田・アチソン交換公文に関しては、その効力が引き続き有効であるという趣旨の交換公文（「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」）が交わされた。

アメリカのマスコミは、新条約を称賛した。新聞は、新条約について、アジアの将来の発展に健全な影響を及ぼす、経済、軍事両面における協力関係の始まりであると論じた。『ニューヨーク・タイムズ』や『ヘラルド・トリビューン』は、岸について、日本

¹²⁵ 坂本『日米同盟の絆』266頁。

¹²⁶ 豊田『日米安保と事前協議制度』85頁。

¹²⁷ 外岡秀俊・本田勝・三浦俊章『日米同盟半世紀』219頁。

を中立主義ではなく、西側陣営との確固たる同盟関係に道いていく、勇気のある指導者であると評価した¹²⁸。

(2) 李承晩政権の対応—事前協議と対等な日米関係

帰国問題で敗北感が漂う中で、駐米韓国大使館では、もう他の問題が浮上した。1960年1月8日、李承晩は、梁裕燦宛の書簡において、日米安保改定の調印のために、日本の代表団が17日か18日にワシントンを訪問する予定であると指摘し、日韓関係に対する韓国の立場を正確に伝えるために、アメリカの関係者と接触するよう指示した¹²⁹。

李承晩が、アメリカ側と接触するよう指示した理由は、日米安保条約改定が韓国の安全保障に影響を与えると考えたからであった。李承晩は次のように述べている¹³⁰。

国務省の職員たちに接触し、日米安保条約改定において、いわゆる「事前協議条項」について、調べてほしい。新聞の報道によれば、この条項では、アメリカ政府は在日米軍の関わるいかなる軍事行動や米軍基地の利用について、日本政府と協議することが求められる。これが、極東地域において、今後アメリカの軍事行動にいかなる影響を与えるのか、とりわけ国連軍司令部との関連で調べてほしい。韓国や極東地域で緊急事態が発生した際に、日本が事前協議制度を実行すれば、韓国の安全を侵害することもあり得る。

李承晩は、朝鮮半島で再び武力衝突が起こった際に、事前協議制度が実行されたら、日本が拒否権を行使し、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動が阻まれると懸念していたのであった。

1月13日、パーソンズ（James G. Parsons）は梁裕燦や韓豹頊を国務省に招き、会談を開いた。会談の主な目的は、韓国側に、日米新安保条約について説明することであった。パーソンズは、来週には条約が調印されるとし、条約の全文はまだ公開できない

¹²⁸ マイケル・シャラー（市川洋一訳）『「日米関係」とは何だったのか—占領期から冷戦終結後まで』（草思社、2004年）253頁。

¹²⁹ Letter No. 10 from The President to Ambassador You Chan Yang, January 8, 1960, 大韓民国外交部文書登録番号 1359『景武臺と駐米大使館（梁裕燦）交換文書（発送）、1960.1—4』24頁。

¹³⁰ 同上文書。

が、韓国側に説明を行う旨を明らかにし、1月14日には、16カ国を招いて条約に対して説明する予定であると述べた。パーソンズによれば、国連軍司令部の地位に関する協定がアチソン国務長官と吉田の間で締結されていたが、新条約でも国連軍司令部の地位は以前と同じく維持されるからであった¹³¹。パーソンズが指摘した16カ国は、国軍軍の参加国数であると思われる。つまり、パーソンズは、国連軍の参加国に説明する前に、朝鮮戦争の当事者である韓国に、日米安保条約改定の後でも、吉田・アチソン交換公文の効力が延長され、国連軍司令部の地位も維持されると伝えたのである。

梁裕燦は、事前協議を取り上げた。梁裕燦は、共産主義勢力が韓国に対する武力攻撃を再開した際に、日本が在日米軍の効果的な展開や施設の利用を計画的に差し止めるのではないかと懸念を示した¹³²。梁裕燦の発言には、事前協議制度に対する李承晩の懸念が反映されていた。

梁裕燦の懸念に対して、まずパーソンズは、日米安保改定の戦略的意味合いを強調した。パーソンズは、日米安保改定で日米関係がより緊密となり、東アジア地域におけるアメリカの地位が盤石なものとなったと主張した。ソ連と共産中国は、日米安保条約改定を妨害するために、力を尽くしていた。しかし、現在日本は集団安保体制を通じてアメリカと協力する意思を示しており、これは共産主義陣営にとって大きな挫折を意味する。こうした議論の上で、パーソンズは、共産主義陣営は日本の中立化や中華民国の占領、アメリカの政治的、軍事的影響力の後退を試みるが、今回の安保条約改定により、遂行できなくなったと述べた¹³³。

さらに、パーソンズは、日米安保条約の改定が韓国の安全保障に肯定的な影響を与えると主張した。旧安保条約で、アメリカは、日本の基地と施設に対する権利と特権を持っていたが、義務は持たなかった。しかし、新条約では、日本が自らの意思でアメリカが基地と施設を利用することを認めた。この新しい発展は、韓国にとってより有益な状況である。パーソンズによれば、韓国の国益の観点から日本が自ら中立ではなく、アメリカとの同盟関係にコミットさせるのが、よりよい状況であるからであった¹³⁴。パーソンズは、日本が自らの意思で中立主義ではなく、アメリカとの同盟関係を選び、基地と

¹³¹ Letter No. 14 from Ambassador You Chan Yang to The President, January 14, 1960, 大韓民国外務部文書登録番号 1361 『駐米大使館政務報告、1960.1-4』 36-37 頁。

¹³² 同上文書、37 頁。

¹³³ 同上文書、37 頁。

¹³⁴ 同上文書、38 頁。

施設を提供することを、韓国が積極的に評価するよう説得したのである。

日米安保条約の戦略的意味合いを説明した後、パーソンズは、事前協議へ話の焦点を移した。パーソンズは、重要なのは事前協議が存在するか否かではなく、アメリカが基地と施設に対する権利と特権を維持し、兵力と武器を自由に配置できるか否かであるとし、アメリカはこれらのすべてを獲得したと主張した¹³⁵。

梁裕燦が作成したもう他の会談記録文書では、この部分について、より詳しく記録されている。梁裕燦が、事前協議の適用範囲と、もし日本が拒否権を行使した場合に、アメリカはいかに対応するのかと質問したのに対し、パーソンズは、それは違うと率直に答えた。日本が拒否するか否か、いずれにせよ、アメリカは韓国を含めて他の 40 カ国以上の国々と相互防衛条約を結んでいる。「事前協議」条項の意味は、アメリカがいかなる行動をするのかを、ただ正確に通知することにすぎないと、パーソンズは説明した¹³⁶。アメリカは同盟国として韓国の安全を保障するつもりであり、日本との「協議」という言葉の意味は必ずしも日本の「同意」を意味しないと主張したのである¹³⁷。

そこでパーソンズは、吉田・アチソン交換公文を取り上げた。アチソンと吉田間の協定が依然として有効であり、その合意の下で、在韓米軍は国連軍の一部である。また、日本は国連のメンバーであるため、その日本が異議を唱えることはありえないと、パーソンズは説明した¹³⁸。吉田・アチソン交換公文や国連協力の精神の下で、日本は、朝鮮半島有事の際に、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動を支持するはずであると、パーソンズは主張したのである。

パーソンズの主張にも関わらず、梁裕燦の懸念は払拭されなかった。韓国が困難な状況に陥った際に、日本がアメリカや他諸国の支援を止めさせるのか否かが問題であり、アメリカが日本の承認なしで自由に行動を取ることができれば、そうした懸念を抱くことはないと述べた。パーソンズが、重要なのは日本が自発的に集団安保協定にコミットメントしたことであると述べると、梁裕燦は日本の国内情勢を取り上げて反駁した。梁

¹³⁵ 同上文書、38 頁。

¹³⁶ Letter No. 13 from Ambassador You Chan Yang to The President, January 14, 1960、『駐米大使館政務報告、1960.1-4』44-45 頁。

¹³⁷ マッカーサーは、国防省の軍部に対して、日本との事前協議は、「協議 (joint consultation) と合意 (agreement)」を必要とするものではなく、「協議 (joint consultation)」だけになると説明していた。坂本『日米同盟の絆』275 頁の末注 47。

¹³⁸ 『駐米大使館政務報告、1960.1-4』45 頁。

裕燦によれば、日本に政権が交代され、左派政権が成立すれば、いかなる状況が起こるのか、不確実性であるということであった。こうした議論の上で、梁裕燦は、アメリカが日本の意思は考慮せず、韓国と他のアジア諸国に対して、軍事支援を行うと、具体的に保障するよう提案した。韓国は、日本で現在の親米政権が交代したら、将来において、日本は拒否権を行使する可能性があると考え、在日米軍の軍事行動に対する日本の主権を認めないことを主張したのである。梁裕燦の提案に対し、パーソンズは、旧安保条約とは違って、現在の条約では日本の自発的な同意を獲得したことによって、アメリカの地位が向上したと、従来の上を繰り返した¹³⁹。

韓豹頊は、李承晩宛の書簡で、日米安保条約改定について、次のように述べた。アメリカ政府に、岸はこれ以上ないほど、歓迎を受けた。日米新安保条約の調印は、旧安保条約と比べて非常に大きな変化をもたらした。旧安保条約で、アメリカは義務を持っていないまま、すべての権利と特権を保持していたため、日本は劣等国家の扱いを受けた。現在の条約で、アメリカと日本が対等な立場となったが、アメリカが条約改定を進めた目的は、日本の中立化を防ぐことであった¹⁴⁰。

このように、韓豹頊は、新安保条約により、対等な日米関係が構築されたと論じたが、その将来に関しては否定的な展望を示した。岸政権が長く続くか確信が持てない中で、新しい政権下の日本が自前の軍事力を増強し、軍事大国として自覚を持つようになった時、在日米軍や安保条約に何が起こるのか、アメリカ人はますます疑いの念を抱くようになるであろう。日本は、アメリカと対立し始めるであろうが、こうした危険要因に気付いているのは、李大統領のみであると、韓豹頊は報告した¹⁴¹。韓国は、岸政権下の日本は対米協力路線を続けるが、近い将来において、日本で政権交代が起こり、新政権下の日本は軍事的に強まるにつれ、アメリカの戦略に反する行動を取り、日米同盟そのものが不安定化すると予想していたのであった。

以上の経緯から、事前協議をめぐる米韓の意見の違いは、事前協議制度の域を超えて日米安保条約の改定そのものに関わるものであったことが分かる。アメリカは、日本の中立化に対する懸念から安保条約改定を通じて日米関係の不平等性を是正しようとし

¹³⁹ 『駐米大使館政務報告、1960.1-4』 38-40 頁。

¹⁴⁰ Letter No. P-4 from Minister Pyo Wook Han to The President, January 21, 1960、『景武臺と駐米大使館（韓豹頊）交換文書、1959-1960』 69 頁。

¹⁴¹ 同上文書、70 頁。

た。その結果、旧安保条約と比べて、日米は「対等な協力者」に向けて一定の前進を遂げた¹⁴²。こうした観点から、アメリカは、韓国に対して、日米の新安保条約は日本が中立主義ではなく、自らの意思でアメリカとの同盟関係を選び、基地や施設を提供する体制であると、その戦略的意味合いを強調し、さらに吉田・アチソン交換公文の効力維持を挙げて、事前協議に対する韓国の懸念を弱めようとした。しかし、韓国は、日本に左派政権が成立する可能性が高いと考え、在日米軍の作戦戦闘行動を円滑に進めるためには、旧安保条約のように、同盟における日本の主権を抑制するよう促したのである。

李承晩は、日米関係の密着に違和感を隠さなかった。李承晩は、韓豹項宛の書簡において、アイゼンハワーの訪日に言及し、その目的は、岸を支援することによって、新安保条約の国会批准に寄与することであると論じた上で、アメリカは、岸を高く評価しているが、日本の真の意図を見抜いていないと批判した。そして、アイゼンハワーが日本のみを訪問すれば、日本の侵略を受けた他の諸国から信頼を失い、こうした状況は、日本に対抗してきた韓国に肯定的な影響をもたらすと主張した。こうした議論の上で、李承晩は、アメリカの親韓派議員に接触し、アイゼンハワーの訪日に批判的な韓国の立場を伝えるよう指示した¹⁴³。李承晩は、日米の密着を警戒し、アメリカを相手に、日本の将来を警告する反日外交を展開する構えであったのである。

安保改定後、韓国の対日外交には、日韓会談における妥結の努力と反日外交が入り混じっていた。帰国問題で中断されていた日韓会談は、抑留者の相互釈放や韓国産米の対日輸出許許可を契機に交渉が進展した。1960年4月4日、日韓両国は中断していた第4次会談の再開に合意し、4月15日に正式に会合が再開された¹⁴⁴。外務省は、韓国世論の推移と李承晩が妥結を望んでいることを挙げ、交渉の雰囲気好転したと判断していた¹⁴⁵。一方で、李承晩は国際社会を相手に反日外交を展開していた。4月5日、李承晩は、外信とのインタビューで、日本が経済的、心理的侵略を行う可能性があるとして主張し、論争を引き起こした。パーソンズは、日本は経済的繁栄を取り戻し、他の諸国と善隣関

¹⁴² 原『日米関係の構図』198頁。

¹⁴³ Letter No. 28 from The President to Minister Pyo Wook Han, January 26, 1960、『景武臺と駐米大使館（韓豹項）交換文書、1959－1960』228－229頁。

¹⁴⁴ 高崎『検証日韓会談』98頁。

¹⁴⁵ 安昭榮「日韓会談と日本国内政治――一九六〇年の局面転換期を中心に」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ－東アジア冷戦編』（法政大学出版会、2011年）214頁。

係を築く旨を強調しているとした上で、アメリカは日韓両国の「冷戦」には中立的立場を維持するとし、李承晩の発言に否定的な反応を示した¹⁴⁶。こうした李承晩政権の対日外交は、4・19革命による政権の崩壊に伴い、終焉を迎えた。ここに、第4次日韓会談は終息し、岸政権も日米安保条約の国会批准を花道に1960年7月に退陣した。そして、新たな誕生した池田勇人内閣の下、1960年10月に、第5次日韓会談がスタートするのである。

小結

本章の考察を要約すると次の通りである。第一に、李承晩政権は、岸政権の対韓友好政策や反共姿勢を高く評価し、岸が首相の間に日韓関係を妥結する方針を立てた。李承晩が、岸の前向きな対韓政策を踏まえて、岸を信頼するようになり、抑留日本人漁夫の釈放や特使訪韓の許可など、日韓関係の改善に取り組んだ。特に、韓国は、岸の反共意識を高く評価していた。韓国を訪問した矢次は、日本の首相として岸が反共意識をもって日韓関係発展に尽力する決意を伝えた。さらに、植民地統治に対する謝罪の念を示し、韓国の高い評価を得た。矢次の訪韓後、李承晩政権は、対日新姿勢を打ち出し、岸が政権を握っている間に、日韓会談を妥結する方針を固めた。

第二に、李承晩政権は、在日朝鮮人の帰国問題の外交的解決を試みたが、帰国事業の進展に従い、日本との対立を深めていく。韓国は、日本政府による帰国事業の決定を日本の国内冷戦における岸の敗北と判断した。韓国は、岸に対する期待感を捨てず、日韓会談の再開を提案し、日韓関係の枠組みで帰国問題を解決しようとするが、日朝間の帰国協定が締結され、失敗に終わった。

第三に、李承晩政権は、日米新安保条約改定の事前協議制度に対して懸念を深め、アメリカと意見対立を強めた。その意見対立は、事前協議制度の域を超えて日米安保条約の改定そのものに関わるものであった。アメリカは、日本の中立化に対する懸念から安保条約改定を通じて日米関係の不平等性を是正しようとした。その結果、旧安保条約と比べて、日米は「対等な協力者」に向けて一定の前進を遂げた。こうした観点から、アメリカは、韓国を相手に日本が自らの意思で中立主義ではなく、アメリカとの同盟関係を選択したと、日米安保条約改定の戦略的意味合いを強調した。また、朝鮮半島有事に

¹⁴⁶ 『朝鮮日報』1960年4月7日。

関しては、吉田・アチソン交換公文の効力延長や国連協力の精神を挙げて、日本は、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動を支持するはずであると主張した。しかし、李承晩政権は、日本に左派政権が成立されれば、基地利用に拒否権を行使すると懸念したため、在日米軍の円滑な作戦展開のためには、旧安保条約のように、同盟における日本の主権行使を認めないよう求めた。その上で、韓国は、近い将来において、日本で政権が交代し、新政権下の日本が軍事的に強化されると、アメリカに反する行動を取るようになり、日米同盟そのものが不安定化すると考え、アメリカを相手に反日外交を展開した。安保改定後、韓国の対日外交には、日韓会談における妥結の努力と反日外交が入り混じっていた。こうした李承晩政権の対日外交は、4・19革命による政権の崩壊に伴い、終焉を迎えた。

以上の考察から、李承晩政権末期の対日外交には、本論で一貫して議論してきた「日本問題」の力学が確認できる。李承晩政権は、岸の対韓友好政策のみならず、反共姿勢を高く評価していた。その背景には、戦後日本の中立主義という日本の将来に対する不安があったとみることができる。事前協議制度をめぐる米韓の意見対立にも同様の「日本問題」が存在し、そこにおける米韓の相違は、その問題にいかに対応するのかというアプローチの違いであった。そして、「日本問題」への対応をめぐる方法の違いは、再び力を付けた日本の将来像に関する異なった認識に起因していたのである。

結論

本論文では、1950年代の日韓関係を李承晩政権の対日外交を軸として分析した。とりわけ、「日本問題」という視座を提示し、李承晩政権の対日外交が、日本軍国主義の復活や共産主義との提携など、戦後日本が外交面において一国主義的な独自路線へ向かう可能性を真剣に懸念していたものであったことを明らかにした。すなわち本論文は、李承晩政権の対日外交を、日本の将来に対する不安とそれに関連する政治・外交上の諸対応という観点から考察した。

先行研究では、1950年代の日韓関係を取り巻く安全保障環境を分析するにあたって、冷戦と反共の側面に主な焦点が当てられてきた。冷戦対立が先鋭化していく中で、アメリカは対ソ封じ込め戦略の拠点として日本の軍事的、経済的再建を進めたとし、こうした国際政治の文脈で李承晩政権の対日外交を議論するものが多い。そのため、日本軍国主義の復活や日本と共産陣営の提携可能性を警告する李承晩政権の対日外交は、反日ナショナリズムの表出や交渉術にすぎないとされてきた。しかし、1950年代には、アジア太平洋地域でも戦後日本が再び軍国主義の道を歩んだり、共産陣営へ加わるシナリオを懸念する声が上がっていた。諸外国は、そうした懸念の中で、日本との関係構築に臨んでいたのあり、その点において李承晩政権も例外ではなかった。そこで本論文では、李承晩政権は、強力となった日本は外交面において必ずしも西側陣営に与しない独自路線に向かうと警戒したことに着目し、その視点から同政権の対日外交を再検討した。李承晩政権は、植民地統治に対する日本の肯定的な解釈や対韓請求権の主張、共産圏に対する日本の友好的姿勢に直面し、日本の将来に対する不信をさらに深め、日米と対立に陥ったのである。

第1章では、李承晩政権は、日本の将来に対する不安が取りざたされる中で、性急に日本を軍事的、経済的に再建すれば、その日本は一国主義的な独自路線を歩むと考え、日本を政治軍事的に制約し、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約が必要であると主張し、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにした。

こうした米韓間の意見対立の背景には、「日本問題」が存在していた。アメリカは日本軍国主義の復活や共産主義陣営との提携可能性を念頭において、日本を対等な主権国家として迎え、周辺諸国との結び付きを強化するよう働きかけた。こうした発想に基づいて、アメリカは、日本に軍事経済的制約を設けない方針を固めた。一方、李承晩は、

早急に日本が軍事的、経済的に増強されたら、その日本はアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろ、そのパワーをもって諸外国に攻撃的な政策を進めると警戒し、日本に政治軍事的な制約をかけ、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約を訴えた。署名国から外された韓国は、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対する韓国の安全を保障するよう促した。このように、対日講和条約をめぐる米韓間の意見対立は、単なる法律的議論の域を超えて、対日講和の寛大さそのものに関わっていた。その対立は、戦後日本を再び一国主義的な独自路線に向かわせないために、いかに対応するか、その政策における前提の違いから起因するものであった。

上述の議論と共に、第1章では、李承晩大統領文書を分析し、対日講和条約に対する韓国外交の新たな側面を明らかにした。条約の準備段階で、すでに理論上の可能性として日本の対韓請求権問題が浮上し、韓国は水面下での外交戦を繰り広げていた。後の日韓会談で大きな争点となる請求権問題の起源とも言える。また、一時的に署名国参加が認められていた時期に、韓国は、連合国地位をもって漁業問題や賠償問題において、既得権利を保護し、来たる日本との交渉に有利な立場を確保しようとした。

第2章では、李承晩政権は、日本の植民地統治に対する肯定的解釈や対韓請求権の主張を踏まえて、将来において日本がアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、軍国主義の道を歩み、韓国に対して攻撃的意図を剥き出すに違いないと認識したと論じた。その上で、李ライン強化という韓国にとっての自己防衛措置が日本を刺激し、悲観的な予測が自己充足化したことを明らかにした。

1951年10月、懸案問題の解決や国交正常化に向けて日韓予備会談が開催された。しかし、植民地統治に対する認識の相違や対韓請求権主張のため、交渉は容易に進まなかった。韓国は、日韓関係の悪化を受けて、将来において日本がアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、韓国に対して攻撃的意図を剥き出すはずだという認識をさらに強めるに至った。対日警戒心を強めた李承晩は、アメリカが日本の将来の侵略可能性に対する韓国の安全を保障するよう求めた。これに対して、アメリカは、日本の軍国主義の復活を座視しない方針を明らかにしながらも、韓国が日本との協力関係を築くよう促した。一方、日本は、韓国の強硬姿勢や李ラインの宣布を踏まえて、李承晩に対する不信を強め、日韓会談へ懐疑的になりつつあった。

久保田発言で第3次日韓会談が決裂し、日韓の対立はさらに深まった。相互不信の悪循環の末、日韓はお互いを潜在的な敵であるかのように取り扱った。韓国は、久保田発

言を日本の攻撃的意図の表れであると考え、李ラインの強化に踏み切った。しかし、韓国の自己防衛的な措置は、李承晩に対する日本の不信感を煽り、日本国内では実力行使で李ライン問題を解決すべきとの声が上がった。こうした日本国内の動きは、韓国の対日不信感をさらに刺激し、李承晩は、李ラインを日本の将来の侵略可能性に対する安全の手段として位置づけた。こうして、日韓会談は中断期を迎えるようになった。

日韓会談の中断期において、駐日韓国代表部内は、日本軍需産業の再開や旧日本軍人の自衛隊参加、日本再軍備に対するアメリカの支援など、日本の再軍備の動向に注意を払っていた。韓国は日本が再軍備を完遂したら、戦前のような国家主義の路線を歩むと警戒した。日本の再軍備に対する駐日韓国代表部の報告を受けた李承晩は、日本を軍事的に増強するアメリカの対日政策に批判の声を上げた。

日本の再軍備に対する不安を強めた韓国は、アメリカが保障する日韓間の不可侵協定を提案した。日本は韓国との不可侵協定が漁業紛争解決の糸口になると考え、韓国の提案を受け入れた。日本は、日韓両国関係の文脈で不可侵を宣言し、対日講和条約と国連憲章へコミットメントする内容の草案を提示した。一方、韓国の草案では、侵略の範囲を経済分野まで広げ、違反状況に対するアメリカのコミットメントが挿入されていた。こうした相違にも関わらず、日韓の外交当局者は、相手国の経済、社会に対する相互尊重の文言や違約条項など、いくつかの焦点において合意点を見つけ出した。しかし、協定の形式をめぐって外交当局者は、宣言形式で対応することに合意したのに対し、李承晩は条約形式に拘った。結局、李承晩は、不可侵協定交渉の中止を命じた。李承晩によれば、請求権問題や漁業問題が妥結されていない中で、日本が不可侵協定を梃子にして韓国に協力的姿勢を求め、日韓会談で譲歩を迫る可能性があった。また、不可侵協定に対してアメリカが消極的な姿勢を示しており、日本の増強しているアメリカが日韓の間で公平な立場を維持すると思えなかったからであった。

第3章では、李承晩政権は、日本が共産圏と関係改善を図ろうとすることを目のあたりにして、強力となった日本は西側陣営から離れて中立主義路線を歩んでいくと警戒し、反日政策を展開したことを明らかにした。

韓国は、日本が共産主義陣営へ接近する可能性をめぐってアメリカと意見対立を深めた。アメリカは、西側陣営内で日本の経済成長が保障されないと日本が共産圏へ接近するかもしれないと考え、日本の経済的増強を進めた。その過程を通じて強力となった日本は、西側陣営の一員として対ソ戦略の拠点の役割を果たすと考えた。一方、李承晩政

権は、共産圏に対する日本の友好的な姿勢を受けて、日本は、むしろ、経済力、軍事力が強まるにつれ、共産主義陣営へ接近する可能性が高いと考えた。韓国は、強力となった日本は、そのパワーをもってより自立的に行動するようになり、アメリカとの提携から離れていくと懸念した。こうした認識に基づいて、韓国は、日本の国力増強を問題視しつつ、日本を共産主義陣営へ向かわせないためには、日本国内の共産主義勢力を取締り、実際日本が共産主義陣営に接近するのであれば、ムチを与えるべきであると主張した。

李承晩政権は、鳩山一郎政権の韓国に対する前向きな姿勢を踏まえて、日韓関係改善の期待を寄せていた。その一方で、李承晩政権は、鳩山政権がソ連、中国との外交、貿易関係を正常化しようとすることに對し、日本がますますアメリカから離れていくのではないかと懸念を深めていた。鳩山政権の共産圏外交の範囲が北朝鮮にまで及ぶと、韓国では、日本の共産圏外交に対する懸念の声が噴出した。韓国の懸念対象は、日本政府に止まらなかった。韓国は、日本民間貿易団体の共産圏貿易について、日本政府が共産圏と外交関係を結ぶための最初の一手であると懸念した。日本の共産圏外交に対する警戒心が強まっていく中で、韓国軍部が発した砲撃声明は、日本政府高官の武力対応論への反応であると同時に、日本と共産圏との民間交流に対する警戒心の表れでもあった。それは、日本人に脅威感を与え、対立は両国政府の意図を越えて悪化した。

日本の共産圏外交に対する李承晩政権の不信感は、アメリカだけではなく他の西側陣営の諸外国との関係にも影響を及ぼした。韓国と中華民国の間で、日本の共産圏外交が共通の課題として浮上した。韓国は、共産圏に友好的な姿勢を示す日本を西側陣営の一員として見做すことへの疑問を示し、中華民国も韓国と同じく対日強硬姿勢をとるよう促した。しかし、中華民国は、日本が中国を承認する可能性を懸念し、日本との友好関係を維持することによって、西側陣営に取り込もうとした。李承晩政権は、日ソ国交後、日本は必ず中立主義の方向に向かっていくと確信し、日本の国力増強に反対し、経済、安保構想から日本を排除し続けた。しかし、李承晩の反日外交はアメリカ及び中華民国の支持を得ることができず、外交的孤立をもたらした。

第4章では、岸や親韓派が韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重しつつ、西側陣営の一員として日韓間の反共協力へ意欲を示したことに着目し、韓国は岸や親韓派の前向きな対韓姿勢を踏まえて、「US メモランダム」の相互受容を前提とする会談再開に同意したことを明らかにした。

第3次日韓会談が決裂し、日韓会談の膠着状態が続く中で、日本では日韓関係の改善努力に取り組む民間人グループが登場し、駐日韓国代表部の実力者である柳泰夏との人脈関係が形成された。両者は、日韓問題を政治的に解決することを主張した。岸は、外相の時代から日韓関係の改善に取り組み、首相になってからは、久保田発言を撤回し、対韓請求権を放棄する旨を明らかにした。李承晩政権は、岸政権の前向きな対韓姿勢を受け、駐日韓国代表部の人事刷新を行い、柳泰夏の人脈を対日交渉に積極的に活用する体制を整えた。

日韓会談再開に向けて予備交渉が開催され、日韓は「USメモランダム」をめぐって公式・非公式の交渉を繰り返した。日本は対韓請求権を放棄したが、それは、韓国が「USメモランダム」を受け入れることを前提としていた。それに対し、李承晩は、日本の対韓請求権放棄を肯定的に評価しながらも、「USメモランダム」を受容すれば、日本がそれを利用して韓国の対日請求権の実質的効力を無力化すると警戒した。そこで岸は、訪米前に予備交渉を妥結させるために、請求権の相互放棄ではなく、韓国の対日請求権を誠意をもって交渉する旨を明らかにした。岸の政治判断にも関わらず、韓国は請求権に対する追加修正を突き付けた。結局、訪米前に予備交渉は妥結せず、韓国の交渉姿勢に対する日本の不信感が広がった。

日本内で韓国に対する批判が高まる中で、日韓は舞台裏折衝を試みた。岸や親韓派は、李承晩政権の対日不信を払拭するために、韓国の対日請求権の実質的な効力を尊重する旨を明らかにした。さらに、矢次は言論活動を通じて、植民地統治に対する謝罪の念を示した。また、西側陣営への帰属意識を強調し、日韓反共協力へ意欲を示した。対韓友好政策を展開してきた岸の影響力が弱化していくにつれ、韓国は現実的な対応として日韓会談の再開に同意した。そして、韓国は、会談再開の補完的措置として「USメモランダム」から韓国の対日請求権を分離する内容の秘密メモを求めた。岸は、韓国の対日要求に誠意をもって対応する旨の親書や特使の訪韓を提案し、予備交渉の年内妥結を迫った。こうした経緯を経て、1957年12月31日に、両国は正式会談の再開に合意した。

第5章では、李承晩政権が岸の対韓友好政策や反共姿勢を高く評価し、岸が首相にいる間に日韓会談を妥結する方針を立てたこと、しかし、在日朝鮮人の帰国問題が浮上すると対立が深まったことを明らかにした。さらに、日米安保条約改定に対する韓国の受け止め方も視野に入れて考察を行った。韓国は、日米安保条約の事前協議制度について、日本に左派政権が成立されれば、事前協議にあたり拒否権を行使すると考え、在日米軍

の円滑な作戦展開のために、旧安保条約のように同盟における日本の主権を制約するよう求め、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにした。

李承晩政権は、岸政権の対韓政策や反共姿勢を踏まえて、岸が首相の間に日韓関係を妥結する方針を固めた。李承晩は、岸の前向きな対韓好政策のみならず、彼の反共姿勢も高く評価していた。韓国は、日本国内で共産圏に友好的な姿勢を示し、中立主義を主張する政治勢力が存在する中で、岸こそ反共主義を貫く政治家であると判断し、対日友好政策を展開した。岸政権に対する韓国の友好姿勢は、裏を返せば日本中立主義の可能性という日本の将来に対する不安の反映でもあった。特使として韓国を訪問した矢次は、日本における国際冷戦と国内冷戦の中で、岸が首相として反共意識をもって日韓関係の改善に向けて尽力する心構えであると力説しつつ、植民地統治に対する謝罪の念を示した。矢次訪韓後、李承晩政権は、対日「新姿勢」を打ち出し、岸が政権を握っている間に、日韓会談を妥結する方針を固めた。

在日朝鮮人の帰国問題が表面化すると、李承晩政権は、岸に対する期待感を捨てず、その前提から帰国問題の外交的解決を試みた。日本が政府方針として在日朝鮮人の北朝鮮帰国を許可すると、韓国は日本の国内冷戦において岸が敗北したと考えた。韓国は、日朝間の帰国協定交渉中にも、日韓会談を再開し、その枠組みで帰国問題を処理することを試みるが、日朝間の帰国協定の締結を受けて、日韓間の対立が深まった。

李承晩政権は、日米新安保条約改定の事前協議制度に対して懸念を深め、アメリカとの意見対立を深めた。アメリカは、日本の中立化に対する懸念から安保条約改定を通じて日米同盟の不平等性を是正しようとした。その結果、旧安保条約と比べて、日米は「対等な協力者」に向けて一定の漸進を遂げた。こうした観点から、アメリカは、韓国に対して、日本が自らの意思で中立主義ではなく、アメリカとの同盟関係を選択したと、日米安保条約改定の戦略的意味合いを強調した。さらに、アメリカは、朝鮮半島有事に関しては、吉田・アチソン交換公文の効力が延長され、国連メンバーとしての日本は、国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動を支持すると主張した。しかし、李承晩政権は、事前協議で、日本が在日米軍の作戦展開を阻むことを懸念し、さらに日本に左派政権が成立すれば、事前協議に拒否権を行使すると考えた。李承晩政権は、近い将来において日本で政権交代が起こり、新政権下の日本は軍事力が強まることによって、アメリカの戦略に反する行動を取るようになり、日米同盟そのものが不安定化すると予想したのである。事前協議をめぐる米韓の意見の違いは、事前協議制度の域を超えて日米安

保条約の改定そのものに関わるものであった。その対立は、将来において日本の中立主義が懸念される中で、在日米軍基地をいかに位置付けるのか、その政策の前提にある対日観の違いに起因するものであった。

このように、李承晩政権は、日本軍国主義の復活や日本と共産主義陣営の提携など、日本の将来に対する不安から反日外交を展開し、日米との対立を深めていた。これは、李承晩政権の対日外交を反日ナショナリズムの表出や交渉術と捉えてきた先行研究では、見過ごされた側面である。特に、李承晩政権の対日外交は、日本の将来をめぐる不安が存在していた国際情勢の下で、日本の意図を解釈し将来像を展望する過程で形成された。そして、戦後日本を一国主義的な独自路線へ向かわせないために、何をするのかをめぐってアメリカと意見対立を深めたのである。こうして本論文は、李承晩政権の対日外交を、戦後国際秩序の中の「日本問題」という視点から再検討した。

主要参考文献・資料

1 次資料

1. 未公刊資料

(1) 韓國政府文書

① 李承晩研究院所藏

The Syngman Rhee Presidential Papers

- Official Correspondences
- The Ministry of Foreign Affairs
- Syngman Rhee's speeches/Visit to the US
- The Korean Pacific Press
- Correspondences-Out
- Ambassador You Chang Yang-Out
- Minister Pyo Wook Han-Out
- Minister Yong Shik Kim
- Minister Yu Taek Kim
- Ambassador Yu Taik Kim
- Tai Ha Yiu
- Armistice Negotiation/Mutual Defense Pact

② 韓國外交部外交史料館所藏

• 大韓民国外務部外交文書登錄番号 77 『한일회담예비회담(1951.10.20-12.4) 본회의회의록, 제 1-10 차, 1951 [韓日會談予備會談 (1951.10.20-12.4) 本會會議錄、第 1-10 次、1951] 』。

• 大韓民国外務部外交文書登錄番号 95 『제 3 차 한일회담 (1953.10.6-21) 본회의회의록 및 및 1-3 차 한일회담 결렬경위, 1953.10-12 [第 3 次韓日會談 (1953.10.6-21) 本會議會議錄及び 1-3 次韓日會談決裂經緯、1953.10-12] 』。

• 大韓民国外務部外交文書登錄番号 99 『제 4 차 한·일회담 예비교섭, 1956-58. (V.1 경무대와 주일대표부간의 교환공문, 1956-1958. [第 4 次韓·日會談予備交渉、1956-58. (V.1 景武臺と駐日代表部間の交換公文、1956-1957)] 』。

• 大韓民国外務部外交文書登錄番号 110 『제 4 차 한·일회담, 예비교섭 1956-58 (V.3 1958.1-4) [第 4 次韓·日會談、予備交渉 1956-58. (V.3 1958.1-4)] 』。

- ・大韓民国外務部外交文書登録番号 432 『경무대와 주미대사관 (공사) 교환문서 (수령), 1959 [景武臺と駐米大使館 (公使) 交換文書 (受領)、1959]』。
- ・大韓民国外務部外交文書登録番号 460 『중공 및 일본어선의 평화선 침범, 1955-1959 [中共及び日本漁船の平和線侵犯、1955-1959]』。
- ・大韓民国外務部文書登録番号 1358 『경무대와 주미대사관(한포육) 교환문서, 1959-1960 [景武臺と駐米大使館 (韓豹項) 交換文書、1959-1960]』。
- ・大韓民国外交部文書登録番号 1359 『경무대와 주미대사관(양유찬) 교환문서(발송), 1960.1-4 [景武臺と駐米大使館 (梁裕燦) 交換文書 (發送)、1960.1-4]』。
- ・大韓民国外務部文書登録番号 1361 『주미대사관 정무보고, 1960.1-4 [駐米大使館政務報告、1960.1-4]』。

2. 公刊資料

<日本語>

- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第1期(1945年-1953年)、第1卷(会談経緯・対米折衝・講和会議)』(現代史料出版、2010年)。
- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第1期(1945年-1953年)、第2卷(外務省省内準備・省庁間折衝)』(現代史料出版、2010年)。
- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第1期(1945年-1953年)、第3卷(本会議・基本関係・代表間対話)』(現代史料出版、2010年)。
- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期(1953年-1961年)、第1卷(代表間対話)』(現代史料出版、2012年)。
- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期(1953年-1961年)、第2卷(米国仲介・台湾等仲介)』(現代史料出版、2012年)。
- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料、第2期(1953年-1961年)、第3卷(外務省省内準備・省庁間折衝 本会議)』(現代史料出版、2012年)。

<英語>

- ・大蔵省財政史室編『昭和財政史-終戦から講和まで第20卷英文資料』(東洋経済新聞社、1982年)。
- ・国史編纂委員会『1950年代韓国経済関連アメリカ文書』(ソウル:国史編纂委員会、2011年)。
- ・国史編纂委員会編『한일회담 관계 미 국무부 문서 1(1952-1955)-주한·주일 미국대사관 문서철 [韓日会談関係米國務部文書 1(1952-1955) -駐韓·駐日アメリカ大使館文書綴じ]』(ソウル:国史編纂委員会、2007年)。
- ・国史編纂委員会編『한일회담 관계 미 국무부 문서 2(1952-1955)-주한·주일 미국대사관 문서철 [韓日会談関係米國務部文書 2(1952-1955) -駐韓·駐日アメリカ]

大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2007年)。

・国史編纂委員会編『한일회담 관계 미 국무부 문서 3 (1956-1958) -주한미국대사관 문서철 [韓日会談關係米國務部文書 3 (1956-1958) -駐韓アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2008年)。

・国史編纂委員会編『한일회담 관계 미 국무부 문서 4 (1956-1958)-주일미국대사관 문서철 [韓日会談關係米國務部文書 4 (1956-1958) -駐日アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2008年)。

・国史編纂委員会編『한일회담 관계 미 국무부 문서 7(1959)-주한미국대사관 문서철 [韓日会談關係米國務部文書 7 (1959) -駐韓アメリカ大使館文書綴じ』(ソウル: 国史編纂委員会、2010年)。

・ *Foreign Relations of the United States, 1947, vol. 6, Far East* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1972)

・ *Foreign Relations of the United States, 1948, vol. 1, Part.2, General: The United Nations* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976)

・ *Foreign Relations of the United States, 1949, Vol. 7, part 2, The Far East and Australasia* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976)

・ *Foreign Relations of the United States, 1950, Vol. 6, East Asia and The Pacific* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976)

・ *Foreign Relations of the United States, 1951, vol. 6, part. 1, Asia and the Pacific* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1977)

・ *Foreign Relations of the United States, 1951, vol. 7, part 1, Korea and China* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1983)

・ *Foreign Relations of the United States, 1952-1954, vol. 14, part 2, China and Japan* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1985)

・ *Foreign Relations of the United States, 1952-1954, vol. 15, part 2, Korea* (Washington D.C.: U.S. Government printing Office, 1984)

・ *Foreign Relations of the United States, 1955-1957, vol. 23, part 1, Japan*, (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1991).

・ *Foreign Relations of the United States, 1955-1957, vol. 23, part 2, Korea* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1993).

・ *Foreign Relations of the United States, 1958-1960, vol. 18, Japan; Korea* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1994)

・ *Public Papers of the Presidents of the United States: Dwight D. Eisenhower* (Washington D.C: U.S. Government Printing Office, 1960)

・ *United States-Vietnam Relations 1945-1967, Vol. 8* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1971)

3. 回顧録

<日本語>

- ・石井光次郎『回想八十八年』(カルチャ出版、1976年)。
- ・岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』(文芸春秋、1981年)。
- ・金東祚(林建彦訳)『韓日の和解－日韓交渉14年間の記録』(サイマル出版会、1993年)。
- ・矢次一夫『わが浪人外交を語る』(東洋経済新聞社、1973年)

<韓国語>

- ・金東祚『회상 80년 김동조 전 외무장관 회고록-냉전시대의 우리외교 [回想 80年金東祚前外務長官回顧録－冷戦時代の我が外交]』(ソウル：文化日報、2000年)。
- ・金溶植『희망과 도전-金溶植 외교회고록 [希望と挑戦－金溶植外交回顧録]』(ソウル：東亜日報社、1987年)。
- ・金溶植『새벽의 약속-김용식 외교 33년 [夜明けの約束－金溶植外交 33年]』(ソウル：キムヨン社、1993年)。

<英語>

- ・John M. Allison, *Ambassador from the Prairie or Allison Wonderland* (Boston: Houghton Mifflin, 1973).
- ・Robert T. Oliver, *Syngman Rhee and American Involvement in Korea, 1942-1960: A Personal Narrative* (Seoul: Panmun Book Company, 1978).

4. 政府刊行物

<韓国語>

- ・李承晩『대통령 이승만 박사담화집 [大統領李承晩博士談話集]』(ソウル：公報処、1952年)。
- ・『국회속기록 [国会速記録]』

5. 定期刊行物及びその他

<日本語>

- ・『朝日新聞』
- ・『産経時事』

<韓国語>

- ・国史編纂委員会編『자료대한민국사 [資料大韓民国史]』22卷(ソウル：国史編纂委員

会、2006年)。

・国史編纂委員会編『자료대한민국사 [資料大韓民国史]』23巻 (ソウル：国史編纂委員会、2006年)。

・『동아일보 [東亜日報]』

・『조선일보 [朝鮮日報]』

7. インターネット

・データベース『世界と日本』 <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>>

・RG84, Japan; Tokyo Office of the U.S Political Advisor for Japan; Classified General Records, 1945-1952, 320 Japan-Korea.

<<http://www.dibrary.net/archives/search.do>>

・RG84, Japan; U.S Embassy, Tokyo, General Records, 1936-1963, 320 Japan-Korea.

<<http://www.dibrary.net/archives/search.do>>

2 次資料

1. 単行本

<日本語>

・五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』(講談社、2005年)。

・池田慎太郎『日米同盟の政治史—アリソン駐日大使と「1955年体制」の成立』(国際書院、2004年)。

・石井修『冷戦と日米関係—パートナーシップの形成』(ジャパントイムズ、1989年)。

・李庭植 (小此木政夫・古田博司訳)『戦後日韓関係史』(中央公論社、1989年)。

・李鐘元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I—東アジア冷戦編』(法政大学出版局、2011年)。

・井上正也『日中国交正常化の政治史』(名古屋大学出版会、2010年)。

・梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読む—「フォーリン・アフェアーズ」の目』(中央公論者、1993年)。

・太田修『日韓交渉 - 請求権問題の研究』(クレイン、2015年)。

・小此木政夫編著『北朝鮮ハンドブック』(講談社、1997年)。

・神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第1巻 (日本国際問題研究所、1976年)。

・菊池喜晃『北朝鮮帰国事業—「壮大な拉致」か「追放」か』(中公親書、2009年)。

・木宮正史『国際政治のなかの韓国現代史』(出川出版会、2012年) 36頁。

・久保文明編著『アメリカにとって同盟とはなにか』(日本国際問題研究所、2013年)。

・サミュエル・ハンチントン (鈴木主税訳)『文明の衝突』(集英社、1998年)。

・信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』(弘文堂、2014年)。

- ・添谷芳秀『日本の「ミドルパワー外交」－戦後日本の選択と構想』（ちくま新書、2005年）。
- ・外岡秀俊・三浦俊・本田優『日米同盟半世紀－安保と密約』（朝日新聞社、2001年）。
- ・高崎宗司『検証日韓会談』（岩波書店、1996年）。
- ・高崎宗司・朴正鎮編『帰国運動とは何だったのか－封印された日朝関係史』（平凡社、2005年）。
- ・高崎宗司『「妄言」の原形－日本人の朝鮮観』（木犀社、2014年）。
- ・陳肇斌『戦後日本の中国政策－一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』（東京大学出版会、2000年）。
- ・テッサ・モリスースズキ（田代泰子訳）『北朝鮮へのエクソダス－「帰国事業」の影をたどる』（朝日新聞出版、2011年）。
- ・豊田祐基子『日米安保と事前協議制度－「対等性」の維持装置』（吉川弘文館、2015年）。
- ・中島信吾『戦後日本の防衛政策－「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、2006年）。
- ・橋本文男『昭和史を動かした男矢次一夫』（山手書房、1980年）。
- ・波多野澄雄『歴史としての日米安保条約－機密外交記録が明かす「密約」の虚実』（岩波書店、2010年）。
- ・原彬久『日米関係の構図－安保改定を検証する』（NHK ブックス、1991年）。
- ・原彬久『岸信介－権勢の政治家』（岩波書店、1995年）。
- ・朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945－1965－封印された外交史』（平凡社、2012年）
- ・細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集－1945－97』（東京大学出版会、1997年）。
- ・マイケル・シャラー（市川洋一訳）『「日米関係」とは何だったのか－占領期から冷戦終結後まで』（草思社、2004年）。
- ・吉澤清次郎監修『日本外交史 28－講和後の外交 (I) 対列国関係 (上)』（鹿島平和研究所、1973年）。
- ・吉澤文寿『戦後日韓関係－国交正常化交渉をめぐる』(クレイン、2015年)。
- ・吉田茂『世界と日本』（中央公論社、1992年）。
- ・吉田真吾『日米同盟の制度化－発展と進化の歴史課程』（名古屋大学出版会、2012年）。
- ・吉田則昭『緒方竹虎と CIA－アメリカ公文書が語る保守政治家の実像』（平凡社、2012年）。
- ・若宮啓文『戦後 70 年保守のアジア観』（朝日新聞出版、2014年）。
- ・渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、1986年）。
- ・『岩波講座現代 6 冷戦－政治的考察』（岩波書店、1963年）。
- ・『岩波講座 近代日本と植民地 8－アジアの冷戦と脱植民地化』（岩波書店、1993年）。

< 韓国語 >

- ・姜鸞郷『주일한국대표부 [駐日韓国代表部]』(ソウル: 東亜 PR 研究所出版部、1966年)。
- ・權五琦『권오기 정계비화 대담-현대사 주역들이 말하는 정치증언 [權五琦政界秘話對談-現代史主役たちが語る政治証言]』(ソウル: 東亜日報社、1986年)。
- ・朴明林『한국전쟁의 발발과 기원Ⅱ-기원과 원인 [韓國戰爭の勃發と起源Ⅱ-起源と原因]』(ソウル: ナナム出版、1996年)。
- ・朴鎮希『한일회담-제1공화국의 對日정책과 한일회담 전개과정 [韓日會談-第1共和國の對日政策と韓日會談の展開過程]』(ソウル: 先人、2008年)。
- ・朴喆熙『자민당 정권과 전후 체제의 변용 [自民黨政權と戰後體制の變容]』(ソウル: ソウル大學出版文化院、2011年)。
- ・申旭熙『순응과 저항을 넘어서-이승만과 박정희의 대미정책 [順応と對抗を越えて-李承晩と朴正熙の對米政策]』(ソウル: ソウル大學校出版文化院、2010年)。
- ・延世大學校現代韓國學研究所編『이승만 대통령 재임기 문서목록 I·II(1948-1960) [李承晩大統領在任期文書目錄 I·II(1948-1960)]』(ソウル: 延世大學校現代韓國學研究所、2012年)。
- ・李東俊・張博珍編著『미완의 해방-한일관계의 기원과 전개 [未完の解放-韓日關係の起源と展開]』(ソウル: 아ヨン出版部、2013年)。
- ・李元德『한일 과거사 처리의 원점-일본의 전후처리 외교와 한일회담 [韓日過去史處理の原点-日本の戰後處理外交と韓日會談]』(ソウル: ソウル大學出版部、1996年)。
- ・張博珍『식민지 관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가-한일회담이라는 역설 [植民地關係精算はなぜ成し遂げられなかったのか-韓日會談という逆説]』(ソウル: 논ヒョン、2009年)。
- ・張博珍『미완의 청산-한일회담 청구권 교섭의 세부과정 [未完の清算-韓日會談請求權交渉の細部課程]』(ソウル: 歷史空間、2014年)。
- ・中央日報編『남기고 싶은 이야기들 2-경무대 사계 [殘したい話 2-景武臺四季]』(ソウル: 中央日報社、1973年)。

< 英語 >

- ・Syngman Rhee, *Japan Inside out: The Challenge of Today* (New York: Flenning H. Revell Company, 1941).
- ・Robert T. Oliver, *Verdict in Korea* (State College, PA: Bald Eagle Press, 1952).

2. 論文

< 日本語 >

- ・安昭榮「日韓會談と日本国内政治—一九六〇年の局面轉換期を中心に」、李鐘元・木宮正

史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I - 東アジア冷戦編』(法政大学出版会、2011年)。

・太田修「李承晩政権の対日政策－『対日賠償』問題を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第34号(1996年)。

・太田修「第一次日韓会談再考－基本条約及び財産請求権問題を中心に」『朝鮮学報』第180号(2001年)。

・太田修「日韓財産請求権『経済協力』構想の再考」『歴史学研究』第937号(2015年10月増刊号)。

・池田慎太郎「自民党の『親韓派』と『親台派』－岸信介・石井光次郎・船田中を中心に」、李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I』(法政大学出版局、2011年)。

・石井修『「政治経済戦争」としての米国対外経済政策』『国際政治』70号(1982年5月)。

・泉川泰博「日ソ国交回復交渉をめぐる日本の自主外交模索とアメリカの対日戦略」『国際政治』第144号(2006年、2月)。

・李鍾元「戦後アメリカの極東政策と韓国の脱植民地化」、『岩波講座 近代日本と植民地 8 - アジアの冷戦と脱植民地化』(岩波書店、1993年)。

・李鍾元「韓日会談とアメリカ『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号(1994年1月)。

・李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』(東京大学出版会、1996年)。

・伊藤隆『「矢次工作」が拓いた国交交渉』『This is 読売』第9巻10号(1999年1月)。

・金恩貞「日韓国交正常化交渉における日本政府の政策論理の原点－『対韓請求権論理』の形成を中心に」『国際政治』第172号(2013年2月)。

・金恩貞「日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程－初期対韓政策の変容と連続、1953－1957年」『神戸法学雑誌』第64巻3・4号(2015年)。

・金恩貞「1950年代初期、日本の対韓請求権交渉案の成立過程－『相互放棄プラスアルファ』案の形成を中心に」『アジア研究』第62巻1号(2016年1月)。

・金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」『国際政治』第131号(2002年10月)。

・倉田秀也「日米韓安保提携の起源－『韓国条項』前史の解釈的再検討」『日韓歴史共同研究委員会報告書』(2003年)。

・阪田泰代「米国のアジア太平洋集団安全保障構想と米韓同盟－『地域同盟』として米韓同盟の起源、一九五三－一九五四」、鐸木朋之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治－冷戦の展開と変容』(慶應義塾大学出版会、2005年)。

・坂本一哉『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年)。

・坂本義和「日本における国際冷戦と国内冷戦」『岩波講座現代 6 冷戦－政治的考察』(岩波書店、1963年)。

・佐々木卓也「アメリカの外交的伝統・理念と同盟」久保文明編著『アメリカにとって同盟

とはなにか』(日本国際問題研究所、2013年)。

・ジョン・フォスター・ダレス「太平洋の安全保障と日米関係」、梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読む—「フォーリン・アフェアーズ」の目』(中央公論者、1993年)。

・鐸木朋之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治—冷戦の展開と変容』(慶應義塾大学出版会、2005年)。

・千代田浪士「政界麻の如く乱れたり—政界夜話—斜陽に立つ岸政権に迫る五人男」『文芸春秋』(1959年4月)。

・戸川猪佐武「日本のコリアン・ロビィ」『中央公論』第74巻8号(1959年6月)。

・南基正「韓国民族主義の展開と日韓関係—分析的研究のための試論」『日本研究論争』第24号、2006年。

・鍋山貞親「再訪に思う」『新国策』第4巻25号(1956年9月25日)。

・西原正「日本外交と非正式接触者」『国際政治』第75号。

・朴正鎮「在日朝鮮人の『帰国問題』の国際的脈略—日朝韓三角関係を中心に」『現代韓国朝鮮研究』第5巻(2005年11月)。

・朴正鎮「日韓会談と日朝関係一九五〇—一九五九年」、李鐘元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I』—東アジア冷戦編』(法政大学出版局、2011年)。

・朴正鎮「在日朝鮮人『帰国問題』—新しい論点と課題」『歴史学研究』第937号(2015年10月増刊号)。

・保城広至「岸外交評価の再構築—東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」『国際関係論』第17号(2001年9月)。

・細谷雄一「イギリス外交と日米同盟の起源、一九四五—五〇—戦後アジア太平洋の安全保障枠組みの形成過程」『国際政治』第117号(1998年3月)。

・御手洗辰雄「中国と日本と」『新国策』第4巻24号(1956年9月15日)。

・森田芳夫「日韓関係」、吉澤清次郎監修『日本外交史 28—講和後の外交 (I) 対列国関係 (上)』。

・矢次一夫「帰路に立つ日本」『新国策』第4巻15号(1956年6月5日)。

・矢次一夫「私のページ」『新国策』第5巻11号(1957年4月15日)。

・矢次一夫「私のページ」『新国策』第6集4号(1958年2月5日)。

・矢次一夫「李大統領と会見して—訪韓第一号としての印象を語る」『新国策』第6集15号(1958年5月25日)。

・山本岡史「日韓関係と矢次一夫」『国際政治』第75号(1983年10月)。

・有識者委員会「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会の報告書」(2010年3月9日)。

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/kekka.html>>

・吉澤文寿「日韓会談における請求権交渉の再検討—日本政府における議論を中心として」『歴史学研究』第920号(2014年7月)。

- ・ロジャー・ディングマン「対日講和と小国の立場－ニュージーランドとフィリピンの場合」、渡邊昭雄・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、1986年）。
- ・「李承晩の秘書－秘密文書・重要メモ－六点－浮かび上がった『矢次参謀本部』（発掘日韓交渉秘話）」『This is 読売』第9巻10号（1999年1月）。
- ・「韓国訪問を前にして－全面国交回復の前提となるもの」『新国策』第6巻2号（1958年1月15日）。
- ・「（発掘日韓交渉秘話）日韓交渉秘密文書（資料）－石井工作・矢次工作・暫定合意文書」『This is 読売』第9巻10号（1999年1月）。

<韓国語>

- ・金暎浩「이승만의 국제정치관에 관한 연구－『일본내막기』를 중심으로 [李承晩の国際政治観に関する研究－『日本内幕記』を中心に]」『韓国政治外交史論叢』第38巻1号、2016年。
- ・金一榮「이승만 정부에서의 외교정책과 국내정치－북진·반일정책과 국내 정치경제와의 연계성 [李承晩政府における外交政策と国内政治－北進・反日政策と国内政治経済との連帶性]」『國際政治論叢』第39集3号、1999年。
- ・南基正「샌프란시스코 평화조약과 한일관계－‘관대한 평화’와 냉전의 상관성 [サンフランシスコ平和条約と韓日関係－『寛大な平和』と冷戦の相関性]」『東北亜細亜論叢』第22号、2008年12月。
- ・盧琦燾「이승만정권의 태평양동맹 추진과 지역안보구상 [李承晩政權の太平洋同盟推進と地域安保構想]」『地域と歴史』第11号、1999年。
- ・朴榮濬「이승만의 국제질서인식과 일본관－식민지 시기에 있어 망국(亡国)과 건국(建国)의 문제 [李承晩の國際秩序認識と日本觀－植民地時期における亡国と建国の問題]」『韓國政治外交史論叢』第31巻1号、2009年。
- ・朴鎮希「韓·日국교수립 과정에서 ‘韓·日인맥’의 형성과 역할 [韓·日国交樹立過程における『韓·日人脈』의 形成と役割]」『歷史問題研究』第9号、2002年。
- ・朴鎮希「戰後韓日관계와 샌프란시스코 平和条約 [戰後韓日關係とサンフランシスコ平和条約]」『韓國史研究』第131号、2005年。
- ・朴泰均「반일을 통한 또 다른 일본 되기－이승만 대통령의 대일인식 [反日を通じてもう一つの日本になる－李承晩大統領の対日認識]」『日本批評』第3号、2010年。
- ・申旭熙「‘일본문제’에서 ‘북한문제’로－한국전쟁을 통한 동북아시아에서의 위협전이 [『日本問題』から『北朝鮮問題』へ－朝鮮戦争を通じた北東アジアにおける脅威トランジション]」『韓國政治外交史論叢』第38巻1号、2016年8月。
- ・安昭榮「한일관계와 ‘비정식접촉자(非正式接觸者)’－국교정상화 성립 전후로부터 1970년대의 초반까지 [韓日關係と『非正式接觸者』－国交正常化成立の前後から1970年代の前半まで]」『韓國外交政治史論叢』第33集1号、2011年。

- 李東俊·張博鎮 「서론-해방인가, 분리인가 [序論-解放か、分離か]」、李東俊·張博珍編著『미완의 해방-한일관계의 기원과 전개 [未完の解放-韓日關係の起源と展開]』(ソウル:アヨン出版部、2013年)。
- 李東俊 「1960년 미일 ‘한국 밀약’의 성립과 전개 [1960年米日『韓国密約』の成立と展開]」『外交安保研究』第6卷第2号、2010年12月。
- 李元德 「한일회담에서 나타난 일본의 식민지 지배 인식 [韓日會談に現れた日本の植民地支配認識]」『韓國史研究』第131号、2005年12月。
- 劉義相 「샌프란시스코 대일강화회의와 한국의 참가문제-한국의 내재적(內在的) 요인과 그 영향 [サンフランシスコ対日講和會議と韓國の參加問題-韓國の內在的要因とその影響]」『史林』第53卷、2015年。
- 王恩美 「아시아민족반공연맹의 주도권을 둘러싼 한국과 중화민국의 갈등과 대립(1953-1956)[アジア民族反共連盟の主導權をめぐる韓國と中華民國の葛藤と対立(1953-1956)]」『亜細亞研究』第56卷3号、2013年。
- 全香淑 「한일회담 교섭대표들의 역할에 관한 연구 [韓日會談交渉代表たちの役割に関する研究]」国民大学校地域大学院修士學位論文、2008年。
- 鄭城和 「샌프란시스코 平和條約과 韓國·美國·日本의 外交政策의 考察 [サンフランシスコ平和條約と韓國·米國·日本の外交政策の考察]」『人文社會研究論叢』第7号、1990年2月。
- 죠·ムヒョン 「아시아민족반공연맹(APACL)의 창설과 좌절-역할 이론을 통한 한미 갈등의 개념화 [アジア民族反共連盟(APACL)の創設と挫折-役割理論を通じた韓米葛藤の概念化]」『世界政治』第29集2号、2008年。
- 車相哲 「아이젠하워, 이승만 그리고 1950년대 한미관계 [アイゼンハワー、李承晩そして1950年代の韓米關係]」『米國史研究』第13集、2001年。
- 崔喜植 「이승만 정부 시기의 한일관계-한미일 냉전전략의 불협화음과 한일관계의 정체 [李承晩政府時期의 韓日關係-韓米日冷戰戰略의 不協和音と 韓日關係의 停滯]」『世界地域研究論叢』第27集3号、2009年。
- 崔榮鎬 「이승만 정부의 태평양동맹 구상과 아시아민족반공연맹 결성 [李承晩政府의 太平洋同盟構想と 아시아民族反共連盟結成]」『國際政治論叢』第39集、2号、1999年。
- 外村大 「연구논문 1:일본인은 조선 식민지 지배를 어떻게 생각해 왔는가-망각, 정당화, 오해와 그 요인 [研究論文1:日本人は朝鮮植民地支配をいかに考えてきたのか-忘却、正当化、誤解とその要因]」『日本空間』第15卷、2014年。

<英語>

- Aron Forsberg, “Eisenhower and Japanese Economic Recovery: The Politics of Integration with the Western Trading Bloc, 1952-1955,” *The Journal of American-East Asian Relations*, Vol. 5, No. 1 (Spring 1996).

- Dale C. Copeland, “The Constructivist Challenge to Structural Realism,” *International Security*, Vol. 25, No. 2 (Fall 2000)
- G. John Ikenberry, “Institutions, Strategic Restraint, and the Persistence of American Postwar Order,” *International Security*, Vol. 23, No. 3 (Winter, 1998-1999).
- Michael Schaller, “Securing the Great Crescent: Occupied Japan and the Origins of Containment in South Asia,” *The Journal of American History*, Vol. 68, No. 2 (September 1982).
- Sadako Ogata, “Japanese Attitude toward China,” *Asian Survey*, Vol. 5, No. 8 (August, 1965).
- Timothy M. Temerson, “Double Containment and the Origin of the U.S.-Japan Security Alliance,” The MIT Japan Program.

< <https://dspace.mit.edu/handle/1721.1/17094> >